

令和五年九月定例会

令和 5 年第 3 回

菊陽町議会 9 月定例会会議録

令和 5 年 9 月 5 日～9 月 19 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

令和5年第3回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
9 / 5	火	開会・行政報告・提案理由説明・決算審査報告 議案審議（認定第1号～認定第6号、議案第42号）質疑・委員会付託、 （報告第11号～報告第12号）質疑
9 / 6	水	一般質問（5人）
9 / 7	木	一般質問（4人）
9 / 8	金	一般質問（4人）
9 / 9	土	休会
9 / 10	日	休会
9 / 11	月	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
9 / 12	火	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
9 / 13	水	休会（議案調査）
9 / 14	木	休会（議案調査）
9 / 15	金	議案審議（議案第43号～議案第55号、同意第4号）質疑・討論・表決、 （報告第13号～報告第14号）質疑
9 / 16	土	休会
9 / 17	日	休会
9 / 18	月・祝	休会
9 / 19	火	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

令和5年第3回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	坂本 秀則 (P54～)	1. 農業の振興と発展について	地下水涵養に繋がる、食料米作付水田に対して補助事業の対象とする方針だが、実施要項等作成されているのか問う。
		2. 町振興と発展について	(1) 今後の下水道事業について6月定例会後、何らかの進展は、あったのか問う。 (2) 役場本庁舎は、大規模改修なのか新築するのか町長の考えを問う。 (3) T S M C 第2工場の本町への誘致は、進んでいるのか問う。
		3. スポーツ振興と健康増進について	(1) スポーツ振興及び健康増進の為に全小学校・中学校にナイター設備を設置するべきではないか。 (2) 新野球場建設構想は、進んでいるのか問う。
		4. 農地の保全について	(1) 原水工業団地周辺の農地で、不動産会社及びデベロッパー等と売買契約を結んでいる農地が、耕作放棄地化しているが、なにか対策は、おこなっているのか問う。 (2) 農地売買の法令等のルールを農地地権者に向けて積極的に周知する時ではないか。
2	吉村 恭輔 (P72～)	1. 選挙について	(1) 今回の町議会議員選挙の投票率は、44.48%であった。2007年の町議会議員選挙の投票率は59.31%であり、約15%低下している。低下の原因をどう考えているのか。 (2) 投票所の見直しにより、投票所が減少したのが投票率低下の一因と考えるが、見解はどうか。 (3) 今後、菊陽町は人口の増加が予想されているが、このままではさらに投票率は低下していくと思われる。投票率を向上させるため、どのような取り組みをしているのか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 高齢者の免許証返納について	(1) 町長の72の提言に免許証返納制度の推進とあるが、どれぐらいの人が免許証を返納したのか。 (2) 免許証を保有する高齢者に話を聞いたが、返納すると不便になるから返納に踏み切れないと話していた。町の支援策は、免許証返納時3万円分のタクシー利用券を1回限り交付であるが、今後さらなる支援策は考えているのか。
		3. キャロッピー号と乗合タクシーについて	(1) キャロッピー号、乗合タクシーの1日当たりの平均利用者数は何人か。 (2) 町が運行を委託しているキャロッピー号と乗合タクシーであるが、公共交通または福祉サービスで運行しているのか。またこの事業に費用対効果を求めているのか。 (3) 高齢者の免許証返納を推進する事を考えても公共交通網の拡充は必要と思うが、今後町はキャロッピー号、乗合タクシーを充実させていく考えはあるのか。
		4. ヤングケアラーについて	(1) ヤングケアラーと思われる者も含めて菊陽町には対象者は何人いるのか。 (2) ヤングケアラー状態にある児童、生徒に対する支援体制はどのようになっているのか。また実際どのような支援がおこなわれているのか。 (3) 今後、町としてヤングケアラー対策の職員を配置する等の支援体制を強化する考えはあるか。
		1. 役場職員の年次有給休暇（年休）取得について	(1) 職員の年休取得日数（5年間）の推移及び県内市町村との比較を示せ。 (2) 年休取得向上に向けて、町の考えと目標値を示せ。
3	廣瀬 英二 (P83～)	2. 菊陽町文化財について	(1) 先人たちにより、多くの文化財が残されている。近年の様々な開発により、地域の文化や歴史的景観が失われつつある。文化財の保存・保護について、町の考えを示せ。 (2) 文化財及び菊陽町の歴史を後世に伝えていく取り組みについて町の考えを示せ。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 公共施設の大規模改修事業について	<p>(1) 役場庁舎を含めた大規模改修について、令和3年9月の議員連絡協議会で説明を受けたが、大手企業などの進出で状況は大きく変わってきた。これまでの同僚議員の一般質問に対し、建て替えの必要性について言及され、現在の計画を一旦中断し、改めて庁舎の建て替えを含めた検討を進めていくとの回答であった。現在の進捗状況を示せ。</p> <p>(2) 建て替えの検討を進める中で、菊陽町の歴史を後世に伝える歴史資料館設置が必要と考えるが、町の考えを示せ。</p>
		4. 光の森駅周辺の施設整備について	<p>(1) 光の森駅横断歩道橋の進捗状況を示せ。</p> <p>(2) 鉄砲小路踏切の拡張事業は、令和5年度からの計画となっているが、工事着手予定を示せ。</p>
		5. 高齢者等の支援について	<p>(1) 高齢者等が生きがいをもって生活できる支援策を示せ。</p> <p>(2) 菊陽町を日本一、介護に強い町にするための、町の取り組みを示せ。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	甲斐 榮治 (P97～)	1. 菊陽町及びその周辺地域に展開する企業群の水資源活用について	<p>(1) J A S Mの水資源活用について</p> <p>①第2工場が第1工場に近接して作られると仮定すれば、使用水量はどのようになると推定されるか。</p> <p>②竜門ダムからの取水について、農業用水との調整はできるのか。また水の浄化技術は十全か。</p> <p>③地下水保全の五者協議体ができているが、湛水による地下水涵養の事業以外、今後どのような事業に取り組むのか。</p> <p>④関連地域の開発が進み、地表がコンクリートや建造物で覆われる面積が増えれば、地下水を涵養する土地が失われるのではないか。開発と緑地及び農地確保のバランスをどのように進めていくか。</p> <p>⑤地下水を汲み上げる時点での汚染の可能性はあるか。</p> <p>⑥使用後の水について、P F A S（有機フッ素化合物）による汚染が指摘されているが、浄化技術は万全であるか。使用水は下水道を通じて北部流域浄化センターで浄化された後河川に放流される。坪井川や白川下流域及び有明海汚染の可能性はないか。</p> <p>⑦使用水の70～75%は循環使用すると発表されているが、循環率を上げることは可能か。また循環水はどの時点で排出されるのか。その排水の管理責任はどこが主体的に負うのか。</p> <p>⑧排水の水質基準値は何を根拠として設定されているか。誰が測定し、管理するか、そのシステムを示せ。</p> <p>(2) J A S Mの地元自治体として、菊陽町は他の誘致企業群を含めた水使用の現状及び未来状況を総括的に把握し、情報を公開して、住民の理解を得るべきである。菊池南部地域の産業拠点化のためにも必須と考えるが、如何か。</p>
		2. J A S Mに関する今後の課題について	<p>(1)水の循環使用率の引き上げを求めるとはではないか。</p> <p>(2) J A S Mの担当分野は、半導体製造の前工程である。即ち、完成品となる後工程の工場は国内にはない。後工程をカバーする工場を近接地に建設するよう、県・国・企業に要請するべきではないか。</p> <p>(3)現菊陽町総合計画の見直しは急務と考えるが、町の認識を問う。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	西本 友春 (P113～)	1. 動物愛護について	(1) 野良猫対策の周知活動をどのようにおこなっているのか。 (2) 迷子や保護した猫や犬の飼い主探しをどのようにおこなっているのか。 (3) 熊本県が実施している「飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用補助事業」について。 ① 予算をオーバーしたときの対策をどのように考えているのか。 ② 手続き等に時間がかかり、面倒くさいとの意見があるが町としての支援をどのように考えているのか。 ③ 町独自としての対策をどのように考えているのか。
		2. 空き缶とペットボトル回収について	空き缶とペットボトルの月1回の回収を2回に増やすことはできないのか。
		3. 熱中症対策について	(1) 小中学校の体育館へのエアコン設置を加速すべきと提案するが、どのように考えているのか。 (2) 小中学校への給水スポットの設置をどのように考えているのか。
		4. 結婚新生活支援事業について	(1) 令和4年度事業の検討継続の結果はどのようになっているのか。 (2) 令和5年度事業への取り組みはどのようになっているのか。
		5. 予防接種について	(1) おたふくかぜのワクチン接種への助成時期をどのように考えているのか。 (2) 帯状疱疹予防接種への助成をどのように考えているのか。
6	上田 茂政 (P132～)	1. 今後の財政について	(1) 人口増加などで義務的経費が増えているが、政策に投じる予算は、十分確保できるのか。 (2) 令和6年度から不交付団体になると予想するが、町の見込みはどうか。 (3) 地方債の残高の見通しはどうか。
		2. 渋滞への取り組みについて	(1) 住吉熊本線、辛川鹿本線等の慢性的な渋滞問題の取り組みはどうか。また、渋滞等で農道へすり抜けする車が多くみられ、農家が困っている。対策、規制はできないか。 (2) 原水工業団地への企業誘致による交通渋滞について、住民への説明をすべきではないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 雨水浸透策や涵養策などの取組みについて	<p>(1) J A S M稼働により大量の地下水を使用するとされており、町内外でも不安の声が聞こえる。少しでも地下水涵養を促進するため、町としてできる対策を町民へ意識喚起のため、雨水浸透柵事業をさらに促進するべきであるがどう考えているか。</p> <p>(2) 誘致側としての地下水涵養対策など多数あるが、具体的にどう推進または啓発していくか。</p> <p>(3) 5月に、県、J A S M、関係機関と地下水涵養の推進に関する協定を結んだが、その後の進捗状況及び具体的にどのような涵養対策等を進めているのか。</p>
7	佐藤 竜巳 (P145～)	1. 町道の道路改良整備について	<p>(1) 川久保南方線（通称すずめ坂）を今後どのように道路整備を進めるのか。又、町道南方大人足線に接続の考えはあるか。</p> <p>(2) 南方区公民館南側の東西200mの生活道路を区長から舗装の要望がでていると思うが、なぜできないのか。</p>
		2. 公園の管理について	<p>(1) 柳水湧水公園の樹木剪定は、年何回実施しているのか。</p> <p>(2) 柳水湧水公園にある池の水位が減っているため、町は水源の調査を実施すると聞いているが、今後の対策はどうか。</p> <p>(3) さんふれあの東側のスポーツ広場の天然芝の管理をどのようにおこない、年間の費用はどのくらいかかるか。</p> <p>(4) スポーツ広場の天然芝の半面を人工芝にできないのか。</p>
		3. 中学校部活動について	国（文部省）が推進する部活動の廃止に対し、町はどのような考えで進めていくのか。
		4. 農業の振興について	<p>(1) 農地の保全と転用（開発）のバランスをどのようにして保つのか。</p> <p>(2) 町は線引を考えるべきではないか。</p>
		5. 快適な登下校について	熱中症予防対策としてランドセルに保冷剤（パット）を取り付ける予算を計上できないか。
		6. 安心・安全なまちづくりについて	安心・安全なまちづくりに貢献されている見守隊や交通指導員に感謝状を贈呈する考えはないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
8	藤本 昭文 (P159～)	1. T S M C進出によるメリット・デメリットについて	<p>(1) 現在、本町ではT S M Cの進出による、メリット・デメリットについての議論が様々な形で行われているが、どれも綿密な検証に基づくデータや科学的根拠に乏しく、町民の不安払拭に至っていない。</p> <p>町は早急にこの問題に取り組み、メリット・デメリットについてしっかりとした根拠を示し町民に開示するべきと考えるが、町の考えはどうか。</p> <p>(2) T S M C進出によるメリットについて、税金や経済効果など具体的な試算は行っているのか。</p>
		2. 交通渋滞対策におけるソフト面の強化について	<p>(1) 現在、急速な都市化や人口増加、またT S M C進出などの要因により町内の交通渋滞が大きな問題となっているが、対策の柱となっている道路整備については早くても5年から10年の時間が必要となる。</p> <p>町民の中には、即効性・実効性のあるソフト面の強化を望む声も少なくないが、町はどう考えているか。</p> <p>(2) 国の防災対策においては、スーパーコンピュータを用いた被害想定や避難状況についてのシミュレーションが活用され、防災対策の構築に寄与しているが、本町の交通渋滞対策にもこういった先端技術を活用することはできないか。</p>
9	大久保 輝 (P169～)	1. ふるさと寄付金について	<p>(1) 令和4年度のふるさと寄付金の、農産品・農産加工品等の金額・割合はどのようになっているのか。</p> <p>(2) 今後、ふるさと寄付金をさらに増やすための取り組みは、どのように考えているか。</p> <p>(3) 農産品・農産加工品を増やすための取り組みはできないか。</p>
		2. L G B T理解増進法について	<p>(1) L G B T理解増進法が成立したことによって、本町においてなにか事業が計画されているのか。</p> <p>(2) 今後トラブルなどが起こった際の対応策は検討されているか。</p> <p>(3) 小中学校において、子どもへのL G B T教育を行うのか。</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 新型コロナウイルスワクチンに関して	(1) 新型コロナウイルスワクチンの町内での副反応についての状況はどうなっているか。 (2) 新型コロナウイルスワクチンの全国の副反応状況について町は把握しているか。 (3) 今後も新型コロナウイルスワクチンの接種を推進する必要があるのか。
		4. マイナンバーカードについて	(1) マイナンバーカードを健康保険証として利用するよう推進しているが、そのメリットとデメリットはなにか。 (2) 町民への説明をわかりやすくするべきではないか。
		5. 光の森防災広場隣接地について	光の森防災広場に隣接する土地について、今後の活用方法など計画はあるか。
10	中岡 敏博 (P192～)	1. 交通安全対策等について	(1) 本町における交通事故発生件数、その推移についてどのように把握し原因等をどのようにとらえているのか。 (2) 今後、交通安全対策についてどのように考えており、関係する機関（国土交通省・熊本県・警察・近隣自治体）との協議はどのようにおこなっているのか。 (3) 菊陽町通学路交通安全プログラムに関する対策の実施で、課題についてどのように対応していくのか。また、ソフト面での旗振り研修、交通安全教室はおこなっているのか。 (4) 地図上に交通事故発生箇所、通学路危険箇所、未就学児が日常的に集団で移動する経路の危険箇所、こども110番の家、不審者出現箇所をマーキングした安全安心マップの作成、ホームページへの掲載について町はどのように考えるのか。
		2. 町民の見守りにについて	(1) 本町にこども110番の家があるが、だれが責任者であり、設置目的、ガイドライン、子どもたちへの周知はどのようにおこなっているのか。 (2) 認知症等行方不明者の早期発見、高齢者の見守りなどについてどのように考え、対策を講じているのか。 (3) 子ども、高齢者、外国にルーツがある人々が困ったとき、緊急時に立ち寄り、駆け込めるなどの（仮称みんなを守る家）等の設置、登録は考えられないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
11	小林久美子 (P207～)	1. 水循環型営農事業について	(1)現在の取り組み状況についてどうなっているのか。 (2)稲作農家は補助対象にならないのか。 (3)水張り涵養水田への補助を稲作農家全体に拡充し、農業を守ることが必要だと考えるがどうか。 (4)地下水保全のために、竜門ダムの水を利用すると報道されているが、その後の進捗状況はどうか。もっと説明が必要ではないか。
		2. 有機フッ素化合物の検査について	(1)熊本市や合志市の地下水からも有機フッ素化合物が検出されている。菊陽での検査の結果はどうだったのか。 (2)現在の有機フッ素化合物の基準はどうなっているのか。
		3. 熊本地域総合地下水保全計画に関連して	(1)T S M Cをはじめ半導体関連企業、一連の開発に伴う事業所、住民の地下水の取水総量は、今後どう変化していくと予測しているのか。 (2)T S M C進出に伴う白川中流域（涵養域）への企業立地、誘致計画による地下水涵養の減少はどうか。
12	馬場 功世 (P220～)	1. 県の指針に即して、南小学校区に「集住ゾーン」の設定について	菊陽町の南小学校区は、市街化調整区域に位置づけられており、集落内開発区域内にしか住宅や店舗の建設ができず、県道瀬田熊本線にはコンビニが1店舗も存在しない。そのため、集落内の土地利用の有効性を高めるために県の指針「市街化調整区域内地区計画の協議に関する指針」に基づき南小学校区において、既存集落を中心に「集住ゾーン」を設定し、新たな住民受入を容易にし、既存集落の衰退を防ぎ、生活環境及び地域活力の維持・向上を図ることはできないか。
		2. 図書館ホールの改装について	(1)図書館ホールの改装について、具体的にどう改装するのか。その中で、緞帳の上下操作について、MC側に移せないか。出演者の終了と緞帳の開閉のタイミングがずれることが度々ある。 (2)楽屋が狭く、着替えや音合わせ等では、裏の駐車場にテントを張って急場をしのいでいる状況であり改善できないか。
		3. 白川堤防（津久礼側）のかさ上げについて	本格的な対策として堤防のかさ上げが決定しているが、早急な着工を県に要望すべきではないか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		4. 菊陽町社会福祉協議会キャロットサービスについて	(1) 菊陽町ボランティアセンターが主体となって活動されているが、その中でキャロットサービスについて、協力会員に支払われる料金が30分400円となっている。最低賃金水準まで引き上げることはできないか。 (2) ファミリーサポートセンターの活動には町からの補助もあっているが、補助がっていないのはなぜか。
		5. 上津久礼の狭隘道路の交通規制や道路拡幅について	県道辛川鹿本線と県道瀬田立田線が交差する上津久礼から量販店に行く生活道路は交通量が多く、高齢者や子どもたちの通行が危険な状態である。交通規制や道路の拡幅等改善はできないか。
13	鬼塚 洋 (P233～)	1. ふるさと納税について	(1) 町へのふるさと納税額はどのように推移しているか。本年10月の制度改正を踏まえ、今後の納税額の見通しをどのように考えているか。 (2) (1)の納税額に占める経費（返礼品代、事務手数料等）の内訳と割合はどのようになっているか。経費を減らすための取組みをどのようにおこなっているか。 (3) 町民の他の自治体へのふるさと納税額（実質的な町の減収額）はどのように推移しているか。 (4) (1)ないし(3)を踏まえ、黒字を継続していく取組みについてどのように考えているか。
		2. 子どもの貧困対策について	(1) 町の18歳未満の子どものいる世帯数とこれに占める生活困窮世帯数、ひとり親世帯数の割合はどうなっているか。 (2) 「第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画（計画年度：令和2年度～令和6年度）」のうち、「子どもの貧困対策プロジェクト」はどのように実施されているのか。計画も既に半ばを過ぎているが、子どもの貧困の解消にどのような影響が現れているのか。 (3) 以下の取組みについて、町はどのように実施をし、また、協力団体への支援をしているのか。現時点で実施や支援ができていない場合、今後おこなっていくことはできないか。 ①子ども食堂 ②学用品のリサイクル ③養育費の確保（文書での取組み支援等）

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和5年9月5日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和5年第3回菊陽町議会9月定例会）

令和5年9月5日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出報告第11号から同意第4号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 決算審査報告

日程第8 認定第1号 令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第2号 令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第3号 令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第4号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第5号 令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第6号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 議案第42号 令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
委員会付託（別紙 委員会付託予定表）

日程第15 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（杉並木線
横断歩道橋輸送架設工事））

日程第16 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚 洋 さん	2番	吉村 恭輔 さん
3番	藤本 昭文 さん	4番	馬場 功世 さん
5番	廣瀬 英二 さん	6番	矢野 厚子 さん
7番	大久保 輝 さん	8番	西本 友春 さん
9番	佐々木 理美子 さん	10番	中岡 敏博 さん
11番	布田 悟 さん	12番	佐藤 竜巳 さん
13番	甲斐 榮治 さん	14番	岩下 和高 さん
15番	上田 茂政 さん	16番	小林 久美子 さん
17番	坂本 秀則 さん	18番	福島 知雄 さん

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん
書記 吉本香奈さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉本孝寿さん	副町長	小牧裕明さん
教育長	二殿一身さん	総務部長	板楠健次さん
住民生活部長	矢野和幸さん	健康福祉部長	東桂一郎さん
産業振興部長兼 農業委員会事務局長	山川和徳さん	都市整備部長	井芹渡さん
総務課長兼選挙 管理委員会書記長	梅原浩司さん	財政課長	澤田一臣さん
健康・保険課長兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	岩下美穂さん	介護保険課長	和田征さん
商工振興課長	今村太郎さん	建設課長	矢野博則さん
下水道課長	丸山直樹さん	会計管理者兼 会計課長	渡辺博和さん
総務課総務法制係長	高山智裕さん	教育部長	吉永公紀さん
菊陽町代表監査委員	橋本輝也さん		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（福島知雄さん） ただいまから令和5年第3回菊陽町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番大久保輝さん、8番西本友春さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄さん） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
今定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から9月19日までの15日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第3、諸般の報告を行います。
先般、議員派遣を行いました研修概要については配付のとおりです。
次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は配付のとおりです。
次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（5月、6月、7月分）の結果報告は、配付のとおりです。
次に、今回受理しました陳情書は配付のみとします。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から行政報告の申出があります。これを許します。  
吉本町長。  
○町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。  
議員各位におかれましては、令和5年第3回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。  
それでは、町の最近の状況について報告をいたします。



まず、第二原水工業団地整備事業についてでございます。

町で整備を進めておりました第二原水工業団地では、T S M C、ソニーグループ、デンソーの3社が出資をして設立されたJ A S Mにおいて、日本最先端の半導体を製造する工場棟の本年末の完成などに向けて工事も順調に進められており、8月にはオフィス棟の一部の使用を開始されております。オフィス棟の一部使用開始に合わせて、J A S Mをはじめ関係者と連携の上、セミコン通勤バスについて増便及びJ A S M経由ルートを新設しまして、輸送力の増強と利便性の向上を図っています。

次は、第2回多文化共生連絡会議の開催についてであります。

8月に入り、T S M Cの従業員の皆様やその家族の方々の本格的な移住が始まり、多くの外国人が本町で生活されることから、去る7月31日に、関係機関や団体と課題や情報の共有を図るための多文化共生連絡会議を開催いたしました。会議には、警察署、消防本部、水道企業団、社会福祉協議会、郵便局、区長会などの関係機関、団体の皆様に参加をしていただきました。町からは、今年度から取り組んでいる外国人相談窓口の設置や、多言語生活ガイドブックの配布、くらしの日本語教室、郵便局との連携などの状況説明を行いました。参加されました関係機関、団体からも様々な提案や意見が出され、今後の課題や情報の共有を図ることができました。

今後も、外国の方々が安心して生活できるよう、関係機関との連携、協力を進めてまいります。

次は、交通渋滞調査についてであります。

今年度は、4月の2回目調査に引き続き、7月からのセミコンテクノパークに立地する各企業の時差出勤などの効果を検証するため、7月24日にセミコンテクノパークが含まれる東部地区の調査を行ったところであります。4月に行った調査と比較をしますと、車両の滞留した長さである滞留長が多くの地点で減少した結果となり、各企業の取組により出勤時間が分散したことによる効果を確認したところでございます。

次に、省エネ家電購入促進補助事業についてであります。

この事業は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている家計の電気料金の負担軽減や家庭における節電を促し、温室効果ガスの削減によるゼロカーボンシティやS D G sの取組の推進を図るとともに、マイナンバーカードの普及と利活用の促進を目的として、昨年度に続き今年度も同様の事業を実施する予定であります。

なお、今回は、より多くの方が対象となるよう、対象製品を昨年エアコン、テレビ、冷蔵庫の3品目に電子レンジと炊飯器を追加し5品目とし、補助対象経費につきましても、昨年は5万円以上だったものを3万円以上と設定する予定でございます。必要な予算につきましては、今議会の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、菊陽町肥料・飼料等価格高騰対策支援事業についてであります。

この事業は、原油価格及び物価高騰の影響により経営が逼迫する農業者の経営維持、継続を

支援するため、令和4年中の肥料、飼料及び動力光熱費の10分の3の額を補助するもので、畜産農家は50万円、耕種農家は30万円上限に支援金を交付する予定です。必要な予算につきましては、本会議の補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についてであります。

今年度も7月24日から8月2日にかけて、全小学校区を半日ずつ、6日間にわたり実施をさせていただきました。事前に各学校から提出があった交通量が多い通学路の危険箇所など、全部で71か所を点検しました。当日は、県をはじめ、町、大津警察署、交通指導員、PTA、自治会などの関係者約20名程度で危険箇所を点検し、今後の対応を協議しております。また、今年度より対策の進捗管理などを行うために道路管理者や交通管理者を主体といたします菊陽町通学路交通安全対策会議を新たに設置をし、8月25日に第1回目の会議を開催いたしました。

今後、関係機関と情報を共有し、連携の強化を図りながら、さらなる安全対策の確保に努めてまいります。

次は、菊陽町子ども議会についてであります。

昨年度に引き続き、子どもたちが行政や議会を身近に感じ、自分の住んでいる町に関心を持っていただくことを目的に、8月8日に子ども議会を開催いたしました。当日は、菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の生徒14名が参加し、そのうち8名から日頃の生活における疑問やまちの将来のことなどについて、様々な質問や提案をしていただきました。将来の菊陽町を支えていく人材の育成と住みよいまちづくりを実現していくためにも、今後も開催を継続してまいります。

次は、台湾宝山郷との友好交流協定締結についてであります。

台湾の宝山郷との友好交流の取組を進めておりましたが、去る7月18日に、宝山郷から邱郷長をはじめ11名が来庁され、友好交流協定を結ぶことができました。今後は、相互に教育、産業、経済、文化、スポーツ、観光等の各分野での交流や行政、住民、民間団体等の様々な主体による交流を積極的に進めてまいります。

以上、最近の主なものについて報告をいたしました。町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出報告第11号から同意第4号までを一括議題

○議長（福島知雄さん） 日程第5、町長提出報告第11号から同意第4号までの25件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄さん） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和5年第3回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は25件ございます。内訳は、報告が4件、決算の認定が6件、議案が14件、同意が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

報告第11号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、令和4年第2回臨時会で議決をいただきました杉並木線横断歩道橋輸送架設工事に関わるもので、工事内容の一部を変更することに伴い、請負変更契約の額を定め、契約することについて、令和5年8月18日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第12号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、交通事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて、令和5年8月15日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

認定第1号から認定第6号までは、令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算5件の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて同法第96条第1項第3項の規定による議会の認定を求めるものであります。

続きまして、議案第42号は、令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

内容は、令和4年度の下水道事業により生じた未処分利益剰余金の一部を地方公営企業法の規定により自己資金へ組み入れる処分について議決を求めるものであります。またあわせて、令和4年度菊陽町下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて決算の認定を求めるものであります。

議案第43号は、菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、三里木町民センターに併設されている働く婦人の家及び西部町民センターに併設される勤労青少年ホームを用途廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第44号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第45号は、菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定につい

てであります。

菊陽町議会委員会条例の改正により、条例の一部を改正するものであります。

議案第46号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に10億2,433万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億940万6,000円と定めるものであります。

歳入の主なものといたしましては、地方交付税を1億9,663万1,000円、国庫支出金を1億72万円、繰越金を5億5,593万円、町債を1億2,370万円それぞれ増額するものであります。

歳出の主なものといたしましては、総務費を3億4,836万8,000円、土木費を2億5,412万5,000円、教育費を1億5,228万円それぞれ増額するものであります。

議案第47号は、令和5年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を38万9,000円計上するものであります。

歳出の主なものは、予備費を18万4,000円計上するものであります。

議案第48号は、令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に5,294万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を36億8,909万6,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金金を955万5,000円減額、繰越金を6,250万円増額をし、歳出は、国民健康保険事業費納付金を474万6,000円増額、予備費を4,819万9,000円増額するものであります。

議案第49号は、令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,809万3,000円と定めるものであります。

歳入は、繰越金を233万9,000円増額し、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を233万9,000円増額するものであります。

議案第50号は、令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に8,693万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,267万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰越金を7,746万7,000円増額し、歳出の主なものは、総務費を2,424万3,000円、予備費を6,148万1,000円増額するものであります。

議案第51号は、令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、支出の事業費用を588万8,000円増額し、

13億6,532万3,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額においては、収入を2,830万円増額し、7億2,970万8,000円と定め、支出を2,896万円増額し、11億4,056万6,000円と定めるものであります。

議案第52号は、工事請負契約の変更についてであります。

内容は、令和4年第2回臨時会で議決をいただきました杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事に關するもので、工事内容の一部を変更することに伴い、追加工事が生じたので、変更契約のお願いをするものであります。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号は、財産の無償譲渡についてであります。

内容は、旧武蔵ヶ丘第二保育園の跡地を高齢者福祉施設として活用するため、施設の整備、運営を行う事業者を公募しておりましたが、当該事業者を決定したことから、旧園舎を取り壊し施設を新築するため、当該事業者に旧園舎を無償譲渡するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第54号は、指定管理者の指定についてであります。

内容は、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了となります。引き続き、有限会社さんふれあを指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第55号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、現在県と進めています菊陽空港線延伸道路事業において、町の事業区間のうち、長塚地区地権者の代替地開発に伴い、新たな道路を整備するため、2路線を新たに町道として認定するものであります。このほか、町が帰属を受けました開発道路など3路線を新たに町道として認定するものであります。

報告第13号は、令和4年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定をした令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第14号は、有限会社さんふれあの経営状況についてであります。

町が出資をしている法人であります有限会社さんふれあの令和4年度決算の内容を地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

同意第4号は、菊陽町教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員の天野智子様任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに山崎華子様を教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 決算審査報告

○議長（福島知雄さん） 日程第7、認定第1号から認定第6号及び議案第42号の7件を一括議題とします。

決算審査に先立ちまして、監査委員の審査の結果について報告を求めます。

代表監査委員橋本輝也さん。

○菊陽町代表監査委員（橋本輝也さん） おはようございます。代表監査委員の橋本でございます。

では、令和4年度菊陽町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書と令和4年度下水道事業会計決算意見書及び令和4年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について報告します。

初めに、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び財産・基金運用状況審査意見書について説明します。

お手元の審査意見書資料1ページを御覧ください。

審査の対象としまして、(1)の令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算から(8)の令和4年度菊陽町基金運用状況調書までとなっています。

審査実施期間は、令和5年7月10日から8月10日までのうち15日間行いました。審査場所としましては、菊陽町役場の監査委員室及び関係出先機関において審査を実施しました。

次に、資料2ページの審査の方法ですが、決算審査に当たっては、町長から付されました令和4年度の各会計決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況調書等の書類について件数の確認を行い、さらに会計課保管に属する諸書類、その他各課担当職員から関係書類の提出を求め、必要に応じ説明を聴取し、予算執行の可否並びに会計処理が適正で合理的に行われているか等について審査を行いました。

決算の概要でございますけど、令和4年度の菊陽町一般会計決算の状況は、歳入総額215億7,952万5,000円、歳出総額205億6,423万円で、差引き残額は10億1,529万5,000円となっています。このうち3億936万5,000円が翌年度に繰り越すべき財源となるため、実質収支額は7億593万円の黒字となっています。過去5年間の各年度別決算の推移につきましては、資料2ページの表1に記載してあるとおりです。

歳入の概要につきましては、歳入決算は、予算現額が238億3,261万6,000円、調定額は218億5,186万円、収入済額が215億7,952万5,000円となっています。

歳入の詳細の内訳につきましては、資料3ページ表2のとおりです。

収入率は予算現額に対し90.55%、調定額に対して98.75%となっています。収入済額は、前

年度より7億7,862万1,000円の増となっています。これは地方税、国庫支出金、繰越金等が増加したことが主な要因となっています。

また、収入未済額及び不納欠損額の状況は、資料4ページ表3、4に記載したとおりです。

内訳につきましては、資料6、7ページの税込未済額の各年度別内訳及び令和4年度町税不納欠損額の表6、7を参照してください。

資料5ページ表5の町税税目別徴収実績について。

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税等の調定額は79億2,544万円で、前年度よりも2億9,524万4,000円増となっています。また、収入済額は76億9,016万2,000円で、前年度より2億9,226万円の増となっています。収入率は、予算現額に対し100.95%、調定額に対し97.03%となっています。資料5ページ表5の町税徴収率の推移表を見ますと、令和4年度は前年度に比べ僅かではありますがアップしております。

次に、資料8ページの歳出の状況ですが、歳出決算は205億6,423万円で、予算現額238億3,261万6,000円に対し執行率86.29%となっています。また、支出済額は杉並木公園拡張整備工事など土木費の増などの影響により、前年度より8億1,858万3,000円の増となっています。歳出の構成につきましては、表8を参照してください。

なお、次年度への繰越額は、繰越明許費が25事業の16億5,594万4,000円、通次繰越しが1事業の7億4,818万8,000円、合計24億413万2,000円となっています。繰越しの詳細につきましては、資料9ページの表9を参照してください。

次に、資料11ページの特別会計について説明します。

1)の国民健康保険特別会計の概要につきましては、決算の状況は、歳入総額33億6,884万1,000円、歳出総額32億9,634万1,000円で、差引き残額は7,250万円となっています。

平成30年から令和4年度の各年度別の推移につきましては、表11に記載しているとおりです。

歳入の状況ですが、歳入決算額は予算現額6億7,414万3,000円に対し収入済額は6億9,044万1,000円で、予算現額に対する収入率は102.41%となっています。また、調定額9億5,358万8,000円に対し収入率は72.4%となっており、収入済額は前年度より2,551万4,000円の減となっています。

各年度別国民健康保険の収入状況につきましては、表11を参照してください。

表12の国民健康保険税の各年度別推移を見ますと、令和4年度の収入未済額は2億5,114万2,000円、不納欠損額は1,200万5,000円となっています。その詳細な内訳につきましては、資料12ページの表13、14を参照してください。

資料13ページの歳出の内容ですが、歳出決算は32億9,634万1,000円で、予算現額37億2,794万7,000円に対し執行率は88.42%であり、前年度より2億4,712万4,000円の減となっています。歳出の構成比を見ますと、保険給付費が70.01%、国民健康保険事業費納付金が27.5%となっています。詳細な内訳につきましては、表16を参照してください。

次に、資料14ページの2)の後期高齢者医療特別会計について説明します。

決算の概要ですが、歳入総額5億1,428万5,000円、歳出総額4億9,664万6,000円で、差引き残額は1,763万9,000円となっています。

歳入決算の状況は、予算現額5億5,821万4,000円に対し収入済額は5億1,428万5,000円で、収入率は予算現額に対し92.13%となっています。

各年度後期高齢者医療保険料の収納状況の詳細の内容については、表17を参照してください。

歳出決算の状況は、4億9,664万7,000円で、予算現額5億5,821万4,000円に対し執行率は88.97%となっています。歳出の執行状況の詳細内容につきましては、表18を参照してください。

また、令和4年度保健事業の状況については、資料14ページの表19のとおりとなっています。

後期高齢者健康保険及び人間ドック受診率が低いので、受診率アップのため町民への周知徹底を図り、療養給付金の削減に努めていただきたいと思います。

次に、資料16ページの3)介護保険特別会計について説明します。

決算の状況は、歳入総額27億7,167万3,000円、歳出総額26億8,502万4,000円で、差引き残額は8,665万円となっています。

歳入決算の状況は、予算現額27億6,614万3,000円に対し収入済額は27億7,167万3,000円で、収入率は予算現額に対し100.2%となっています。また、調定額27億8,177万円に対し収入率は99.63%となっています。

歳入の執行状況を見ますと、介護保険料で実収入未済額が962万5,000円、内容は1,217件の273人分です。不納欠損額47万1,000円は、59件の17人分が生じております。

各年度別介護保険料の徴収状況は、表22を参照してください。

歳出の決算の状況は、26億8,502万4,000円で、予算現額27億6,614万3,000円に対し執行率は97.07%となっています。また、前年度の26億5,723万2,000円より2,779万1,000円の増となっています。歳出執行状況の詳細な内容は、表23を参照してください。

また、介護保険給付額の各年度別推移と要介護者数等の各年度別推移については、資料17ページの表24、25を参照してください。

次に、資料18ページの4)土地取得特別会計について説明します。

決算の概要につきましては、歳入総額1億8,192万9,000円、歳出総額1億8,154万円で、差引き残額は38万9,000円となっています。

歳入決算は、予算現額1億8,213万5,000円に対し収入済額は1億8,192万9,000円で、収入率は予算現額に対して99.89%となっています。

歳出の決算は、予算現額1億8,213万5,000円に対し歳出済額は1億8,154万円で、執行率は99.67%となっています。

土地取得特別会計の歳入と歳出の詳細につきましては、表26、27のとおりです。この主な歳出は、公債費償還の1億8,148万4,000円となっています。

次に、資料19ページの工業団地造成事業特別会計について説明します。

決算の概要ですが、歳入総額1億303万3,000円、歳出総額1億303万3,000円で、差引き残額は0となっています。

歳入の決算は、予算現額1億303万8,000円に対し収入済額は1億303万3,000円で、収入率は予算現額に対して100%となっています。

歳出の決算は、予算現額1億303万8,000円に対して支出総額1億303万3,000円で、執行率は100%となっています。

歳入歳出の詳細につきましては、表28、29のとおりです。

次に、資料20ページの財産に関する調書について説明します。

公有財産について、総務大臣通知の統一的な基準による地方公会計の整備促進に基づき、固定資産税台帳を整備し、毎年資産の調査が行われております。令和4年度の詳細な内容は、記載しているとおりです。公有財産、その他の財産のいずれにおいても、審査の結果、おおむね適正に管理、運用がなされていると認められますが、台帳精査による修正は今後とも関係課と連携を図り整備に努めていただきたいと思います。

資料21ページの基金の状況について説明します。

基金の運用状況については、積立てにより財政調整基金が3億1,006万6,000円の増の21億9,607万円となっています。以下の基金の運用状況については記載しているとおりです。また、運用結果は、資料22ページの表32のとおりです。

監査では、各基金の設置趣旨により適正かつ効果的に運用されているか、また計数は正確であるかについて審査した結果、いずれの基金も目的に沿っておおむね適正な運用がなされていると認定しました。

次に、資料23ページの本町の財政構造と財税指数について説明します。

歳入の構成ですが、自主財源と依存財源に区分し、自主財源は48.2%、依存財源は51.8%となっています。年度別の推移につきましては、表33に記載しているとおりです。

本町は、県内市町村及び全国平均と比べましても自主財源の割合が高い状況であります。令和元年度を境に逆転しております。これは、前年度に比べ自主財源が増加したものの、新型コロナウイルス感染症対策関連の依存財源の国庫支出金の割合が多いこと等によります。詳細な増減の内訳につきましては、記載しているとおりです。

資料23ページの令和4年度の経常的収入と臨時的収入の構成比は64.6%対35.4%となっており、年度別に比較しますと、表34に記載しているとおりです。

資料24ページの歳出の構成について説明します。

歳出決算額を性質別に区分し、前年度と比較しますと、詳細の内訳は表35に記載しているとおりです。その内訳は、義務的経費が89億1,629万3,000円で、前年度と比較しますと3.39%、

3億1,302万2,000円の減となっており、歳出総額に占める割合は43.4%となっています。減の主な要因は、扶助費及び子育て支援世帯への臨時特別給付金事業の終了による減少などによるものです。

投資的経費は44億6,218万6,000円で、前年度と比較すると18.79%、7億579万9,000円の増となっています。主たる要因は、菊陽杉並木公園拡張整備工事事業の事業費等が増加したことによるものです。

その他の経費は71億8,540万円で、前年度と比較しますと4.66%、3億2,019万9,000円の増となっています。その主たる要因は、新型コロナ対策事業や新型コロナワクチン接種体制確保事業の事業費が増加したことによるものです。

次に、資料25ページの財政指数について説明します。

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を保持しながら経済的変動や町民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければなりません。普通会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財政指標、アの財政力指数、イの経常収支比率、ウの公債費負担比率、エの標準財政規模の年度別推移につきましては、表36のとおりです。

令和4年度のアの財政力指数は0.96で、前年度から0.01ポイント減少しております。この指数は1に近いほど財政に余裕があるものとされています。

令和4年度のイの経常収支比率は88.6%で、前年度から5.3ポイント減少しています。

ウの公債負担比率は15.8%で、前年度より3.5%増加しています。この公債負担比率は、一般的には財政の硬直化を招かない15%以内の範囲が望ましいとされております。

エの標準財政規模は、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すもので、町税、地方譲与税、各種交付金、臨時財政対策債の合計と等しいものです。ここ数年は増加しておりますが、令和4年度は1億3,646万7,000円の減となっています。

最後に、資料26ページの審査の結果と意見について説明します。

審査に付されました令和4年度の一般・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されています。上記書類の記載の計数は、関係諸帳簿や証憑書類と照合し、金融機関残高証明の金額とも合致したため、予算執行及び関連事務処理はおおむね適正に行われているものと認めます。

また、懸念される下記の事項に対し、検証、見直しを行い、改善を図っていただきたいと思っております。

(1)入札事務の処理について。

2件の教育機材購入件名の合冊設計書として、6者を選定し指名競争入札が実施されています。開札事務の過程におきまして、入札通知書では、記載された件名と違う入札書を有効と判断し、落札業者を決定されています。

担当部署の判断基準としましては、菊陽町競争入札心得の第8条の入札が無効となる誤字脱

字による意思表示が不明瞭である入札に該当するか審議を行い、省略した件名でも業務が特定できることから、不明瞭とは言い切れないとして有効とされています。しかし、一般的な契約事務を考えますと有効と判断したことについては疑義があります。

菊陽町競争入札心得に判断基準を明確に示されていないことが要因と推測されますので、早急に菊陽町競争入札心得を改定し、透明性、公平性の確保に努めていただきたいと思います。また、担当部署に判断基準等の周知徹底に努めていただきたいと思います。

次は、(2)の事業の執行計画等につきまして。

防災センターの新設に伴い、公用車車庫、倉庫等の建設計画で工事等の実施が行われました。関連する工事に伴い不足する駐車場については、庁舎西側にある体育施設の仮設駐車場が設置されています。

関連する施設は本年度に完成を見ましたが、一部の駐車場施設は、現在も仮設駐車場として利用されている状況です。当初の立体駐車場計画では、十分な台数と多大な費用を要することで断念されましたが、数年たった現在も具体的な計画がない状況は、事業の計画性や事業の進捗管理が適切でなかったと思われまます。

現在、役場周辺の施設を含め検討がなされていますが、早急に計画の再構築を行い、計画性のある適切な事業の進捗に努めていただきたいと思います。

また、個別的な細部の指摘や是正事項については、例月出納検査、定期監査を含め、その都度協議、改善を指導しています。

一般・特別会計の予算執行に関する総括的意見として、財政運営はおおむね適正に運営されていると認識しています。これに連動し、財政運営の実態を示した財政構造、財政指数については、多少数値に増減はあるものの、過去の数値推移から問題はないものと判断しています。

財産や基金に関する運用状況は、行政財産の取得、処分及び債権物品の移動等について関係台帳や証憑類と照合し、おおむね適切な管理運営がなされているものと認めます。

次に、下水道事業会計決算意見書について説明します。

資料1 ページを御覧ください。

審査の概要ですが、令和4年度菊陽町下水道事業会計決算について、令和5年7月31日に菊陽町役場監査委員室において審査を実施しました。

審査の方法ですが、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については、関係法令に準拠して作成され、計数、当該事業の経営成績及び財務状況等が適正に表示されているかどうかについて検証するため、決算審査において勘定別仕訳伝票、会計帳簿及び関係証拠書類との照合等を実施している出納閉鎖後の例月出納検査調書と審査に付された決算報告書の各計数と突き合わせを行い、必要に応じ担当職員から説明を聴取する方法で審査を行いました。また、当該年度の経営成績や財務状況が経済性を発揮し、公共の福祉を増進するよう運営がなされているかを検証するための事業経営分析の検証審査も行っております。

審査結果ですが、審査に付されました決算報告書の財務諸表、事業報告書及び決算附属書類等については関係法令に準拠して作成されており、当該事業の経営成績及び財務状況はおおむね適正に表示されているものと認められます。また、個別的な細部の指摘及び是正事項については、例月出納検査、定期監査等を含め、その都度協議、改善の指導を行っています。

資料2ページの下水道事業の概要です。

熊本北部流域下水道関連の公共下水道については、令和4年度末の区域人口に対する処理区域内人口普及率は99.7%となっています。

公共下水道事業は、昭和58年の整備開始から約40年を経過しております。これまでの整備促進の時代から、管理運営の時代へ移行していくこととなりますが、施設の維持、更新については菊陽町下水道ストックマネジメント計画に基づき、優先順位を決めた効率的な修繕、更新を行い、閉塞、陥没等による事故が発生しないよう今後も努めていただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業については、平成6年度に着手し、平成10年12月に完成しています。集落内開発制度の運用により、販売店舗や一般住宅建築の開発行為が可能となっています。地域の活性化において将来像が検証、検討されている段階で不透明な点もありますが、関係担当部署との連携を密に行い、同区域内のインフラ整備に関連して遅滞なく効率、効果的な施設整備を行っていくことが肝要と思われます。

公共下水道事業と農業集落排水事業の業務量、建設工事の詳細な内容につきましては、表1から表4に記載しているとおりです。

また、第二工業団地に誘致された進出企業T SMCの関連としまして、公共事業整備事業を令和3年度から熊本県へ施行委託を行っております。

次に、資料3ページの予算執行状況ですが、収益的収入、収益的支出、資本的収入、資本的支出の詳細な内容につきましては、ページ3から4ページの表5から表10に記載しているとおりです。

その中で、資料3ページの中ほどの(2)の収益的収支については、当該年度は2億3,155万6,000円の黒字となっており、前年度に比べ増加していますが、今後も黒字が継続し健全な業務運営ができるよう慎重な運営をお願いしたいと思います。

その他の事項につきましては、記載しているとおりです。

資料5ページの経営成績については、資料6ページの表11の損益計算書を基に、令和4年度の下水道事業活動による純利益は1億2,411万8,000円となっています。その内訳は、営業収益①が9億4,625万1,000円で、営業費用②が11億1,939万1,000円で、差引き1億7,314万円の損失が発生していますが、これは国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上していることが影響しております。

過年度に造築した建物、構造物等の償却資産の財源である国庫補助金等は、長期前受金として減価償却に合わせ収益化され、営業外収益として計上されているため、営業外収益③は3億9,725万2,000円となり、企業債支払い利息等の営業外費用④1億740万4,000円の差額2億

8,984万8,000円の営業利益との差引きにより、経常利益は1億1,670万9,000円となっています。

さらに、資料6ページの特別利益⑤740万9,000円を加えた1億2,411万8,000円が当該年度純利益となります。

次に、資料7ページの剰余金計算書ですが、下水道事業での資本の部が当該年度の当初残高からどのように変動し、当期末残高となっているかを示した計算書です。

計上されている金額については、貸借対照表や損益計算書と密接な関連があるため、下段4つの検証項目について整合性を検証し、説明を受け、会計処理基準等に従い、おおむね適正かつ正確に作成されているものと認定しました。

資料6ページの表11下水道事業会計損益計算書と資料7ページの表12下水道事業剰余金計算書、表13の下水道事業剰余金処分計算書の詳細な内訳については、記載しているとおりです。

資料8ページの財政状況について。

令和4年度末の財政状況は、表14に示したとおりです。今回の決算審査において、各月ごとの例月出納検査で提出される調定整理簿や支出整理簿に基づいた予算執行状況と月次合算残高試算表との整合性を検証し、提出された貸借対照表について照合した結果、財政状況の各係数は適正に処理されているものと認定します。

また、下水道事業の経営が安定しているかどうかについては、資料9ページの資本合計46億5,036万9,000円、前年度の44億2,737万6,000円と比べると、2億2,299万1,000円の増、また負債の部は、企業誘致に伴う下水道整備の影響で償還額より借入額が多かったため、27億5,347万6,000円の増となっています。一時的ではありますが企業債の残高が増加したため、今後の推移に注視してください。

今後において、既存施設の老朽化に対する改築更新事業については、ストックマネジメント計画に基づき、更新費用の平準化を進めていくことが必要であります。

資料10ページのキャッシュフロー計算書ですが、この計算書による当該年度の下水道事業会計の資金の流れを見ますと表15のとおりですが、業務活動では、本来業務での資金を生み出す力がある一方、企業誘致に伴う下水道整備の影響で、財務活動では積極的に借入れを増やしている状況となっております。

審査の結果と意見につきまして。

決算審査は、公共下水道事業と農業集落排水事業の2事業を統合させた連結決算書をベースに、資産の状況及びその財源とされる負債、資本の状況などを一体的に把握した審査を行っております。

審査しました結果、当該事業の経営運営及び財務状況は、これまでで述べているとおり、おおむね適正な事業運営がなされているものと評価しています。

今回の審査においても、総務省公表の経営分析指標を基準とした施設及び経営の効率性、財務状況の健全性についても全国値と比較を行っておりますが、その数値の比較では総体的に見

でも遜色のない値を示しているものと考えております。

しかし、本町におけます汚水処理の原価や使用料回収率の公共下水道事業と農業集落排水事業を比較しますと、値につきましては全国平均値よりもいい数値ではありますが、公共下水道事業と農業集落排水事業では約1.5倍の格差が見られます。これらのことについては、要因分析を行って効率性の改善が必要ないか、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

最後に、令和4年度菊陽町健全化判断比率及び資金不足比率の意見書について説明します。

資料1ページの第1の法律の概要、第2の審査の概要につきましては、記載しているとおりです。

審査の方法及び概要ですけど、町長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。

また、公営企業の経営審査につきましても、同様に資金不足比率及び算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼に審査を行いました。

審査に付されました健全化判断比率は、表1のとおりです。

本町においては赤字が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率は数値化されていません。

実質公債費率についても早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全段階にあると言えます。

将来負担比率は、一般会計における大型事業の実施による地方債の借入額などは増加しましたが、基準財政需要額算入見込額も増加したため、令和4年度においては20.1と早期健全化基準を下回っており、財政状況は健全段階にあると言えます。

資料2ページの資金不足比率については、記載のとおりです。

最後に、資料3ページの審査の結果と意見ですが、審査に付されました令和4年度会計の健全化判断比率、公営企業における資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、審査の結果、適正に作成されているものと認定しました。

健全化判断比率は、早期健全化判断基準や財政再生基準を下回るかどうかという側面ではなく、財政状況について財政構造と財政指数、基金の繰替え、運用実態と推移、さらに下水道会計や菊池広域連合、一部事務組合への一般財源繰入れの有無等、総合的な財政分析とその指標を構成する各要素の変化に注視しつつ、住民に対する十分な説明責任を果たしていただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（福島知雄さん） 代表監査委員の決算審査の報告を終わります。

代表監査委員には、決算審査の結果説明、お疲れさまでございました。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度決算認定の件について、各部課長に説明を求めますが、決算については、この後各委員会に付託を予定しております。質疑については、総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 認定第1号 令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第8、認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

それでは、認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

本件につきましては、代表監査委員から決算審査報告がなされ、各委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては各委員会において各担当課から説明させていただきます。

関係書類は、歳入歳出決算書、主要な施策の成果、財産に関する調書及び基金運用状況調書、それから本日代表監査委員から報告がありました決算審査意見書、さらに添付資料として歳入歳出決算参考資料の5種類になります。

財政課からは、歳入歳出決算参考資料を用いまして、歳入歳出の款項の区分の主なものについて収入済額または支出済額の前年度との比較を中心に御説明を申し上げ、その後で歳入歳出決算書によりポイントとなる項目を説明いたします。

それでは、歳入歳出決算参考資料の1、2ページをお開きください。

まず、歳入ですが、予算現額及び調定額については省略させていただき、令和4年度の収入済額について前年度との比較を併せて説明させていただきます。

款の1町税は、収入済額が76億9,016万1,875円で、前年度との比較は2億9,225万9,651円、4.0%の増となりました。これは、項の1町民税が個人町民税及び法人町民税の増などにより2億4,200万4,164円増加したことなどによるものです。また、町税の歳入合計に占める構成比は35.6%で、一番高い比率になります。

款の7地方消費税交付金は10億7,250万2,000円で、8,484万7,000円、8.6%増加しました。

なお、地方消費税収入のうち社会保障財源化分の用途につきましては、関係書類の引上げ分の地方消費税収入の用途の中で整理しています。

款の12地方特例交付金は7,411万9,000円で、7,919万6,000円、51.7%の減となりました。これは、項の5新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が8,934万2,000円減少

したことなどによるものです。この交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少している中小事業者等が所有する固定資産税の軽減分に対して補填されるものです。

款の13地方交付税は5億5,617万5,000円で、1億2,716万4,000円、18.6%の減となりました。これは、普通交付税が町税収入の増などの影響により1億3,731万7,000円減少したことによるものです。

款の17国庫支出金は51億8,406万9,661円で、2億3,520万932円、4.8%の増となりました。これは、項の1国庫負担金が新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の減などにより1億1,639万4,689円の減少、項の2国庫補助金が新型コロナ対策事業関連の補助金が減少したものの、菊陽杉並木公園拡張整備事業などの社会資本整備総合交付金などが増加したため、3億5,209万4,965円増加したことなどによるものです。

款の19財産収入は7,026万2,242円で、1億1,828万2,458円、62.7%の減となりました。これは、項の2財産売払収入が第一原水工業団地の土地売払収入の減などにより1億3,818万2,409円減少したことなどによるものです。

次の3、4ページをお開きください。

款の20寄附金は2億7,612万4,000円で、ふるさと寄附金の増などにより1億9,314万1,500円、232.7%の増となりました。

款の21繰入金金は6億1,666万2,005円で、1億8,042万6,436円、22.6%の減となりました。これは、項の1特別会計等繰入金金が工業団地造成事業特別会計からの繰入金金の減により4億8,109万6,995円の減、項の2基金繰入金金が財政調整基金の繰入金金などの増により3億67万559円増加したことなどによるものです。

款の23諸収入は3億4,636万2,585円で、1億3,700万1,173円、65.4%の増となりました。これは、項の5雑入が令和4年度に実施したプレミアム付振興券の販売収入の増により1億3,515万3,503円増加したことなどによるものです。

款の24町債は22億2,540万円で、1,260万円の減となりました。これは、項の1総務債が臨時財政対策債の減などにより1億8,480万円の減、項の2民生債が菊陽北小学校放課後児童クラブ整備事業の増などにより2億4,850万円の増、項の7土木債が菊陽杉並木公園拡張整備事業の増などにより5億2,970万円の増、項の8消防債が防災センター整備事業の減などにより5億360万円の減、項の9教育債が各小学校の整備事業の減などにより1億630万円減少したことなどによるものです。

以上、歳入合計は、令和3年度からの繰越分を含めて215億7,952万4,928円となり、前年度から7億7,862万1,192円、3.7%の増となりました。

5、6ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の2総務費は28億6,032万4,252円で、2億7,783万6,374円、10.8%の増となりました。これは、項の1総務管理費が菊陽町役場車庫・倉庫建設費の増などにより1億9,022万8,734円増



加したことなどによるものです。

款の3民生費は72億9,812万8,300円で、2億961万9,025円、2.8%の減となりました。これは、項の2児童福祉費が菊陽北小学校放課後児童クラブ整備費が増となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策として実施しました子育て世帯への臨時特別給付事業の減などにより2億4,084万8,129円減少したことなどによるものです。

款の4衛生費は14億8,654万3,988円で、2,203万6,605円、1.5%の増となりました。これは、項の1保健衛生費が子ども医療費助成事業や新型コロナワクチン接種体制確保事業の増などにより1億1,342万979円の増、項の2清掃費が新環境工場等建設に対する菊池環境保全組合負担金の減などにより9,138万4,374円減少したことなどによるものです。

款の6農林水産業費は5億80万8,803円で、8,001万6,339円、19.0%の増となりました。これは、項の1農業費が多面的支払交付金事業の増などにより7,854万5,598円増加したことなどによるものです。

款の7商工費は5億9,946万1,348円で、新型コロナ対策事業の増などにより1億1,381万8,868円、23.4%の増となりました。

款の8土木費は37億8,266万7,732円で、14億3,725万3,417円、61.3%の増となりました。これは、項の2道路橋梁費が光の森駅前横断歩道橋整備事業の増などにより2億4,011万4,977円の増、項の3都市計画費が菊陽杉並木公園拡張整備事業の増などにより11億6,697万2,887円増加したことなどによるものです。

款の9消防費は5億3,453万1,429円で、防災センター整備事業の減などにより8億1,361万765円、60.4%の減となりました。

款の10教育費は17億9,733万1,922円で、1億3,128万453円、6.8%の減となりました。これは、項の2小学校費が武蔵ヶ丘北小学校建設費が増となりましたが、菊陽北小学校建設費の減などにより2億1,822万7,872円減少したことなどによるものです。

款の12公債費は15億7,222万8,942円で、3,444万743円、2.2%の増となりました。公債費の内訳は、元金が14億8,412万9,621円、利子が8,809万9,321円になります。

なお、令和4年度末の地方債現在高は、一般会計で174億1,655万円となり、前年度末から5億5,982万8,000円増加しました。

以上、歳出合計は令和3年度からの繰越分を含め205億6,422万9,723円で、前年度から8億1,858万2,566円、4.1%の増となりました。

以上で参考資料による説明を終わります。次に歳入歳出決算書の中でポイントとなります項目を説明いたします。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書の歳入の部を13ページから、歳出の部を81ページから、最後に3の実質収支に関する調書を349ページに掲載しています。

それでは、1、2ページをお開きください。

まず、歳入歳出決算書の歳入ですが、収入済額につきましては先ほど説明しましたとおりです。

次に、不納欠損額ですが、款の1町税と5、6ページの款の23諸収入のほうにあります。

また、収入未済額につきましては、1、2ページの款の1町税、3、4ページの款の15分担金及び負担金、款の16使用料及び手数料、款の19財産収入、5、6ページの款の23諸収入にあります。

右端の予算現額と収入済額との比較の項目を御覧ください。

数値がマイナス表示となっているものにつきましては、主に令和5年度への繰越明許費等に係る財源の未収入額などになります。

7、8ページをお開きください。

次は、歳出になります。

支出済額等は先ほど説明しましたとおりですので省略させていただきますが、8ページ中央の列の翌年度繰越額は繰越明許費等でありまして、6月議会において繰越明許費に係る繰越計算書等で報告させていただいた内容のものになります。

12ページをお開きください。

ここからは、歳入歳出決算事項別明細書になります。

決算の概要は、先ほど歳入歳出決算参考資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

少し飛びますが、最後のほうの345、346ページをお開きください。

款の14予備費については、支出済額はありますが、345ページの右から2番目の列の予備費支出及び流用増減に記載のとおり、3,397万円を充用しました。内訳は、348ページの備考欄に記載のとおり各科目に充用しています。

最後に、349ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額215億7,952万5,000円に対し2の歳出総額が205億6,423万円ですので、3の歳入歳出差引き額は10億1,529万5,000円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源として、合計で3億936万5,000円が必要ですので、5の実質収支額は7億593万円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 認定第2号 令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、認定第2号令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 認定第2号令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけていますが、この特別会計は用地の先行取得事業などに係る歳入歳出を経理するものです。また、1枚めくっていただきますと、令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算書をつけています。

主な決算の内容は、歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

7、8ページをお開きください。

まずは歳入ですが、款の1財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は、収入済額が1億8,189万748円で、武蔵ヶ丘北小学校用地拡張のための用地を一般会計へ売り払ったものとなります。

以上、歳入合計は、収入済額が1億8,192万9,647円となります。

次の9、10ページをお開きください。

次は、歳出になります。

款の3公債費、項の1公債費、目の1元金は、武蔵ヶ丘北小学校の拡張用地として一般会計へ売り払った土地に係る地方債の繰上償還を行ったもので1億8,110万円支出しました。

歳出合計は、支出済額が1億8,154万490円となりました。

11ページをお開きください。

このページは実質収支に関する調書で、単位は1,000円となります。

1の歳入総額1億8,192万9,000円に対し2の歳出総額が1億8,154万円ですので、3の歳入歳出差引き額は38万9,000円となります。4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額は38万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 認定第3号 令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に

## ついて

○議長（福島知雄さん） 日程第10、認定第3号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

商工振興課長、説明を求めます。

○商工振興課長（今村太郎さん） おはようございます。

それでは、認定第3号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、資料として本会計に関する主要な施策の成果をつけております。

続いて、冊子となっていますのが令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書となります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を11ページに掲載しています。

工業団地造成事業特別会計の決算につきましては、産業建設常任委員会に付託される予定とお聞きしておりますので、本議場では1の歳入歳出決算書の款と項について御説明をさせていただきます。

それではまず、決算書の1ページと2ページを御覧ください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額について御説明させていただきます。

款の3繰越金、項の1繰越金は1億303万2,927円で、令和3年度からの繰越金となります。

以上、歳入合計は1億303万2,927円となります。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出でございます。

歳出も同様に支出済額について御説明させていただきます。

款の1事業費は1億303万2,927円で、第二原水工業団地の整備において必要となった土地の地目変更等の登記関係の委託費、大津菊陽水道企業団への上水道工事の負担金として、また第二原水工業団地整備のために設置した本特別会計は令和5年度は支出の予定がないことから、令和4年度予算で残余した財源を一般会計に繰出金としてそれぞれ支出させていただいております。

なお、一般会計に支出しました繰出金は、令和4年度の菊陽町工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）の際も御説明しましたとおり、その同額を一般会計の歳出で基金積立金として今後の企業誘致に関する事業の財源となる菊陽町企業誘致環境整備基金に積み立てられています。

款の3予備費の支出はございません。

以上、歳出合計は1億303万2,927円でございます。

最後に、11ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。単位は1,000円になります。

1の歳入総額が1億303万2,000円に対し2の歳出総額が同額の1億303万2,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は0円となります。これは、先ほども申し上げましたとおり、本特別会計は令和5年度の予算計上がないことから、一般会計への繰出金で調整の上、歳入歳出を同額としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 認定第4号 令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、認定第4号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） おはようございます。

ただいまより認定第4号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

資料1ページめくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、2枚めくっていただきますと、令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を9ページから、最後に3の実質収支に関する調書を23ページに掲載しています。

国民健康保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1国民健康保険税は6億9,044万1,346円で、前年度より2,551万3,875円の減となりました。不納欠損額は1,200万4,986円、収入未済額は2億5,114万1,858円になります。

なお、国民健康保険税の現年課税分の収納率は94%になります。

款の6県支出金、項の1県補助金は23億9,650万1,855円で、保険給付費等交付金になります。

款の10繰入金は、一般会計からの法定分の繰入金として2億6,009万6,750円を繰り入れました。

なお、令和4年度は法定外の国保財源調整繰入金はございません。

款の11繰越金は1,469万4,236円で、令和3年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が33億6,884万1,355円となり、不納欠損額1,200万4,986円、収入未済額2億5,303万2,422円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費は20億1,004万5,208円で、療養給付費と療養費になります。

項の2高額療養費は2億9,058万5,293円で、1か月の療養費が高額となり、自己負担限度額を超えた額について高額療養費として給付したものであります。

項の4出産育児諸費は631万9,548円で、国保の被保険者が出産したときに給付する出産育児一時金になります。

款の3国民健康保険事業費納付金は9億638万5,215円で、医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分で、熊本県に納付するものであります。

款の6保健事業費、項の1保健事業費は2,430万7,972円で、人間ドック補助金など被保険者の健康増進のための費用であります。

項の2特定健康診査等事業費は2,274万4,116円で、生活習慣病に関する特定健康診査及び特定保健指導の費用であります。

款の9諸支出金、次の5ページ、6ページをお開きいただき、項の3繰出金は517万7,000円で、健康づくり事業であるきくよう健康倶楽部事業の事業費の一部として一般会計に繰り出したものであります。

以上、歳出合計は、支出済額が32億9,634万697円となりました。

最後に、23ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が33億6,884万1,000円に対し2の歳出総額が32億9,634万1,000円ですので、3

の歳入歳出差引額は7,250万円となります。また、4の翌年度への繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も7,250万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 認定第5号 令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第12、認定第5号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 続きまして、認定第5号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

資料1ページをめくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけています。また、1ページめくっていただきますと、令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書になります。

歳入歳出決算書を御覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。1の歳入歳出決算書を1ページから、2の歳入歳出決算事項別明細書を7ページから、最後に3の実質収支に関する調書を13ページに掲載しています。

後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、決算書の1ページ、2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額、調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は3億8,035万9,240円で、前年度より4,834万6,100円の増となりました。不納欠損額は0円、収入未済額は90万2,440円になります。

なお、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率は99.8%になります。

款の4繰入金は、一般会計からの繰入金1億794万2,617円で、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金になります。

款の5繰越金は1,525万8,220円で、令和3年度からの繰越金になります。

款の6諸収入は1,069万3,534円で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの保険料還付金や健診受託事業収入などになります。

以上、歳入合計は、収入済額5億1,428万5,691円となり、不納欠損額0円、収入未済額90万2,440円となりました。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は4億7,790万6,470円で、前年度より6,320万2,225円の増となりました。

款の3保健事業費は1,029万7,076円で、町の健診費用負担金や人間ドック補助金などになります。

以上、歳出合計は、支出済額が4億9,664万6,571円となりました。

最後に、13ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額が5億1,428万5,000円に対し2の歳出総額が4億9,664万6,000円ですので、3の歳入歳出差引き額は1,763万9,000円となります。また、4の翌年度への繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も1,763万9,000円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 認定第6号 令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第13、認定第6号令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 認定第6号令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

1枚めくっていただきますと、資料として主要な施策の成果をつけております。さらに3枚めくっていただきますと、令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算書がございます。

歳入歳出決算書の表紙をめくっていただき、目次を御覧ください。

1の歳入歳出決算書は1ページから4ページ、2の歳入歳出決算事項別明細書は7ページから26ページ、3の実質収支に関する調書は27ページに掲載しています。

介護保険特別会計の決算につきましては、文教厚生常任委員会に付託される予定ですので、1の歳入歳出決算書で款項の主なものについて御説明させていただきます。

それでは、1ページと2ページをお開きください。

まず、歳入になりますが、予算現額及び調定額については省略させていただき、収入済額を中心に主なものについて御説明いたします。

款の1保険料、項の1介護保険料6億1,757万8,679円は、65歳以上の第1号被保険者からの保険料収入で、不納欠損額は47万1,212円、収入未済額は962万5,163円、収入済額の前年度との比較では1,271万4,070円の増、収納率は98.4%となっています。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金4億6,916万315円は、保険給付に対する負担金になります。

また、項の2国庫補助金1億1,029万780円は、主に保険給付費に対する調整交付金と地域支援事業に対する補助金になります。

款の5支払基金交付金、項の1支払基金交付金6億9,263万456円は、40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料収入で、医療保険料に上乗せで徴収し、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

款の6県支出金、項の1県負担金3億5,738万8,374円は、保険給付に対する負担金になります。

また、項の2県補助金2,077万3,214円は、地域支援事業に対する補助金になります。

款の9繰入金、項の1の一般会計繰入金3億9,698万7,706円は、主に総務費と保険給付費に対する一般会計からの繰入金になります。

また、項の2基金繰入金5,000万円は、保険給付費に対する基金からの繰入金になります。

款の10繰越金4,605万950円は、令和3年度からの繰越金になります。

以上、歳入合計は、収入済額が27億7,167万3,871円、不納欠損額が47万1,212円、収入未済額が962万5,163円となります。

続きまして、3ページと4ページをお開きください。

次は、歳出になります。

予算現額については省略させていただき、支出済額について主なものを御説明いたします。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費24億1,768万7,778円は、介護サービスに係る費用になります。

また、項の3高額介護サービス等費5,818万2,090円は、要介護者などが1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えたとき、超過分を払い戻す高額介護サービス費などの費用です。

款の4地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費5,047万1,099円は、主に

要支援者などを対象に既存の通所介護事業者などが機能訓練などを行う通所サービスの費用になります。

また、項の3包括的支援事業・任意事業費5,296万7,811円は、主に調理が困難な高齢者を対象に委託事業者がお弁当の提供や安否確認を行う配食見守りネットワーク事業の費用です。

以上、歳出合計は26億8,502万3,582円になります。

最後に、27ページをお開きください。

実質収支に関する調書になります。

1の歳入総額27億7,167万3,000円に対し2の歳出総額が26億8,502万3,000円ですので、3の歳入歳出差引額は8,665万円となります。また、4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、5の実質収支額も8,665万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 議案第42号 令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第14、議案第42号令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） 議案第42号令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明いたします。

本日は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせた連結により御説明いたします。

それでは、決算書の5ページを御覧ください。

下水道事業決算報告書（連結）でございます。

まず、下水道の維持管理の部門になります収益的収入及び支出でございますが、収入におきまして下水道事業収益の決算額は14億9,611万4,872円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、下水道事業費用の決算額は12億6,455万9,145円で、内訳は以下のとおりでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

下水道の建設改良部門になります資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして資本的収入の決算額は24億9,147万8,480円で、内訳は以下のとおりでございます。

次に、支出で、資本的支出の決算額は28億6,405万9,843円、翌年度繰越額は8億1,266万4,000円でございます。

この表の下段に記載しておりますが、資本的収入額が資本的支出額に不足する3億7,258万1,363円につきましては、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しております。

続きまして、7ページの損益計算書（連結）を御覧ください。

ここで、下水道事業の経営成績を御説明いたします。

まず、1の営業収益は、下水道使用料や他会計負担金等で9億4,625万928円を計上しております。

次の2、営業費用は、管渠、ポンプ場等の維持管理費や減価償却費等で11億1,939万568円を計上しており、営業収益から営業費用を引いた営業利益はマイナス1億7,313万9,640円となります。これは、国庫補助金等を充当して整備した施設の減価償却費を営業費用に計上しているからであります。

次に、3の営業外収益は、他会計補助金や長期前受金戻入などによりまして3億9,725万2,482円の収益がございました。

4の営業外費用は、企業債の支払い利息等で1億740万3,605円を計上しております。営業外収益と営業外費用の差額は2億8,984万8,877円となり、営業利益と合わせた経常利益は1億1,670万9,237円となります。

また、特別収益で740万8,454円の利益がございましたので、経常利益と合わせた当年度純利益は1億2,411万7,691円となります。その額にそのほか未処分利益剰余金変動額の6,980万8,917円を合計した当年度未処分利益剰余金は、1億9,392万6,608円となります。

続きまして、8ページの剰余金計算書（連結）を御覧ください。

この表は、資本金及び剰余金について年間の増減を表しており、次の9ページの令和4年度下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）で議会に議決を求める利益処分の根拠となるものです。

令和4年度末の資本合計額は、この表の一番右下に記載のとおり、46億5,036万6,977円となります。

それでは、次の9ページの下水道事業剰余金処分計算書（連結）（案）について説明いたします。

この計算書において、地方公営企業法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について議会の議決を求めますのは、未処分利益剰余金1億9,392万6,608円のうち6,980万8,917円を自己資本への組入れとして処分することについてであります。この組入額は、令和4年度に資本的収支決算の補填財源として減債積立金を処分しております。既に処分した剰余金ということで新たな補填財源としては使用できないものであるため、議会の議決を経て、資本金に組み入れるものであります。

そのほか菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例第2条による処分として1億

2,411万7,691円を減債積立金に積み立てて、令和4年度末の未処分利益剰余金の残高を0円とするものです。

続きまして、10ページ、11ページの貸借対照表（連結）について説明いたします。

貸借対照表は、継続的な下水道事業の財政状況を把握するためのもので、令和4年度末の時点を経営報告するものです。

左側に借方として資産の部が資金の使い道で表示され、右側に貸方で負債の部と資本の部で資金の出どころを示しております。したがって、左側の資産合計と右側の負債資本合計は一致することになります。

10ページの資産の部の内訳は、1の固定資産で、下水道管渠やポンプ場等の設備投資に関するもので、合計の245億2,153万479円となります。

2の流動資産につきましては、現金預金や未収金などで合計の18億4,243万6,112円となっており、借方の資産合計は一番下の二重線の263億6,396万6,591円となります。

続いて、11ページの負債の部の内訳でございますが、3の固定負債は令和6年度以降に償還予定の企業債で、73億6,573万3,694円であります。

4の流動負債は、1年以内に償還を行う企業債や工事請負費等の未払金などで、合計は19億2,931万2,673円となります。

5の繰延収益は、国庫補助金などで、償却資産の財源である長期前受金につきましては、営業外収益として収益化された累計額を引いて124億1,855万3,247円となります。

以上、負債合計は217億1,359万9,614円となります。

次に、資本の部の内訳であります。6の資本金の自己資金は、合わせて33億7,433万5,084円となります。

7の剰余金は、国庫補助金等の資本剰余金とその下の減債積立金等の利益剰余金を合わせ12億7,603万1,893円となり、資本金と合わせた資本合計は46億5,036万6,977円となります。

また、貸方である負債の部と資本の部の合計は、一番下の二重線の263億6,396万6,591円となり、10ページの借方である資産の部の合計と同額となります。

15ページからは、公共下水道事業、農業集落排水事業の事業別決算報告書を附属明細書と併せて掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで議案第42号についての質疑を終わります。

以上で認定第1号から認定第6号及び議案第42号の質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定によって、認定第1号から認定第6号及び議案第42号は、配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの委員会に付託することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（杉並木線横断歩道橋輸送架設工事））

○議長（福島知雄さん） 日程第15、報告第11号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（杉並木線横断歩道橋輸送架設工事））を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 報告第11号専決処分の報告について御説明いたします。

この報告は、令和4年第2回菊陽町議会臨時会において議決をいただきましたJR光の森駅前横断歩道橋整備事業で取り組んでおります杉並木線横断歩道橋輸送架設工事の請負契約の締結に関するもので、工事内容の一部を変更する必要が生じたため、工事請負契約を変更したものでございます。

今回の契約金額の変更が、当初契約金額の100分の10を超えず、かつ1,000万円以下でありましたので、令和5年8月18日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

初めに、専決処分の内容について御説明いたします。

1枚お開きいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第15号。専決処分書。専決処分日は令和5年8月18日でございます。

1、契約の目的、杉並木線横断歩道橋製作工事。杉並木線横断歩道橋輸送架設工事。2、変更契約金額、8,749万4,927円のうち、杉並木公園線横断歩道橋製作工事の契約は、変更はございません。次の杉並木線横断歩道橋輸送架設工事は、変更契約金額3,498万4,102円、当初契約金額3,320万7,900円でございますので、177万6,202円の増額となります。3、契約の相手方、福岡県福岡市博多区比恵町1丁目30番206号、矢田工業株式会社九州営業所、所長青木肇でございます。

これら2件の工事は、関連が高いことから合冊入札したところでございますが、今回は杉並木線横断歩道橋輸送架設工事を変更契約したものでございます。

なお、今回変更のない杉並木線横断歩道橋製作工事につきましては、令和5年第1回菊陽町議会定例会において報告第5号で専決処分の報告により変更契約の報告をさせていただいております。工事も3月末に完了してるところでございます。

それでは、契約の変更内容について御説明いたします。

2枚お開きいただき、参考資料のA3判の変更概要図を御覧ください。

橋梁本体の製作工事によって福島県郡山市の矢田工業株式会社本社工場で作成した橋梁本体を陸路により輸送後、架設工事に入りましたけれども、この架設工事の施工範囲は変更概要図の上段に緑色で表示した部分になります。変更概要図中段の足場縦断側面図、足場横断面図、下段の横断面図のうち、変更契約において変更増の箇所は赤色、変更減の箇所は青色で表示した部分になります。

図面右下の変更概要を御覧ください。

まず、足場防護施設の追加による増につきましては、図面中段の足場縦断側面図と足場横断面図の赤色で着色しましたところになります。飛来落下による第三者災害を防止するために、当初つり足場の足場床での板張り防護による対策を計画しておりましたが、工事中も歩道橋下の歩道と車道は供用中であることから、歩行者及び通行車両への安全対策をより万全にするため、歩道橋足場施設全面の落下防止対策として防護柵を追加いたしました。この防護柵には板張り防護を講じており、板張り防護工もそれに伴い増となります。防護柵324平方メートルを追加し、板張り防護工は436平方メートル追加し、521平方メートルとなります。

次に、昼夜作業の変更による労務単価の増減については、当初計画していた昼間作業及び夜間作業の工種について、現場状況及び周囲の安全上の観点から施工計画を見直し、見直しに伴う労務単価の変更を行っております。夜間作業から昼間作業への変更は、アンカーフレーム据付け工、現場塗装工で、労務単価は減となります。昼間作業から夜間作業への変更は、足場工、板張り防護工、ペント設置、撤去工で、労務単価は増となります。

次に、防水工事の減については、図面左下の横断面図の青色で示したところになります。当初計画では本工事の施工としておりましたが、作業効率を考慮し、関連工事の施工へと変更したものでございます。橋面塗膜系防水156平方メートルの減となります。

なお、ここでの関連工事は屋根高欄工事でございます。今定例会において議案第52号で工事請負契約の変更について提案させていただいております。その中では、この防水工事は追加となります。

最後に、交通誘導警備員の増減については、今回の変更契約による施工計画の変更に伴い、交通誘導員の配置についても配置計画の見直し変更を行っております。交通誘導警備員の昼間は16人追加し60人、夜間は80人減員し60人となります。

また、本工事の工期につきましては、8月31日としておりましたが、今回の変更に伴い、9月15日まで工期を延長することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 資料の2枚目です。

契約の目的から1、2、3とありまして、変更契約金額のところですけど、最後のほう、杉並木線横断歩道橋輸送架設工事、これが3,498万円に変更で、当初が3,320万円ということで、計算すると約500万円ぐらいですか、幾らぐらい減りますか、500万円じゃないですね。50万円。177万円ですね。当初の輸送費ですが、福岡のどこだったですか。福岡からわざわざ金使って輸送してるようなんですけど、当初の金額から増えたという理由、これをお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

今回、変更契約の増額となった理由といたしましては、先ほど御説明いたしました変更概要に記載しておりますとおりでございます。この中で4点ほど増減の理由のほうを述べさせていただきます。全体的な増減額といたしまして最終的に増額になりますけれども、177万6,202円の増額になったところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第11号専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（杉並木線横断歩道橋輸送架設工事））の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

○議長（福島知雄さん） 日程第16、報告第12号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 報告第12号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、職員による公務中の交通事故発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和5年8月15日に専決処分したものであり、地方自治法第180条の第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明いたします。1枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第14号。専決処分書。専決処分日は令和5年8月15日です。

- 1、事故発生日時、令和5年6月27日火曜日午前9時頃。
- 2、事故発生場所、記載のとおりでございます。
- 3、相手方住所氏名については記載のとおりでございます。
- 4、事故の概要ですが、職員が出張先の駐車場で前向きで公用車を駐車しており、後退で出

庫した際、後方確認が不十分だったため、路肩に停車していた相手方の自動車に衝突したものでございます。幸い職員、相手方ともにけがはありませんでした。

5、損害賠償額は18万1,566円でございます。なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立ては行わないというのが和解の内容でございます。

参考資料には、事故発生場所の位置図と現場写真をつけております。

今後、安全運転に常に心がけるよう職員の指導監督を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 専決処分、御質問いたします。

写真によると、被害車両の停車位置、説明におきましては路肩という表現がございましたが、確認のため、これは歩道上の停車じゃないんですか。路肩というのは歩道と車道外側線の間がそうじゃないのかなと思ひまして、確認のため御質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 御質問にお答えします。

今、路肩という表現を使いましたが、正確には歩道という表現が正しいかと思ひます。ありがとうございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第12号専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時27分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和5年9月6日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(令和5年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和5年9月6日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | さん | 2番 | 吉村 | 恭輔 | さん |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | さん | 4番 | 馬場 | 功世 | さん |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | さん | 6番 | 矢野 | 厚子 | さん |
| 7番 | 大久保 | 輝 | さん | 8番 | 西本 | 友春 | さん |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博 | さん |
| 11番 | 布田 | 悟 | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | さん |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | さん | 14番 | 岩下 | 和高 | さん |
| 15番 | 上田 | 茂政 | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | さん | 18番 | 福島 | 知雄 | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|----------|------------------------------|----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長 | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長 | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長 | 吉本 雅和 さん | 財 政 課 長 | 澤田 一臣 さん |
| 環境生活課長 | 野村 瑞樹 さん | 健康・保険課長兼
新型コロナウイルス感染症対策課長 | 岩下 美穂 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 福 祉 課 長 | 氏家 良子 さん |
| 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん | 農 政 課 長 | 阪本 和彦 さん |
| 商工振興課長 | 今村 太郎 さん | 建 設 課 長 | 矢野 博則 さん |
| 下水道課長 | 丸山 直樹 さん | 教 育 部 長 | 吉永 公紀 さん |
| 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん | 施設整備課長 | 荒牧 栄治 さん |
| 生涯学習課長 | 岡本 勇人 さん | スポーツ振興課長 | 鍋島 二郎 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 皆さん、おはようございます。議席番号17番坂本秀則です。

今日は、残暑厳しい中、またお忙しい中、早朝より傍聴に出席いただきまして誠にありがとうございます。

今回の質問も、議員活動で私に寄せられた声、要望及び私の町政への思いの中から、質問事項1、農業の振興と発展について、2、町振興と発展について、3、スポーツ振興と健康増進について、4、農地の保全について、質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） まず、質問事項の1、農業の振興と発展について。

地下水涵養につながる食料米作付水田に対して、補助事業の対象とする方針だが、実施要項等作成されているのか質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

J A S Mでは、半導体製造過程において、洗浄用として地下水を利用されますが、その採取した地下水と同等以上の量を地下水に涵養すると公表されております。

そこで、水循環型営農推進協議会、おおきく土地改良区などの関係団体と水田湛水事業の拡大と併せ、涵養域で栽培される主食用米の購入も地下水涵養の方法の一つとして、関係機関と協議を進めているところでございます。

しかしながら、主食用米の近年の作付状況は、平成21年産には341ヘクタールが作付されておりましたが、年々減少し、令和5年産では約88ヘクタールまで減少する見込みとなっております。

作付面積の減少の背景には、米の過剰生産を抑え、米価格の安定を図るため、米の生産量を調整する減反政策により、麦、大豆及び飼料用稲——通称W C Sになります——の高収益作物への転換が進んだことや、米価格の下落が原因となっております。

主食用米の作付面積の拡大を図るには、生産者が意欲を持って生産できる安定した所得確保が必要であるため、生産される米価格に一定の協力金を交付する必要があるというふうに考え

ておるところでございます。

本事業は、湛水事業と併せ、広域的に取り組む事業でございますので、また大きな課題でもありますので、現在、熊本県、熊本市、大津町、おおきく土地改良区やJA菊池など、関係団体と協力金の資源を含めた仕組みづくりについて協議を重ねているところでございます。

何分、広域的な課題でございますので、合意形成に時間を要しておりますが、主食用米も含めた涵養事業の概要案がまとまりましたら、農業者の皆様に提案し、御意見を伺いながら、事業化に向け、進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ただいま部長の説明にちょっと重なる点がありますが、JA菊池の各経営体から提出された営農計画書によると、減反政策の一環の、畜産農家に行くWCS、それが224ヘクタール、飼料用米が6.6ヘクタール、主食用米が、先ほど88ヘクタールと申されましたが、90.4ヘクタールです。主食用米のJA売渡し額は、令和4年産で、1俵当たり——60キロですね——1万440円。1反当たりの収量は平均6.5俵で、反収は約6万7,860円です。その中から、種代、肥料代、燃油代、機械代、農薬代、刈取り代、もみすり代等々引けば、幾らも残らないのが現状です。

そこで、今回の政策、食用米作付農家にとっては、今後の作付に対してはかなり輝く希望の星が差し込んだ形になりますが、食用米の水田は3か月以上は水を張ります。地下水涵養には大きく貢献を果たしていると思います。

主食用米作付水田に対しては、全て補助対象にすれば、作付面積の拡大にもつながると考えますが、先ほど、広域的に行うということで、町単独ではないということですか。

それで、この発表は、6月に行われた認定農家の総会のときに、この意向は発表されたんですね。その間、どういう協議をされたのか。それと、いつからこれ始めるのか。ちょっと具体的な説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、町単独ではないのかということですが、これは、もちろん白川中流域で対応する必要があるということですが、これ湛水事業もそうです。一部、涵養力といますか、減水深といますけれども、これが非常に高いのが白川中流域でございます。通常の部分の5倍から10倍の浸透力、減水深の力があるということで、そういった部分からして、やはり大津町と一体的に連携して取り組むというのが、一番効果的かというふうに思っておるところでございます。

この水稻栽培につきましては、ずっと協議を重ねてきております。もちろん認定農業者連絡会の中でも、こういう方策で今ちょっと考えてますということを皆様方にお知らせして、協力を求めた経緯もございます。そういった意味から、きちんとしたところで進めたいというふうに思っております。一番の望みであれば、農協と、この間、JAさんと協議をさせていただき

まして、大体10月いっぱいまでに取りまとめて、11月までだったら、生産者にお知らせすることによって、令和6年産の作付に間に合うんじゃないかというふうな意見をいただいております。大変申し訳ございません。相手方がおることですので、県、大津町、JAと協議しながら、間に合うように進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） じゃあ、来年の田植から対象になるということですのでよろしいですね。可能性があるということ。

白川中流域、今、水張りを地下水涵養のため行っております。水張りが、大津、菊陽と馬場楠井手、一部、熊本市も入りますが、延べで530.8ヘクタールされているそうです。その中の、これを少しでも水田のほうに、主食用米の水田にということですが、大津町との協議は1回でもなされたんですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御指摘のとおり、水稻栽培を推進すれば、水張り、湛水が減る可能性がございます。もちろん水循環協議会と幾度も協議を重ねながら、その推進につきましては行ってきてるところです。非常に、あちらを立てればこちらが下がると、そういった部分で、非常にバランス的な部分で難しゅうございます。皆さん方の御意見を拝聴しながら、慎重に行っていく必要があるということと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 水張りは、いろいろ、この金額は何段階ですか。8段階ぐらい区切られてまして、15日以上25日未満の水張りで8,200円です。最高が、115日以上120日以下で2万7,500円となっておりますが、部長、大体どのくらいの補助を考えてますか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 今、ここで価格を申し上げることはかないませんが、一応目安となれば、やはり湛水事業の金額が、ある程度の目安になるんじゃないかなというように思っております。90日間で、大体、ちょっとすいません、記憶にございませんけども、大体90日間程度で2万2,000円ですよね。これが水張りの場合と水稻の場合は、労力が重なります。そういったところ、係数を掛けまして、金額をはじき出すという作業になってようかと思っております。ただ、これが米の1俵当たりの単価になりますと、またちょっとこれ考え方が異なりますので、違う角度から見て単価を設定する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町長、大津町との協議をして、できれば6月から、来年度の田植から

の作付を補助対象としたいということですが、大津町と協議の中で、菊陽がリーダーシップを取って、この金額もなるべく高く設定するようにお願いしたいんですか、町長の見解いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

イメージとしては、坂本議員がおっしゃるようだと思います。それは、どなたにお伺いしてもそうだと思いますし、農家の方々からも、特に若い農家の後継者の方々とお話をすると、そこは強く要望はされます。

ただ先ほど山川部長がおっしゃったように、様々な、大津町そしてまた周辺自治体の方々、関係者の方々と、これは協議をしっかりと進めた上で、価格の提示もしなければいけないというふうに思っておりますので、十分坂本議員をはじめ、農家の方々の意見をしっかりと聞きながら、そしてまた、こちらもしっかりと協議を重ねながら、皆様方に100%喜んでいただける額ではないかもしれませんが、そこは取り組んでいただけるような金額を提示してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 先ほど申したとおり、主食用米は、本当もう反収で7万円もないくらい、WCSは補助金が8万円ありますので、みんなWCSに流れるのは分かります。稲作文化、また主食用の作付が拡大するよう、またこれが伝承していくように、施策、またリーダーシップを取って行っていってほしいと思います。

次に移ります。

質問事項2、町振興と発展について。

(1)今後の下水道事業について、6月定例会後、何らかの進展はあったのか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） おはようございます。質問にお答えいたします。

6月議会で、町として、今後活性化する企業立地や住宅開発等の対応として、下水道事業の方向性を早期に示していただくよう、県への働きかけをしっかりと行ってまいりますと答弁しております。県においては、事業者排水を対象とする下水道事業の新規採択、再開に向けた緊急要望がなされ、国土交通省の概算要求に盛り込まれるなど、対策に向けた準備が進められております。

一方で、対策を検討するためには、排水量などの企業からの情報が必要となりますが、現時点では不明であります。引き続き、企業情報の収集を進める必要があります。

また、このような企業排水の対応は、流域下水道の管理者である県と、関係する市町が連携、協力して取り組むことが必要と考えております。その上で、大規模な下水道施設の整備が

必要となった場合は、町のみで対応することは難しいことから、先月、吉本町長が田嶋副知事を訪問し、県の主体的な取組の要望をお伝えしたところでございます。

引き続き、情報収集するとともに、必要な排水対策の実施に向けて、県と課題等を共有しながら連携して対応してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 現時点で、今、JASM専用の管は完成して、もう流すだけになっておりますが、生活排水も含めて、現時点で、下水道の状況、私何かいっぱいいっぱいとも聞きますし、ある中尾地区への住宅開発では、下水道がいっぱいいっぱい流されないとも聞いておりますが、現時点の状況をちょっと説明いただけますか。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 下水道の状況ということで、私、下水道課長のほうから答弁させていただきます。

やはり菊陽町の公共下水道で取り組んでいる部分になりますと、管の余裕ということで、これが非常に厳しい状況になっております。特に、この状況というのは上流部分で、下流部分になればなるほど、管が大きくなってまいります。ですので、余裕的な部分はまだあるんですが、上流部分になると、今までの開発及び誘致に伴って増量してる状態なものですから、場所によって違いますけど、厳しい状況というのは変わりございませんので、先ほど、部長からもあったように、これは町だけで考える問題ではないということで、県への働きかけに、今、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今後、住宅開発ないし企業誘致、企業立地と申しますか、それに対しての下水道の対応は、もう今厳しいとおっしゃったんですが、もういっぱいいっぱい流せる余裕はほとんどないということではよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今、下水道課長が申し上げたとおり、現在の管渠につきましては、新たな開発等については厳しい状況でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） そうすれば、県、また周辺、合志市と思われませんが、と連携しながら進めていくということですが、これも喫緊の課題で、早急に取り組んでもらわなければいけないということですよ。何か悠長なことを言っておられない状況と思いますが、町長、その点、要望活動に行かれたということですが、これ緊迫してますよね。その点の要望活動って、どんな感じになっとるんですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

先ほど御説明をさせていただきましたが、私が田嶋副知事を訪問いたしまして、今、町の現状というのをお伝えをしてあります。ただこの現状をお伝えするのではなくて、じゃあ坂本議員がおっしゃるように、町としてどうやっていかなければいけないのかというのも話をさせていただきました。そういったところも含めて、田嶋副知事をはじめ、県のほうで、今しっかりと協議をしていただいているところでもございます。町単独でできるならば、すぐにでもやりたいという事業ではございますが、やはり多額の費用を要します、この下水道の事業でございますので、そういったことを考えますと、何回にでもなって申し訳ございませんが、やはりこれは県としっかりと協議をしていく中での事業だというふうに思います。1回行ったから終わりではなくて、やはり2回、3回と足を運んで、坂本議員がおっしゃるような、御心配をされてる議員さんがいらっしゃると、そしてまた町民がいらっしゃるということをしつかりと訴えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 今後、菊陽町は、住宅開発に伴って人口も増えます。また、企業が、菊陽町に立地したいという、数多く、私も聞いておりますが、それで下水道事業が足かせになって、菊陽はちょっと無理ですなんていうことがないように、県への働きかけだけじゃなくて、何かほかにできることないんですか。その辺いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

議員も御承知かと思うんですけれども、今回のセミコンだったり、新たな開発、企業誘致に関しまして、県では、1,140億円というような試算をされております。そのことに関しては、県知事が首相のほうに出向きまして、要望されたと。その後、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、国土交通省のほうからは、新たな新規採択ということで、事業を再開していただきまして、5年度の概算要求に盛り込むというようなことで、280億円の予算を予定しているということも公表されておりますので、進んでいるということでございます。当然、先ほど町長が申し上げたとおり、私たちもまた要望も行いたいというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長、何かありませんか。

○副町長（小牧裕明さん） 今の井芹部長のほうの補足になりますけれども、先般、1,140億円、この要望に行く前に、吉本町長が、田嶋副知事のほうに要望に行かれているということでございます。それを受けて、今回、国のほうが概算要求に盛り込んだという、これ一見、見ると、簡単に盛り込まれたように見えますけれども、新たな下水場の処理というのは、国のほうで認

めてないものでございます。これを今回、国策であるTSMCの特別な理由ということで、今回認められたというものでございます。

今後は、この概算要求に認められた事業を、一日も早くスピード感を持って取り組めるように、町としてもしっかりと県のほうに要望していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 先ほど部長の説明じゃ、来年度、280億円の予算をつけたということで、副町長の説明もありましたが、それでは、今後の見通しです。下水道処理場を造るとしたら、処理場を造るだけじゃなくて、そこまで管をつなげなければならないですよ。相当な日数がかかると思うんですが、大体でいいです。こうなるんじゃないかでもいいですけど、その辺の今後の見通しをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今後の見通しということでございますが、処理場につきまして、そして管路につきまして、それと現在の北部浄化センターの拡大につきまして、十分に今、県のほうで検討されております。検討をされておりますので、それからお示しがあるというふうに認識しているところでございますので、御理解ください。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 少し御説明、補足させていただきますと、新たな処理場を造るかどうかという、今議論がっておりますけれども、そこまでの間には、県として北部流域下水道、この部分の拡充を可能な限りやるという方向で議論を進めているということでございますので、仮に新しい処理場ができるまでの間については、北部流域下水道の拡充、このほうで可能な限り対応していこうと、そういう議論がなされていると聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） それでは、立地企業とか住宅開発とか、そういうものの足かせにはならないでよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

なるかどうかというところは、ならないようにしなければならないということでございます。坂本議員が先ほどおっしゃいましたように、このことが問題で、いろんな企業だとか、そういった千載一遇のチャンスを、この菊陽町も逃すことはできませんので、先ほど、部長や副町長がおっしゃったようなことをしっかりと推し進めていくことが、我々がやらなければいけないということでございますので、そういった御心配がないように、しっかりと進んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） なるだけ下水道が、住宅開発、また企業立地の足かせにならないように、事業展開をしていただきたいと思います。

次に移ります。

(2)役場本庁舎は、大規模改修なのか新築するのか、町長の考えを伺います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

菊陽町役場の庁舎につきましては、これまでの一般質問におきまして、建て替えを含めて検討するとしており、現在、副町長を中心とした建設系施設の整備に係る方向性の検討会議において協議を続けているところですが、基本的な方向性は、新築でいきたいと考えているところでございます。

このことにつきましては、菊陽町役場本庁舎が建築から45年が経過をし、人口の増加や権限移譲などによりまして、町の業務が増加をし、必要な執務室スペースが増大をしておりますが、執務室スペースが限られているため、来庁者の方の利便性が悪くなっているところがあること、庁舎の劣化が進んでおり、雨漏り等の破損箇所が年々増加していること、また町が急速に発展していく中で、町民の皆様の福祉の向上のため、様々な施策を展開していきたいと考えており、これらの施策を着実に進めていくためには、現在でも少ない状況にある職員の数を段階的に増やしていく必要がありますが、現在の執務室スペースは狭く、今後、建物の増築が必要になることが明白であることなどがございます。

これらのことから、新たに庁舎を建設したほうが、結果的には効率的で、利用者の方にも喜んでいただける施設になると考えているところでもございます。

今後は、今議会の補正予算におきまして、施設整備検討業務委託の予算を計上しておりますので、庁舎新築の必要性と併せて、複数の施設の複合化の可能性について、次年度にかけて検討をしてまいります。

また、ある程度整理できた際には、議員の皆様や町民の方々の意見も伺いながら、最終的に整備の方向性を検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町の財政は、今大変きついついと思います。あと2年、3年、例えば、J A S Mからの固定資産税と、法人税はあまり期待できないかもしれませんが、償却資産の固定資産税等、かなり入ってくると思われれます。新築でいくということで、気持ちを聞きました。もう少し上踏み込んで、じゃあ今から検討というんですか、町長の思いでいいです。場所やタイムスケジュールです。答えられる範囲でいいですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 場所のほうですが、場所のほうも、今、明確にはお答えはできないという状況というところでお答えさせていただきたいというふうに思います。

それもやはり町民の方々、そして職員、様々な方々の意見を聞く必要があると思います。こちらでいいのか。それとも、ほかに移転をするのか。移転をした場合、どのようなことが考えられるのかというのも、しっかりとお聞きをする必要があるというふうに思います。

そして、完成ですけれども、これもまた今から検討していくというところでございますが、まず今言えるのは、建て替えに進んでいくということだというふうに思いますので、何年に完成だとか、様々なタイムスケジュールがお示しできる際には、当然、皆様方にしっかりとお伝えをしまいたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町長が当選して、もうすぐ1年たちますが、今期の町長の任期期間中には、そのタイムスケジュールなり、場所なり、それは出ますかね。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 私というところでございますが、今、小牧副町長が先頭になって、そういったところもしっかりと取りまとめていただいておりますので、ここは一旦、小牧副町長に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、先ほど答弁で、検討会議を開催しているということでございます。これ町長の指示で、今年、検討会議を立ち上げて、私をトップに各部長が中心になって検討会議を開いているところでございます。これは当然、今役場庁舎の話がございましたけれども、役場庁舎だけではなくて、実は学校の問題であったり、健康福祉の関連施設などの公共施設の問題もございます。そういったところと、また新たに、例えば今後のまちづくりとして、JRの新駅の問題とか、いろいろそういった新たな開発も進めていく必要がございます。現在、検討会議では、そのような形で、例えば財政的な視点であったり、町全体のまちづくりとか土地利用の視点とか、そういったことをしっかりと議論を、各部長、また担当課長を交えて検討しております。

その中で、先ほど、税収の問題もございましたように、中期財政見通しも併せて立てております。そういった中で、町のスタミナの中で、どの程度の設備スケジュールというか、施設の整備スケジュールができるのかというのもしっかりと議論しながら、できるだけ早い段階で、実際の優先順位、そして具体的にいつを目標に、完成を目標に進めていくのか、そういったところをお示しできればと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 分かりました。

次に移ります。

(3) T S M C 第 2 工場の本町への誘致は進んでいるのか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

J A S M の第 2 工場につきましては、6 月 6 日の T S M C 株主総会の後の記者会見におきまして、マーク・リュウ会長より発言があったと報道されているところでございます。町といたしましても、報道を受けまして、T S M C に直接、発言内容を確認したところ、日本の第 2 工場の計画については検討中であり、国からの補助金も含めて検討段階であるとの回答を頂戴いたしました。また、その中で、日本の第 2 工場が決定すれば、経済的な面からも、熊本を優先的に検討することになるとの報告も受けた次第でございます。

熊本が優先的に検討されるということで、町としましても、菊陽町に立地いただけるよう、T S M C の日本で 2 番目の工場に必要な土地の規模やスケジュールなどの情報の把握に努めているところでございます。

私は、J A S M 第 2 工場が、ぜひとも菊陽町に立地いただきたいと考えております。そのために、今後、J S A M 工場の建設が進んでいる隣接地を、私自身が直接、T S M C 及び J A S M に対しまして、第 2 工場の誘致を働きかけてまいります。

仮に、この日本で 2 番目の工場が菊陽町の立地となると、現在の J A S M に続く大きな投資となり、地域経済の活性化だけではなく、本町が、半導体の国内生産という国の経済安全保障にも、さらなる貢献ができる非常に重要な機会となります。

引き続き、大きな経済効果と併せて大きな役割を果たす事業と認識した上で、T S M C、J A S M とは直接協議することも多々ありますので、その中で、正確な情報を集めながら、本町での立地が決まりましたら、速やかに対応できるよう、様々な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） この質問は大変デリケートな部分がありますが、町長今、答弁の中で、私がちゃんと誘致活動いたしますという力強い答弁がありましたが、今までは、何かそんな力強い答弁なかったので安心しましたが、町長が先頭を切って、菊陽町に第 2 工場の誘致活動していくでよろしいですね。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、質問にお答えをいたします。

積極的にというところでございますが、やはり、今いろんな取材ですとか、そういったところを受けるような機会が増えております。そういった機会もしっかりと受けて、この菊陽町を P R することが必要になってくるというふうに思いますので、坂本議員がおっしゃったように、やはり先頭切って進んでまいりたいなというふうに思っているとでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 話にちょっと私の耳に入ったのは、菊陽以外にも、候補地は、熊本県に何か所かあるということですが、私思うには、JASMCの本社の事務所、今稼働し始めましたが、あそこから東側、大津町のトライアルのある区間、あの土地は、マスタープランの中では工業用地として指定されてますよね。あそこが私は一番最適なのかなと思いますが、町長いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

これまでの私の台湾の視察におきまして、直接、TSMCの工場施設等を見てまいりましたが、TSMCでは、複数の工場を集積させ、効率よく半導体を生産していると理解をしているところでもございます。実際、台湾におきまして、複数の大きな工場を隣接させた上で、工場間に半導体を移動させるギガリンクという連絡通路がございます。つないで、生産、製造をされておるといところでもございます。JASMCにおきましても、そのように複数の工場が立地する可能性が高いと考え、隣接地が最も有力な場所になると判断しているところでもございます。

ぜひとも、議員の皆様方も、今度、台湾の視察を予定をされているということでございますが、そういったところもしっかりと見てきていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 何か、前回の質問より、町長、自信満々でお答えられていますので、何か、本当は言えない部分で、決まりそうだななんていうことはありませんか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

そういった情報はありますが、やはり自信を持っていかなければいけない事業だなというふうには思います。それぐらい町民の方々、特に、国策で第1号棟を造られるということを考えれば、また第2号棟も国策でという話になってこようかというふうに思います。そういったところを、この菊陽町がしっかりと進める中で、今の住民の方々、そしてまた、今後、これから菊陽町が新しい菊陽をつくるということも考えますと、やはり豊かに生活できるという部分におきましては、自信を持っていかなければならないというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） ぜひ町内に第2工場が立地するように、リーダーシップを取って誘致活動を行ってほしいと思います。

次に移ります。

質問事項3、スポーツ振興と健康増進について。

(1) スポーツ振興及び健康増進のためにも、全小学校、中学校にナイター設備を設置するべきではないかについてですが、今現在、町内のナイター設備があるグラウンドは、町営グラウンドA、Bコート、北小学校のグラウンドと、武蔵ヶ丘中学校グラウンドの3か所とお聞きしましたが、かつては町営グラウンドC、Dコートも、ナイター設備を兼ねてましたが、今は駐車場となっています。

小学校部活の社会体育移行、及びこれから進むであろう中学校部活の社会体育移行にも寄与し、スポーツ振興と健康増進にもつながる夜間のスポーツ活動の場所を増やすためにも、町民からの声も数多く要望が聞こえております。

それで、(1)の質問をいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

本町のナイター設備の設置状況につきましては、今、坂本議員もお話しされましたが、町民グラウンドのC、Dコートは、今、役場駐車場として使用中でございますので、A、Bコートのみになっております。また、武蔵ヶ丘中学校、菊陽北小学校の3か所に設置をしております。

ナイター設備の設置時期につきましては、町民グラウンドが昭和55年度、武蔵ヶ丘中学校が昭和56年度、菊陽北小学校が平成22年度となっております。

昨年度のナイター設備の利用者数といたしましては、それぞれ年間、町民グラウンドが8,955人、武蔵ヶ丘中学校が6,790人、菊陽北小学校が1,320人の方が利用されている状況でございます。

御質問の各小・中学校へのナイター設備の設置につきましては、町長の72の政策提言、スポーツと文化への投資の項目に、小・中学校のグラウンドにナイター設備を設置するという具体策が盛り込まれております。先ほど申し上げました、既に設置されている武蔵ヶ丘中学校、菊陽北小学校を除く6つの小・中学校につきましては、各グラウンドの規模も違いますし、学校周辺が宅地に隣接している、または農地に接しているなど、様々な立地条件もありますので、ナイター設備を整備するに当たりましては、各学校のグラウンドの利用状況を勘案するとともに、ナイター設備を整備することによる効果を検証し、周辺居住者の理解、及び農作物への光害の影響など、周辺の環境に十分配慮しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 周辺の環境とかを勘案して、今から協議していくということですが、具体的にどのような行動を取っていくのか、今後のタイムスケジュール等はどうか伺います。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） スポーツ振興課でございます。

タイムスケジュールにつきましても、今後、これから取り組んでまいりますので、そういったものを検討していきたいと思っておりますし、もう一点何ですか。すいません、もう一個。

（17番坂本秀則さん「どんなことを今からするのか」の声あり）

そうですね。先ほどお答えしましたが、検討につきましては、いろんな部長答弁もありましたとおり、周辺環境もございます。規模が違いますので、そこにナイター設備をつけて効果があるのかも考えんといけませんし、具体的に言えば、菊陽中学校の隣には、隣接して、町民グラウンドA、Bコート照明施設がございます。それに併設して、ナイター設備が、また中学校に必要なのか、そういったことも考えていきたいと考えておりますし、これから、こういった場所につけて効果があるのかどうかの検討を進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） そこを、それならいつまでそういう協議して、いつ答えを出すのか、そこを聞いているんです。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） そこも含めまして、まだちょっと未定でございますので、今の段階ではお答えすることはできませんが、早急に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 町長の政策の中にもうたっておりますので、来年度から、どっかつけ始めるのか、私は思うんですけども、周りの環境とか、いいですよ。全小学校、中学校やスポーツ広場も含めた上で、ここだったらナイター設備を設置できるだろうとか、優先順位もつけられると思うんですが、それを、スポーツ振興課内だけでやるのか。全庁挙げてやるのか。その辺はいかがですか。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 当然、学校につきましては、学校管理の下にありますので、グラウンドの、先ほど言いました形状も違います。規模も違いますし、土地利用の仕方、今後、拡大したり、あるかもしれません。そういったものも含めまして、スポーツ振興課、あと教育委員会の中で話し合っていきたいと考えております。うちのスポーツ振興課だけで進められるようなお話ではございませんので、協力して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 話し合っていくのは、いつ答えを出すのか。どうぞ。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 繰り返しになりますが、今から取り組んでいくこととなりますので、そういったものも含めて、時期的なものは、ちょっとまだタイムスケジュールのものはちょっとお答えできませんので、早急に取り組んでいきたいということで御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 何でしつこく言うかと申しますと、たくさんの要望が、私に届いております。かつては町民グラウンドC、Dコート、毎晩のようにナイターでサッカーを楽しんでいる姿等を拝見していました。小学校の部活も社会体育に移行、中学校、今後、社会体育に進んでいこうということ、そういった場を提供する。特に、冬場なんて日が短いけん、ナイター設備がないと、なかなかスポーツ活動ができないと思うんです。それで、しつこく聞いてるんですが、町長、見解どうですか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

当然、私のほうにも、そのような御意見がございます。やはり政策に72の具体策ということで、このナイター設備ということも挙げさせていただきました。当然、そういったお声を聞いてからのこの政策でございますので、坂本議員がおっしゃるようなことは十分理解をしております。ただこの時点で、いつからいつにというのは、なかなか、全庁含めていろんな協議をしなければいけませんので、お答えはできませんけども、少なくとも私の任期中には道筋を立ててまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 任期中に、1か所でも設置できるように、町長どうです。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、お答えをいたします。

坂本議員も当然お分かりだと思いますけど、1つの事業をするためには、いろんな手順もございまして、任期中にできれば、それはそれで一番、利用者の方々も喜ばれるかというふうに思いますけども、優先順位という、言い方もちょっとおかしくなるかもしれませんが、そういったところも考えまして、慎重にここは進めてまいりたいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） できるだけ早く、1か所でも設置できるように、行動を起こしてほしいと思います。

それでは、次に移ります。

私びっくりしたのが、今、中学校の野球部って、菊池市、合志、菊陽、大津合わせて3チームしかないですかね。野球部は、武蔵ヶ丘と菊陽と合志だそうです、これ本当ですか。これあれですけど、野球部の部活動をされているところが、少なくなっているのが現状らしいです。

(2)の質問に移りますが、新野球場建設構想は進んでいるのか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 新野球場の建設につきましては、先ほどの御質問と同じく、町長の72の政策提言に掲げられている具体策の一つでございます。

御質問の新野球場建設構想は進んでいるのかであります、新野球場の構想を考えるに当たりましては、硬式野球場を実施できる規格、条件で造ることはもちろんであります、その規模は、野球場の収容人数や活用方法などで変わってくるものと考えております。収容人数を1,000人程度の規模にするのか、また2万人以上の規模にするのかの検討も必要です。また、その規模に応じて、町単独での事業実施が可能なのか、民間資金、ノウハウを活用したPFI手法の可能性はあるのか、または熊本県と連携が可能なのかなど、多面的に検討する必要がありますので、今年度におきましては、まずは野球場建設に係る基本的な情報を収集するとともに、先進自治体から整備手法の一つであるPFIによる事業手法の情報を得ながら、庁内での勉強会を開催しておりまして、9月議会においても、本件に係る予算として、旅費と委託料の補正をお願いしてるところでございます。

これらを踏まえ、来年度以降に、これから進むべき方向性を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 本町での硬式野球場建設構想は、近隣の市町村及び県内の野球関係者からも大変期待されているところです。せっかく造るなら、プロ野球の公式戦を誘致できるような規模の野球場を望みますが、先ほど、部長からの説明の中にありましたが、それには町単独だけじゃなくて、これできるかできないか分からないですけど、県と一部事務組合で建設するとか、そういう手法も考えられないか、副町長どうですか。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 私も、議員と同感でございます。なかなか町単独でやろうとしても、先ほど、教育部長からも答弁ありましたように、1,000人程度の規模の球場が、多分、精いっぱいではないかと思えます。そういった野球場を造ったときに、この菊陽町の地域振興に寄与するのか。そういった視点から見ると、私も多少疑問なところはございます。

せっかくやるならば、私もやはりプロ野球を誘致できる、また台湾との交流もございまして、例えば夢でございますけれども、台湾のプロ野球球団をキャンプ地として誘致するような、そういった思いも必要ではないかなと思っているところでございます。

菊陽町の隣接したところには運動公園がございます。県立運動公園がございますので、そういったところと連携した構想ができれば、また夢も広がるのではないかと考えておりますが、何分、相手もございます。ただ、私、当時、県庁におりましたときに、現在の藤崎台県営野球場、全国でも大変古い球場の一つということで認識しておりますので、そういったところで、県に働きかけながら、私たちの思いをできるだけ伝えていきたい。そして、実現できれば、これは菊陽町にとっても大きな振興につながるんだろうと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） それでは、来年からは、もう動き出すということですね。予算化もされて。もうぜひとも、今、副町長が申されたプロ野球の公式戦の誘致、ないし台湾のキャンプ、台湾のプロ野球球団のキャンプ等ができるような球場が、建設、着工できるように、よろしくをお願いします。

それでは、最後に移ります。

質問事項4、農地の保全について。

(1)原水工業団地の農地で、不動産会社及びディベロッパー等と売買契約を結んでいる農地が耕作放棄地化しているが、何か対策は行っているのか、質問いたします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

原水工業団地周辺の農地において、J A S Mの進出を契機としまして、工業用地の需要が急激に高まっております。農地転用を前提とした売買行為が行われるという情報を得ているところでございます。

このような農地転用を前提とした売買では、農地転用許可や開発許可を停止条件とした特約付契約が一般的であり、これらの許可なしには、所有権の移転登記ができないことから、条件が整い、所有権が移転するまでの間は、権利者、いわゆる譲渡人が適切に管理されるべきものと認識しております。しかしながら、一部では、耕作放棄となるケースも見受けられます。

このような耕作放棄地を確認した場合は、随時、農業委員会の事務局から、書面により、土地権利者へ通知をしまして、適切な管理を促しているところでございます。

また、先月の8月23日と24日には、町内全域を対象とした農地パトロールを実施しており、不耕作地や耕作放棄地等を含めた農地の現況を把握したところでございます。現在、情報の整理を進めており、10月には、該当する権利者に対し、適切な管理を促すとともに、今後の農地利用に関する意向調査を併せて実施する予定でございます。

農業委員会では、国が発出している農地法の運用についてに基づく対応とされており、現状では、不耕作地、耕作放棄地を特定し、適切な管理を促すとされており、通知後に適切な管理を行うか否かは、地権者の裁量に委ねられるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） このようなケースの売買契約を結んだ農地の情報、それは農業委員会を確認できるんですか。もう全然分からないんですか。その点いかがですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えします。

契約の売買行為が行われた場合というのは、民民ですので、情報は分かりません。しかしながら、契約の中で金銭の授受があって、手つけなのか、あるいは全額清算なのか分かりませんが、仮登記されます。こういった場合には、法務局から農業委員会宛てに、仮登記がありましたということで通知があります。ここで初めて、そういった状況を知るという段階になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） じゃあ、仮登記されているこのようなケースの土地は、把握できるということですね。今、現時点でどのくらいあるんですか。そんな土地。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 現在、売買契約が締結されて、条件付契約、所有権が仮登記された農地を確認しておりますが、令和4年度で18筆、これうち3筆が、農振除外の申請が上がっておる件でございます。令和5年では、7月までに9筆が確認されております。そのほとんどがやはり耕作放棄地化している状況でございます。ただ、ここで申し上げれば、そのうちの4筆は適切に管理をされていらっしゃる状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） その4筆以外は耕作放棄地化しているということですね。

その点を踏まえて、(2)の農地売買の法令等のルールを、農地の地権者に向けて積極的に周知するときではないかと思えます。多分地権者は、そういうふうな開発許可が出せる場所とか、出せない場所とか、いろんな制約もありますので、いろんな法令が、大津町よりも菊陽には法の網がかかっていますが、その点、どうですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

農地の売買や、農地を農地以外の地目に転用する場合は、必ず農業委員会に諮り、熊本県の許可が必要となります。本来であれば、工場の建設など、具体的な転用目的があって、用地の買収、農地の転用申請となりますが、具体化した目的はなく、用地確保のための先行取得や、投機目的での契約ではないかと疑われるケースも見受けられ、結果として、農地転用ができず、契約を解約されるケースも想定されます。このような場合、耕作放棄地となる可能性も高く、農地権利者が不利益を被ることも考えられます。

農地からの転用を前提として農地を売買する場合、農地転用の必要性や許可基準、可否の見込みなどを認識され、農業委員会に相談されるのは、その大半が、不動産事業者や開発事業者などであり、農地権利者の方が相談に来られるケースは非常に少ないのが実情でございます。議員おっしゃるとおりでございます。

農地地権者が不利益とならないよう、農地転用を伴う売買に関する注意事項について、周知する必要があると考えております。

耕作放棄地を含め、農地取引に関するトラブルは、事例ごとに異なり、多種多様であることから、農業委員会に相談窓口を設置し、個別に対応することを検討しております。農地権利者の皆様には、不動産事業者などから土地取引の申出があった場合などで、不安を感じたら、農業委員会に相談をくださいなどの記事と併せて、農地売買や農地転用の許可の必要性に関する記事を広報きくように掲載するとともに、農業委員や農地利用最適化推進員の活動の中で、周知活動を展開してまいりたいと考えております。

また、原水工業団地周辺の農地では、不動産事業者の動きが見られることや、耕作放棄地も確認されておりますので、周辺の馬場区、柳水区、入道水区、古閑原区の土地の権利者を対象に、農地転用に関する説明会を実施いたします。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さん。

○17番（坂本秀則さん） 先ほど部長の答弁の中にもありましたが、私が耳にしたのは、売買契約の事案ですが、契約締結後、なかなか開発許可が下りなくて、手付金の返還を求められて大変困っているという事案もありました。

そこで、ちゃんと説明会をするということですが、農地を含めた町内の土地利用がスムーズにできるよう、ぜひ意向調査も必要でしょうが、意向調査だけじゃなくて、法令等の説明、該当地権者及び当該者になる、先ほど原水東部地区で説明会するとおっしゃったんですが、積極的に進めてほしいと思います。

本日は、早朝より傍聴いただき、誠にありがとうございます。今後も、皆様の声、要望を町政に届けてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 坂本秀則さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 皆様、おはようございます。議席番号2番の吉村恭輔でございます。本日はお忙しい中、傍聴に足を運んでいただきましてありがとうございます。

T SMC進出が決まり、予想以上のスピードで町が変化していく中、よりよい町にしたい、立場の弱い方が取り残されてはいけない、また前職で学んだ経験が生かされると強く考え、議員を目指しました。議員になりたいと口に出したのが遅く、たくさんの方に迷惑をかけてしまいましたが、ありがたいことに、この場に立たせていただくことができました。

今回の一般質問は、町議会議員選挙のときの公報に掲げていた事項を中心にさせていただきます。

では、質問は質問席で行います。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 最初に、選挙についてお尋ねします。

4月の町議会議員選挙の投票率は、44.48%でした。2007年の町議会議員選挙の投票率は59.31%、2011年54.33%、2015年49.36%、2019年46.01%、そして2023年が44.48%、投票率が約15%低下をしております。いろいろな原因があると思いますが、低下の原因は何であるとお考えでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

投票率につきましては、一般的には、天候や選挙の争点など、様々な要素が総合的に影響するものと言われております。

投票率低下の要因としましては、まず全国的な傾向として、有権者の政治への関心が薄らいでいることが考えられます。

また、本町におきましては、主に転入による有権者が年々増加しており、選挙当日有権者数で比較しますと、2007年の町議会議員選挙が2万5,204人、今回が3万3,576人と8,372人増加しており、約1.3倍となっております。このような、新たに住民となられた方の増加や、本町では有権者の年齢構成として、他の年代と比較して投票率が低い10代から40代にかけての若い方の割合が多いことなども影響しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） ありがとうございます。

分母が増えて投票率が下がるというのは、ある程度予想ができることではないかと思えます。ただ、そこは広げていかないと、投票数を上げていかないとやっぱりいけないと思えますので、いろいろ考えていかなければならないことだと思っております。

2番に行かせていただきます。

2006年、平成18年の選挙より、投票所の見直しがあったと思うんですけど、そのときに16か所から10か所に集約されたと聞いております。単純に数字だけ見れば、投票所が減少したため

に、投票率が下がったとも言えるかと思います。

投票所に関しては、国の基準で、自宅から投票所まで3キロ以内ということや、1つの投票所の有権者数が3,000人以内等の基準があり、その基準に沿って投票所を設置されていると思います。ですから、投票所を増やすのは簡単ではないかもしれませんが、お尋ねをいたします。

投票所の見直しにより投票所が減少したのが投票率低下の一因と考えますが、町の見解はいかがでしょう。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

投票所の減少が、投票率低下の一因ではないかとのことでありますが、投票所が遠くなった方もいらっしゃいますので、影響がないとは言えないかと思われます。

投票所の数につきましては、平成18年6月に、それまでの16投票所から、現在の10投票所に見直しを行っています。

経緯としましては、当時の投票所では、光の森を中心とした人口増加への対応、各投票所間の有権者数のばらつき、駐車場が少ない、投票所内が暗い、投票所内の段差、投票所が分かりづらいなどの課題がありました。選挙管理委員会では、これらの課題を解消するため、平成17年1月から、延べ10回の検討と5回の現地視察を重ね、平成18年の見直しに至っております。

見直しに当たっては、1つ目に、有権者数の平準化を図る、2つ目に、交通の利便性、安全性を図る、3つ目に、駐車場の確保を図る、4つ目に、投票事務の効率化を図るなどの投票区及び投票所の見直し方針を定め、バリアフリー、駐車場スペース、投票所内のスペースは十分あるかなど、施設の安全性を十分考慮し、総合的に判断を行い、実施したところでありますので、適正であったと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません。1つ抜けていました。

今後、人口も増えていくと思うんですけど、今後、投票所を増やすことはできますでしょうか。お答えください。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） 先ほどの経緯などにより、現在、見直しを行っているところでありますので、現在のところ、投票所を増やすことについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません。3番に行きます。

現在、菊陽町において、TSMCや関連企業の進出により、企業だけでなく、一戸建て、マ

ンション、アパート等の住居もどんどん建設されているような状況に見えます。今後も人口増加が予想される中で、このままの状況を放置してしまうと、さらに投票率は低下していくと予想されます。

投票率を向上させるため、町はどのような取組をしていくのか、お聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、本町では、新たに住民となられた方の増加や、若い方の割合が多いことなどの要因により、投票率が低下傾向にあり、このような傾向は、今後も続くことが予測されます。

選挙管理委員会では、現在も投票率を高めるため、成人式での啓発、選挙啓発チラシや選挙公報の発行、ホームページや街頭啓発活動、防災行政無線、近年は、町公式アプリや公式LINEを活用した投票の呼びかけを行っています。

また、これから有権者となる世代に対する取組として、出前講座を行い、選挙に関する講話や模擬選挙などを行っています。ほかにも、中学校の生徒会役員を決める際の投票箱などの貸出し、各小・中学校へ、明るい選挙啓発作品コンクールへの募集を行い、優秀な作品は、選挙啓発用のぼり旗や来場者カードに印刷して活用するなどしております。

これらに加えて、新たな取組として、次回の選挙から、親子連れ投票を選挙啓発チラシやホームページなどで呼びかけたいと考えております。将来の有権者となる子どもが、親と一緒に選挙に行くことで、子どもの選挙や投票への興味や関心を育て、大人になったときに、投票に行くきっかけにしてもらいたいと考えており、総務省の調査によりますと、子どもの頃に親の投票についていったことのある人となない人の投票参加の比較では、ある人のほうが20ポイント以上高いといった結果になっています。また、子どもがいらっしゃる子育て世代へ呼びかけることにより、町全体の投票率向上にもつながるのではないかと思います。

今後も、他自治体を取り組まれている事例を参考にするなど、投票率向上に向け、取り組んでまいります。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 親子投票と、よい取組だと思います。

私は、町が投票率向上に取り組むのはもちろんのことでございますけど、我々議員も取り組むべきなんじゃないかと考えております。先ほども言われましたが、現在の有権者に訴えかけるのも重要ですけど、やはり未来の有権者である子どもたちに、選挙に興味を持ってもらうことも重要だと考えております。

一例を挙げますと、山鹿市議会では、議員が小学校に出向き、議員が自ら講師となり、小学校5年生を対象に、議員とは何か、また選挙の重要性等を話しているということで、非常に好評だったということを聞いております。

菊陽町でも、議員がこういった出前授業をするべきだと私は考えております。選挙で選ばれ

た者がやるべきだと。口で言うのは簡単ではございますが、いろいろと越えなければいけないことがあるのも理解をしております。すぐすぐ、こういったことが実現できるとは思ってませんが、できたらやりたいと考えております。

私は、町の職員にあれをやれこれをやれと命令するばかりじゃなく、議員自らが汗をかき、物事に当たるべきだと考えております。ですから、こういった議員自らが出向き、出前授業をやるということに関して、実現をしたいと思ってますし、実現できるように考えていきたいと思っております。ですから、町の執行部の皆様にも、いろいろ質問や相談をさせていただきますので、実現に向けて、御協力のほど、お願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、高齢者の免許返納について質問させていただきます。

ここ数年、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が多発しております。よくニュース等で、皆さんも見られることが多いかと思えますし、またSNS等の発達により、事故の一部始終を動画でアップされていることもよくあります。事故自体、自損事故で済めばまだいいですけど、歩行者やほかの車を巻き込んでしまう事故も少なくはないと思えます。

私は、町長が掲げられた72の提言の中にある免許証返納制度の推進に対して、同じ考えを持っております。

まず、①の質問からお尋ねします。

町長の72の提言に、免許返納制度の推進とありますが、町内でどれぐらいの方が免許証を返納されたのでしょうか。

こちらの質問に関しては、個人情報等が絡んできますので、答弁が難しい場合は、町が行っている免許返納時に交付するタクシー利用券の申請者数をお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

運転免許証の返納手続きにつきましては、各警察署や運転免許センターで窓口を設けております。

大津警察署へ運転免許証の返納者数について確認を行いました。返納者数の集計は行っていないとのことでした。

本町では、高齢者の方々に向けた運転免許証の自主返納を支援する事業を実施しており、免許証を自主返納された方に対して、タクシー利用券を3万円分交付しております。この事業には、制度を開始した令和元年10月1日から令和5年8月31日までに、440人の方から申請が行われており、毎年約100人の方が申請をされている状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 年間100名で合計440名ということですけど、私の予想より多い方が免許を返納されていると思います。

次の質問に行かせていただきます。

免許証を保有する高齢者に、返納について話を聞いてみました。何で返納しないんですかと。そしたら、返答が、近くに店もない、毎回タクシーで移動なんて費用がかかり過ぎると。だから、返納になかなか踏み切れないという方、そう話される方が結構いらっしゃいました。買物に行く、病院に行く、日常生活の中で普通にしなければならないことであるときに、足がない、車がないということだと、やっぱり不便ということで、その上、同居している家族がいる場合でも、自分たちが行きたい時間には家族がいないと、家に。仕事でいないと。誰も送迎はしてくれない。だから、仕方なく御自身で運転をする、そんなことを言われておりました。こういう考えの方は、結構いらっしゃるんじゃないかと、私は個人的には思っております。

そこで、②の質問に行かせていただきますけど、町の支援策は、先ほど総務部長が言われたとおり、3万円のタクシー利用券を1回限り交付とありますが、今後、さらなる支援策はお考えでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

免許証を自主返納された高齢者の方に対してのさらなる支援については、現在のところ、検討は行っておりませんが、免許証を自主返納された方だけではなく、高齢者の方々の買物や病院などへの移動手段の確保については、菊陽町巡回バスキャロッピー号、そして乗合タクシーの利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） すいません。ちょっと飛ばしていて申し訳ないです。

この利用券に関して、キャロッピー号では使えないということをお聞きしておりますけど、今、総務部長が言われましたキャロッピー号の利用促進という面で見れば、この100円で乗れるキャロッピー号を利用できると、節約にもなり、かなりいいのではないかと考えております。キャロッピー号で、タクシー利用券を使えるようにはできないのかお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今、議員から提案のありましたタクシー利用券をキャロッピー号で利用できないかについてですけれども、現在のタクシー利用券の仕様変更や、運行に係るバス事業者との事務手続など、そのまま利用するには課題がございます。まずは、関係機関と協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） では今後、使える可能性があるということによろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 関係機関と協議をしておりますので、できるだけ使えるようにできればというふうに思っております。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 前向きな答弁ありがとうございます。使えるようになれば、かなり負担軽減になると思います、高齢者の方々。ぜひよろしく願いいたします。

今出ましたキャロッピー号の質問が次です。次に行かせていただきたいと思います。

私も、たまに、実はキャロッピー号に乗ります。100円で乗れるって安いし、目的地までちゃんと行く路線があれば、非常に便利な乗り物だと思いますし、経済的にも負担が少ないと思います。

ですが、走ってるキャロッピー号を見ても、乗客がたくさんいるとお世辞にも言えない状況ではないかと思います。

まず、お聞きしますが、キャロッピー号と乗合タクシーの1日当たりの平均利用者数は、それぞれ何名か、お答えください。

分かるなら、1便当たりの平均利用者数もお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、巡回バスキャロッピー号の利用者数ですけれども、令和4年度実績の年間利用者数は、延べ3万2,815人で、1日当たりの平均利用者数は177人、1便当たりの平均利用者数は6.6人となっております。

令和5年度は、4月から7月までの利用者数は、延べ1万912人で、1日当たりの平均利用者数は173人、1便当たりの平均利用者数は6.6人となっております。

次に、乗合タクシーですけれども、令和4年度実績の年間利用者数は、延べ1,639人で、1日当たりの平均利用者数は5.36人となっております。

令和5年度は、4月から7月の利用者数は846人で、1日当たりの平均利用者数は7.87人となっております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） この数字が多いのか少ないのか、ちょっと正直分らないですけど、バスに関しては少ないんじゃないかなと思います。

次に行きます。

菊陽町において、大半の地域で民間バス会社が撤退されて、その後を引き継ぐではないですけど、町が公共交通がないからということでキャロッピー号ができた、私は記憶しております。

ここで先に質問させていただきますが、キャロッピー号と乗合タクシーに関してですが、町は、これは公共交通、または住民サービスという観点から運行を委託されているのでしょうか

か。

また、この事業に関して、費用対効果を求めているらっしゃいますでしょうか。お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、本町の巡回バス事業は、当初、総合交流ターミナル「さんふれあ」や、図書館の利用促進、役場に行くための交通手段として、平成14年度に運行を開始しました。その後、巡回バスと乗合タクシー事業は、近年、民間交通事業者の路線バスが、利用者の減少や運転士不足などの影響を受け、多数廃止される中、交通弱者対策や、将来にわたって公共交通手段を提供していくための手段としても活用されるようになり、これまで、再編や見直しを繰り返しながら、現在に至っている状況です。ゆえに、巡回バスと乗合タクシー事業は、住民のための公共交通サービスであります。

次に、この事業に費用対効果を求めているのかとの御質問についてですけれども、費用対効果を求めることについては、2つの考え方がございます。1つは、収支率を上げることです。巡回バスについては、令和3年度の収益が259万8,000円、経費が2,105万7,000円、延べ利用者数が3万1,260人で、収支率が約12%となっており、令和4年度については、収益が272万9,000円、経費が2,161万6,000円、延べ利用者数が3万2,815人で、収支率が約13%となっております。

乗合タクシーについては、令和3年度の収益が24万1,000円、経費が130万3,000円、延べ利用者数が1,089人で、収支率が約18%となっており、令和4年度については、収益が41万4,000円、経費が193万5,000円、延べ利用者数が1,639人で、収支率が約21%となっております。

なお、県内の他の自治体の収支率と比較すると、巡回バスについては、収支率ゼロ%から最大20%である中、本町は上位の水準にございます。

乗合タクシーについては、収支率はゼロ%から最大40%ある中で、本町は中位の水準にございます。

次に、2つ目ですが、これは、収支的には黒字化することが一番であります。たとえ赤字であっても、限られた予算の中で、どれだけ町民の役に立ったのかという効果を求めることであります。このことにつきましては、まだまだ利用者も少ないことから、利用者を増やすためのさらなる周知や事業の見直しを考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 公共交通、また住民サービスということで、しっかり進められているということですが、私は、やっぱり公共交通と捉えるには、路線も弱いし、時間も弱いと、そう考えております。

また、税金は公平に町民の皆さんから負担をしていただいていると思いますが、そういうわけですから、本来なら、町民の皆さんが公平に乗れる路線にしなければならない。極論かもしれませんが、乗客が少ないから、この時間は、誰も乗らないからという理由で、中途半端に路線の減少や便数の削減は、私はするべきではないと思います。

この件は、ちょっと次の質問にもつながるので、次に行かせていただきます。

ここまで、キャロッピー号と乗合タクシー、特にキャロッピー号に関して、幾つか質問をさせていただきましたが、私の考えや疑問点をちょっと幾つか述べさせていただきます。

そもそも、町の職員の皆さんは、キャロッピー号の全路線に乗車されたことはありますでしょうか。乗らなければ分からないこともたくさんあると私は思います。時間でも違う、便でも違う、行き帰りでも違う。

また、利用者を対象にしたモニタリング調査とかをされたことはありますでしょうか。

万が一、乗ってもいない、モニタリング調査もしていないということになると、ただただ乗車数と損益だけしか見てないということになるのではないのでしょうか。損益だけを見れば、赤字なのは誰が見たって分かることです。赤字を解消する方法は、経費を削減するか、売上げを上げるか、町が委託しているわけですから、補助額を上げる、この3つしかありません。多くの町民の皆様は、キャロッピー号に乗ったことがないと考えたときに、まずは存在を分かっってもらうことも必要なんじゃないでしょうか。

熊本市内のバス会社さんが、よく1日限定とかで無料にされてるかと思います。今年も、また10月に行われるみたいですけど、キャロッピー号もそれぐらいやればいいんじゃないでしょうか。いつも走ってますんで、コストは増えません。売上げはないですが、コストも増えませんが、赤字が増えることはない。そうやって、乗客の皆さんから意見をもらう。そして、よりよいものにしていく。私は、住民サービスにコストを追求してはならないと、そう考えておりますし、どうせやるなら、思い切って路線を充実、走る時間も充実させればよいと思います。中途半端にやるのが一番悪い。

そのようなことも含めて、次の質問をさせていただきます。

高齢者の免許返納を推進することを考えても、公共交通網の拡充は必要と考えますが、今後、町は、キャロッピー号と乗合タクシーを充実させていく考えはあるのかお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

キャッピー号及び乗合タクシー事業は、町内の公共交通の利便性の向上を図るため、限られた財政状況の中で、また近年の運転手不足や運転手の労働環境改善も求められている中で、平成14年度に事業を開始してからこれまで、8回の事業見直しを行ってきたところです。

見直しを行う際は、町民の意見を集約しながら、大学の教授や路線バス運行事業者、町内タクシー事業者、JR、町内関係団体の代表者などで構成する地域公共交通会などを開催し、見直しを行ってまいりました。

そのような中、巡回バス、乗合タクシーとも、全体としては、利用者は増加傾向にあるものの、路線別で見れば、中央循環線と南部線は利用者が減少しています。その理由としましては、これまで見直ししてきても、なお路線が複雑であることや、乗り継ぎが必要な場合もあるなどの課題があると認識をしております。

無料体験乗車の企画については、これまで巡回バスの見直し前の平成30年に、町内の各種団体の協力を得て、今後の公共交通施策の立案や公共交通の再編に生かすことを目的とした無料体験乗車会を実施しており、令和2年には、高齢者の外出機会を増やすことと巡回バスや乗合タクシーの利用促進や周知を目的とした、65歳以上の方が対象の無料乗車チケット交付事業を実施しております。

本町としましては、これからも、適宜、無料乗車体験会などを企画し、利用者のニーズの把握や事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

また、モニタリング調査やアンケート調査についても、無料体験乗車会などの実施時や、町民との意見交換会の際にも実施しており、いただいた御意見を、見直しの際の参考とさせていただいているところです。

本町では、これまでも、大幅な見直しをするに当たっては、本町の地域公共交通の在り方の方針となる計画として、平成24年度には、菊陽町地域公共交通ネットワーク計画を策定、さらに令和元年度には、菊陽町公共交通体系見直し計画を策定し、これらの計画に沿って見直しを行い、公共交通の利便性向上に努めてまいりました。

そのため、本町としましては、最近の巡回バスや乗合タクシーの利用状況や課題を踏まえ、さらには、最重要課題である交通渋滞対策を進めるため、今後の町の地域公共交通の在り方の方針となる地域公共交通計画を策定したいと考えております。そのための予算を、今議会提出の補正予算に計上させていただいているところです。計画の内容を検討していく中において、巡回バスや乗合タクシーを含めた公共交通網の在り方を検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） あと一つだけ聞かせてください。

無料体験乗車を、平成30年にされたということです。令和2年に65歳以上の無料チケットを交付された。特に、平成30年の無料体験をされた後は、これはされてないということでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 平成30年の後は、先ほど言いました令和2年に実施しているだけです。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） ぜひこれはやっていただきたいと、そしてまた意見を集約、吸い上げていただきたいと思います。

じゃあ、最後の項目、ヤングケアラーについて質問させていただきます。

私には、他県ではありますが、ヤングケアラーの当事者の知人がおります。選挙前の2月にも、現地、住まわれている地区まで行って、いろいろとお話を聞いてまいりました。この知人というのは、昨年NHKスペシャル「誰にも相談できない ヤングケアラーSOSなき若者の叫び」という番組に親子で出演をされている方です。

内容は長くなるので割愛しますが、その母親の方が言われているのが、子どもには申し訳ないが、頼るのが子どもしかいないということを言われてました。また、行政に相談をしても何も解決しないということを嘆いてられました。これはあくまでも他の自治体の話です。

菊陽町ではそういったことがないようにしたいと、私は思い、1の質問をさせていただきます。

現在、菊陽町において、ヤングケアラー、またはその疑いがある者も含めて、対象者は何名把握されているでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

ヤングケアラーに関する実態把握につきましては、令和5年8月に、町教育委員会で実施しており、5名をヤングケアラー、または疑いがある者として確認しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 今、5名とお答えをいただきました。また、これが多いのか少ないのかという判断は、なかなか難しいものがあると思いますが、子どもの学習の機会を奪うことが起きてしまうということが起きれば、子どもの将来に影響が出てまいります。これは避けないといけません。

やはり私は、行政が、最後のとりでとしてしっかりと機能し、ヤングケアラー状態を解消をしていくべきだと考えております。

2の質問に行かせていただきます。

ヤングケアラー状態にある児童または生徒に対する支援体制はどのようになっているのでしょうか。また、実際どのような支援が行われているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

本町では、令和3年11月にこども総合相談室を開設し、臨床心理士や精神保健福祉士などの専門職員が、子どもとその保護者に関する相談であれば、何でもワンストップで受け付ける相談支援体制を整備し、積極的に学校や保育所等を巡回することで、ヤングケアラー等の早期発見、各家庭に応じた早期支援を行っております。

また、学校でも、こども総合相談室と連携し、教育委員会が任用したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子どもの様々な悩みに対応した、心のケアに積極的に取

り組んでおります。

ヤングケアラーに至るまでには、貧困や病気など、家庭内の様々な困難が背景にあります。子ども自身や保護者等に対して、こども総合相談室、子育て支援課、教育委員会、健康・保険課、地域と連携して、情報共有を図り、個々の事例に必要な対応について協議をしながら、引き続き、支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 積極的な支援体制を築かれているということで、私もちょっと安心しました。子どもさんを取り残すことがないように、これからもしていただければと思います。

では、すいません、最後の質問になります。

人口増加が予想される中、子どもの数が増えれば、ヤングケアラー状態になる子どもも増える可能性があると思います。例えば、順調に家族生活を送っていたとしても、途中で事故、病気等に遭い、大きな障害が残ってしまったり、若年性の認知症に親がなってしまったりということも考えられると思います。そういったことで、ヤングケアラー状態になる子どもが、もしかしたら増えるかもしれません。

現状で、町が把握しているヤングケアラー状態の子どもたちも、今はそこまでひどい状況ではないかもしれません。私が聞いている方も、まだ学校には行けてるという話を聞いております。今の状況はそうかもしれませんが、今後、その状況が悪化するということも十分に考えられると思います。私の県外の知人も、最初は、軽い脳性麻痺ということで、自分で身の回りのことも全てできておりましたが、今現状では、一人で外に出ることもできず、トイレに行くこともできず、食事も、フォークを辛うじて握れるという状況で、実際そういうことが起きてもおかしくないと思います。

今後、そういうことも考えられますので、3の質問をお聞きします。

今後、町として、先ほど聞いた、しっかりした対策ももちろん聞いた上でお聞きしますけど、ヤングケアラー対策の職員を、さらに増員とか、配置とかされる等の支援体制の強化をされる考えはありますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

先ほどの質問でもお答えしましたとおり、町では、令和3年11月にこども総合相談室を設置しており、専門の資格を持つ職員が、様々な問題を抱える子どもの情報をいち早くキャッチし、予防的に支援ができる体制を既に構築しております。

また、国は、令和4年6月に児童福祉法を改正し、児童福祉法と母子保健法に規定しております子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの意義、機能を維持したまま、組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関

として、子ども家庭センターを設置することに努めるよう提言をしております。

そのため、本町独自に設置しておりますこども総合相談室を基盤として、児童福祉部門、母子保健部門との連携をさらに強化した子ども家庭センターの設置に向けて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さん。

○2番（吉村恭輔さん） 子どもの貧困もそうですけど、ヤングケアラーに関しましても、個人情報はどうしても入ってきますし、親が病気になるのは恥ずかしくて誰にも言えない。相談できないという子どもさんが、もしかしたらいるかもしれません。

先ほど支援体制をしっかりと聞かせいただきましたが、担当課の皆さんには、子どもの目線まで自ら下りていただいて、しっかりヤングケアラーへの支援、これからもお願いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。終わりです。

○議長（福島知雄さん） 吉村恭輔さんの一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 皆さん、こんにちは。議席番号5番の廣瀬英二でございます。

本日は、たくさんの傍聴ありがとうございます。3階まで、エレベーターのないところを、足が痛い痛いと言いながら登られた方もお見えになったかと思えますけども、精いっぱい、一般質問に頑張りますので、よろしく願いをします。

今回の一般質問においては、4人の新人が、いろんな課題について、新たな視点で質問をする運びになっております。総勢13名で質問をしております。

菊陽町の最大の課題である道路渋滞対策については、大手企業の時差出勤の実施、それから退勤時間をずらすノー残業デーの分散開始など、効果を上げています。この取組が一過性に終わらないよう、さらなる取組が必要であると思っております。また、企業に求めるだけでなく、町のさらなる渋滞緩和に向けた取組が必要であると思っております。

町の取組では、セミコン通勤バスの増便で、多いときには1日約1,000人の利用があって、大きな効果を上げています。さらなる増便も必要であります。

あわせて、渋滞緩和とCO₂削減をキーワードに、町を挙げて、自転車の利用促進を図っていく必要があることも大事であるというふうに思っております。先ほど、同僚議員の中から、自分たちがまず体験、やってみて、そして改善をしていくという案お話もございましたけど

も、まさに、私もそのように思っております。

じゃあ渋滞緩和をするために、自分がどういう位置づけで、その渋滞対策を考えていくのかということになれば、10日に1回は自転車で来たりとか、単車で来たりとか、そういうのは、私は大切であると思います。役場職員の車についてもそうです。企業がいろんな取組をしている中で、役場職員だけが、議員だけが、特別待遇というわけにはまいりません。説得力がありません。そういうことでは。

今後は、TSMC等の進出によって、100年に一度のビッグチャンスと言われていています。シリコンアイランド復活に向けて、菊陽町を拠点に、半導体企業などが活発な動きが出ています。今後において、今まで以上に動きが加速されていくと予想をしております。

肥後銀行の発表によりますと、10年間の経済効果が約6兆8,500億円だったのですか。そういうふうには、非常に、熊本の経済浮揚には大切であるということも述べられております。

そういう中で、吉本町長などの要望活動を受けて、蒲島知事は、先般、8月21日だったかな、岸田総理、それから西村産業大臣に、要望活動に行かれております。総理からは、しっかりと支えると、頑張ってくれという明快な言葉もあったようでございます。これから環境整備など、課題解決に向けて、県からも具体的な対策が出てくるでしょう。行政、議会は、さらに多忙となることが予想されます。

問題提起として、議員の一般質問に対し、その場しのぎの回答がないように、行政には強く求めたいというふうに思っております。行政、議会の常識は、町民の非常識と言われぬように、議員活動にも精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに思います。

質問は、質問席から行います。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それでは、役場職員の年次有給休暇取得について、質問をします。

日本がエコノミックアニマルという批判的な言葉が使われた時代もあり、年次有給休暇取得は、病気、慶弔以外には取得しにくい、そんな時代でありました。私もその一人でございます。

現在では、政府の働き方改革等もあり、有給休暇でリフレッシュし、仕事に対するモチベーション、集中力を高め、生産性の向上や職員満足度の向上を図っていく、この考え方が主流となっています。また、身体の健康維持効果が期待できるとも言われております。

役場職員は、住民の要望、苦情などを、生の声から、行政に何が求められているかを酌み取り、住民が暮らしやすい生活環境をつくっていく、地域密着型の仕事を担当されています。住民の期待に可能な限り応えるため、その環境づくりが必要であると、私は思っております。

これらを踏まえて、質問をします。

まず、(1)の職員の年次有給休暇取得日数の推移と県内市町村との比較についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

平成30年から令和4年までの5年間における本庁職員の年休平均取得日数について申し上げます。

平成30年が6.9日、令和元年が6.2日、令和2年が7.0日、令和3年が6.8日、令和4年が7.2日で、5年間の平均は6.8日となっております。

次に、県内市町村の状況ですが、平成30年が10.0日、令和元年が10.3日、令和2年が10.3日、令和3年が10.1日、令和4年が10.4日となっており、5年間の平均は10.2日となっております。

比較しますと、本町のほうが、3日ぐらい取得日数が少ない状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今、回答がありましたけれども、これは、厚生労働省の、これは令和3年の就労条件総合調査によっても、同じような日数が出ております。約10日ですね。そうすると、どうしても全国の平均というのは、世間一般の常識ですよね。熊本県も、そういうことで、10日ほど取っていらっしゃると。そういう中で、菊陽町の職員が、3日ほど少ない日数になっているということは、いろんな原因が考えられます。

まず、取得日数が少ない、代表的なものとして、いざというときのために年休は取っておきたい。それと、年休は取りたくても、業務の都合で取れない。③では、定数よりも少ない職員数で取りにくい。④では、年休を取っても、家にいても家内にこき使われるのでストレスがたまると。私も、どちらかという、この4番に該当するかもしれません。今日、幹部職員いらっしゃいますけれども、恐らく皆様も、その中でたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。それが、0.4%ほど、管理者の場合は一般職に比べて低いというのも、1つあるんじゃないのでしょうか。

これ昔の話で、参考になるか分かりませんが、私どもは、遊ぶために、休むために、一生懸命仕事を頑張った記憶がございます。マージャン、ゴルフ、飲み会などの誘いがあるときの仕事のはかどり具合というのが、非常に自分でも驚くほど、自分はそんなに能力はないんだけど、仕事ははかどったという思い出もあります。時には、ちょっと申しましたけれど、気持ちを癒やす、メリハリが利いた発想も必要ではないかなというふうに思っております。

それでは、年休取得向上に向けて、町の考え方と目標値についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

年次有給休暇の目的は、職員の心身のリフレッシュを図ることでございます。本町では、令和3年4月に策定しました菊陽町特定事業主行動計画において、令和7年度までに、年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にするとした数値目標を掲げておりますので、この目標を達成できるよう取り組んでまいります。

このためには、現状の平均6.8日から3日以上、取得日数を増やす必要がございます。町では、目標達成のため、今年4月に、町長名で、全職員に対して、年次有給休暇取得促進に向けた取組についての通知を行いました。内容としましては、目標達成に向けて、各職場において、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに努めること、併せて新たな取組として、全職員が、年度内に連続した3日間の年次有給休暇を取得するリフレッシュ休暇制度を設けることについてです。リフレッシュ休暇の3日間は、土日、祝日と組み合わせて取得することとしており、計画的な休暇を取得することで、職員の日頃のストレス解消や家族、友人と過ごす時間、人生の楽しみに費やす時間を設けるなど、心身ともにリフレッシュするとともに、仕事のパフォーマンス維持、向上につながるといったメリットがあるものと考えておりますので、取得の促進に努めてまいります。

また、このような取組を進める一方、実際は、人口の増加やTSMCの進出、新たな施策への対応などにより、事務量が年々増加しているため、休みたいけど休めないといった職員もいるのではないかと考えております。このような状況の改善も必要と考えておりますので、積極的に業務のアウトソーシングを進め、職員の事務負担軽減を図るとともに、現在、270人とする職員の定数条例の見直しについても検討を進めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今、回答をいただきました。今回の回答をいただいて、感心したことがあります。というのが、平成7年度までに、年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にすると、これが1つですね。それと、達成に向けて、いろんな取組を言われました。いろんなリフレッシュ休暇もそうで、業務のアウトソーシングの推進もそうで、それと職員の定数条例、これについても頑張っていくというお話がございましたけれども、やはり、今からの議会と、それから職員のやり取り、これは、本当、今までみたいに、その場限りの回答ではなくて、やはり方向性を示した回答になっていかないと、いつまでたっても同じような繰り返しになります。ここは、ちょっと強く申し上げておきます。

私どもも効率的な一般質問ができるように、議会改革ができるように、自己研さんを積んでいきたいというふうに考えております。

冒頭にも述べましたけども、菊陽町は、飛躍的な発展をしていきます。それに並行して、課題もたくさん出てくるというふうに思っております。議会と行政が車の両輪として、問題解決に向けて、町民の期待を裏切らないように尽力してまいります。

積極的な年休の取得を提案して、この質問については終わりたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 次に、菊陽町文化財についてお尋ねをします。

先人たちにより、多くの文化財が残されています。県指定文化財が、平成31年3月に指定された井手の鼻ぐりを含め、町指定文化財、未指定文化財など、34の文化財があります。そのほ

かにも、埋蔵文化財と言われるのはたくさんあるかと思えますけども、近年の様々な開発によって、地域の文化や歴史的景観が失われつつあります。

これらの文化の保存、保護について、町の考え方をお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

文化財の保存、保護につきましては、文化財保護法の中で、「地方公共団体は、文化財の保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない」と規定されております。また、「条例の定めるところにより、区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる」と規定されており、菊陽町においては、文化財保護条例を制定するとともに、文化財保護委員会を設置し、教育委員会が文化財保護委員会の意見を聞きながら、町内に存在する貴重な文化財について、開発等による滅失を防ぐため、指定して、その保存、保護に努めてまいりました。

なお、町条例に規定のない埋蔵文化財につきましては、法の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為は、事前に届出が必要であり、その開発行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、発掘調査等を行い、記録保存に努めております。

議員が申されますように、近年の様々な開発に伴い、文化財や埋蔵文化財包蔵地の有無についての照会が増えているのも事実であります。町としましても、今年4月に専門職員である学芸員を1名採用し、埋蔵文化財の保存と開発の調整に対応してるところであります。

文化財は地域の宝でもあり、国民の財産でもありますので、町としましても、今後増加すると予想される開発事業を注視しながら、文化財に関する人材の確保など、体制を整備するとともに、文化財保護委員会の意見を聞きながら、確実に次世代に文化財を継承できるよう、その適切な保存、保護に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） るる回答いただきました。

要するに、文化財や埋蔵文化財の包蔵地の有無についての照会が増えているという部分もあるようで、そのために今年4月に、学芸員1名を採用したという話も聞いております。

また、文化財の保護費は、令和4年度の685万5,000円に対して、令和5年度は855万2,000円というふうに、24.8%も増額をされております。文化財の保存、保護に積極的に取り組まれている姿勢は感じました。

文化財は、長い歴史の間で生まれ、先祖によって、今日まで守り、伝えられてきた貴重な財産です。先祖が残してくれた文化財などを、しっかりと保存、保護していくことは、私たちに課せられた責務であると思えます。

次に、(2)の文化財及び菊陽町の歴史を後世に伝えていく取組について、町の考え方をお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

文化財を後世に伝える取組につきましては、重要なものを指定し、保存、保護を行い、後世に残すことが最も重要ですが、活用も重要であると考えております。一般的な活用方法としましては、公開があり、有形の指定文化財には、それぞれ文化財説明板を設置し、無形民俗文化財につきましては、町広報等で紹介しております。現在、菊陽町PR大使も務めていただいております馬場楠の獅子舞につきましては、各種イベントにも出演していただき、周知に努めていただいております。

公開以外では、その周知を図るため、文化財マップや文化財冊子を作成し、各町民センターにおいて無料で配布するとともに、町ホームページに掲載しており、ダウンロードも可能となっております。また、菊陽町や大津町の水と道に関する文化財を紹介する文化財ツーリズムホームページと併せ、馬場楠井手の鼻ぐりについても、専用のホームページを開設しております。

続きまして、町の歴史を後世に伝える取組については、平成7年3月に、町の歴史、主に古代から近代までをまとめ、記録した「菊陽町史」を刊行しております。「菊陽町史」は現在も販売中ですが、学校図書館や菊陽町図書館、図書スペースのある町民センターでも閲覧可能です。そのほかに、「菊陽町史」に収録できなかった内容につきましては、菊陽町史研究資料集として6冊、菊陽町に残る古文書を解説した冊子を15冊刊行し、その記録保存に努めております。

なお、町内の団体やグループ向けに、「菊陽町の歴史を探る」と題した出前講座も実施しております。

次に、子どもたちへの取組としましては、小学3年生全員に配付される学校の副読本である「わたしたちの菊陽町」に、町の紹介とともに、文化財や町の歴史を、イラストや写真で分かりやすく紹介しております。なお、菊陽南小学校では、子どもガイド養成講座を開催し、地域の文化財を学ぶ学習にも取り組んでおります。また、町内の遺跡において発掘調査で出土した考古資料の学校への貸出しも実施しており、子どもたちの歴史学習に使用していただいております。

残されている文化財は、適切に保護しながら活用することにより、文化財の大切さを多くの人々に伝えるとともに、その地域の歴史理解を深めることが可能ですので、今後も、文化財の適切な保存、保護に努めるとともに、子どもたちへのふるさと学習や、さらなる文化財や歴史に関する情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 後世に歴史を伝えていくという部分について、今御回答がございましたけれども、いろんな取組をされておるようですね。私が、その中で感心したのは、小学3年生

全生徒に、副読本、これを配付してあるということで、3年生といたら、一番成長盛りでもございますし、その子どもたちが、そういう副読本を手にして、菊陽町の歴史、それから文化財等について学ぶということは、私は非常に大切であるというふうに思っております。

そこで、私からの提案でございますけれども、今、小学校教育の中で、タブレット教育というのがございます。もうこれも2年になりますかね。そういう中で、そのタブレットを使用した文化財、副読本を基本に、いろんな歴史を学ぶ意味でも、タブレットを使って、自分たちで菊陽町の巡回コースを設定したり、そしてグループでそういう話し合いを設けたりとか、そういう部分は、私必要かなというふうに思っております。

それと、やはり町民が多く集まる菊陽町の文化祭は、歌と踊り、それから作品展示が中心となっておりますけれども、歴史文化財などを取り入れたビデオ放映など、歴史を後世に伝えるための資料館の設置も必要と、私は思っております。

無形文化財については、文化祭の中でも、馬場楠の獅子舞ですか、この演舞はあっておりますけれども、それ以外にも、菊陽町の文化財はたくさんあります。そういうのを、形としては無理があると思いますけれども、町民の多くの目に留まるように、ビデオ放映でも、私は、非常に効果があるかなというふうに思っておるところでございます。

この質問については、これで一応終了します。

次に、3番の公共施設の大規模改修事業についてお尋ねをします。

まず、(1)の役場庁舎を含めた大規模改修について、令和3年9月の全員協議会で説明を受けましたが、TSMCなどの進出で状況は大きく変わってきたことから、複数の同僚議員の一般質問に対し、建て替えの必要性にも言及され、改めて、庁舎の建て替えを含めた検討を進めていくとの回答がありました。

これ先ほど、坂本議員の質問においても、詳しく説明が、副町長のほうからもありまして、町長のほうからもありました。それで、後でまた申しますけれども、かなりスピード感を持って進んでいるなというのは感じております。

○議長（福島知雄さん） 質問ですか。

廣瀬英二議員。

○5番（廣瀬英二さん） 先ほどの、要するに、方向性について、現時点で分かる進捗状況をお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

午前中の坂本議員の答弁と重なる部分があると思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

菊陽町役場庁舎の整備につきましては、副町長を中心とした建設系施設の整備に係る方向性の検討会議において、庁舎整備の方向性等について協議を続けているところでございます。

庁舎の整備につきましては、先ほど、町長が答弁しましたとおり、庁舎の新築を進めていきたいと考えているところでございます。具体的に庁舎を新築する理由などをお示しする必要が

ございますので、今議会の補正予算で計上しております施設整備検討業務委託の中で、次年度にかけて、必要性や規模並びに概算事業費などを整理してまいります。

また、庁舎の複合化についても、効率的な施設整備の観点からも、可能性を探っていきたいと考えており、今後の財政見通しを踏まえながら、庁舎整備の方向性を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 今日、午前中の質問の中でも、庁舎整備の方向性については協議を続けていくけれども、庁舎の整備については新築で考えているということをはっきり明言をされました。今後は、新築とする理由等を示す必要があるため、今議会の補正予算で計上してると。そして、施設整備検討業務委託の中で、次年度にかけて、必要性や規模並びに概算事業費などを整理していくと、踏み込んだ可能性がありました。

この質問については、同僚議員が今まで、5人の質問がいろいろありました。そういう中で、もう一つの区切りが、私はついたと思っています。改修か新築かという部分では、もう結論が出たのじゃないかなと思っています。

こういうことで、我々も次のステップに進めるわけです。いつまでも、そういう議論にせず、新しいステップに、じゃあ、この庁舎をどういう、いい庁舎にしていくかという議論をどんどん前向きにしていく必要があるのじゃないかなというふうに、私は思っております。

今後においては、住民サービス、バリアフリーを含めて、質の高い、世界に誇れるサービス提供が求められ、それにふさわしい庁舎が必要となります。あわせて、職員の職場環境の改善、議場へのアクセス、車椅子でも傍聴できる議場の改善等々必要です。また、対外的に対応できる複合施設も、私は必要ではなかろうかというふうに思います。

やっぱり、今からの庁舎というのは、もう役場役場という、そういう感じではなくて、斬新な、世界に誇れるTSMCが来るわけですから、昔みたいな造りはちょっと古いなど。ここは提案としては申し上げますけども、新しい考えでやっていきたいというふうに思います。

今後の町の事業として、道路整備、新駅設置、それから給食費の無料化を含めたその他事業が多くある中で、新築の費用がどれくらいになるのか、プライマリーバランスも含めて、財政スケジュールをどう組み立てるのか、大変な作業が待っているとあります。

菊陽町が世界に誇れる玄関口になるように、行政、議会が取り組んでいく必要があると思いますが、先ほど申しましたけども、町の英断に敬意を表したいというふうに思います。

それでは次に、(2)の建て替えの検討を進める中で、菊陽町の歴史を後世に伝える歴史資料館設置が必要と考えるが、町の考えをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 文化財保護の観点から、歴史資料の保存のための施設や、活用の面からの直接見たり触れたりする機会の提供は、とても重要であると認識しております。

現在、町が保管する歴史資料については、菊陽町図書館で保管しております江戸時代の古文

書と、発掘調査で出土した考古資料、町史編さん時に集められた若干の民具がございます。先ほど答弁しましたとおり、古文書については、解読冊子での紹介、考古資料については発掘調査報告書での紹介や、学校への一部貸出しを行っておりますが、現時点において、展示可能な資料が少ない状況でございます。

このようなことから、先ほどの質問にあったとおり、役場庁舎等が建て替え時期を迎えておりますので、今後は、既存公共施設の再配置の動向に注視しながら、歴史資料や町の歴史を伝える展示コーナーの設置について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 私も、資料館、周辺の資料館を見学に行ってきました。大津町のほうは、伝承館という文化伝承館ですか。それが法務局跡に設置をされておりました。そこには、校長先生上がりの館長がいらっしゃいました。そうすると、二殿教育長とお知り合いということで、よろしくお伝えくださいというお話もございました。あそこの資料館は、要するに、みんな町民を巻き込んで、そこに人が集まる仕掛けをされております。それで、毎日何人かがお見えになるということで、これも一つのやり方かなと。町民の文化活動や交流の場として設置をしてあるということをも感じました。

それと、片や、合志市の歴史資料館は、市役所、これはヴィーブルの3階にあって、エレベーターもなく、2階が図書館、3階が資料館なんです。これは立派な資料館でございました。ただ、お話をお伺いすると、年間に約1,000人ぐらいの入館者数があると。1,000人というと、非常に少ないんですね。だから、これやはり、もちろん後世に伝えていくという役割もございすけれども、やはり多くの人に見てもらわないと、私は意味があまりないと思ひまして、そういう部分で、ちょっと合志市の場合は、文化財の保管倉庫的な感じを受けました。

文化財などを保存、保護して、歴史を後世に伝えていく役割は、2つの資料館とも少なからず果たしているなというふうに感じました。

2市2町の中でも、ほとんどそういう資料館というのはありまして、菊陽町だけが、今後、建て替えも含めて、今後、考えていかれると思ひますけれども、これは、資料館というのはいろんな意味で必要です。菊陽町が、菊陽村から、これまでの発展した菊陽町、そういう歴史の変遷も必要ですし、熊本地震の被災された、それも後世に伝えていく使命があると思ひます。

それとあわせて、文化財も展示をすとか、そういう部分が必要かと思ひますけれども、私が、これは私の私案で申し訳ございませんが、やはり目につくところ、町民が手続に来て、ああこういうのがあったと、こういう歴史があったということが分かるような、そういう資料館、造られるとすれば、そういう資料館であってほしいなというふうに思っております。

確かに、この歴史というのは、温故知新という言葉がございすけれども、菊陽町の歴史を後世に伝えていくためには、やはり、先ほど申しましたように、目につくところに造っていただきたいというのがございす。

次に、4番目の、光の森駅周辺の施設整備についてお尋ねをします。

(1) 番の光の森駅横断歩道の進捗状況についてお尋ねをします。

横断歩道橋については、今年の3月議会で説明がありましたが、ウクライナ情勢や新型コロナウイルス感染症拡大防止等の社会情勢の影響から、鋼板等の材料納期に遅れが生じたことにより、令和5年8月末までに工期を延長するという説明を受けてきました。

現在、歩道橋の橋脚、それから階段も設置され、今後は、屋根高欄工事が進んでいくと思いますが、進捗状況について確認をしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

現在、横断歩道橋整備を進めています光の森駅前の町道杉並木線交差点の横断歩道は、朝夕の通勤通学時間帯の歩行者が多く、渋滞が発生し、交通事故も多発しているため、歩行者の安全確保と駅周辺の渋滞緩和を図るため、光の森駅前横断歩道橋整備事業として取り組んでいるところでございます。

本事業の進捗状況は、昨年度に、横断歩道橋整備に支障するエレベーターの移設工事と横断歩道橋の橋脚の基礎工事、横断歩道橋の本体部分の製作工事は完了し、今年度は、横断歩道橋の本体部分の輸送架設工事及び屋根高欄工事を進めているところでございます。

輸送架設工事につきましては、今定例会において、報告第11号で専決処分の報告説明の中で、9月15日までの工期と説明させていただいております。

屋根高欄工事につきましては、今定例会におきまして、議案第52号で工事請負契約の変更について提案させていただいておりますが、来年1月末の工期としており、横断歩道橋の完成は、来年1月末と予定しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 横断歩道橋については、完成が来年の1月末ということで、今、お答えがありました。

確かに、ずっとこの横断歩道橋については関わってきました、ずっと見てきましたけども、本当、町のこれまでの苦労は大変なものがあったというふうに思います。この取組については、大いに評価をしたいというふうに思っております。

次に、(2)の鉄砲小路踏切の拡張事業は、令和5年度の計画となっているが、工事着手予定についてお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

鉄砲小路踏切は、JR光の森駅の東に位置する踏切です。町道境ノ松線と県道熊本菊陽線の交差点部に位置し、幅員が狭小で、歩道もないため、朝夕の通勤通学時間帯には、踏切を横断する車両の渋滞が発生しており、歩行者、自転車と車両が近接し、通行が困難で危険な状態と

なっております。

この踏切は、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全点検により、要対策箇所と位置づけられ、現在の幅員5.2メートルの踏切道を、車道においては、幅員7メートルに拡幅し、新たに幅員2.5メートルの歩道を設置することにより、歩行者等の安全確保及び通行の円滑化を図るものであります。通行の円滑化が図られれば、駅周辺の渋滞緩和にもつながる事業であると捉えております。

事業の進捗状況は、令和3年9月に詳細設計を完了しており、現在、JR九州との当該踏切の拡幅工事に関して協定を締結するための協議を進めているところでございます。

なお、協定に係る予算につきましては、物価高騰等の要因により事業費が増加したことから、今定例会の補正予算において増額をお願いしております。

議員御質問の工事着手の時期につきましては、協定締結後、JR九州において、工事着手準備のために相当な期間を要することから、令和6年度に入ってから工事着手になる予定でございます。このことから、当該踏切の拡幅事業は、令和6年度中の事業完了を目指しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 鉄砲小路の踏切については、今、部長から答弁ありましたけども、そういう内容で、1年間延びました。そうすると、また同じような説明で、また来年、令和6年に完成予定ということで、これでは私はちょっと駄目だと思います。私の言い方はちょっときついかもしれませんが、みんなこの渋滞緩和対策で、いろんな頭を痛めておる中で、いろんな企業にもお願いしておる中で、これは絶対、私は早急に取り組んで、完成をさせる必要があると思っています。来年の12月には、TSMCも、JASMも事業開始となります。その前までにできないのですか。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

御質問の鉄砲小路踏切の事業につきましては、当初は、令和4年、5年度で計画をしていたところでございます。鉄砲小路踏切の拡幅の前に、議員御承知のとおり、原水踏切の拡張の事業のほうに取り組んでおりまして、この事業としては、計画では、令和2年度から3年度までということで計画をしていた経緯がございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、令和4年度まで期間を要したというところになりますので、この原水踏切が1年延びたというところが要因になるかと思いません。このため、鉄砲小路踏切拡幅事業が1年間ずれ込みまして、令和5年度からの着手というふうになりました。

JR踏切は、JRの委託により工事のほうを施工していただくということもございまして、工事に際しては、1つずつの踏切で取り組んでいただいているところでございます。

繰り返しになりますけれども、原水踏切が1年ずれ込んだことにより、鉄砲小路の踏切も1年ずれ込むということで、6年度完了ということで見込んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、早期の完了を目指して進めてまいりたいと思います、御理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 早期に完了できるように取り組んでいくということでございましたけれども、やっぱり、これだけ今、菊陽町がいろんな多様化して、いろんな課題がある中で、要するに、どんどんどんどんスケジュールが入ってくると思うんです。スケジュールが。だから、スピード感を持ってこれに取り組んでもらわないと、いつまでも同じような繰り返しでは、私は駄目だと思います。

今日、副町長からも、町長からも、回答がございました。総務部長からも、回答ございましたけれども、やはり期限を切ってそれに取り組んでいくと。そして、その取り組む内容はこういうのを、やっぱり説明をしていただかないと、ちょっと納得はできないです。だから、今後、来年の12月まではちょっと時間ございますけど、それまでに、JR九州と交渉を重ねられて、その前に、少しでも早くできるように要望をしておきます。

光の森地区の施設整備については、2つ、私が議員になってから、ずっとこれは言い続けてきました。その内容は、やはり渋滞緩和と、それから事故防止、あそこの踏切の歩行者の安全、そういう意味から、ずっと4年間、本当言い続けてきましたけれども、横断歩道橋については、来年の1月、めどがついたということで、これは非常に私は評価します。先ほども申しましたけれども、ダブって申し上げますけれども、評価をしております。ただ、鉄砲小路踏切については、まだ何とかしてやりたいというのが、威勢があんまり見えませんので、ただそういうことで、JRのいろんな時間がかかるととか、そういうことじゃなくして、もっと積極的に取り組んでいっていただきたいと。それを提案して、この質問については終わります。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） それでは、最後の質問になります。

5番目の高齢者等への支援についての質問です。

まず、(1)番の高齢者等が生きがいを持って生活できる支援策についての質問です。

地域住民の一人一人が、生きがいや目標を持ち、自己実現を目指した活動が、それぞれに展開されております。団体活動、個人活動も含め、生きがいを持って生活できる支援策をお尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

高齢者等の生きがいづくりの支援につきましては、交流を目的としたふれあいサロンなどの介護に関わる事業に限らず、72の政策提言のうち、高齢者に関わる具体策を実現することで推

進したいと考えております。

具体策としましては、スポーツチームを地域一丸となって支援することで、年齢に関係なく、生きがいや喜びを感じ、高齢者とともに応援することで元気になる地元プロスポーツ、アマチュアスポーツチームの支援が挙げられます。

そのほか、就労活動を目的とする、経験、知識、技能を持つシルバー世代の活躍の場を提供、趣味活動を目的とする、生きがいづくり、生涯学習の場の提供や、芸術をテーマとした菊陽町活性化事業の実施、スポーツ活動を目的とする町民が楽しめる総合運動公園の整備や専用グラウンドゴルフ場の整備なども具体策の例であります。

高齢者といっても、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、状態は様々であります。その高齢者が持つ生きがいニーズも多様であります。高齢者等の多様な生きがいニーズに対応するため、72の政策提言のうち、高齢者に関わる具体策を展開し、高齢者等の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 具体的にありました、芸術をテーマとした活性化事業の実施とか、それから町民が楽しめる総合運動公園の整備、それから専用グラウンドゴルフ場の整備などが幾つか挙げられました。これも非常に大切なことであると思います。

それと、参考に申し上げますと、新山地区と沖野地区、これが合同の老人会ですけども、年に2回、日帰り旅行をされてます。私も何回か参加しましたけれども、それは大分にぎわいます。おいしい料理を食べて、おしゃべりをして、カラオケを歌って、そして小旅行をして楽しんで帰ると、こういう取組は非常に高齢者にとって生きがいになるんじゃないかなというふうに、特に感じております。先ほど、町からもお話がございましたけども、そういうところもひっくるめて、高齢者の生きがいづくり、これをしていくということは、非常に大切なことかなというふうに思ってます。あとは、この前、町長の方針として、いろんな人の意見をお伺いしたいというのが基本方針としてあります。8月24日でしたか、菊陽町の老人クラブの方と意見交換をされております。十分その意見を聞かれたというふうにお伺いしております。そういうことが、私は、一番大切なことかなというふうに思っております。

それでは、これはもう本当、最後の最後になりますけども、次に、(2)の菊陽町を日本一介護に強い町にするために、今後、町はどのように取り組んでいくのかについてお尋ねをします。

この件については、ある雑誌に町長が語られた内容でございます。

○議長（福島知雄さん） 質問者にお伝えします。質問をしてください。

○5番（廣瀬英二さん） 何回たってもすいません。

今後の日本一の取組について、町はどのような支援策を取っていくのか。これについてお伺いをします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、廣瀬議員の質問にお答えをいたします。

先ほど御提案がありました新山と沖野、これ年に2回の日帰り旅行というところで、物すごくこういった取組はすばらしいなと思います。そういったところも含めまして、お答えをさせていただきます。

まず、72の政策提言におきましては、日本一のまちづくりを目指すことを目標に掲げておりますが、日本一介護に強い町を目指すことについても、72の政策提言の実現を通じ、達成したいという思いを表明したものであります。

高齢者に関わる本町の特徴といたしましては、全国的に、高齢者人口のピークとなる2040年度以降も、高齢者の数が増え続けることにございます。こうした本町の特徴を踏まえたときに、医療、介護現場との議論を踏まえた介護保険事業の拡充はもとより、日本一介護に強い町を目指すためには、72の政策提言のうち、高齢者に関わる具体策の実現が欠かせないと考えているところでもございます。

高齢者に関わる具体策の一例を挙げますと、社会福祉協議会の機能拡充があります。高齢者の方々のために手厚い政策を展開するためには、まずは、高齢者の方々の御意見を丁寧にお聞きすることが重要だと考えてるところでございます。高齢者の方々から御意見をお聞きするに当たりましては、これまで住民の方々の御意見を基に、社会福祉の推進に取り組んできた社会福祉協議会の役割は大きなものがございます。また、私自身も自ら現場に足を運び、社会福祉協議会の事業を体験をし、高齢者の方や現場の職員の方からお話を聞かせていただいたところでもございます。

今後は、新規採用職員につきましても、社会福祉協議会での現場体験を計画しており、これらの取組は、継続していきたいと考えているところでございます。

社会福祉協議会の機能拡充の内容については、これからの議論になりますが、機能拡充に必要な組織体制の強化を行い、日本一介護に強いまちづくりの政策展開に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 私も吉本町長の政策提言集、これをまた読み返してみました。その中で、新しい発想が現状を変えると。先の見えない時代だからこそ、皆さんと一緒に夢を描く必要があるというふうに語られております。私も、なるほどだなと、そういう取組を、実際現在されております。だから、自分の夢と町民の夢を共有して、日本一のまちづくりをしていく町長の政治手法が、最近になって見えてきたような感じがします。

時代の要請、町民の期待に応えるため、政治も果敢に実行して、それを形にしていく責任は私たち議員にも大いにあります。町長は、どんどんそういう日本一に向けての発信はされていると思います。ただ、あとは、小牧副町長を含め、優秀なスタッフがいらっしやいますんで、

どんだんその辺は任せられて、頑張っていかれたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

町長の考えを踏まえて、行政と議会が車の両輪として、自分たちの菊陽町が日本一へと発展していくために、切磋琢磨しながらしっかりと頑張っていく所存でございます。

これで私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 廣瀬英二さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 1 時 59 分

再開 午後 2 時 9 分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 登壇する前に、議長にお願いがあります。質問事項の大きな2番の(3)を、第1番目に持っていきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） どうぞ。

○13番（甲斐榮治さん） 今日は、暑い中を、もう昼過ぎの非常にけだるい時間ですけれども、傍聴においでいただきまして大変ありがとうございます。

甲斐榮治、議席番号13番、一般質問を行います。

菊陽町は、もう皆さん御存じのとおり、様々の問題といえますか、発展的問題ですけども、抱えておりますけれども、その中でも、全てに関わる一番基本の問題、これが総合計画にあるというふうに、私は思っております。質問の順番を変えましたのも、その意味がございます。

我が町は今、第5期の総合計画の時期を終わりました。平成23年から令和2年度まで10年間です。第6期総合計画、これは、令和3年から令和12年までの予定で、そのさなかにあります。第5期総合計画の途中では、平成28年4月に熊本地震が発生しました。だけど、これは計画の基本を変えるまでには至りませんでした。言わば熊本地震からの復旧・復興というのは、第5期総合計画にのっとり行われたと思います。

しかし、今回のTSMCの進出は、数年間で6兆円という巨額の投資が行われます。それによる経済への波及を通して、交通問題、地下水の保全、上下水道などの都市インフラ、教育、福祉、医療など、根幹に関わる大規模な影響を、我々の社会に及ぼしつつあります。

第6期総合計画の基本となった社会情勢とは、基本的に違う状況であります。第6期総合計画は、もはや現実と適合していないのではないかという思いを持っております。第6期総合計画を見直すというより、総合計画を新たにつくるのが相当ではないかというふうに私は考えております。町民、それから各種団体、事業者等の参画と協働が必要であります。費用もかかります。時間もかかります。労力もかかります。が、現実に関わりつつあるこの変化を考えれ

ば、早急にやらねばならないことと考えます。

状況をこのまま放置しておけば、T SMC進出による果実は他地域に持っていかれ、我が町は、マイナス面のみを引き受けることともなりかねません。基本となるものを、状況に合わせて定めなければ、全てのものが滞り、進みません。企業集積の戦略物資である地下水の保全も、土地利用計画に密接につながっております。本町発展の基礎になるということは、逆に最高位に位置すべき総合計画の新たな立案と、そのスピーディーな成立を願ってやみません。その意味で、この質問の順番を先頭に変えた次第です。

自席で質問いたしますので、答弁も自席に着いてからお願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さんにお尋ねします。

(3)を1番に持ってくるということは、質問事項の2の(3)ということですかね。

○13番（甲斐榮治さん） そうです。

○議長（福島知雄さん） ということであれば、この(3)は、質問事項の1に来るべきと思いますが、どうでしょうか。

○13番（甲斐榮治さん） 意味がよく分かりません。

○議長（福島知雄さん） (3)を、最初、質問されるわけでしょう。(3)は、質問事項の2の中に入ってますよね。

○13番（甲斐榮治さん） はい。

この2の(3)の部分だけを一番最初に持ってくるという意味でした。

○議長（福島知雄さん） 2の項目の中で最初に持ってくるということですか。

○13番（甲斐榮治さん） いえ、冒頭に持ってくるという意味です。今から聞きます。だから。

○議長（福島知雄さん） 要するに、(3)は質問要旨でしょう。

○13番（甲斐榮治さん） はい。

○議長（福島知雄さん） 質問要旨ですよ。

○13番（甲斐榮治さん） 2の(3)の項を質問の先頭に持ってきますという意味で申し上げました。

○議長（福島知雄さん） ということは、質問事項2を1に変えるということですか。そうしないとおかしいですけど。

○13番（甲斐榮治さん） 分かりました。じゃあ、そのようにします。

○議長（福島知雄さん） 質問事項1と2を入れ替えるということですね。

○13番（甲斐榮治さん） はい。

○議長（福島知雄さん） そして、2を1に変えて、1を2に変えると。冒頭に、(3)を1に持ってくるということですね。

○13番（甲斐榮治さん） はい。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 少し整理の仕方を間違えてまして、失礼いたしました。

2の(3)を、1の(3)というふうなことで持っていきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） ちょっと副議長、説明してあげて。

○13番（甲斐榮治さん） 理解しかねています。

○副議長（坂本秀則さん） 質問事項の2が1になって、(3)が1だけになるということですか。
質問事項がもう。

○13番（甲斐榮治さん） だから、これが1番になるということでしょう。

○副議長（坂本秀則さん） (3)が1番目に。

JASMに関する今後の課題についてというのが1番になって、その中の(3)を、その質問の1番目に持ってくると。議長、これでいいですか。

○議長（福島知雄さん） 許可します。

それでは、ちょっと時間ロスしてしまいましたが、申し訳ありません。

では、執行部にお尋ねをいたします。

現菊陽町総合計画の見直しは急務と考えるが、町の認識を問う。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

第6期総合計画を令和3年3月に策定し、その目標に向けて行政運営を進めてきたところですが、その後、令和3年11月にTSMCの進出が決定をし、本町を取り巻く状況の変化は著しく、町の抱える課題や必要とする施策も大きく変化してきています。

TSMCの進出をはじめとする半導体産業の集積は、日本の経済安全保障にとって重要な国家プロジェクトであり、今後、本町はその一翼を担っていくこととなります。

最近では、一体のインフラ整備には、今後10年間で総額1,140億円程度の事業費が発生するという試算を熊本県が発表され、国も財政支援する方針を表明されたところでございます。

そのような中で、本町におきましては、特に交通渋滞緩和に対する道路などの新設や改良、地下水保全や下水処理で不安視されている課題への対応、新たな区画整理事業、急激に増えることが予想される外国人の方たちの受入れ態勢づくり、人口増加や外国人の子どもたちが増えることに伴う教育環境の整備などへのさらなる迅速な対応が求められるところでございます。そして、何より、この進出効果を町民の皆様に実感していただけるよう、日本一のまちづくりを力強く進める必要がございます。

このため、本町としましては、見直しではなく、第7期の新たな総合計画の策定に早急に着手し、令和6年度中の策定に向けて取り組んでまいります。

なお、新たな計画には、72の政策提言も取り組んだ計画にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 第7期総合計画に取りかかるというふうに解釈をいたしました。それで間違いございませんか。

大英断ではないかというふうに思います。まだ第6期の総合計画が残っている段階で、新しく始めるということは、先ほど申しましたように、様々の労力を要する問題であると思います。しかし、これが定まらないと、後が全部動かないという関係にありますので、ぜひ、今の町長の決意で先に進めてもらいたいと思います。

さて、次に移ります。

ちょっと私の整理の仕方がおかしかったので混乱しましたが、若干ちょっと順序が違う状況になってきましたけども、決まりですので、そのとおりに進めたい。

2の(1)の水の循環使用率の引上げを求めるべきではないかというふうに考えます。これは現在、地下水位の使用率を、最初は7割が循環、あと3割が排水というふうな、そういう報告を受けておりましたが、最近少しニュースが変わって、75%が循環というふうになったみたいですが、これをさらに引き上げられないか。それを求めることはできないか。それについてお答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

現在、建設中のJASMの工場につきましては、8月24日に、地下水採取申請書が提出されました。地下水の採取量は、1日当たり8,500立米で、当初計画の1万2,000立米から3,500立米減少しております。JASMからは、工場内に、当初の計画よりも高度な水処理設備を設置することにより——前段がなければ、ちょっと話が通じないものですからということ——設置することにより、水循環率を、従来予定されていた70%から75%に上昇させたことで、採取量を減少させられたとお聞きしております。この75%の循環率は、採取した地下水を3.5回ほど使用できる数字になります。また、JASMからは、地下水資源を大切に考えており、持続可能な地下水利用に貢献できるよう、熊本県、水循環型営農推進協議会、くまもと地下水財団、菊陽町と締結した協定に基づき、地下水採取料の100%以上の涵養を実現していくとコメントされております。

あわせて、地下水涵養を、採取量の100%以上行うことも公表されておまして、TSMC並びにJASMは、地下水保全も含めて、環境に対する認識は高く、真摯に取り組まれていると認識しております。

TSMCは、本年7月に、TSMC環境方針を発表され、環境保全の国際的な法令や基準だけではなく、それ以上の基準を設定した上での遵守、地下水も含めた環境負荷軽減に向けた取組の実施を公表されております。

また、本年1月に吉本町長、5月に小牧副町長が、TSMC本社を訪問した際も、環境に関しての取組について熱心な説明を受けています。

御質問の地下水循環率の向上は、技術的及びコスト面での課題もありますが、一定程度上げ

られると考えております。実際に、先ほど申しましたとおり、地下水保全のため、J A S Mでは大きな投資を行い、水循環率を計画の70%から75%に向上を図られました。

町としましては、単に地下水の循環率の向上を求めるということではなく、地下水涵養による地下水保全、環境面の取組の推進など、T S M C、J A S Mをはじめ、各企業に協力と連携を求めていくことで、総合的に環境に配慮された取組につながっていくと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） いろいろ循環率を上げるためには費用もかかるし、そういうことであつたかと思いますが、循環率を上げることはできないということではないというふうに受け止めをしました。

この前、学習会がありました。そのときに、N E Cですか、N E Cでは99%を循環させて、あと1%排出というふうなことも聞いております。そんなに簡単に行く話ではないとは思いますが、どうぞ循環率が上がるように、御努力をいただきたい。

次に移ります。

2番目、(2)です。

J A S Mの担当分野は、半導体製造の前工程である。すなわち、完成品となる後ろ工程の工場は国内にはない。後ろ工程をカバーする工場を近接地に建設するよう、国、県、企業に要請するべきではないか。このことについて、見解をお伺いしたい。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

J A S Mをはじめ、本町に立地されているソニーグループも、半導体の前工程の工場となります。一般的に、前工程のほうが、技術的にも付加価値が高く、投資額も大きくなる傾向にあります。後工程に関しましては、前工程で製造されたウェハーを切断して切り分ける工程となり、国内にも工場はありますが、海外の工場で行っていることも多いと聞いております。

御質問の後工程の工場のセミコンテックパーク周辺、近隣地への誘致につきましては、既に立地している前工程の半導体製造企業が求める場合や、関連性の高い企業の場合は、半導体産業の集積にもつながるものと考え、積極的に行うものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 前工程のほうが有利だという話もありましたけれども、日本は、もともとは、この半導体ではトップを走ってたわけです。それが、現在のような状況になって、そして、台湾から半導体の世界的な企業が来るということで、それが大きな刺激になっておりますけれども、経済の安全保障を考えたときには、完成品を国内で作れるということが勘どころではないかというふうに思います。

先ほど、第2工場の話が出ましたが、例えば、その第2工場を、後工程とか、仮にですよ、

というふうなことになるれば、それは日本の国内で完成品を確保できるという有利な点が出るわけです。そういったことも考えて、この質問をしたわけですが、町として、こういう要請をすることは可能ですか。要望です。後工程の工場も造ると。

○議長（福島知雄さん） 商工振興課長。

○商工振興課長（今村太郎さん） 今の御質問にお答えします。

後工程自体を町が求めるということは、理論上は可能だと思うんですが、前工程の工場と後工程の工場というのは、もともとお付き合いがあつてワンセットとなります。ですので、単に後工場が来たからといって、今の前工程の工場とつながるかということ、また別問題でございますので、先ほど部長が答弁させていただいたとおり、前工程の工場が求めるようであれば、近くに求めるということが必要なのかなというふうに思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 分かりました。ちょっとその辺は、まだもう少し勉強してみないとよく分かりませんので、また次の質問に回したいと思います。

それでは、質問の予定が狂ってしまいましたので、少し戸惑っておりますが、水の問題に移りたいと思います。

1番です。

1番の菊陽町及びその周辺地域に展開する企業群の水資源活用についてのほうに移ります。

まず、JAS Mの水資源活用についてですけれども、T S M Cと、この地下水の問題については、情報が様々に飛び交っております。特にSNS上では、科学的な根拠のない怪しげな情報を見聞きすることがあります。これらを見た住民の方からは、心配の聲が寄せられることが多くなっています。過去に水俣の経験を持つ県民としては、無理からぬことであるというふうに考えます。

私たちは、ただ、そういったことを、流言飛語だと一言で片づける前にすべきことがあると考えます。今は様々の情報にあふれております。ただし、残念ながら、その情報は断片的であり、統一性、系統性、科学性に欠けております。地方自治体の安全・安心を預かる行政や議会は、これらの情報を聞き散らかし、言い散らかしの状態に放置するのではなくて、できるだけ科学の上に立ち、これらを検証すべきであると思います。その上で、情報を秩序づけ、総括して系統的な情報として住民に示す責任と義務があると考えます。

その観点から、私はできる限り学習会などにも出席し、情報を収集するとともに、それらを総括するべく心がけてまいりました。その中間の過程での取りまとめが今日の一般質問であります。

なお、今回から、町執行部側から、質問の2日前には質問に対する答弁の要旨を事前に届けてもらうことができるようになりました。町執行部の配慮を評価したいと思います。

なお、1次答弁書には既に目を通してありますが、真摯な答弁であると評価をいたしております。

ます。今日は、それがさらに深まるように努めたいと思います。町から送ってきました1次答弁書はここに、このぐらいの分量で来ております。

では、それを踏まえながら質問に入ります。

まず1番目、第2工場が第1工場に近接して造られると仮定すれば、使用水量はどのようにになると推定されるか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

第2工場が、現在のJASMに近接した地域に立地された場合の使用水量につきましては、建設場所も確定しておらず、その規模、内容も未定のため、現時点では把握することはできません。

なお、仮に、本町に第2工場の建設が決定した場合、その規模や内容が確定すると、必要な地下水の採取量が判明します。その必要な地下水の採取量に応じて、これまで立地された半導体関連企業と同様に、地下水保全条例等に定められた周辺の影響などの必要な調査が行われ、さらに地下水涵養指針に基づく地下水涵養の仕組みも整えられた上で、地下水の採取が適切に行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 現時点では、仮定の話ですと言えないと。ただし、仮にそういうことになれば、しかるべききちんとした対処がなされるであろうと、こういうことですね。

それでは、次行きます。

竜門ダムからの取水が取り沙汰されておりますが、農業用水との調整はできるのか。また、水の浄化技術は十全か。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、お答えします。

竜門ダムからの水の供給につきましては、現在、熊本県において、その可能性を検討されています。竜門ダムの水については、農業用水と併せて、有明工業用水としても活用されており、その未利用水の活用を前提としておりとお聞きしております。

今後、竜門ダムからの取得可能な水の量をはじめ、農業用パイプラインの利用の可能性、企業が求める水質の検討と並行して、御質問の農業関係者や地域との協議も進められた上で、竜門ダムからの水の供給について事業化を判断されると承知しております。

また、先日の報道でもありましたように、この竜門ダムの水の活用も想定された国の工業用水整備の補助制度も再開される見込みとなったことで、国からの事業化に向けた支援が明確となり、実現に向けて大きく前進したと理解しております。

竜門ダムの利用水の事業化が検討される中で、地域関係者と協議を行うなど、必要な調整が整うことと併せて、既存の分水施設や管路などの活用の確認、また浄水場の整備が事業化の前

提となりますので、必要な水質が確保できる浄水施設も整備されると考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 先日の熊日の報道によりますと、この竜門ダムのほうから、導水管で持ってこられると。その事業は、県が負うということですね。県の事業で、国の事業ですか。

（産業振興部長山川和徳さん「国が、県の事業」の声あり）

県の事業で、国ですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 国の補助で、県の事業となります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 今さっき、それに関連して、新しい浄水場の話が出てきましたけれども、浄水場は造る方向であるというふうに考えてよいかということが1点、それからその新浄水場は、恐らくこの近隣になるかと思えますけれども、どの河川にその浄水場から水が放流されると考えていいか。その点お尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ただいま県からは、調査を実施しているという回答でございます。そういった部分を含めて、今、調査をされていらっしゃるというふうに理解しています。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） まだ分からないということですね。

それでは、次に移ります。

地下水保全の5者協議体ができております。これは、J A S M、熊本県、菊陽町、水循環型営農協議会、くまもと地下水財団ですね。以上の5者協議体ができておりますが、湛水による地下水涵養の事業が今進んでおります。今後、そのほかにどのような事業に取り組むのか、お知らせ願います。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

御質問の協定は、5月16日に締結式が行われた熊本地域における地下水涵養推進に関する協定で、包括的な協定となります。先ほどの答弁でも申しましたとおり、具体的には、J A S Mの堀田社長、立地自治体として、熊本県の蒲島知事、菊陽町の吉本町長、地下水涵養の協力団体となるおおきく土地改良区内の水循環型営農推進協議会の会長として、大津町長の金田町長、そしてくまもと地下水財団の理事長として、熊本市の大西市長により、協定を締結されております。

本協定の締結する目的としましては、先ほど申し上げた立地企業、自治体、関係団体が、それぞれ、J A S Mが明言されている地下水採取料の100%以上の地下水涵養に向けて、取組体

制が構築されたことを明確に示すことによって、住民の皆様に安心感を持っていただくことであり、具体的な取組は、本協定に基づき、別途進めるというふうになっております。

御質問の具体的な取組については、これまで5月から10月までだった湛水事業の時期を、11月から4月も加える冬季湛水の実施により、6か月間だった湛水期間を1年間の通年とするとともに、稲作の推進拡大により、湛水の拡大を図っていきたいというふうに考えてるところでございます。

あわせて、くまもと地下水財団を中心に、新たに湛水を行っていただける地域との連携により、湛水地域の拡大も進めていくものと承知しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） この協議会は、主体的にどこが運営をするんですか。事務局はどこにあるんですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 協議会と申し上げますと、水循環協議会ということでしょうか。全体的な部分。

（13番甲斐榮治さん「5者協議会」の声あり）

5者協議会。5者協議会は協定でございますので、協定書、お互いが認識して、一緒になって涵養事業を行っていきましょうよというふうな協定でございますので、どこが主体という部分ではございません。例えば、仮に言えば、水循環協議会が中に入ってますよね。こういったところは、湛水事業を中心に、今行っているしゃいますので、この冬季湛水を含めたところで、湛水事業を実施していかれるということになります。また一方で、水稻とか、そういった部分につきましては、菊陽町、大津町、県あたりと連携をしながら、水稻の拡大に努めていくということになります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 何かあまりよく分からないんですけど、要するに、協議体という以上は、調整機関とかそういうのがあはずですし、どこかがやっぱり事務局みたいにして動かないと、全体動かないでしょう。そのことを聞いてるんです。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 全体的を、調整機能を持たせるとなれば、これは熊本県のほうで調整されるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 次に移ります。

今後、開発があちこちで進む可能性がありますけれども、関連地域の開発が進んで、地表が

コンクリートや建造物で覆われる面積が増えれば、地下水を涵養する土地が失われるのではないかと。開発と緑地及び農地確保のバランスをどのように進めていくつもりか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

地下水涵養地域を含む本町での開発行為は、農地法や都市計画法の許認可取得と併せて、地下水保全を行うことを前提として、今後も一定程度進むと想定しております。

単純に、地表がコンクリートや建築物で覆われると、雨水の地下浸透がなくなる場合もありますが、区画整理、企業誘致、住宅団地などの開発行為では、一定の地下水浸透施設が整備されますので、地下水浸透量が激減するということはないと考えております。

特に、企業立地の場合は、地下水保全についての配慮もあり、いわゆる全浸透型の調整池の整備により、全ての雨水を地下浸透で処理するケースが多く、この場合は、地下浸透の量は減ることはないというふうに考えております。

しかしながら、開発行為が行われ、都市化、宅地化が進むことによる涵養面積の減少の対策に関しましては、地下水涵養の取組の強化、水源涵養林の整備、公共施設や住宅における雨水浸透ますなどの浸透施設の設置促進により、引き続き、地下水保全の対策を行っていく必要があると考えております。

また、開発行為と緑地、農地保全のバランスについてですが、開発行為の中で、緑地については、一定の区域で周辺環境に配慮した形で配置されます。農地確保に関しましては、町として、特に配慮が必要と考えており、やみくもに開発を容認するわけではなく、住宅地、工業用地、農地、山林など、これまで町が進めてきたバランスのよい土地利用を継続してまいります。

引き続き、守るべき農地、開発すべき用地、その点をしっかり判断しまして、地下水涵養も考えながら、住宅、農業、工業、商業がバランスよく成立する、生活環境が整う豊かなまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） まちづくり、地域づくりというのは、いつも開発地をどうするか、緑地をどうするか、農地をどうするか、そういった問題が常に絡んできます。今の私が質問を最初に、総合計画に関する質問を持ってきましたのも、この意味です。要するに、土地利用をどうするかということが大問題になります。その意味で、当然、今度の第7期総合計画に取りかかれるのであれば、今おっしゃった農地をいかに確保するか、どの部分を開発するか、そういったことについてはゾーニングがなされていくと思いますが、期待したいというふうに思います。

少し言い忘れましたが、菊陽町は、開発、開発と言われてますけれども、やはり片方では、熊本市をはじめとする大消費地を抱えた農地、優良農地を、菊陽町はたくさん抱えておりま

す。これはやはり当然、やみくもに失われるべきものではないので、やはり、この総合計画等の中で、きちんと整理をしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

白川中流域、我々属してますけども、ここは、皆さん御存じのとおり、浅い帯水層と深い帯水層があつて、その間に粘度層があるんですけども、それが欠落してるところがあると言われてます。非常に薄いと、その粘土層が。だから、仮に汚染が始まったとすると、汚染物質は容易に深い層まで達し得ると。それから、隣の益城台地から、嘉島町、熊本市東部に分布している砥川溶岩というのがありますが、これも穴がたくさん開いていて、多孔質です。水が浸透する透水性が高い。汚染がもしも始まれば、短期間に広範囲に拡大するという、そういう特質を持っております。水俣の経験がありますので、特に明確にしておきたいんですが、我々は、白川中流域でくみ上げる部分に属しております。このくみ上げる時点での汚染の可能性はないか。その点について、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 甲斐議員の御質問にお答えします。

J A S Mの地下水くみ上げ井戸につきましては、近隣にあります大津菊陽水道企業団が水道水としてくみ上げております井戸の深さと同等程度とされています。大津菊陽水道企業団の水質調査の結果では、汚染の可能性はありません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 私も、くみ上げの時点で汚染の実情があることは聞いたことがありませんので、それはそうだろうと思います。ただ、やっぱり用心には用心にこしたことはないんで、この水質検査というのは欠かせないと思うんです。この水質検査については、現在、どうなされているのか。今の状況をお伝えいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

ただいまの御質問の水質調査におきましては、現在、大津菊陽水道企業団のほうで水質調査を行われておりますので、その調査の結果を、町としましては把握しております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 私の勉強の範囲では、県内ではかなりたくさんの方所で水質検査がなされてます。557か所とも聞いてますが。地下水財団で15か所、菊陽町に3か所というふうにありましたが、これはどこでしょうか。御存じならお伝えいただきたい。

水質検査の場所。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、お答えさせていただきます。

こちらの3か所におきましても、先ほど申し上げましたとおり、大津菊陽水道企業団の水源地になります。武蔵ヶ丘、柳水、それともう一か所が、すいません、ちょっと忘れちゃったけども、もう一か所ございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） ただいま環境生活課長のほうから、2か所申し上げましたけれども、あと一か所は、鉄砲小路になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 大事な問題ですので、重ねて確認をしたい。

くみ上げの時点では汚染はないというふうに考えていいですね。

それから、次に参ります。

半導体関連で取り沙汰されております汚染物質としては、PFASというのがあります。有機フッ素化合物、日本語に訳せばが指摘されておりますが、このPFASというのは、半導体製造の様々な過程で使用をされているそうです。PFASは、水をはじいて、熱的、科学的に非常に安定した物質で、分解されにくくて、何か永遠の化学物質と言われているそうです。PFASは、その種類だけでも、一説には1万種類以上あるというふうに聞いております。その作用としては、免疫力の低下、胎児、幼児の成長低下、発がん性、こういったものが指摘をされております。

このPFASによる汚染のことなんですが、質問に移りますが、使用後の水について、PFAS（有機フッ素化合物）による汚染が指摘されているが、浄化技術は万全であるか。使用水は、下水道を通じて北部流域浄化センターで浄化された後、河川に放流されるが、坪井川や白川下流域及び有明海汚染の可能性はないか。お答え願います。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

下水法では、有機フッ素化合物は、水質確認が必要な項目に位置づけられていませんが、半導体関連企業の集積が進む中で、工場からの排水を懸念する意見が寄せられていることを踏まえ、熊本県では、県民の不安解消を図るために、7月28日に、環境モニタリングの実施を公表しております。調査は、来年の11月までにかけて実施され、その後は、新たな半導体工場の稼働状況に応じて、随時実施される予定であります。この調査は、新たな半導体工場の稼働前の現時点から、規制物質に加え、新たに有機フッ素化合物を含む規制外物質のモニタリングを行い、稼働後の環境の変化を客観的かつ科学的に把握するものです。調査地点には、坪井川、有明海、セミコン周辺地下水と熊本北部浄化センターの排水も含まれており、環境モニタリングにより、水質に変化があれば、迅速に原因を把握し、対応できるよう取り組まれております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 先般の3月の一般質問のときに、この可能性について1回聞いておりますけれども、その後の情報によっても、このTSMCは浄化技術においては一流であるという話を聞いております。その答弁として、TSMCは、AWS、世界中の工場を対象とした持続可能な水利用に関する国際承認において、最高賞であるプラチナ賞を3年連続で獲得しているという答弁がありました。このAWSは、その正式名称を一度お聞きしたいんですが。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） AWSというのは、これは国際認証、英語で言いますと、Alliance for Water Stewardship、これは、水保全管理責任の推進をやっている企業に対する国際連合であります、その機関が表彰するような賞でありまして、こういった賞を、世界的に、プラチナというのは金賞に当たります。プラチナを、3年連続で受賞しているような企業でありますという御紹介をさせていただいたのは、やはりTSMCというのが、どれだけ、今までこういう水環境に対して実績を上げてきたか。それと、それだけのノウハウを持った会社であるかということを紹介する意味で、前回、紹介させていただきました。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） すいません。何度も聞いて申し訳ないんですが、英語で何ですか。これは。アライアンス・オブ・ウオーター。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） Alliance for Water Stewardship、すいません、発音が。そのアライアンスのA、ウオーター、W、スチュワードシップ、Sの頭文字を取ったものであります。

以上でございます。

（13番甲斐榮治さん「私もかつては英語の先生でしたので、ちょっと覚えようと思ってお聞きしました」の声あり）

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） Alliance for Water Stewardshipですね。ありがとうございました。しっかり覚えておきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

もうちょっと答えてもらった部分もありますが、使用水の70ないし75%は循環使用すると発表されているが、循環率を上げることは可能か。これは先ほどもう答えていただきました。

循環水は、この循環水がどの時点で排出されるのか。何回ぐらい循環して、どの時点で排出されるのか、その辺についてお聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すいません。⑦についてお答えいたします。

ちょっとかぶる部分がございますけれども、6月議会でもお答えしましたけれども、J A S Mの親会社であるT S M Cは、世界中の工場を対象とした持続可能な水利用に関する国際認証AWSにおいて、3年連続最高位のプラチナを取得している、水環境について実績とノウハウを持ち合わせた企業であります。

本町のJ A S M工場の排水設備の設計、施工においても、循環水の活用について取り組んでいただき、8月31日には、先ほど答弁にもありましたが、循環率を75%に引き上げる予定であることを公表されたところです。

本町の工場で製造される半導体は、22ナノから28ナノと、日本では最先端の製品となります。一般的に、半導体は、微細になるほど、純度の高い原材料や消耗品が必要になると言われており、水も、超純水として、ナノレベルで不純物を取り除く必要があります。これまで、日本で製造していた半導体より微細となりますので、循環率を上げる技術、そして費用は大きいものとなります。今回、70%から75%に循環率を上げたということは、大きな投資をかけて、かなり高度な技術を導入された成果と認識しているところです。

また、どの時点で排出されるかにつきましては、企業で判断されるものと認識しておりますが、排出の水質については、下水道法の規制に基づき、排出者が測定などの管理を行うことが義務づけられておりますので、加えて、菊陽町は立入検査等を実施し、水質基準の遵守状況の確認を行ってまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） すいません。先ほどの循環率の引上げのこともございましたので、私のほうから、若干補足をさせていただきたいと思えます。

今、井芹部長のほうから答弁いたしましたけれども、半導体は、微細になるほど純度の高い原材料や消耗品が必要になるということで、何を言いたいかという、これまで日本で製造していた半導体というのは、ナノ数がかなり大きいもの、要するに、150とか、そういうナノ数でございます。今回の場合は、22ナノから28ナノということで、非常に微細になってまいりますので、要するに、循環率も限度が、今の段階であるということです。かなり高い投資をしても75%ということでございます。逆に、これまで日本で製造していたものにおいては、かなり100に近い循環率の引上げが可能ですが、今の、今回、微細の扱いの部分については、今回のこの75の循環率というのは非常に高いというか、限度のものであるということ、ちょっと付け加えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 今の説明、大変よく分かりました。

そういうことですが、ただ、こんなふうに理解していいですか。循環水ですから、要する

に、何回か使い回すわけですね。そうすると、くみ上げ量は減るけれども、結局、くみ上げた部分は全部、排出するのはやっぱり浄水場に向かって排出をされると、こんなふうに理解していいですか。

○議長（福島知雄さん） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 言われるとおり、もちろん地下水でくみ上げて使用するわけです。その中で、できるだけ地下水の利用を少なくするために、その循環率を上げて、排水のほうも使える水は使って、それでも、やはり企業でございまして、ある程度、コスト面あたりで、もうこれは巡回、リサイクル水としては使えないと判断した段階で放流するというようになりますので、やはり循環率を上げるというのは、地下水のくみ上げ量を減らすということにつながってまいります。

排水については、やはり製造過程で排水していくわけですから、戦略の中で、企業がどれだけの製造で使って、使えなくなった水を放流するのかは、これから、実際、稼働し始めましたら、実績が上がってくるんですけど、やはりその量的な分は、こちらのほうも把握するような形には、最終的には使用料関係もありますものですから、今のところは、まだ計画の段階ですけど、稼働を始めましたら、使用料に、その分で分かってくるような形になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 75%と一口に言うけれども、先ほどNECの話を出しました。99%という。ただそれはもうナノでもう全然差があるということですね。今回は、非常に高度な純水になると。だから、それだけやっぱり金もかかるんだと、その技術については。簡単に、例えば循環率を上げるとか、口で言うようなものではないと、こういうことですね。

そして、循環をさせるというのは、結局、何回か循環させて、あと排出するわけですから、その循環させる分、くみ上げ量は少なくなる。ただし排出は排出で、ちゃんと全部排出する。その排出については、このTSMCは、AWSで認定されたような、そういう技術を持つてると、こんな理解でいいですか。

（「はい」の声あり）

ありがとう……。

お礼は言わないことになっておりますので。

それでは、次に移ります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） それでは、その排水の問題になりますけれども、排水のその水質基準は、何を根拠に設定されているのか。誰が測定をして、状態の管理をするのか。それを示していただきたい。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） ⑧につきまして、私のほうからお答えいたします。

排出の水質基準は、企業等から下水道施設への排水は下水道法の基準、熊本北部浄化センターから河川への放流は、水質汚濁防止法の基準により設定されております。

測定については排出者が行い、法律に基づいた方法で測定、管理され、決められた期間の保存が義務づけられております。さらに、企業が行った水質検査結果は町に報告され、町も、監視のための立入検査を年に4回実施し、その結果は、熊本県流域下水道維持管理要綱に基づき、県に報告しております。熊本北部浄化センターにおきましても、流入水の確認を行うとともに、河川への放流については、県に加え、水質汚濁防止法に基づき、熊本市が監視のための検査を行います。このように、各段階で水質検査が行われ、基準を超える検査が検出された場合は、早急な対応ができる体制で管理されております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） この測定は、最初は、その企業が、排出者が測定はする。それを、その町なり県なりに報告がされる、こういうことですね。そして、立入検査もできる。そういったチェックも体制が組まれているというふうに理解していいですね。

それから、これはもう最後のほうになりますが、この菊陽町は、JAS Mの地元自治体であります。今、JAS Mの進出によって、水の問題がにわかにはクローズアップされてきましたけれども、これまでも、水をくみ上げている企業はたくさんあるので、それがほとんど話題になりませんでした。あまりにも劇的に多いので問題になったと思いますけれども、今後は、JAS Mだけではなくて、JAS Mのほかの企業も水を使っているわけですから、その企業群がどういうふうに水を使っているかという視点が、今後は必要になってくるのではないかとというふうに思います。

町の第1次回答を見ますと、そういったものを集約するのは県であると、当然だと思いますけれども、県がそういった状況を全部把握するというふうになっておりますが、菊陽町も、地元の自治体として、やはりその辺については、できるだけ情報を集めて、きちんと水の状態を管理するべきではないかと思いますが、町長いかがでしょう。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

現在、地下水の摂取量の状況につきましては、市町村ごとに、総量ではなく、利用されている井戸の数、用途別と合わせまして、これまでの地下水摂取量の推移、併せて各観測井戸の状況を熊本県が公表しております。具体的には、令和2年度分といたしまして、熊本地域全体で1億6,558万112立方メートルが採取されており、そのうち菊陽町が993万9,328立方メートルで、全体の6.02%。さらに、工業用途に絞ると、371万2,962立方メートルで、全体の2.2%となっております。

また、各年度の採取量を確認いたしますと、節水効果や農業用水の利用減少などにより、採取量も全体的に減少傾向となっております。

今、申し上げましたように、現状の地下水採取量などは、熊本県において、今後も適切に公開されていくものと認識をしております。

なお、将来の地下水採取量につきましては、人口の増減、地下水を多く利用する企業の立地状況などにより大きく変わるもので、現時点では予測は不可能と考えております。しかしながら、今後の企業立地におきましては、県の地下水の涵養の促進に関する指針に基づき、必要な調査を行った上で地下水採取量が定められるとともに、新たな地下水涵養指針の運用が開始されれば、採取量の100%以上の地下水涵養が前提になることから、企業の立地により、大きく地下水の水位が減少することはないと想定をしているところでございます。

あわせて、町民の皆様の地下水低下の心配や懸念を払拭するため、地下水水位のモニタリングを、熊本県、大津菊陽水道企業団と連携して行うことにより、万が一の地下水水位の急激な低下などがありましたら、企業と情報を共有して、対策を講じることと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 本日のやり取りの議事録を、後で整理をしまして、この水の処理の問題についての一つの基準にしていきたいと。ここをスタートにして、今後も考えていきたいと思っております。

それから、それにつけても、第7期の総合計画というのは非常に大事になりますので、ぜひ、鋭意進めていただきたい。よろしく願いをしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄さん） 甲斐榮治さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時12分

再開 午後3時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 皆さん、こんにちは。議席番号8番、公明党の西本友春です。

本日最後の一般質問ということで、お忙しい中、傍聴に来ていただきました皆さん、本当にありがとうございます。眠たくならないように、しっかり頑張って質問をしていきたいと思っております。

ロシアによるウクライナへの一方的な侵略から1年半がたちました。国連の資料では、8月13日時点で、市民の死者が、少なくとも9,444人、国連難民高等弁務官事務所の資料では、8月23日現在では、世界各地に滞在しているウクライナ難民619万6,600人とのことです。亡くなられた方の御冥福と、被害に遭われている皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略では、終結するめども立たず、核兵器による威嚇やクラスター

弾など、現実の脅威にさらされています。ロシアに対して、全ての戦闘行為の即時停止と無条件撤退を求めます。また、一刻も早いウクライナの平和回復と、世界に安全と平和が取り戻せることを強く念じています。

質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） それでは、動物愛護について質問いたします。

私は、中代区に住んでいますが、地元でも野良猫に餌をあげている人がおり、注意をすると、近隣トラブルになるおそれがあり、なかなか注意できなくて困っているとの声を聞きます。また、隣接する地域でも、そのような声を聞きます。

野良猫対策の周知活動をどのように行っているのか、伺います。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

野良猫につきましても、飼い主でない人が、善意のつもりで猫に餌やりを行うことで、猫が繁殖し、近隣の住民の方々から、ふん尿等が迷惑という相談が寄せられています。

猫は、年に2回から3回出産し、妊娠2か月で約4匹から6匹の子猫を出産すると言われております。また、生まれた猫は、約半年で妊娠、出産が可能な状態となり、さらに増えることとなります。人と猫がうまく共存していくためには、繁殖をある程度抑制し、頭数を増え過ぎないようにすることが重要になってきます。

本町におきましては、本事業を多くの町民の皆様にご存知いただくため、町広報紙及びホームページにて、適正な飼育のお願い、野良猫の避妊去勢手術の助成、地域猫活動等を掲載し、周知を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 回答の中で、地域猫活動ということがありましたが、町のホームページを見ると、飼育マナーとか、犬を飼っている人の転入届とか、譲渡猫、迷子猫の紹介、それから犬が迷子になった場合、野良犬や発見、保護された方への周知みたいな形の、菊池の保健事務所のホームページとリンクさせたような活動になっておりますが、そのことでよろしいんですか。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

ただいまおっしゃられました、町のホームページのほうから、各ホームページのほうにリンクを貼らせてもらいまして、それぞれの情報を得るような形となっております。

追加の説明になりますけれども、地域猫活動といいますのは、特定の飼い主がおらず、地域の住民がルールをつくり、共同で管理される事業になります。1自治体当たり30万円が上限ということで、補助が行われております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ちょっと、ここに地域猫活動と書いてあったから、ホームページ上ではなかった。菊陽には、たしか、前、課長と話したときにはないということだったけど、それでよろしいですか。

いやいや、菊陽町に地域猫活動をしている団体はないということで。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） お答えします。

菊陽町で、今現在そのような御相談は受けておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 分かりました。

先日、私の知り合いが、迷子になった犬のチラシを作成し、各家庭を回っているところに遭遇しました。飼い主は天津町室の人ですが、チラシを持参された方は娘さんで、菊陽在住で、近隣ということで、古閑原まで訪問されていました。

迷子や保護した猫や犬の飼い主探しをどのように行ってるのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

迷子になっている猫や犬が徘徊しているとの連絡があった場合は、菊池保健所と一緒に保護し、保健所に収容します。その後、保健所より抑留の通知があり、窓口に提示し、飼い主から連絡があった場合、該当する猫や犬であると確認が取れば、引渡しを行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 分かりました。

迷子犬が住んでいる天津町では、迷い犬情報として町のホームページで紹介をしています。また、金田町長も、自身のフェイスブックで迷子の犬を投稿しておりました。菊陽町のホームページで、そういう迷子の犬等の掲載のお手伝いはできないのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

ホームページへの掲載につきましては、迷子の猫や犬は、町ホームページより熊本県動物愛護管理ホームページに進み、登録、閲覧することができますので、飼い主の方への情報提供を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） ごめんなさい。私が言いたいのは、菊陽町の町民の方が飼っている犬

が、確かに迷子の犬、県のホームページありますよ。そういうのは分かってて、逆に、菊陽町の方の住民の方が飼っている犬とか、猫もたまにいますけど、そういうのが発生したときに、町としての手伝いとしてホームページに掲載はできないかということを知っているんです。県のホームページというのは私も知っています。ということで、もう一度お願いします。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

本町のホームページにおきましては、担当課と協議いたしました結果、迷子の犬猫につきましては、やはりホームページに掲載するべきではないというふうに判断しておりまして、今回も、掲載をしなかった次第でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 何の判断で掲載しない、判断ということだから、判断理由を教えてください。

○議長（福島知雄さん） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えいたします。

民法上の話になりますけども、犬猫のことを、物ということと申されるようでありまして、言葉を言い換えますと、迷子の犬のことを、拾得物と同じような形になるものですから、町としましては、ホームページに掲載するのは好ましくないというふうに判断しております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 大津町もやってみて、何で菊陽ができない。また、県もホームページでやっている。住民へのサービスということを考えれば、もう一度考え直してもらいたい。しっかり考えて、掲載ができるようにお願いします。もうこれ以上やり取りしません。

熊本県が実施している飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術補助事業について確認をします。

熊本市は、県とは別の方法で、飼い主のいない猫に対する避妊去勢事業を行っています。令和5年6月からスタートしており、毎週火曜、水曜の2日間実施しており、1日10匹の去勢を行っているとのことでした。7月にお伺いしたときには、来年の1月まで予約済みとのことでした。野良猫がいることを報告し、申請後、予約し、予約日に金属の捕獲機に猫を捕獲して、愛護センターへ持参し、手術を受けるということで、愛護センター内には、2名の獣医師を配置しているとのことでした。

一方、熊本県の取組としては、去勢手術費用の補助を行っており、雄1頭5,000円、雌1頭1万円となっております。令和5年4月12日から令和6年2月29日までとなっておりますが、予算範囲内で補助のため、上記期間内であっても、受付を締め切ることがありますというふうにホームページに載っております。7月に、菊池保健所で確認をしましたら、令和5年度の実績、

令和5年4月から6月末までですけれども、菊池保健所では40頭、そのうち、菊陽町からの猫は11頭ということで、大体、通年だと上半期で補助が大体終了すると伺いました。

予算をオーバーしたときの対策をどのように考えているかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用の補助事業につきましては、熊本県が「命を大切に、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、飼い主のいない猫に対する避妊去勢手術費用の一部を補助するものであります。

補助の対象者につきましては、熊本市を除く県内に生息する飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊去勢手術を行う県内在住の個人または団体で、補助の金額につきましては、雄1頭5,000円、雌1頭1万円の内容で、手術費用の一部が補助されるものであります。

御質問の予算につきましては、菊池保健所管内で、令和4年度の予算20万円を、令和5年度の予算では45万円と増額されており、令和6年2月29日までの申請分となっております。また、申請時に予算オーバーしている場合には、菊池地域動物愛護推進協議会が実施しております、1頭につき5,000円の助成金事業もありますので、状況に応じ、御案内をしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 分かりました。

先ほど、熊本市の取組を、申請から流れまで説明しましたけれども、実際、県の場合は、県に交付書を提出し、その後、県からの通知書を受け取り、それに、大体3週間ぐらいかかるというようなこととお伺いしました。それから、第三者への、飼い主がいない猫であるということの証明を依頼し、その第三者から証明を受ける必要がある。その後は、動物病院で手術を受けて、また県へ実施報告書を提出、県から交付書認定通知書を受けてから、県へ交付申請を提出し、その後、県から支払いがされるということで、非常に時間と手間がかかる、面倒くさいとの意見がありますが、町としての手伝いをどのように考えているかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

現在、受付業務等は菊池保健所にて行っており、菊池市までの移動距離があります。この課題におきましては、周辺市町と共有し、対策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 検討するということですので、しっかり検討していただいて、少しでも町民の方が不便がないような形で対応をお願いしたいと思います。

先ほど、動物愛護推進協議会の1頭5,000円の補助の話がございましたが、合志市、菊池市、大津町では、それ以外にも、合志、菊池が、どうぶつ基金さくらねこ無料チケット、大津

町が、雄雌とも、避妊手術に1頭5,000円を準備をしております。そういうことで、菊陽町でも、町独自としての対策を取るべきと提案しますが、町独自としての対策をどのように考えているかをお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

菊池郡市管内の菊池市及び合志市では、さくらねこ無料不妊手術チケットを実施されております。この事業は、無料で手術を受けられますが、県外の動物病院での手術実施となります。また、大津町では、飼い主のいない猫の避妊去勢手術補助金を交付されており、1頭につき5,000円の補助金交付で、大津町によりますと、申請件数も多く、令和4年度は10頭分、令和5年度には20頭分の予算措置をされております。

本町におきましては、飼い主のいない猫の相談状況を考慮しながら、今後、問題解決につながるような町独自の補助金交付事業を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 町独自の考えるということで、先ほど、菊池保健所の事例を申し上げましたが、3か月で10頭、例えば県の補助を使った後、補助がなくなった後に、町が対象としますとなって、1頭5,000円として考えると、約半年分10万円の予算でできるのかな。年間通じて、県の補助と一緒に使えるということであれば、20万円程度の予算で済みますので、そういうのを考慮して、次年度からしっかりそれが反映できるように、よろしく願いしておきます。

続きまして、空き缶とペットボトル回収についてお伺いします。

以前は、小学校の子ども会などが、空き缶などの回収を年に二、三回程度実施しており、袋に入れて持参していましたが、ここ1年ぐらい実施された記憶がなく、ごみの収集に出す形となっています。隣の熊本市では、空き缶とペットボトルの回収は月2回実施されています。町民の方から、月1回だと、ごみ袋が複数となり、自宅での保管に困っているため回収回数を増やしてほしいとの声を頂戴しています。

月1回の回収を2回に増やすことはできないのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

本町では、町民の皆様や事業者の皆様の協力を得ながら、廃棄物の適正処理及びリサイクルを推進し、持続可能な循環型社会の形成に向けて取り組むとともに、SDGsの理念に合致するよう努めています。

御質問の空き缶とペットボトルの月1回の回収を2回に増やすことはできないかにつきましては、菊池広域連合構成市町では、それぞれ月1回の回収となっております。処理を行っております環境美化センターによりますと、ほかの資源物との選別、敷地面積、人員確保等が困難

であり、現在の施設では月2回の回収は難しいとのことでもあります。

ごみ減量対策として、家庭系ごみについては、各種補助事業を行っており、リサイクル活動に対して交付する菊陽町リサイクル推進事業奨励金を実施しております。各地区のリサイクル活動は、新型コロナ感染症蔓延に伴いまして、令和2年から、実施回数及び回収量は減少しておりましたが、今年度におきましては、コロナ禍前の実績に戻りつつあり、今後も町としまして、リサイクル活動を推奨してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 町独自でできないというのは分かって、こういう声があるということで、全体としての取組として、今後、美化センターの中で整理をしていただきたいということで、この質問はさせていただきました。

続きまして、熱中症について、対策について質問をいたします。

文部科学省の資料によりますと、体育館へのエアコン設置は、2022年で11.9%となっており、国としての取組では、総務省の緊急防災・減災事業債、指定避難所になっている学校、体育館のエアコン設置費用の資金調達にも自治体が利用できる地方債、返済金の70%は国からの地方交付税が措置され、20年度までの事業が25年度まで延長されました。

一方、文部科学省では、自治体による公立小・中学校体育館へのエアコン設置の補助制度を、本年度から3分の1を2分の1に引き上げました。補助対象としては、エアコン設置に加え、屋根や壁などへの断熱工事費用も含まれており、断熱効果で光熱負担費用も大きく削減されます。文科省の補助も、25年度までとなっています。

現在、菊陽町では、菊陽中学校だけがエアコンが設置されていますが、補助制度が25年度までと、時間がありません。

小・中学校の体育館へのエアコン設置を加速すべきと提案するが、どのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

小・中学校の体育館は、子どもたちの教育、生活の場であり、運動や集会で体育館を利用する子どもたちの熱中症などによる健康被害の予防と対策が求められます。

また、災害時においては、避難所としての役割を果たすものであり、避難生活の環境を良好に保つため、エアコン設置などの防災機能の強化は、町として喫緊の課題であり、早急に整備を進める必要があると考えております。

学校体育館へのエアコン設置につきましては、令和2年度に、総務省所管の緊急防災・減災事業債を活用し、菊陽中学校体育館アリーナ、床面積1,200平方メートルと、武道場、床面積約351平方メートルに、都市ガスを熱源とした一般的な室内機と輻射パネルを併用したハイブリッド方式による停電対応型のエアコン設置を行っております。当初計画では、菊陽中学校で

の教育活動などにおける利用状況や、維持管理経費などを含む課題を整理しまして、その上で、他校への整備を順次行う計画としておりましたが、コロナ禍による利用の影響もあり、整理ができておりませんので、本年度中に、利用実績を基に整理をしまして、来年度は、武蔵ヶ丘中学校の体育館アリーナ、床面積約1,037平方メートルと、武道場、床面積516平方メートルに、菊陽中学校の課題などを踏まえた上で、空調設備工事の設計に取り組みたいと考えております。

また、各小学校体育館の空調設備工事につきましても、順次、計画的に進めてまいります。
以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 分かりました。

先ほど、私も25年度までの国の事業ということで、できるだけ、来年度は、武蔵ヶ丘中学校ですけれども、次年度、小学校も、やはり熱中症対策だから、まだ国は、もうちょっと延ばすだろうとかということも考えられますが、もし切られたときに、今度はもう、全部あれになりますので、できるだけ、ほかの小学校への普及もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

令和4年3月の一般質問で、町内の全ての小・中学校において、特にマイボトル運動と銘打ってはいないが、児童・生徒一人一人が家庭から水筒を持参する取組を行っており、全員が自分の水筒を持参しているとのことでした。

愛知県内の多くの公立小・中学校では、児童・生徒の登下校時の熱中症対策に取り組んでいる。熱中症対策として、指定した給水ポイントで、下校時に、そのポイントで必ず水分補給をする取組だとのことでした。

菊陽町では、子ども110番の家はありますが、そこで休憩を取っている子はほとんどいないとのことでした。

下校時になると、マイボトルには水はほとんど残っていないため、水道水を入れて帰ることになると思いますが、夏場の水道水は約25度です。5度から15度の冷水は吸収がよく、冷却効果も大きくなると、環境省の資料にもあります。下校時に冷水を入れることで、熱中症対策にもなります。

小・中学校への給水スポットの設置をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

現在、本町の小・中学校では、国のガイドラインや通知などにに基づき、マイボトルの持参やオンラインによる集会の開催など、各学校の状況に合わせて、様々な熱中症対策の取組が行われているところでございます。

また、日常生活における熱中症の予防としましては、体温の上昇と脱水を抑えることが基本とされており、小まめな水分補給は効果的な手段の一つであると考えております。

議員御質問の給水スポットの設置につきましては、水道から直接水を取り込む水道直結式のタイプと外部からの供給が必要なタンク式のものがあります。水道直結式のメリットといたしましては、給水の定期的な補充の必要がなく、手間がかからず、デメリットとしましては、給排水の工事が必要で、位置が固定されてしまいます。また、タンク式のメリットといたしましては、設置後の移動が可能であり、デメリットとしては、タンクの残量を見ながら、定期的な補充が必要であり、手間かかるということでございます。

現在、町内の学校では、武蔵ヶ丘中学校に、PTAからの寄贈による直飲み式のタイプのものが10台設置されておりますが、それ以外の学校では設置されていない状況です。

水分が足らなくなったマイボトルの補給につきましては、既存の水道水で対応している状況であり、給水スポットの設置について対応する予定はありませんが、教育委員会といたしましては、熱中症対策として、いち早く普通教室や特別教室などにエアコンを整備しており、今後は、小・中学校の体育館の空調設備を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 一般質問中でございますけども、間もなく午後4時になりますので、会議時間延長の件をお諮りします。

一般質問が終わりますまで会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

したがって、このまま一般質問を続けます。

西本友春さん、続けてください。

○8番（西本友春さん） すいません。早く終わるようにします。

今のところは考えてないということなんですけど、空調、私が質問した空調設備ではございますんで、それはそれで進めて、あれは、1か所につき1億円とか、そういうお金がかかります。冷水器については、1つ30万円程度ということで、大阪の実例でいくと、設置、1台で1か月で475回のペットボトルの削減につながる、あれがついてるから、町としても、削減のポイントとかというやつでのPRにもなると思います。

それから、先生の声では、帰りにやはり冷水を入れて帰るということは、帰る途中でも飲めば、体の熱中症、下校時の熱中症対策にもなるというような事例もございますので、できるだけ検討していただきながら、進めていただきたいというふうに思っております。

令和4年3月の一般質問への回答では、給水スポットについては、様々な企業、自治体によるマイボトル運動の普及により、全国的に少しずつ広がっている状況で、本町においても、給水スポットとして設置しているものではないが、菊陽町図書館の自動販売機コーナーと隣の光の森町民センターキャロピアの健康増進室前に、直飲みタイプとマイボトル等へも給水できるものが、それぞれ1台設置されているが、マイボトル運動の普及のためには、町民の皆様が

気軽に給水できる給水スポットの整備が必要であると考えており、自治体と民間企業が連携して設置している事例もあるので、今後、調査して参考にしていきたいとの回答でしたが、その後はどのようにになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

現在、本町におきまして、菊陽町図書館、光の森町民センターに設置しております。なお、来年オープンします菊陽町総合体育館にも、1階と2階の2か所に設置しました。

また、民間企業の取組としましては、無印良品ゆめタウン光の森店では、浄水サーバーが設置されました。

本町としましては、熱中症対策としての給水スポットの設置は、現段階としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 事例はしたけど、考えていないというような回答ですが、町のPRも含めて、やはり官民連携しながら、菊陽町はそういう面では、もっと利便性のある町だと、特に、今後、海外の方も来られるということであれば、やはりそういう環境整備も必要かと思えますので、今のところは考えてないということですが、しっかりそういうのも、今後は検討していただきたいというふうに思っております。

給水スポットが、町の公共施設及び全体として普及すれば、いつでも冷たい水分補給ができ、熱中症対策にもなるとともに、ペットボトルやプラスチック容器の削減につながります。

また、使い捨て容器のごみが減ることで、プラスチックごみを燃やすときに発生するCO₂の削減にもなります。そうすることで、菊陽町は、環境にも優しい町だとアピールすることができるのと同時に、町長公約の脱炭素社会の実現にもつながります。

先ほど言いましたが、今後、給水スポットの普及にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 西本議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本町としましては、熱中症対策としての給水スポットの設置は、現段階としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） そのことには、先ほど言いましたから、あえて言いませんので、今後、町の部分として、何をというところをしっかりと考えていただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、結婚新生活支援事業についてお伺いをいたします。

この質問は、過去3回行いました。平成30年9月の回答は、事業を実施している自治体の事業効果や周辺自治体の動向などを踏まえ、事業実施の判断をしていきたい。令和2年12月の回答は、引き続き、周辺自治体への動向を注視しつつ、同事業を本町で実施することの効果を検討しながら、令和3年度の当初予算編成過程の中で適切に判断したい。令和4年6月の回答は、少子化対策は全国共通の課題であり、本町でどのような取組を行うことが少子化対策に効果的か、同事業を含め、検討を継続したいとの回答でした。

令和4年度、事業の検討継続の結果はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

令和4年度事業を検討するに当たっては、人口が増加し続けている本町では、子育て支援の充実を図るため、様々な事業を行っております。このような中、令和4年度は、保育所や放課後児童クラブ等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業への迅速な取組や、菊陽北小学校放課後児童クラブ施設整備事業を実施するに当たって、約2億円の一般財源の確保が必要となり、当該事業を行うための財源の確保が困難であったことなどにより、継続検討の結果、当該事業実施の判断には至っておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 本事業を実施する自治体も、2016年度当初130から、2023年度は741自治体と、6倍に増えてきています。熊本県下では、22の自治体の実施しております。令和4年度は18から、5年度が22ということで、4行政が増えております。

令和5年度事業への取組はどのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

少子化対策を目的とする当該事業への取組に当たってですが、近隣市町での実施意向がないことや、出生率及び婚姻率ともに、熊本県内で最も高い水準にあります本町では、安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境整備が重要であります。

令和5年度は、保育所等における副食費の一部無償化や、使用済み紙おむつ処理への補助及び放課後児童クラブに対する受皿の確保のため、武蔵ヶ丘北小学校放課後児童クラブ施設整備事業の実施などに優先して取り組むため、当該事業の実施には至っておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 政府が22年9月に公表した同事業に関するアンケート結果では、結婚に伴う経済的不安として、住居費が最も多い回答数となり、利用者の多くが、その軽減に役立つと回答しています。また、所得要件も、今年度から、世帯収入、年収が約540万円未満から約670万円未満に緩和され、多くの方が利用できるような制度に近づいています。都道府県主導

型市町村連携コースがあり、熊本県は、この事業に取り組んでおります。新規に婚姻した世帯が対象で、1世帯当たり補助限度額、夫婦ともに29歳以下だと60万円、それ以外は30万円で、県がすれば、補助率が3分の2となり、町での負担は3分の1で可能な事業です。

以上の理由で、何としても取り組むべき事業と提案しますが、どのように考えていますか。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

結婚新生活支援事業の都道府県主導型市町村連携コースを、本町で実施する場合、夫婦とも29歳以下で、婚姻数250組として計算しますと、250組掛ける60万円で1億5,000万円となります。補助率は3分の2ですので、残り3分の1が町負担となります。そこで、5,000万円の一般財源が必要になるということになります。

少子化の進行は、全国共通の課題であり、少子化対策及び結婚対策も必要であるというふうには認識はしております。

しかしながら、本町では、子育てしやすい環境整備が最も重要であると認識しておりまして、今後は、学校給食費及び保育所等の副食費の完全無償化や健康保健センターの整備などを優先して取り組む予定のため、現段階では、当該事業の実施は困難であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 菊陽は、出生率もいいと言いますが、国は1.8という出生率を目指しており、昨年度は1.26と、過去最低というところになっております。

それから、先ほどの部長の回答の中では、安心して結婚できる環境づくりも重要だと、整備が重要であるというふうにおっしゃっておいりましたので、年間250組が、大体菊陽町では婚姻届が出てるところのところですが、年間所得、夫婦世帯670万円という、またもう少し減るのかな。先ほどの試算がありましたけども、今後できれば、そういう世帯の所得の数も把握していただきながら、もうちょっと精度の高い予算を検討していただきながら、やはり国全体、菊陽町がいいからじゃなくて、やはり、いいところがもっと頑張る必要性があるというふうに、私は思っております。

特に、ほかの自治体が、よく行政ありますけど、ほかのところは実施してないと言いながら、自分ところだけが実施しているケースがございますので、それは、町長公約のやつも含めまして、よそがやっても、やはり町が、よそがやってもするということに、菊陽町の新たな構想なり、新たなものがあると思っておりますので、そこはまたしっかりと、次年度の予算のときに検討していただきたいというふうに思っております。

それで、これはもう4回目の質問でございますので、そろそろ実現してほしいなど。ほしいなじゃなくて、すべき問題だと、私は提案しておきます。

それでは、最後の予防接種について質問をさせていただきます。

予防接種は、法律に基づいて、市町村が実施する定期接種と、予防接種法に基づかない任意接種の2つに区分されており、おたふく風邪のワクチンは任意接種のワクチンで、接種費用は全額個人負担となっております。

株式会社PR TIMESの自治体のホームページによる2022年10月から2023年5月までの調査によりますと、全国1,747自治体のうち、全額助成する自治体は98自治体、一部助成する自治体は464自治体となっており、あとは明記がなかったり記載がないということです。熊本県は、全額が1自治体で、一部補助が7自治体と、そこには記載されておりました。

おたふく風邪のワクチン接種への助成時期をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、西本議員の質問にお答えをいたします。

おたふく風邪のワクチン接種費用の一部助成につきましては、72の政策提言のうち、生活、喜びへの投資の具体策の一つとしているものでございます。開始に向けて検討を進めてまいりました。

助成時期につきましては、令和6年度開始を予定しており、今年度中に実施に向けた準備に取り組んでまいるところでございます。詳細につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 引き続き、御質問にお答えいたします。

おたふく風邪は、流行性耳下腺炎あるいはムンプスとも呼ばれ、ムンプスウイルスの感染によって起こる全身性感染症でございます。

また、感染症法における5類感染症に位置づけられており、国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づき、必要な情報を、国民や医療関係者などに提供、公開することによって、発生、拡大を防止すべき感染症の一つに定められております。

感染方法は、基本的に、唾液等による飛沫感染や接触感染であり、感染力が強く、容易に家族内感染や施設内感染を起こすものであります。合併症としましては、髄膜炎、髄膜脳炎、感音性難聴、膵炎、腎炎等があり、感音性難聴は、おたふく風邪の重要な合併症で、発症すると聴力の回復が困難であり、最も警戒すべきものの一つと考えられておりますが、おたふく風邪の特異的な治療方法はなく、対症療法のみということになります。

その予防法の一つとして、おたふく風邪ワクチン接種があり、ワクチンによる抗体獲得率は約90%と言われております。

現在、おたふく風邪ワクチンは任意接種となっておりますが、県内においては、先ほど西本議員から説明があったとおり、1自治体が全額、7自治体が費用の半額程度の助成を実施している状況でもございます。

以上のことから、おたふく風邪にかかった場合の合併症やワクチンの効果と副反応を正しく

理解した上で、お子様へのワクチン接種を希望される保護者への費用助成を、令和6年度から開始することとし、今年度は、その準備を進めてまいります。

なお、準備に当たっては、菊池郡市医師会及び協力医療機関等との協議を基に、既に助成している自治体の実施状況を参考に、対象年齢、助成額及び助成回数等について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） これは、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っています。

おたふく風邪の免疫がないまま成人した場合も、予防接種を受けることができます。ただし、年齢が高くなると、副反応が出やすくなるとのことです。また、予防接種を受けたのかわからない場合は、免疫があるのか、抗体検査を受けて調べることも可能で、医療機関によってそれぞれ変わるが、大体5,000円前後の金額で確認することができます。

大人の予防接種の助成についてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

おたふく風邪は、3歳から6歳の小児に多い感染症であるということにより、今回の補助につきましても、子どもへの助成を考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今回は子どもですけれども、将来は、大人の、僕、これ東部長と話したとき、東部長は大人になってかかったということをお伺いしましたが、やはり対象の人という部分で考えると、そんなに多いわけではないので、今後、大人へのおたふく風邪の助成というのも、町長の言葉の中に、公約の中には、おたふく風邪、子どもとは書いてありませんでしたので、そこもやはり、しっかり町としては検討すべきだというふうに提案をしておきます。

令和4年6月の一般質問では、全国的に僅かな自治体しか実施しておらず、国の動きを注視し、見守っていききたいとの回答でした。全国保健医師団連合会の調査では、2023年6月22日現在のホームページで確認できたもので、全国で195の自治体が、带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行っています。また、熊本では、長洲町が本年4月から開始いたしました。

带状疱疹予防接種への助成をどのように考えているのか伺います。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問についてお答えいたします。

今回の御質問に関しましては、令和4年第2回菊陽町議会定例会で、西本議員の一般質問において答弁いたしましたが、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、予防接種法に基づいて行う定期接種化として追加を検討するワクチンの一つとしての審議が、引き続き慎重に進められております。

また、菊池郡市2市2町で構成される菊池郡市保健協議会において、带状疱疹予防接種の助成について、今年度、協議いたしました。現時点では、国の定期化に向けた検討の動向や他の自治体の助成動向を注視していくとの判断に至りましたので、本町といたしましても、その動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 子育て支援は、国を挙げて行っており、なおかつ、菊陽町は、18歳までの医療費の無償化、給食費、副食費への助成、次年度からは、おたふく風邪のワクチン接種への助成と、国やほかの自治体に先駆けて政策が行われています。

私自身の議会だよりを持参し、町に対する要望をお伺いすると、子育てが重要なのは分かるが、シニア世代に対する助成が何もないとの声を多く頂戴いたします。シニア世代への助成としては、菊陽町介護用品購入助成の拡大も実施予定です。しかし、シニア世代全世帯が対象とはなっておりません。

菊陽町は、あらゆる世代の人々が、何らかの恩恵を受けている町を目指すためにも、他の自治体に先駆けて、带状疱疹予防接種への助成を開始すべきと提案しますが、町長はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、西本議員の質問にお答えをいたします。

先ほど御説明を申し上げましたが、带状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に基づかない任意接種となります。現時点におきましては、国の定期化に向けた検討の動向や他の自治体の助成動向を注視していくとの判断に至りましたので、先駆けての取組は実施をせず、その動向に注視してまいります。

また、西本議員からもシニア世代というお話はありましたが、やはり幅広い世代で支援をしていこうというところで考えてもおりますので、そういったところも含めまして、今後しっかりと動向も注視しながら、シニア世代にもしっかりと目を向けてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 今まで、带状疱疹の質問したときにも、結構、带状疱疹にかかっている方が多いというのは確かでありまして、ワクチン接種すれば、9年間ぐらいはかからないというような実績もあります。そういう带状疱疹の接種の必要性というのは、前回の質問です。あえてはしませんが、そういう形で、そういう声があるというのをしっかりと検討していただきながら、シニア世代への何らかの助成ができるような、なかなか財源も必要になってきますので、そういうのも、今後の課題として、しっかり町としても取り組んでいただきたい。要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 西本友春さんの一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後4時16分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和5年9月7日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(令和5年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和5年9月7日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |     |     |    |     |    |     |    |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番  | 鬼塚  | 洋   | さん | 2番  | 吉村 | 恭輔  | さん |
| 3番  | 藤本  | 昭文  | さん | 4番  | 馬場 | 功世  | さん |
| 5番  | 廣瀬  | 英二  | さん | 6番  | 矢野 | 厚子  | さん |
| 7番  | 大久保 | 輝   | さん | 8番  | 西本 | 友春  | さん |
| 9番  | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博  | さん |
| 11番 | 布田  | 悟   | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳  | さん |
| 13番 | 甲斐  | 榮治  | さん | 14番 | 岩下 | 和高  | さん |
| 15番 | 上田  | 茂政  | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本  | 秀則  | さん | 18番 | 福島 | 知雄  | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |          |                              |           |
|----------------------|----------|------------------------------|-----------|
| 町 長                  | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長                        | 小牧 裕明 さん  |
| 教 育 長                | 二殿 一身 さん | 総 務 部 長                      | 板楠 健次 さん  |
| 住民生活部長               | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長                       | 東 桂一郎 さん  |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長                       | 井 芹 渡 さん  |
| 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長  | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長                     | 阪本 幸昭 さん  |
| 総合政策課長               | 吉本 雅和 さん | 財 政 課 長                      | 澤田 一臣 さん  |
| 人権教育・啓発課長            | 弓削 浩昭 さん | 税 務 課 長                      | 村上 健司 さん  |
| 環境生活課長               | 野村 瑞樹 さん | 健康・保険課長兼<br>新型コロナウイルス感染症対策室長 | 岩下 美穂 さん  |
| 農 政 課 長              | 阪本 和彦 さん | 商工振興課長                       | 今村 太郎 さん  |
| 建 設 課 長              | 矢野 博則 さん | 都市計画課長                       | 阿久津 友宏 さん |
| 下水道課長                | 丸山 直樹 さん | 教 育 部 長                      | 吉永 公紀 さん  |
| 学 務 課 長              | 平 征一郎 さん |                              |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） おはようございます。上田茂政です。議席番号15番です。

久しぶりの一般質問で大変緊張しておりますが、私は一般質問するときは必ず口内炎ができます。この口内炎ももうすぐ今日で、終わりましたら、もう今日昼頃治ってるかもしれません。

この4年間は議長として粉骨砕身の気持ちで来ました。また、町議会のために働いてきました。皆様の御協力に感謝をしております。本当にありがとうございました。また、県の町村議会議長会では、8名の理事の中の副会長も務め、県内31町村の実情も見えてきました。その31町村の中でも、全てハード事業の要望ばかりだったです。いかに私どもの町が恵まれて、また期待されていることがよく分かりました。再認識すると同時に、その責任を果たしていかなければならないと思いました。

今回の質問は、決算でもありますので、今後の財政について、またT S M Cの関連について、渋滞問題、地下冠水についてお尋ねします。

また、他の議員さんの一般質問は詳細に質問されていますが、私の場合はまだまだ勉強が不足しておりますので、一問一答でお願いします。大体執行部のお答えは一問一答と言いますが、大体1回目でお答えが出ておると私自身は感じております。また、行政に対しましての数字が間違っているかもしれませんが、そのときは申し訳ありませんが修正をお願いします。

あとは質問席で質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） では、通告に従いまして質問に入ります。

まずは、今後の財政についてお尋ねします。

4年度の決算審議を行っていますが、例年の割合として固定化している通常の経費、義務的経費が多く示されております。投資的経費が限られてくる状態になります。これは、人口が増えれば大きな要因です。子どもが増えれば教育費が増額、年配者が増えれば民生費などが増えます。今後、原水駅側の北側の開発やT S M Cの進出に伴い事業が必要になってきますが、政策的投資に対する予算の確保はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。



義務的経費につきましては、人口の増加や新型コロナウイルス感染症対策における扶助費の増などにより近年増加傾向にありますが、義務的経費などの経常経費に税などの経常的な一般財源がどれだけ充当されたかを示す比率である経常収支比率については、各年度で増減はあるものの、おおむね全国平均より下回って推移しております。

御質問がありました政策に投じる予算は十分確保できるのかについてですが、まずは今後どのような政策を展開していくのか、詳細な制度設計や必要な予算などを整理し、今後の財政状況を見ながら実施時期を決めていくこととなります。

現在、町の状況は年々税収が増加し、地方公共団体が標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示した標準財政規模が年々増加しております。また、今後は大企業の進出に伴う税収の増加が見込まれるとともに、ふるさと寄附金の増収対策も引き続き推進しながら、各種政策の早期実現に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） こちらの答えは私はもろうとらんだったものですから、行政のほうからの。もらえばよかったですけど、ちょっと私、今説明されたのをちょっと持つとらん。私は、この場合は、人口の多い自治体なら当たり前で、菊陽に限ったことではありません。しかし、内外から菊陽はお金持ちと認識されており、町民からもより多くの行政サービスが期待されます。予算の多くは、経常的経費で決まっていることを認識してもらうことも大事だと思います。また、これまで以上に地方債に頼り、借金を増やしてまで事業を進めるのも、後ほど、また地方債の話になりますが、後世の事業を考えて慎重に取り組む必要があります。吉本町長は、御自身の72の政策の中で、予算を伴う事業を掲げられております。町の計画と予算の中でどのように進めていく考えかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

私が掲げました政策には、当然予算を伴う事業もございます。これをどのように進めていくかにつきましては、先ほど総務部長が答弁をされましたように、詳細な制度設計や必要な予算を整理をし、今後の財政状況を見ながら進めていくこととなります。

新たに総合計画を策定することとしておりますので、町民の皆様にとってどのような事業が必要かということを常に念頭に置きながら、計画的に実施をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 72項目の提案の予算や課題、その実効性について、今後の議会で問うていきたいと思いますが、いずれにしろ財政はいいと言われながらも予算組みには大変苦労されておると思います。高齢化が進む中、国も地方も財政状況は厳しくなっています。町の発展

と財政の健全化のバランスを考えながらの運営をお願いします。

続きまして、不交付団体についてお尋ねします。

以前、議会では本町は令和6年度から不交付団体になる見込みであると答弁されましたが、4年度交付税が約5億5,600万円と、令和3年度は若干減っていますが、この数年、人口増などの原因により、若干増えております。想定どおり6年度から不交付団体になる見込みかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

普通交付税につきましては、地方税収入が年々増加していることに加え、令和6年度または令和7年度から、大企業の進出による税収の大幅な増加が見込まれるところがございます。そのため、令和6年度または令和7年度に不交付団体になるものと思われま。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） TSMCによる財政的な効果が大きく、その流れは確定的だと思います。私が調査をしましたところ、愛知県には財政力指数が2を超える自治体も多く、どのような運営をされているか、我々も政務活動費などを使いながら視察研修をしなければならないと考えております。本町にとって不交付団体になるメリット、デメリットは何かをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

不交付団体とは、普通交付税の算定における基準財政需要額に対し、基準財政収入額が上回った場合に、結果として不交付団体となるものです。

不交付団体になるということは、標準的な水準で行政を執行するために必要な経費に対して、町税などの収入が超えた状態となり、町が行政サービスを提供するために必要な財源が増加していることとなります。

また、不交付団体となった場合は、国の補助率が減少する場合や、臨時財政対策債などの償還額に係る普通交付税算定分の収入がなくなるということがありますが、不交付団体になるということは、普通交付税に算定された地方債の償還額などよりも、町税などの収入が大きいという状態になります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 大変ありがたい話ではありますが、しっかりとやっていただきたいと思

います。

次に移ります。

地方債の残高の見通しはどうなっているかということでございますが、財政が豊かになり、

弾力的に自由裁量の運営ができることはありがたいこと。一方で、これまでの借金も町の負担になってきます。その借金の地方債の残高についてお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。近年の地方債残高については、総合体育館の建設や渋滞対策などの大きな事業を実施しているため、年々増加している状況にあり、令和4年度末の地方債残高は174億円になります。

全国の地方債残高の状況から町の地方債残高の状況と比較してみますと、こちらは令和3年度までのデータしかありませんが、令和3年度末の状況で町の地方債残高が170億円、人口1人当たりの金額39万3,000円となり、全国の人口1人当たりの地方債残高の平均が44万3,000円となっていますので、町の地方債残高は少ない状況にあると言えます。また、一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率である実質公債費比率においても、令和3年度決算の状況で5%となっており、全国平均の7.1%と比較しても少ない状況にあります。

今後、渋滞対策や住環境の整備など、早期の整備完了に向けて事業を進めていく予定であり、地方債残高は増加していくことが考えられますが、現在の町の地方債残高は全国と比較しても少ない状況であり、今後町税収入等の増加も見込まれますので、健全な状態が続くものと考えております。

また、地方債については、町の財源不足を補うために負担する債務であることのほかに、長期に使用する施設等の整備で臨時的に多額の費用を要する場合などは、将来にわたって公平に負担していただくといった性格もありますので、地方債残高に対する各種指標を見ながら、後年度の負担が必要以上に大きくならないよう、適切な財政運営に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 今言われましたように、4年度末の一般会計地方財政残高は171億4,900万円と私はしてるんですけども、数字は別といたしまして、3年度の末の約168億5,700万円から2億9,000万円ほど増えています。それは分かります。令和2年度から6年度までの中期財政計画の財政目標に、臨時財政対策債及び災害復旧債などを除くと地方債残高を100億円以内に抑えると。目標では、将来世代に過度な負担とならないよう、計画の最終年度である令和6年度において地方債残高を100億円以内に抑えると明記しております。臨時財政対策債及び災害復旧債を除くと118億円ほどになるかと思いますが、ちなみに財政対策債については、全額普通交付税の基準財政需要額に算入されると記載されていますが、不交付団体になれば、これも町の借金となります。ただ、この間、総合体育館建設や教育施設など、大型公共事業やコロナ対策などで多額の財政出動があったことは理解しております。今後の地方債について、どのように計画しているのかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、すみません、私のほうから御質問にお答えさせていただきます。

まず、中期財政計画において、今上田議員のほうからおっしゃられたように、令和6年度において地方債残高目標を100億円以内に抑えると明記してるところでございます。これにつきましては、今現在おっしゃっていただいたように、総合体育館建設とか道路の渋滞対策とか学校の教育施設などの施設整備などがありまして、この計画については達するには難しい状況であるかとは考えております。しかしながら、先ほど総務部長から答弁ありましたように、現在町の地方債残高については、全国と比較しても大きい状況にあると言える、言えない、少ない状況であると考えておりますので、今後こちらについては適正に判断していく必要はございますが、ただ、やっぱり将来的に過度に負担にならないように、地方債については計画的に借入れ等を行っていく必要があると考えております。

今後、地方債残高については、また今後増加していくというような見込みはございますけども、それぞれ地方債残高についても様々な指標がございますので、そちらをしっかりと見ながら適切に運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 目標どおりにはいかないといたしましても、財政計画は記述のとおり、将来世代に過度な負担をかけないようお願いをいたします。

ここまで財政についてお尋ねしましたが、多くが後藤町政時代の政策、計画ですが、今後の財政の在り方について、町長のお考えをお聞かせください。

また、昨日の甲斐議員の質問の中で、7期、そういうお話もされましたので、私たちは来年度の3月の予算の組合せについてもまた聞きたいと思っておりますので、楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

令和3年11月にTSMCの進出が決定をし、町を取り巻く環境が大きく変化をしている中で、町の抱える課題や必要とする政策も施策も大きく変わってまいります。そのため、甲斐議員の一般質問にも答弁をさせていただきましたが、72の政策提言を取り込んだ新たな第7期菊陽町総合計画を策定することにしております。今後は、新たに策定をしました総合計画に基づき、様々な事業を進めていくこととなりますが、事業の実施に当たっては、財政規律を厳守することはもちろんですが、今後税収増も含んだ中・長期の財政見通しも作成しながら推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） それでは、渋滞の取組についてお尋ねします。

渋滞への取組について、T S M Cに関する渋滞問題については、これまで多くの同僚議員から質疑がありましたが、これ以前から慢性的な渋滞につながっております。県道住吉熊本線、辛川鹿本線なんかの問題ですが、これは歴代菊陽町議会議長が町村議長会菊池郡理事として県や自民党県連、東京では県選出国會議員に改善の要望活動をしてきました。また、後藤町長も県議と共に住吉線、住吉熊本線の渋滞緩和の要望を県に行いました。吉本町長によってどのような取組が行われておりますか、お願いします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうから県道における渋滞対策、それから通り抜け車両の対策についてお答えいたします。

御質問の当該路線の渋滞対策につきましては、8月17日に行われました県、合志市、大津町及び本町で構成します令和5年度第1回菊池南部総合交通研究会において、県から報告をいただいております。

内容は、この地域の渋滞対策として、県と交通管理者である県警と連携し、渋滞が著しい交差点の信号機に設置した車両感知器から得られる方向別の交通データ等を基に、信号制御の見直しを行い、交差点の交通処理能力の向上を図る取組を進められているとのこと。この取組により、光の森地区を南北方向に通る県道住吉熊本線及び辛川鹿本線において、信号制御の見直しによる渋滞緩和の効果をj確認していると報告をいただいております。

さらに今後、セミコンテクノパーク周辺の主要な東西道路であります県道大津植木線等にも取組区間を拡大していくとのこと。です。

本町としましては、引き続き関係機関と連携し、情報共有しながら、当該地域の渋滞対策に取り組んでまいります。

次に、通り抜け車両の対策についてです。

セミコンテクノパーク方面の通勤車両の中で、地域の生活道路や農道を通り抜けする車両については、地域の区長、自治会長をはじめ様々な方から情報をいただいております。本町としましては、課題と捉えており、地域の皆様の安全・安心な生活、児童・生徒の通学路の安全の確保、農業者の営農活動を守るためにも対策を講じる必要があると考えております。このため、町では生活道路及び農道への通り抜け車両の実態を把握し、今後の対策につなげるため、菊陽北小学校区の朝7時から8時半までの実態を把握するため、8月30日、31日の2日間、町職員による調査を行ったところ。です。調査結果につきましては、現在取りまとめを行っておりますので、調査結果がまとまりましたら、関係部署等と情報を共有し、連携した対策を講じたいと考えております。

私からは以上になります。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 私のほうからは、農道についてお答えさせていただきたいと存じます。

農道とは、利用者が不特定多数の一般道と異なり、農業の振興を図る地域において、受益地を特定し、圃場から農産物の搬出、出荷及び市場への輸送、または農業用機械や肥料等を圃場へ搬入するなど、農業利用を主目的に整備された道路でございます。

その農道において、渋滞等を避けるため、周辺農道を抜け道とする車の影響により、農作業において農耕車両の通行の妨げになるケースや、営農上、やむを得ず駐停車している農耕車両に対し、警笛を鳴らすケースが多く見られております。

不特定多数の車両が安直に農道を抜け道として利用することは、農作業に支障を来すだけでなく、幅員が狭い農道において、農業用機械の大型化が進んでいる現状では、離合時の脱輪や交通事故等のトラブルが懸念されることも考えられます。

注意喚起を促すとともに、安全で安心して営農に取り組めるよう、抜け道としての利用が多く見られ、地域及び農業者等からの要望が多かった菊陽北小校区の農道5路線9か所に農耕車優先を促す路面標示を行う予定とし、本定例会において補正予算を提案しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 井芹部長と山川部長の話を聞きますと、今のところすぐやるかなと思いがありますばってん、なかなかそこまではすぐはいかんと思います。ただ、ただですね、原水のところじゃなくて、全体的、菊陽町町内は全部早めにしていただきたいと。じゃないと、我々も農家してるんですけども、零細農業しておられる70から90歳ぐらいの人がトレーラーに乗ってやっぱり道路、農道、町道に置いてあるわけです。ところが、ちょうど朝の通勤時間なんか、農家の人は早いもんですから、普通女性の方は頭下げてすみませんといって行くかもしれんですけど、ややもすると、おい、こら、ぬしどみやこぎゃんとけ駐車しとるが、早う出さんか、ばかたれがってつか、やっぱりお年寄りのもうやと乗っていきょうな人がまた移動せな。移動して、ぷりっとかやってきて、またそこに置いたら、またそういうばかが出てくるわけですよ。おい、ぬしどみや早う出さんか、ここは道路だろうがって。そういうところで、もうけんかがしょっちゅうあるとですよ。ですから、菊陽町の土地は大津町と一緒になってます。固定資産税も大津町に払いよる人もおるし、菊陽町に払いよる人もおります。ですから、これは一刻も早くせんと、油断すれば殺人、大げさに言うていかんけども、殺人罪になりやせんどかと、みんな頭にきたらどがんことするか分からんという状況で、農家の人はフォーク、フォークて分かりますか、部長、フォーク。

（「ああ、分かります」の声あり）

ああいうニンジン掘るときはフォークば持ってないと。ああいうととか、いろんな危険物は持っておられますので、ややもすると本当にいろんな事件に絡むと。そして、交通事故はもう毎日二、三件が、生きるか死ぬかの事故は毎日あつてますので。ですから、そういうところを、北小学校区内だけでなく、いろいろ大津町と一緒になつて、これは早急にやっぱりや

ってもらいたい。菊陽町に関わる全体的に、国道、県道は関係のないかもしれんですよ。だけど、町の中にある道路ですから、例えば国道443とか、県道はもううちは県道関係のにゃあって、町の人には仕事だからということではなくて、町の中に通っておれば、それも国土強靱化あたりでやかまし、やかましいということはいかんけども、そういうことを、小牧副町長がおられますので、十分そういうことも対応しながら、事件が起きらないように、あんときしとったがよかったと言われたいような形を早く取っていただきたい、そういうふうに私は思います。よろしく要望お願いいたします。

それから、大津菊陽線と西合志線の多車線化ということは、山川部長は東京に行かれましたね、私と。そのときの話が2車線だったですもんね、要望が。ところが、道路局長、村山道路局長さんが、もう多車線化、3車線がよはななかですか、菊陽はこういうTSMCが来るからというような話で、物すごいプレゼンテーションが、山川君も井芹君もプレゼンテーションが物すごい上手ですよ。ですから、道路局長もすんなり何か吸い込まれたようにはってて返事されたんですよ。うちにはこういう、うわあ、うちも国土交通省に山川さん、井芹部長、井芹さん、こういう人が欲しいなあって国土交通省から言われました。私は現に聞いてましたので。どこがよかったですかなと思うんですけどもですね。いや、これは本当ですよ。これはもう本人たちがおるんですから。そしたらまた、極端に言うとか政治家の先生も、うわあ、うち第一秘書に欲しかなあとか、いろいろ言われて、それだけの菊陽町はすばらしい能力の職員がおるといことは本当にありがたいと思っております。これも多車線化をそのときに言われて、私が言うのは、私も多車線化がいいですねと言ったんですけども、なかなか多車線化が進んでも、今言われたようなところが改善しなければ、多車線化もすぐばらばらで、やっぱりまた混んでしまうと。道路は、もう私も分かりますし、国道443の場合、でっかいTSMCさんの来ん前に大体あそこの道路、どのくらいあるかな、ようけないんですけども、距離。10年で全部仕上げますということは、もう8年前言われました。そして、もう2年しかないんですよ。どこがせせってるか分からんとですよ。たまたまTSMCさんが来なさったけん、ちょっと動き出しただけで。道路一本造るに5年、10年、20年かかるのは私たちも分かるんです。ですから、その辺のところをしっかりと考えていただきたいと。部長、よろしく申し上げます。事件が起きらん前に。

それでは、次に工業団地への渋滞ですね、これを、今これとちょっと重なる部分はあるかもしれませんが、例えば今のTSMCに対して、JASMに対しまして、関係者の方は興味があります。しかしながら、全く土地もかからない、渋滞はするわ、そういう人たちはTSMCって何やって私に言われます。あがんとんきたけん渋滞なとったやて、あがんとん、どがんなとととやて。あれはなて、やっぱり実際いって、あの半導体ずとは電気関係とかもういろんな関係に必要なけん、これはもう仕方がなかですよ。だけど、毎日爪に泥ばいっばい詰め込んで、ニンジン掘って、今から田刈りがあります。さあ、もう田、けがしたり、手はもうざらざらでかかれないような、町長のお父さんもそうだろうと思うんですけども。そういうこと

で、やっぱりTSMCの状態と道路の問題を町民に、ちょっと面倒くさかかもしれないばってん、2つに併せて校区ごとでもいいから、やはり町の責任じゃないかあるか私も分からんですけども、それはもう町長の判断で、やはりこういう状態ですから、いましばらく待ってくださいますとか、何かいい方法があれば、今後不交付団体で皆様方に還元できる部分がたくさんありますよとか、そういうことをやってもらえれば何とか町民の方々、特に南校区、中部、津田と津久礼が一番これに対して懸念されてる人がたくさんおられますので、そういうところを何か方法があれば考えていただきたい、このように思います。

町民に情報なく、安心して住みやすい町を目指すなら、問題を共有して一緒に改善していかなければ、やはり先は進まない。二、三日前に高規格道路の熊本県都市圏の中で蒲島知事が言われてましたように、3つの路線の中でやはり住民の理解がなければこの問題は進まないと新聞に載っておりました。ですから、やはり住民主体で、耳を傾けながら応えていって初めて事業ができるということをまず1番目に思っただけであればいいかなと。やはりそういうところをしっかりと今後お願いしたいと思います。

それでは、雨水浸透対策などの涵養事業の取組についてお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 上田議員に伝えます。質問事項の2の質問要旨(2)の答弁は要らないですか。

○15番（上田茂政さん） そうですね。

○議長（福島知雄さん） 要りますか。

○15番（上田茂政さん） 要ります。はい、どうぞ。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 用意しておりますのでお答えさせていただきます。

本町では、朝夕の通勤時間帯では、国道57号をはじめ県道熊本大津線、県道住吉熊本線、県道辛川鹿本線など、様々なところで渋滞が発生しております。これらの状況については、昨年からの取り組んでいる町職員による交通渋滞実態調査を定期的の実施し、渋滞の推移を見ていくこととしております。

この交通渋滞実態調査は、渋滞状況を把握し、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的としており、調査結果につきましては、行政連絡会の中で区長、自治会長に説明報告を行い、町ホームページや町広報紙等により、町民の皆様にも周知を図っているところです。

さらに、今年度は4月に行った第2回調査に続き、7月3日から東京エレクトロン九州の時差出勤やソニーセミコンダクター・マニュファクチャリングの完全フレックスタイム導入の取組の効果を検証するため、7月24日に東部地区を調査区域として、町職員による実態調査を行ったところです。

この結果につきましても、9月町広報紙や町ホームページに掲載し、町民の皆様にも周知しているところです。今後、行政連絡会の中でも区長、自治会長へ説明、報告することとしております。



本町としましては、町内における渋滞の状況や推移については、引き続き交通渋滞実態調査を定期的に行い、広報紙やホームページ、行政連絡会等において周知を図ってまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） あまり早く進みたいと思って答えを出してもらえなかったんですね。ありがとうございます。

やはり説明、全て町民の方に分かりやすく言えば、名残も優しくなってくるんじゃないかなと。ただ行政主導じゃなく、もう普通の一般の人は行政主導という考えでおりますので、それでなくても行政主導になりますので。どうかひとつその辺のところを考えていただきたい。より安全で町民が納得するまではいかなんでも、私たちはこういうことをやっておりますので、どうかひとついましばらく御協力をお願いしますとか、そういうことですね。やれば町のよかことだけですね、それはもう理解してくれると、そういうふうに私は考えてます。

それでは、失礼しました、雨水浸透策などのかんがい事業の取組についてですが、J A S M稼働により大量の地下水を利用します。このことに対しまして、町内外から不安が出ています。一部ジャーナリストや政党まで批判的に論じております。県も竜門ダムの水の利用を検討したり、J A S Mも地下水70から75%の再利用など、地下水が枯渇しないよう対策を取られております。そこで、本町といたしましては、町民に対して意識喚起はもちろん、地下水涵養に取り組む町の姿勢を示すために、地下水浸透ます事業をさらに促進するべきではないかと提案します。

本町では、雨水浸透ます設置補助金交付要綱に平成9年から取り組んでおりますが、そのときの目的は、都市型水害の軽減と地下水涵養により、町民の皆様の生活環境の保全を図ると書いてあります。その補助額は、1基当たり1万6,000円で、4基まで補助となっております。ぜひ地下水涵養キャンペーンということで、インパクトといいますか、補助額の枠を広げて、広く町民の皆様に周知して、各家庭での雨水浸透に協力してもらうことはできないかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） それでは、御質問にお答えします。

熊本地域の地下水量については、琵琶湖の1.6倍程度に上る莫大な量で、熊本地域の地下水取水量の275年分との研究がありますが、県民をはじめ事業者や行政も含めて熊本県全体で共有する貴重な財産であり、公共性の高いものです。現状のバランスを確保し、持続的に使う仕組みづくりが必要であります。

御質問の雨水ます浸透事業におきましては、財団法人くまもと地下水財団により地下水保全施設の設置助成と普及促進としまして、雨水浸透ます設置助成及び雨水貯留タンク設置助成が行われており、本町におきましても要綱により補助金の交付事業を行っております。しかし、申請件数が少ない状況にありますので、今後におきましても町広報紙、ホームページなどで町

としてできる対策を実施し、申請件数を増やすためのさらなる周知を行い、促進してまいります。

地下水の保全と持続可能な利用は、大変重要なことであり、地下水の利用について総合的に注視していく必要があります。本町としましては、今後も関係団体と連携し、継続的な監視を行うことで、町民の皆様の不安を解消し、自然環境、快適な生活環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 大変ありがたい話ですが、やはり今のこのTSMC、JASMのことでジャーナリスト、一部の政党さんあたりがいろいろ言われておるし、普通の一般的な住民の方も、これは、新聞あたりで読みなさるもんだから、誤った答えになっておる。自分自身が誤った答えを出しなるわけですね。ですから、例えばこの事業の効果は意外と大きいんですよ。なぜかという、やはりうちのだけでなく他の自治体や企業に大きく影響しますし、また菊陽町が率先して大々的に取組を強くやっぴり要望しながら、何か菊陽町はこういうときのインパクトはぱっと出したと、1基当たりに、1基、金も上げてもらわんなんかもしれんですけどね、そういう予算こそ地下水の涵養に一番できるんじゃないかと。1軒当たりに1個ずつ補助してちょっと上げてすれば、菊陽町に何戸あるか分かりませんが。そしてまた、企業あたりにもぜひお願いすれば、企業はお金出さんでも自分とでやりなさいと言え、わざわざ水の問題の枯渇に関係なく、相当できるんじゃないかと。隣接する大津町、合志市あたりさんにもこういう、菊陽町はこういうことが出るといような何か、ああ、さすが菊陽はインパクト強かねって、やることはやるべいと言われるようなことを、水に関してですからね、これはやったほうがいいと思うんです。よろしく申し上げます、町長。いや、これはお願いですから、町長よかです。ですから、ヒアリングのときは、これはやらんといかんぞって、お願いしときます。

2番目、誘致側として地下水涵養対策など多数あるが、具体的にどのように推進、啓発していくか。具体的には、推進、啓発としてお尋ねしてるんですけども、地下水涵養対策はいろいろあると思いますが、浸透設置のほか本町で取り組んでいる保全対策はありますか。また、その先多くの企業が参入すると考えられますが、町としての今後どのような保全対策推進または取り組んでいくか、具体的に案があれば教えていただきたいと思います。

私も水張り事業に参加しましたが、この事業は熊本市や企業による助成から成り立っております。すなわち協力のほかに協力金として支払われていますが、今後町として助成の補助は考えているのかお尋ねしますが、昨日の坂本議員の一般質問の中で、米を、食べる米ですね、食べる米に補助金が出るか出ないかと。何か出るような感覚を私は昨日、間違ってたらごめんなさい、出るような感覚でございましたが、これは昔山川部長が農水省におった頃の話だろうと思うんですが、そのときは何もなかったですね。米をようけ作るという感覚で坂本議員

は言われたと私は解釈しておるんですけども。水張りの感覚でいくなれば、食べる米は10月ぐらい、9月いっぱいまで水を止めます。そしてWC Sは、私で今日、今年10町近く植えておるんですけども、大体、まだ水は入れたところもあるけん、9月5日ぐらいに水を止めます。そして、その間、ロールクロープして、もう10月、9月の終わりには再度また水張りをします。その後ニンジンも植えます。ですから、そしてまた米を植えられて、米の要するに1か月ほど水張りの期間があるんですけども、余計やるんですね。大体私が言ってるの部長は分かりませんか。大分、いや、だけど複合作ということで、農家はもう、うちは大豆も7反ぐらい植えて、そしてまた食べる米も7反ぐらい植えて、WC Sが大体10町ぐらいです。それをうまく組み合わせながらやっているんですけど、水張りはうまくできているんですよ。WC S植えてすぐ水張りするんです。ニンジンも収穫したらまた水張りするんですよ。ですから、麦と大豆植えても水張りを1か月ぐらいするんですよ。これはもう中尾地区は70%ぐらい麦、大豆でもうここ10年ぐらいやっておるんです。ですから、その辺のところも考えながら、もう少し企業と熊本市に、うちの資金を出すよりももう少しやっぱりいろんなものを立ち上げる前に、もう少し熊本市がどれだけ水をくんでいるか、我々が地下水をしているのには、T SMCにあんまり関係ないと思うばってんが、あつちははってしまいよるけん。水は上から下さんか流れるけん。だから、その辺のところをしっかりとお願いしたいと思いますが、答えどうぞ。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まずは、2番目の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、推進または啓発していくかという件でございます。御質問にお答えします。

町としましては、誘致企業の地下水涵養の取組については、農家の皆様をはじめJA、各農業生産法人、おおきく土地改良区内に設置されている水循環型営農推進協議会、くまもと地下水財団、大津町、熊本県の関係者と連携協力して取り組んでおります。これは従来の水循環協議会が取り組んでいます湛水事業ですね、こういったところも含めてのことでございます。

あわせて地下水が熊本県全体で共有する貴重な財産であり、公共性の高さを啓発し、誘致企業に説明の上、共有するとともに、地下水保全への取組意識を醸成したいというふうに考えております。

また、企業、行政をはじめ関係者による地下水涵養など、地下水保全の取組については、住民の皆様にも正確な情報を知っていただくために、広報紙やホームページを活用してしっかり周知して行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

続きまして、3番目の質問にちょっと続いて……

（15番上田茂政さん「3番目まではってくとや」の声あり）

ええ、一緒に質問された……

（15番上田茂政さん「よかよか全部行け」の声あり）

よろしゅうございますか。

(15番上田茂政さん「俺が言ったもんだけん」の声あり)

3番目の質問が、進捗状況及び具体的にどのような涵養対策を進めているのかという御質問かと思えます。この御質問にお答えします。

御質問の熊本地域における地下水かん養推進に関する協定は、包括的な協定となり、協定の中でJASの一定の負担についても明文化されており、その前提で、地域の農業を支えている農家の皆様をはじめJA、農業生産法人、おおきく土地改良区の御理解をいただき、信頼関係を構築し、地下水涵養の具体的な取組などについて今現在検討を続けているところでございます。

具体的には、昨日の甲斐議員の御質問の際にも答弁いたしました、1年間を通じての湛水の実施、水稲作の推進、あわせて湛水地域の拡大などを考えております。

以上でございます。

○議長(福島知雄さん) 上田茂政さん。

○15番(上田茂政さん) いろいろ山川部長が言われましたが、特に菊陽町、大津町の水田地帯は浸透性が高い。浸透性が高いことから、農産物などの特に菊陽町にとっては国の指定産地を受けてるニンジン、こういうこともありますので、なかなか水張りとの関連も大事ですけども、やはり、ニンジン植えて、早く収穫したら3か月ぐらい水張りができます。私はそういうこともやっております。ですから、ニンジン植えても水張りはできる、何植えても水張りはできるってゆうてちょっと私言い忘れたんですけど、米は今自主流通米で自分で勝手に植えて勝手に売ってくださいと。国はもう全然関係しませんので。ですから、米を作って自分で販売すると。ところが、それをかなりの人たちがやったんですけど、消費者が10キロずつ持ってきてください、5キロずつ持ってきてください。それでは成り立たないんですよ。自主流通米は、自分で販売して、どうのこうの。やはり大手の穀物会社にしていかないと。ということで、経済連にやっぱりお頼みせんといかん。経済連の仮渡金が今年は1万円ぐらいかですね。そして、売れたときに1万2,000円ぐらい。そういう安さもあるということで、大変厳しいだろうと思えます。

3のちょっと時間、5月の件もよか。

(「ええです」の声あり)

それはもう、もう俺。

5月にJASの関係機関と地下水涵養の推進に関する協定を結ばれたが、その後進捗状況はいかがですか。

また、先日、熊日新聞、何か似たような何か似たような品物ばってん。熊日新聞の地下水を採取する許可申請書が町に提出され、記載されましたが、具体的な対策を基に進められているかお尋ねいたします。

○議長(福島知雄さん) これ先ほど答弁されたんじゃないですか。

(「はい、そうです。先走りですみませんでした。先に御回答させていただきます。大変申し訳ございませんでした。申し訳ございませんでした」の声あり)

(15番上田茂政さん「よかよ、もう」の声あり)

上田茂政さん。

○15番(上田茂政さん) 本当に何か言葉も足らず、なかなか私の言葉ていやらしかですもんね、町長。全てが、言葉、ちょっと悪か言葉になるかもしれませんが、夢、幻、要するに夢幻にならないように、私も一生懸命町のために、町長のために、町民のために耳を傾けながら一生懸命努力しますので、今後の期待をお願いしときます。

これで私の一般質問を終わります。よろしく、ありがとうございました。

○議長(福島知雄さん) 上田茂政さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(福島知雄さん) 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳さん。

○12番(佐藤竜巳さん) 皆さんおはようございます。議席番号12番の佐藤竜巳です。

傍聴席の皆さんには深く感謝申し上げます。

本日の質問事項は、6項目させていただきます。質問席からしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(福島知雄さん) 佐藤竜巳さん。

○12番(佐藤竜巳さん) 最初に、町道の道路改良整備についてお尋ねします。

(1)川久保南方線、通称すずめ坂を今後どのように道路整備を進めるのか、また町道南方大人足線に接続の考えはあるのか。

この件につきましては、通称すずめ坂の整備には一部既に道路改良が行われているが、残りの道路整備の区間は、車の通りが多く、道の幅も狭く、坂で見通しも悪く、離合もしにくくて危険な道路と私も認識しています。町もいろんな方々から意見や苦情があり、道路整備の要望があっていると聞いています。事故防止のために、早急に検討いただき、また南方大人足線を川久保南方線に接続する考えはないか。接続することで、久保田台地の発展につながると考えるが、町の考えをお尋ねします。

○議長(福島知雄さん) 都市整備部長。

○都市整備部長(井芹 渡さん) 私のほうからお答えいたします。

町道川久保南方線につきましては、県道瀬田竜田線から下井手までの約400メートルにつき

ましては、平成24年度に実施設計を行い、平成25年度から平成29年度までの期間で幅員5メートルの道路として整備しております。

御質問の通称すずめ坂の今後の道路整備につきましては、道路幅が狭小で離合も困難なところがあることから、苦情や道路拡幅の要望など様々な方からお話をいただいております。

町としましても、当該路線は現在の朝夕の車両の交通量を見ますと、円滑な通行を確保するためにも、道路整備を行う必要があると認識しているところです。

また、当該路線が通る久保田台地は、本町の発展のためには重要な地域です。今後、都市計画マスタープランの見直しの中で、しっかりと議論し、道路整備に当たっては、町道南方大人足線への接続も含め、このエリアと一体となった計画になるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） いろんな考えの中でまとめていただきましたことに深く感謝しますが、もう一つ、今の部長の考えで私のほうから1つ提案があります。今、南方大人足の菊陽バイパスから真っすぐ南側に行って湛水防除のところで道路は止まっていると思いますが、それを瀬田竜田線まで真っすぐ伸ばす考えはないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今お答えしましたけれども、都市計画マスタープラン、この見直しの中で、久保田台地と先ほどありました川久保南方線、これについては面的、線的に検討いたします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） ということは、今JAの農協の裏の道との接続ということですかね。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほどお答えしましたけれども、この路線につきましては、県道瀬田竜田線から下井手までの区間400メートルにつきましては道路改良を終えております。私が申し上げる久保田台地というのは、約60ヘクタールございますので、その中で考えていきたいということでございまして、単純に農協から来ている道路とつなぐとかということではなく、全体をもう一度考えて検討したいということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 私とちょっと意見が食い違ってすみませんけども、今すずめ坂から、途中から3本枝葉が分かれておると思います。1つは、すずめ坂から南方に上ると中岡さん行く道がありますよね。それと今言った農協の裏に通じる道、それと中代団地がありますよね。

（都市整備部長井芹 渡さん「はい」の声あり）

その辺の取付けということは考えていただけるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほど申し上げたように、久保田台地全体をエリアとして考えますので、当然現在ある道路、それとの取付けと今後の道路の結びつけというなところも含めて検討してまいります。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） なぜ言ったかというのと、やっぱり町民に分かっていただくために一応お尋ねしたところでは。

次に移らせていただきます。

次は、南方区公民館南側の東西に約200メートルの生活道路を区長から舗装の要望が出ていると思うが、なぜできないかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

南方公民館南側の道路につきましては、南方区から平成20年度に車の離合に苦慮している状況であることから、道路拡幅並びに路面舗装の陳情をいただいております。

その中で、道路拡幅については、平成23年度に、本路線は交通機能、住居機能及び防災機能等の観点から、長期計画の中で整備を進めると回答しているところでありましたが、路面舗装については、今年7月に改めて南方区から御要望いただいております。

この要望書を受け町では、改めて要望をいただいた道路の状況を調査しましたところ、当時の状況から地域の住宅開発等により大きく変わり、通学路にも指定され、現在は35名の児童が通っていることも確認したところでは。

本町としましては、現在の当該道路の利用状況を鑑み、路面舗装については、道路利用者の安全性の向上を図るため整備してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 今部長がおっしゃるとおり、十数年前から区長さんが替わるたびに要望をしていただいた経緯があります。本当にこれを認めていただいたことに区民からの言葉として私も感謝申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

次に移らせていただきます。

次は、公園の管理について、(1)柳水湧水公園の樹木剪定は年何回実施しているかをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

柳水湧水公園は、面積約7,900平方メートルの都市公園で、平成22年4月に供用を開始しております。

御質問の樹木剪定ですが、柳水湧水公園の樹木剪定は、年何回という形で回数を決めた剪定は行っておりません。必要に応じ剪定しており、直近では6月に中木及び寄せ植えの剪定を行ったところです。

あわせて、樹木剪定とは異なりますが、公園の管理を柳水区に委託させていただいており、区により除草作業が実施されているところです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 今の部長の言葉で6月頃に中木の剪定をしてあるとおっしゃいましたが、私は9月4日にそこにお伺いさせていただきました。その経緯はないと思いますが、今私が携帯には写真は撮っていますので、後で見せたいと思いますが、この件は道路のほうに、部長が分かるならば、今生活道路があってツツジが長く、20メートルか30メートル植えてあると思います。そのツツジが道幅を狭くして通りにくくなっています。一度また見ていただいて、対応をお願いしたいと思います、その点御意見をお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えいたします。

一応、部長のほうから申しあげました樹木等の剪定については、担当のほうで確認をしてお答えをさせていただいてるところですが、今のお話もあったので、お調べして整理させていただきたいと思います。

令和3年度にも軽作業ということでツツジの剪定等をさせていただいているようですので、いずれにしましても、支障になる等がありましたら速やかに対応させていただくというところですので、今言っていただきました経緯等、また改めて御教示いただければと思います。対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） ぜひ早めに見ていただいて、車が通りやすく整備していただけたらと思っています。

また、その間にマンホールが1つあります。そのマンホールが少し下がっておりますので、その辺の管理もよろしくをお願いしたいと思います。

先ほど部長が柳水区と管理の契約とおっしゃいましたけども、今は草もぼうぼう生えて刈ってない状況だと思いますけども、その辺の指導はどうされますか、お願いします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 先ほど佐藤議員が9月4日の日に出向かれたということで、私も4日の日に現場見てまいりました。草が生えてる状況確認しております。ただ、御承知のように、柳水の湧水公園は広うございます。その中で、柳水区も相当公園に対する思いとか熱いものがございまして、しっかりと管理されておりますので。お聞きしたところ、ほかの公園は年に4回なんですけれども、5回も6回もやっていただいているというところで、また頑張っ



いただいておりますので、その辺を踏まえた上で御相談させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 部長がおっしゃるように、今とても暑い日で草刈りどころじゃない、熱中症にかかりやすいというのは、そこは私も考慮して、今からのそういった見回っていただいて管理のほうをまとめていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。

次は、柳水湧水公園にある池の水位が減っているため、町は水源の調査を実施したと聞いているが、今後の対策はどうかお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

柳水湧水公園のため池は、平成28年熊本地震後に枯渇状態となり、柳水区からの要望を受け、令和3年度当初予算において調査費を予算化し、令和3年11月から令和4年2月にかけてボーリング調査を実施しております。

調査結果についてですが、枯渇状態となって一定期間が経過し、このまま自然に湧水が回復する可能性は低いとの分析結果が出されております。

また、取り得る対策として、井戸を掘り、水位を回復することが考えられるが、概算でも数千万円規模の費用が見込まれることが併せて報告されております。

これを受け町では、令和4年度当初に柳水区へ調査結果の概要を説明し、その後、令和5年3月15日まで数回にわたり区の役員の方と現地確認を含む意見聴取、意見交換を行ったところです。

その中でのこれまでの整理として、区が一番の希望は、水位が回復し元の状態に戻ることであります。また、区の中での異なる意見として、湧水が戻らないのであれば、例えば遊具のある公園や広場としての整備を検討してはどうかなどの少数意見もございます。早急な復旧を望むが、整備費用など、難しい課題があることは理解していただいております。

御質問の今後の対策ですが、区が望む水位の回復を優先すれば、やはり調査時の提案にある井戸の設置などの検討が基本となりますが、整備費の問題に加え、人為的に井戸を掘ってくみ上げることで、現在環境省において位置づけられている湧水公園に該当しなくなるおそれがございます。なども併せて整理が必要だと考えております。いずれにしても、現時点で最終的な方針の決定に至っていないため、今後さらに課題を整理し、区の意見を伺いながら、どのような整備が地域のために最もよいか、長期的な視点を持って検討したいと考えているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 分かりました。湧水が回復するためには、整備予算の負担がかなりあ

って時間がかかるということだと認識しました。

ところで、そういった柳水の意見を聞きながら検討するという部長の考えですが、私のほうから提案があります。それは、結論が出るまでの期間、上井手でから水を池に入れる考えはなにかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今、佐藤議員から御意見いただきましたけど、私もその案は考えました。区との意見交換の中でも、そういった意見を私のほうは述べました。ただ、それでは駄目だというようなことで現在に至っているところでございますので、やはり先ほど申し上げたように、長期的にはなりますけれども、区の意見等お聞きしながら検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 部長の考えも分かりましたので、一番のは先ほど部長がおっしゃるように、区の考えを重視しながら、前向きに復旧することを私は願っていますので、その点よろしくお願い申し上げます。

次に移ります。

3番目に「さんふれあ」の東側のスポーツ広場の天然芝の管理をどのように行い、年間の費用はどのくらいかかるのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

菊陽杉並木公園では、会計年度任用職員として公園管理作業員4名を配置し、スポーツ広場の芝の管理に係る作業として、年8回程度の草刈り、除草などを行っております。なお、会計年度任用職員報酬として、約700万円を支出しておりますが、これはスポーツ広場の芝の管理に限らず、公園全体の作業に係る支出となります。

また現在、傷んだ芝の回復に取り組んでおり、公園管理作業員で行うことが難しい作業を中心に、菊陽杉並木公園スポーツ広場芝管理業務として委託を行っております。委託に係る年間の費用は約490万円となっているところです。

今後の業務の委託の内容については、芝の回復状況を見ながら検討していくこととなります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 天然芝の植付け時期に対して養生期間が設けられると考えられますが、その養生期間は何か月あるのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 都市計画課長。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） お答えいたします。

通常時と申しますか、例年については3か月程度の養生期間を見ておりましたが、現在、部長のほうから説明がありましたとおり、回復に努めるというところですので、半面については基本的には使用を止めるような形で、西側の半分になります。そういった形で回復に努めるということを取り組んでおります。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） なぜこの養生期間を聞いたかといいますと、青少年の育成のためにいろんなあそこの場所を使わせていただいております。一番大事な時期に年度の、私がこれは質問、前町長のときに質問もしましたけども、養生期間のときが一番利用度が多いということであつたものですから、再度こういう養生の期間をお聞きしました。ぜひ、なるべく使われるような天然芝でおられる管理をお願いしたいと思います。

次に移ります。

次、4番目は、スポーツ広場の天然芝の半面を人工芝にできないのか。これは、半面という経費がかかるので半面で、本来ならば全面という考えですけども、その点にお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

スポーツ広場の天然芝については、芝の回復、養生に取り組んできており、成果も出始めていることから、当面は天然芝を維持したいという考えです。

一方で、人工芝への転換については、令和元年度に町サッカー協会から要望書が提出されており、スポーツ振興の見地から整備を望む声があることも承知しております。

当時の検討を振り返りますと、年間を通しての利用のしやすさやランニングコストが安く済むことなど、管理のしやすさにメリットがある一方、整備には多額の費用がかかることから、すぐに実施することは難しいとの判断でありました。加えて、スポーツ広場はアーチェリーなど多目的な利用が行われているため、これらの利用への影響など、様々な角度から検討、配慮も必要です。

冒頭で申し上げたとおり、現時点では人工芝へ転換する具体的な計画はありませんが、今後町のスポーツ施設整備に関する全体の構想の中で、必要に応じ検討を行いたいと考えているところです。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） よく分かりました。

スポーツ広場の人工芝の件は、前町長からも質問をして、総合体育館ができ次第、前向きに検討はするという事をお伺いしました。そこで、新しい吉本町長に替わられましたので、町長の思いと考えを再度、人工芝の協議についてお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

後藤町長のときからということでございますが、そちらの引継ぎという部分では聞いてはおりませんでした。ただ、やはり議員がおっしゃるようなことは、私もお聞きをしているところでもございます。繰り返しになりますけども、やはりアーチェリーなど多目的なところということで、実は私も何でアーチェリーなのかと聞いたときに、飛んでいったときに途中で落ちたりとかした場合には何か天然芝ではないと非常に何か運営、競技が厳しいですとか、いろいろな問題点がまだまだございますので、先ほど課長が答弁したとおりということで進めさせてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 難しい点ではありますが、吉本町長もスポーツ界のほうの関係者とのすばらしい交流があると聞いていますので、そういった方々の意見を聞きながら、菊陽町のさらなる交流を開いていただいて、スポーツの広場を造っていただくための提案と思いますので、その点はよろしくお考えのほどお願いしたいと思います。

次に移ります。

次は、3番目の中学校部活動についてです。

国が推進している部活動の廃止に対して、町はどのように考えて進めていくのかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

中学校における学校部活動の地域移行に関しまして、県から令和5年4月12日に熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画が出されました。また、本年度中に文化部活動の地域移行推進計画が出される予定でございます。

県の推進計画では、休日の運動部活動地域移行の実現に向けて、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、本推進計画の推進を図るとされております。また、基本方針としまして、中学校における休日の運動部活動を地域移行する、生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行う、指導者の確保と資質向上を図るの3つが示されております。

基本方針の中学校における休日の運動部活動を地域移行に向けまして、運動部活動及び文化部活動の令和8年度からの地域移行を目指しまして、菊陽町では今年度中に検討委員会を設置します。その際、これまでの運動部活動や文化部活動の教育的意義や役割を地域スポーツクラブ活動や文化部活動の中でも継承、発展させる仕組みについて検討してまいります。

また、地域クラブ活動を設置するに当たりましては、今ある地域スポーツクラブや文化部活動において、どこがどのように受皿となるのか、菊陽町の子どもたちが発達段階に応じてスポーツや文化活動を楽しみ、頑張れる環境づくりについて検討する予定でございます。

地域移行が成果を上げるためには、指導者の確保と資質向上が必要不可欠でございます。特

に、地域のスポーツ団体や文化団体の方と連携しながら指導者を確保することが重要になってまいります。さらに、これまで部活動の指導者として熱心に指導していただいた教職員の中で、地域クラブ活動での指導を希望する教師などが円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善をどのように行うか検討する予定でございます。

以上のようなことを中心に議論を深め、国のガイドラインや県の指針に基づきまして、生徒や保護者と十分コミュニケーションを図りながら円滑な地域移行に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） この問題は、教職員の負担の軽減の一つの策だと理解はしています。

部活動に理解ある教職員がおられることも非常に多いと聞いています。先ほど教育部長がおっしゃったとおり、そういう先生方の意見を取り入れながら検討委員会に出していただいて、さらなるそういった理解を求めていきたいと思いますが、教育長、その件に対して何か考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） では、失礼いたします。

佐藤議員の質問に対してお答えいたします。

中学校の部活動の地域移行について、私、そして教育委員会の考えを述べさせていただきます。一部、吉永教育部長の答弁と重なるところもあると思いますが、御了承ください。

まず、少し前段で私の思いを述べさせていただきます。

佐藤議員をはじめ議会議員の皆様方、今年の夏の全国高校野球大会、甲子園でのドラマの数々を御覧になったでしょうか。神奈川県代表の慶應高校が107年ぶりに優勝し幕を閉じましたが、私は決勝で敗れた宮城県代表の仙台育英高校須江監督の敗れた後の言葉に感動を覚えました。ちなみに昨年は優勝インタビューで、青春ですごく密なのねの言葉がありました。今年は人生は敗者復活戦という言葉を残されました。考えてみれば、私の人生もまさしく敗者復活戦の日々でした。皆様はいかがでしょう。どれだけAI化が進み、見栄えのよい言葉がたくさん生まれても、私の胸が熱くなり感動するのは、やはり人が紡ぎ出す言葉かなと考えます。さらに、須江監督は、負けたときに人間の価値が出るからグッドルーザーであれと、宮城県大会の初戦の前日に、負けたときに全力で相手に拍手をしてほしいと言ったら、ちゃんと返事をしてくれてと述べておりますし、選手たちは甲子園の決勝戦で敗れた後もずっと拍手を送っている姿がありました。まさしく部活動が目指す姿がここにあると実感したところです。

少し前段が長くなりましたが、学校としての部活動改革の必要性について、ここで少し整理させていただきます。

部活動の意義につきましてはもうここでは割愛いたしますが、部活動の課題としまして、1つ目に少子化の進展により従前と同様の学校単位での体制の運営が困難になってきたこと、学

校や地域によっては、存続が厳しいことが上げられています。2つ目は、必ずしも専門性や意思にかかわらず、教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難になってきたことが上げられます。これは佐藤議員が今おっしゃったところです。

そこで、少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保すること、地域の子どもたちは地域で育てるという意識の下、地域のスポーツ、文化資源を最大限活用することが改革の趣旨です。

そこでまず、菊陽町では今年度中に教育委員会や中学校の代表、地域のスポーツ、文化活動の代表などによる部活動地域移行に伴う検討委員会を設置いたします。そこで、部活動の教育的意義や役割等を再確認すると同時に、どのような課題があるかを整理していきたいと考えます。

現在、私が考えています課題は、次の2点です。

まず1点目です。これは、ただいま吉永教育部長も申しましたが、指導者の確保と資質向上です。地域でもしっかりと指導者を探してまいります。今御指摘があった中学校の教職員の活用を考えております。私は、37年間の教職生活のうち21年間は部活動の指導、少年野球の指導に携わってきました。まさしく野球の指導が命でした。中学校の先生方の中には、私と同じような思いの方もおられると思います。今後は、アンケート等も取ることも考えておりますが、もう少し整理した後でそういうことも考えていきます。

地域移行した後も部活動の指導を希望される先生方には、ぜひ指導に当たっていただきたいと考えます。兼職兼業の問題もきちんと整理し、円滑な手続を進めてまいります。

2点目は、生徒の金銭面の負担が増え、部活動したくてもできない生徒が生じてくるのではないかという危惧です。これは、決してあってはならないと考えます。町としましては、令和6年度中に部活動推進計画を策定し、推進体制の整備について準備していく予定であり、その計画を踏まえながら、どのような支援が必要か、予算化を含めて検討してまいります。国や県、近隣市町村の動向も注視しながら、部活動の地域移行ができるだけスムーズにいくようにしっかりと取り組んでいく覚悟です。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） ありがとうございます。もうこの件は非常に難しいと思いますけども、やはりそういった先生方がおられることで、子どもたちが部活動に対しての喜びと、またそういう進学に対しての先生方の相談やアドバイスがあると思います。その辺も考えながら、時間はかかると思いますが、協議を十二分に協議いただいて検討いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

次に移ります。

次は、農業振興についてです。

農地の保全と転用、開発のバランスをどのように保つのかをお尋ねします。

それと2番目の町はどのように線引きを考えるべきか、2つ併せて答弁をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

農地は限られた資源であります。一旦転用となれば、農地への回復は困難となることから、本町では将来にわたって農用地として利用すべきとして設定した土地の区域を農業振興地域内農用地区域として指定、運用を行っておりますが、JAS Mの進出を契機として、工業用地や宅地化などへの需要が急速に高まってきており、農業振興地域内農用地区域からの除外や農地転用に関する相談が数多く寄せられています。また、合志市では、ソニーグループが新工場用地を確保されるなど、JAS Mの立地による波及効果はとて大きく、本町はもとより熊本県の経済活性化につながるビッグチャンスであり、大きな変革期を迎えていると認識してるところでございます。

これらの需要に応じていくことが本町の発展につながると考えておりますので、工業、商業の振興、定住促進、そして農業とのバランスを重視し、守るべき農地はしっかりと守り、町の発展に効果的な農地は有効利用を図ることが必要と考えております。

その守るべき農地を原則、土地改良事業またはかんがい排水事業が施行された農地で、現にその機能を有する農地とすると規定し、農地の保全に努めることとしたところでございます。

また、守るべき農地として定めている農地を中心に、見直しを行う菊陽町都市計画マスタープランや菊陽町農業振興地域整備計画との整合を図りつつ、今後の農業振興施策も含め、町全体を俯瞰し、地域性を考慮した調和の取れた適切な土地利用を計画していきたいというふうに考えてるところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） この問題を取り上げたのは、今JAS Mの第2の工場の件でいろんな土地の取得を模索してるいっぱい業者がおられます。私は、それは町に対してプラスになれば大いに結構だと思いますが、私が一番願っているのは、今山川部長の答弁にありましたように、工業、商業の振興、定住促進と守るべき農地の確保をすることでバランスが守られ、適切な土地利用等考え、未来ある菊陽町の発展につながるためにも、町の正しい判断が必要と考えています。その辺を理解いただいて、協力するいろんな方々に対して喜びのある政策を町が判断してやっていただきたいと思いますが、前に坂本議員の中でもありましたけども、いろんなトラブルがあっただけでも、そんなトラブルの解消にも早めに着手していただいて、なるだけ地権者やその企業が進出できるような判断をしていただきたいと思います。

次に移ります。

次は、快適な登下校についてです。

熱中症予防対策としてランドセルに保冷剤パッドを取り付ける予算を計上していただきたい

とありますが、その点でお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

現在、本町の小・中学校では、国のガイドラインや通知などにに基づき、マイボトルの持参やオンラインによる集会の開催など、各学校の状況に合わせて様々な熱中症対策の取組が行われてるところでございます。

議員御提案のランドセルに装着する保冷パッドにつきましては、兵庫県たつの市において小学生が市長に提案した手紙をきっかけに、地元の企業である大手ランドセルメーカーの株式会社セイバンが熱中症対策としてランドセルに取り付ける軽量の保冷剤を2個収納できる背当てパッドを開発、商品化し、市内の小学校に通う全児童3,800人に配付したという先進事例は認識しているところでございます。

教育委員会としましては、西本議員の答弁でも申し上げましたが、熱中症対策として小・中学校の体育館の空調整備を優先的に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） これは、私が将来のある子どもたちの成長と生命にかける問題として取り上げたつもりであります。これは、先ほど部長がおっしゃったように、取り組んでいるのが兵庫県のたつの市です。その中で、子どもがこういった手紙を送っております。読ませていただきます。

熱中症の不安を切実に訴え、市長を動かした匿名の手紙が昨年7月に兵庫県のたつの市に届いた。内容は、僕は小学校5年生です。毎日とても暑く、通学のとき汗をいっぱいかいて、顔や背中がびしょびしょです。頭がボーっとしますと体験を訴え、通学時の熱中症対策グッズを欲しいと書いてあります。そこで、たつの市教育委員会は、1年をかけて検討し、ランドセルに取り付ける背中用の冷却パッド、1セット3,190円を市内全域、約4,000人に配付することに決めた。ちなみに市教育委員会は、3年前にも水でぬらす冷感タオルを全児童に配付した。今回の手紙を受け、検討し、今年7月上旬から実施した。子どもたちから、背中が涼しくて汗もかかずに楽に通学ができると。

我が町も将来ある子どもたちに配布を考えてほしいという思いで出してまいりました。この点にも教育長、何か考えがあるならばお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 失礼いたします。

まず、それに答弁する前に、ここにありますのが菊陽西小学校の学校だより9月5日号、根本校長先生が出されたものです。少しだけ読ませていただきます。

残暑厳しい毎日、本校の熱中症対策について。前期後半がスタートして2週間が過ぎようとしています、残暑厳しい毎日が続いています。この時期は、子どもたちが暑さや運動等に体



が慣れていない場合があり、熱中症事故の発生リスクが高い時期であるとも言われています。本校では毎日環境省の熱中症予防情報サイトで暑さ指数を確認し、危険または嚴重警戒を示したときは体育の授業や運動場や体育館の休み時間使用を中止にしています。また、運動ができるときであっても、途中で休息や水分補給を行い、熱中症対策に努めています。保護者の皆様におかれましては、水筒の準備等、毎日お世話になります。よろしくお願いいたします。このような形で始まっています。

そこで、熱中症対策としましては、保冷剤につきましては、今吉永部長が答弁したとおりでございますが、私のほうから現在の教育委員会としての考えを整理してお伝えさせていただきます。

夏休みが終わって、今菊陽西小学校でもありましたように、前期後半が始まって実質8日間が過ぎました。菊陽西小学校の現在の取組を例にして挙げますが、1、2時間目のみ体育の授業はオーケーで、3時間目以降の体育は原則中止。そのため、保健の学習や他教科への学習に振替を行っている。この取組は来週いっぱい続けられると聞いております。また、暑さ指数を養護教諭が毎日測定し、ある一定数値を超えますと、昼休みの外遊びの禁止も校内放送で実施されております。これまでの8日間のうち、何と4日間は外遊びが中止になり、冷房が効いた教室で子どもたちは昼休み過ごしているということです。また、5月末の職員会議で話し合いが行われ、先ほどありました冷感タオル、冷却タオルといいますが、首に巻いて登校することもオーケーされ、実際に家庭で凍らせて首に巻いて登校している児童も見られると聞いております。また、昨日、西本議員の質問にありました給水スポットといいますが、マイボトルの取組として、大きめの水筒または水筒、中には、子どもの中には水筒を2本持ってきている児童もあると聞いています。

ここで整理させていただきたいのは、学校や家庭の取組の工夫でできることと、行政として取り組むべきことのすみ分けを考えました。ただいま述べましたことは、学校や家庭の取組の工夫だと考えます。現在、菊陽町の8つの小・中学校の191の普通教室と97の理科室とか音楽室などの特別教室の冷房設置率は100%です。給食調理室の冷房設置率も100%です。次は、児童・生徒たちの体育の授業の場であり、全校集会等の集会活動を行う場であり、生活の場である体育館の空調整備を熱中症対策として優先的に取り組んでまいりたいと考えております。体育館の空調整備には多額の費用を要しますが、だからこそ行政として今取り組むべきところであると考えます。

以上で私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 今申されたように、体育館のほうで子どもたちが有意義にスポーツができるようなということは、私は非常に進めたいと思いますが、この件は登下校のことであって、一番登下校に、帰るときに一番帰って汗、今帽子をかぶって子どもたちが帰っていますけど、本当にやっぱり汗びっしょりで下校しております。その点を考えて今回の質

問をしたんですけれども。予算を必要としますけれども、これは先ほど申したように、3年、4年かけての兵庫県のたつの市は検討しております。今日言ったからすぐという僕は考えは持ってません。そういった教育委員会の考え方を保護者やいろんな地域の人たちが理解していただいて、子どもたちの通学を安全に見守っていただくことも考えていただきたいと思います。

町長、これは予算化するって書いてありますけれども、これは非常に予算がかかると思われま  
すけれども、子どもたちの成長に対して非常に町長も御理解あると思いますが、その点お考えを  
いただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

予算の話ですけれども、そこはやはり町のバランスを考えながらしっかりと考えていく必要  
があると思います。ただ、佐藤議員もおっしゃったように、やはり子どもさん方の命を守ると  
いう点においては、不幸にして下校中、学校から帰られるときの残念ながら亡くなられた事故  
というのも私も承知しております。ただ、先ほど教育長が答弁をしたように、やはり町とし  
てどこまでやっていくのかというのが非常に問題なのかなというふうに思います。先ほどの答  
弁の中で、冷感タオルを首に巻いて登校することもオーケーだということのようございま  
すので、そういったところをまずやっていきながら取り組んでいただければというふうに思いま  
すが、佐藤議員も物すごく子どもさん方のことを心配されての御質問だというふうには理解を  
しておりますので、何回でも、また繰り返しになりますけれども、そこはバランスを考えてとい  
うことになっていこうかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） 今、町長からの答弁をいただきましたけれども、これも先ほど申したよ  
うに、何年かけてもいいですから、例えば予算化できないならば、低学年から徐々にしていただ  
く考えも持っていただきたいと思います。次に移ります。

次、最後に安心・安全なまちづくりについてです。

安心・安全なまちづくりに貢献されている見守り隊や交通指導員に感謝状の贈呈をする考え  
はないかをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

子どもたちが安心して登下校できるように、通学路や横断歩道などに立ち、見守り活動をさ  
れている皆さんには、町としましても大変感謝をしているところでございます。

町から皆さんに感謝を伝えるため、感謝状の贈呈や表彰を行うことは、皆さん自身の励みに  
もなり、大変意義あることだと認識しているところでございます。

現在、見守り隊や交通指導員に限らず、様々な分野で町に貢献いただいている方々に対する感  
謝状の贈呈や表彰の規定がございません。このため、町独自の規定の創設に向けて庁内関係課

で協議してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） この件に対しては、一日も早く町独自の制定を創設していただきたいと思っております。

最後に、町長が私、町民の一番のトップでありますので、その点の御意見をお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

感謝状の贈呈という御質問でございますけれども、やはりこの菊陽町をこれまで築き上げてこられた方々、そしてまたいろんなところであまり目に見えなくても一生懸命支えていただいた方々に対しての感謝状の贈呈ということは、やはりやらなければいけないことなのかなというふうに考えているところでもございますし、こちらの答弁を考えるときに、やはりそういった方々にしっかりこの菊陽町は目を向けるべきではないのかという議論もさせていただいたところがございます。私どもも今を生きさせていただいておりますが、この菊陽町を、そしてまたずっと以前からいろんな形で支えていただいている方々に対しては、やはり何度も申しますけれども、感謝状は贈呈をするべきだというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さん。

○12番（佐藤竜巳さん） ぜひ吉本町長、よろしく申し上げます。

吉本町長の感謝の思いを感じてましたので、私もまちづくりに貢献されている方々皆さんに感謝し、ありがとうという言葉を残して今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 佐藤竜巳さんの一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 皆さんこんにちは。お昼の少し眠たくなるような時間ではありますが、緊張感を持って一般質問のほうを行いたいと思っております。議席番号3番、藤本昭文です。

9月も7日となりましたが、まだまだ暑い日が続いております。そんな中、傍聴にお越しい

いただきました町民の皆様には心より感謝申し上げます。

本日は、1、TSMC進出によるメリット、デメリットについて、2、交通渋滞対策におけるソフト面の強化について、この2点について質問させていただきます。

質問は質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） それでは、質問させていただきます。

まず、1、TSMC進出によるメリット、デメリットについて。

(1)現在、本町ではTSMCの進出によるメリット、デメリットについての議論が様々な形で行われているが、どれも綿密な検証に基づくデータや科学的根拠に乏しく、町民の不安払拭に至っていない。町は、早急にこの問題に取り組み、メリット、デメリットについてしっかりとした根拠を示し、町民に開示するべきと考えるが、町の考えはどうかについてですが、今回のTSMCの進出、これは国策とも言えるとても大きな事業であると思います。当然、それに伴うメリット、デメリット、いろいろと出てくると思います。その中で、町民がこのTSMC進出、この事業に対して何かを判断するとき、やはり正しい情報、根拠に基づくいろんな情報を町が積極的に開示して、それを基に町民の皆さんに判断いただく、それが正しい姿であろうと思います。その点も踏まえ、町の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、御質問にお答えします。

本町におけるTSMCの立地は、半導体の国内生産という国の経済安全保障に大きな役割を果たすものと考えております。報道等でも、デメリットに注目が集まっており、渋滞や地下水に関する懸念などが高まっていると認識しております。

これまで渋滞や地下水など、各議員の御質問に答弁させていただきましたとおり、町としましてはデメリットに関しては最小化を図るとともに、これまで以上に住民の皆様には町や企業の積極的な取組など、渋滞や地下水涵養などの状況や対策をしっかりと周知しまして、御理解をいただくとともに、情報の共有を図ってまいります。

また、メリットについても、TSMCの立地による法人税、固定資産税などの企業からの税収の増加だけではなく、雇用の場の提供、従業員の皆様の居住による人口増加に伴う住民税の増加、日常の飲食や購買活動による経済効果、あわせてさらなる半導体企業及び関連産業が集積することで、企業誘致の好循環が生まれることが考えられます。

この税収の増加については、住民の皆様の公共の福祉の増進や生活環境の向上のためのインフラ整備、子育て支援、高齢者福祉、日常生活の支援などの財源としていくことを考えております。

また、この雇用、従業員の居住、購買活動による経済効果、企業集積は本町だけではなく、周辺地域も含めた広域的なものになると考えております。

経済効果は、肥後銀行が試算を行われ、令和4年からの10年間で、熊本県全域で約4兆

2,900億円の経済効果が公表されておりましたが、さらに周辺地域の企業立地やインフラ整備の効果として、先日6兆8,500億円になるとの試算が発表されました。この経済効果は、これまでの熊本県の歴史上でも最も大きいものとなります。このようなメリットにつきましても、これまで以上に周知と理解が進むよう、分かりやすい内容で広報紙、ホームページ、SNSなどを活用して情報を発信し、多くの皆様に知っていただけるよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 町の答弁では、様々なデメリット、またメリットについても税の増収であるとか、地域への経済効果、そういうことを考えられてるのは分かりましたが、どれも漠然としていて、実際具体的に、じゃあデメリットを最小化という、デメリット、具体的なデメリット、例えば水の問題で言えば、地下水の使用量に対してどれだけ涵養できるのかであったり、水質の問題、そういうちゃんとしたデータ、それをどうモニターして、どう保全していくのかという具体的な策。当然、これだけの大きな事業ですので、町として様々な検討がなされていると思います。この場で提示していただける分だけでも構いませんので、今後も含めた具体的なものが何かあるのであれば、お答え願います。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、私のほうからは、涵養という部分が1つあると思います。こういった部分では、先ほど、当初は1万2,000立米、1日ということであったんですけど、循環を高めるということで8,500まで下げることが可能としますということだったんですね。この分につきましては、採取量はきちとしたところで管理されると思いますので、涵養につきましても今までどおりに水循環協議会が基準を持っております。こういったところからきちっと涵養量についても把握できるというふうに思っております。一応私のほうからは、水に関する部分はこういった具合で管理をできるんじゃないかなと、皆様方にお示しできるんじゃないかというふうに思っておりますのでございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 水の問題ということで、例えば水量については大津菊陽水道企業団さん等関係機関含めて取水場の地下水位のモニター、こういうことを行われているとお聞きしております。水質についても同様であると思いますが、地下水を利用される町民、飲料水に限らず、例えば農業用水、農業用水として地下水を利用されている農家の方も多数おられます。そういった農家の皆さんの中では、TSMCさんの来年末、工場稼働して実際、地下水のくみ上げが始まったとき、本当に影響が出ないのか。今、現時点、どのくらいの水量があるのか、そういった不安を持たれている方も多いです。

熊本県には、先ほど質問の中でも答弁にありましたが、琵琶湖の1.6倍というとても水量を保有しているという話もありましたが、この地下の水脈、水系については、実際どこをくみ上げればどこ水系が減る、どこをくみ上げればどこに影響が出るということまでは解明

されていないと聞いています。そういう意味も含め、農家の皆さんの中には、本当に大丈夫なのか。農業用に、かんがい用にポンプ施設を整備して、菊陽町内にも多く畑の中に小さなポンプ小屋等が設置されています。その水量は本当に大丈夫なのかという声も聞きます。町としては、やはり積極的にそういう不安に対しても、今現在の水量を調査し、今後も継続的にモニターするといった対策も必要と考えますが、その点について意見をお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 質問にお答えします。

農業用水の用水に関する調査につきましては、モニタリングをするために土地改良区と協議を重ねて、委託をする形で今調整をやっております。予算化をしておりますので、それは箇所数、幾つやるかという部分の問題もございますけども、そういったところでしっかり対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。町のほうでもしっかりとした対策、対応をお考えになられてるということで理解します。

それと、先ほど産業振興部長の答弁の中で、メリットとしてTSMCの進出、また関連企業進出による雇用の創成というお話がありましたが、TSMCさんは言うまでもなく世界的な大企業です。その従業員さんの収入を見ますと、大卒者の初任給が35万円、年収で600万円から700万円。私議員になる前、菊池広域連合消防本部で31年間消防士として勤めていました。最後の年の収入が640万円でした。いわゆる公務員ですが、31年間勤めても640万円。TSMCさんみたいな大きな企業では、大卒者の初任給がもう既にそのレベルにある。非正規従業員、いわゆるアルバイトの方でも時給2,000円支払うというような話も聞いております。これは、私たちの感覚からすれば、破格の好待遇です。であればですよ、菊陽町も含め近隣市町の中小企業、例えば人材確保する上で、それほど高額な給料を支払う企業が近くに多数存在し、人材が必要なときに、今までどおりの給与水準で果たして人が集まるのか。そういう側面を見れば、ある意味ではメリットになることもしっかり中身を見ればデメリットになるんじゃないか、そういうこともあると思います。単にいい、単に悪いではなく、いろんな角度で物事は検証しなければなりません。そういうことについて、町では議論なり検討なりはなされてるのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 議員おっしゃられましたとおり、やはり給料が高いということで、これはもう中小企業の方々に対して非常に雇用の人材確保という点からは非常に大きな問題になってくると思います。もちろんメリットがあってデメリットがある、これは実際にそういう動きがあって、そういう数字を見ながら、町民あるいは地域の皆さん方の、中小企業体の皆さん方の御意見、意見を聞きながら、そういったところは調整していく必要があると思

ます。今現時点の中でだろう、だろうという部分の状況、懸念される点は多々あろうかと思えます。メリットも多いと思えますし、デメリットに対しては先ほど申し上げましたように、人材確保という点からもいろいろな問題があろうかと思えます。こういったところはきちっと実情に応じて、実情を把握した上で対応していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。確かに、先ほど執行部の答弁の中にもありましたが、報道等を見ても、デメリットのほうがやや先行しているのではないかと見受けられます。しかし、今産業振興部長がおっしゃられたとおり、これだけの大きな事業、メリットもありデメリットもある。要は、バランス、その中で町民の利益が確保されることが一番だと思います。今、答弁をお聞きしまして、町のほうでもデメリットについては最小化、そして最大限のメリットを得るための様々な努力をなされていると感じました。引き続き、町民の利益、最大限の利益のため、この事業を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(2) T S M C 進出によるメリットについて、税金や経済効果などの具体的な試算は行っているのかについてですが、先ほども法人住民税、固定資産税、そういった税金、大幅な税金が見込まれるという話がありましたが、当然人口が増える、周辺の道路等のインフラ整備、支出の部分というのも計算されてると思えます。メリット、デメリットのバランスという上で、様々な検討をなされた中で、このT S M C の誘致の事業を進められていると思えます。その中で、恐らく具体的にいろんな試算は行われたと思えます。ここで話してできる範囲で構いませんので、どういったメリット、具体的なメリットについての検討がなされたのかをお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） まず、私のほうで答えをいたします。

御質問の税金や経済効果などの具体的な試算は行っているのかということでございますけれども、まず税金についてでありますけれども、第二原水工業団地に建設が進んでおりますJ A S M の工場に関連した税金としては、個人町民税、法人町民税、それから固定資産税などが令和6年度または令和7年度以降に大きく増加することが見込まれます。この収入増が大きなメリットであり、様々な施策を実施しながら町民の皆様に還元していく必要がございます。そのため、税金増を見込んだ様々な施策を検討しているところでございます。

また、大企業の進出に伴う町の活性化については、多くの町内事業所に好影響を及ぼすものと考えており、これも大きなメリットの一つだと考えております。

ただ、経済効果ということについては、先ほど産業振興部長のほうで答弁しましたけれども、肥後銀行の試算はされておりますけれども、なかなか町でどれだけ経済効果があるのかというのは、なかなか試算がしにくいといった面もございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 確かに、税収という面で大きなメリットがあるというのは何となく町民の皆さんも理解しているところだと思います。ただ、これ町民の皆さんの感覚、税収増えれば町が使えるお金が増える、そうすればいろんなところに還元されるんだろうなという感覚的な話で、町はこういった事業を進める上で、やはりリスクマネジメントではありませんが、いろんな情報を洗い出して、予算で言えば収入、支出の面の収入が増える。どれだけの収入が増えてどこに支出を増やせるというようなシミュレーション等もある程度はなされると思うんですが、そういうことは行われたのか、万が一税収上がるけん、どうにかいいほうにいくんじゃないかみたいな見切り発車的な部分、それはないと思いますが、しっかり検討されたと思いますので、検討された中身についてなかなか数字的なものは出しにくいというのは分かりますので、議論されたのかどうか、できるのであればその中身も少しお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、事業計画、今後様々な事業を検討していく上で、町としては収支見通しを作成しながら、今後どういった事業が展開できるかというのを考えていくことになるわけでございまして、一般的に収支見通しを作成する場合につきましては、過去の収入の状況などを推測して今後の見通しを作成しながら、計画を考えていくところではございますけれども、今回のJASMEの企業立地に伴う税収というのは、報道されてる中では約1兆円の投資ということで、これまでにない投資ということもございまして、単純に税収を算定する場合にいろんな角度で見た税額というのが算出されることとなります。ただ、現時点においては、非常に不透明な部分が大いわけでございますので、どの試算をしても、それが精緻なものであるかどうかというところはまだ現実的には町としては分からないところでもございます。ただ、税収が大きく増加することというのは当然ながら見込まれることではございますので、まずは税収増に向けてどのような事業を町民の皆様に還元していくことができるのか、そういった検討を進めておりまして、税収増が増えた時点ではなるべく早期に対応できるような形で考えていきたいというところで考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 今の答弁ですと、税収が増えたときには増えた税収の使い道を検討するというふうには聞こえたんですが、間違いはないですか。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） まず、いろんな事業を考えていく上で、それをいつ実行していくか、それについては今後の収支見通しを立てながら決めていくことになるかと思っております。町は



様々な事業を計画していく中で、例えばこの事業をやるにしても、収支見通しが重要になりますけれども、例えば税収が予想よりも多く入った場合には、それを早め実現していくというような形を考えていくような形になると思います。それについては、これまでも毎年毎年収入と支出については一定のものであるわけではございませんので、その年度の収入をいかに効果的に活用していくかという中で、それまで計画していた事業を段階的に実行していく、こういったことが重要になるかと思っておりますので、今現状でどのような試算の仕方をして、どのようになるかというのは正直分からないところでもございますので、まずは計画を、実施できる計画というのを様々検討している状況ではございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 分かりました。ただ、物事を成功させるプロセスに、よくPDCAサイクルが例えられることがあります。このPDCAサイクルというのは、そもそも製造の現場でよりよいものを作っていく、その考え方から生まれたものとお聞きしています。その中でも、最初のP、プラン、これが最も重要と言われていています。最初に望むべき成果、目標、これをきっちり定め、その成果、目標を達成するための工程を考えるのがプランです。先に成果を定めず、何か事業の成功の工程を定めることは難しいんじゃないかと思えます。この場でなかなか出せないというのは分かります。ただ、しっかりとメリットについて町民に還元される部分、町のほうではしっかりと検討されていると思っておりますので、その点はしっかりお願いしたいと思えます。

では、次の質問に移らせていただきます。

2、交通渋滞対策におけるソフト面の強化について。

(1)現在、急速な都市化や人口増加、またTSMC進出などの要因により、町内の交通渋滞が大きな問題となっているが、対策の柱となっている道路整備については、早くても5年から10年の時間が必要となる。町民の中には、即効性、実効性のあるソフト面の強化を望む声も少なくないが、町はどう考えているかについてお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

道路整備などのハード事業については、長い期間と大きな予算を投じての事業となり、成果が見えるまでに時間を要することになります。ソフト事業については、ハード整備と比較しますと、費用も抑えられ、即効性のある効果が期待できます。

セミコンテクノパーク周辺の通勤に関して、これまでも答弁させていただいたように、具体的にはセミコン通勤バスの利便性の向上や輸送力強化、あわせてセミコン内企業が実施されている時差出勤や完全フレックスも渋滞対策に効果が出ており、継続して取り組むことで、さらに成果を上げたいと考えております。

そのほか、熊本県警が対応される信号制御の最適化による対策も進められるなど、関係者が連携しまして様々なことに取り組んでいきます。

町としましては、既に高い効果を出しているセミコン通勤バスの取組を引き続き強化するとともに、先進事例などを参考に、新たなソフト事業の展開も検討してまいります。

あわせて、これまで申し上げました時差出勤などの企業の取組や、私ども行政の取組についても、住民の皆様にご覧いただけるよう、分かりやすい内容で情報を発信してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 現在、進められているソフト面での対策、これも確かに十分期待ができる対策だと思います。しかし、渋滞による弊害というのは、いろんな意味でほかにもあるんじゃないかと思います。例えば、通学路、時間帯が、通勤の時間というのは子どもたちの通学時間と重なります。町内にはいまだ離合も難しいような狭隘道路が多数存在します。そういった道路ですら抜け道として利用されているというのが現状です。これがましてや通学路であるとするれば、これはもう子どもたちの命に直結する大変大きな問題です。子どもたちの安全を守る、これは町の重要な責務。また、行政区の中でもそういった通学路に指定されている離合も難しいような狭隘道路、これについて、時間帯でも一方通行や進入禁止といった通行規制ができないのか、そういう声も幾つかの行政区さんから伺っております。やはり町が窓口となり、しっかり調査した上で、警察はじめ関係機関に対し、積極的に働きかけ、早期に対応する必要があると考えますが、町のお考えどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今、交通の渋滞で子どもたちの登下校の安全ということで御質問がありまして、交通の規制関係のお話もありましたけれども、交通の規制については、警察、それから公安委員会のほうで規制をされるわけですけれども、それについては住民の方々から、地域から要望がありました場合は、警察につなぎ、その状況を詳しく話しながら、現場も見ていただきながら、交通規制にはかなり手続等も時間がかかるようですけれども、住民の、地域の方々の御理解も必要ということでございますので、そのあたりは十分警察にもお伝えし、また住民の方にも説明して、どういった方法が一番いいか、そのあたりの交通規制関係はそのような方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 交通規制、時間がかかる手続が複雑であるというのは分かりますが、このTSMC進出、これはこれまでも、例えば100年に一度のビッグチャンス、千載一遇のというふうな表現を執行部のほうからも幾度となくお聞きしています。菊陽町が恐らく100年も歴史がなかったと思います。ということは、誰も経験したことのない物すごい大きな事業をやるわけですね。でしたら、今までの前例だったり、今までこうだったというような既存のルー

ル、そこを言われるんじゃないかと、もうそれこそ誰も経験をしたことのないような大きなチャンスと捉えるのであれば、何かできる方法はないのか、そういった部分も含めて、町から地域住民の皆さんに提案する、町が積極的にいろんなところに働きかけて、早期実現を目指す、そういう方法は取れないんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

今、議員がおっしゃったように、千載一遇のチャンス、そしてまた誰も経験していないようなということでございますが、だから難しいんです。これが経験をしていたことであれば、いろんな経験値からいろんなことが、物事を考えることができますが、やはり職員も、そしてまた諸先輩方もこのようなことは経験したことがない。だから、皆様方にしっかりとした情報も伝えることができない。これは、先ほどお話がありました税金の問題もそうであります。そういったところをしっかりとお伝えをするべく我々は今いろんな情報を集めていっているところでもございますので、ぜひともそういったところも御理解いただきたいというふうに思います。議員の方々にも、私もいつも職員にも伝えておりますけども、皆様方にお伝えできる情報は全てお伝えをするというスタンスでいっております。そういった意味からも考えますと、何かできないことがないのかというのも我々も常日頃アンテナを張りながら今行政運営に携わっておりますので、どうかそのあたりを御理解をいただいて、そしてまた私どもが情報をしっかりと提供させていただきますので、その情報を基にまたいろんな政策や、そして皆様方の思いを私どものほうにぶつけていただければというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 町長のおっしゃることは十分理解できます。ただ、住民は今既に困っています。誰も経験したことがない、前例がない、やり方も何も手探り。分かりますが、それでも今困ってる住民、そこにしっかりと配慮、目を向けて今後の対策に努めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(2)国の防災対策においては、スーパーコンピューターを用いた被害想定や避難状況についてのシミュレーションが活用され、防災対策の構築に寄与しているが、本町の交通対策にもこういった先端技術を活用することはできないかについてお伺いします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

昨日の吉村議員の一般質問でも答弁しておりますけれども、本町としましてはT S M C 進出などにより、町の交通の課題が大きく変わり、町全体の地域公共交通の在り方について、関係機関や事業者と協議し、今後の対策の基本となる方針が必要と考えており、令和6年度内に地域公共交通計画の策定を行う予定としております。その計画を策定していく中で、携帯電話な

どに搭載されたGPS情報などのビッグデータの分析やシミュレーションをするための活用も検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 携帯電話のGPS情報、このビッグデータの活用、携帯電話の位置情報を用いたビッグデータ、この実用というか活用というのは、そんなに新しい話ではなかったと思います。もう恐らく10年近く前からいろんなところで活用できないかということは進められていたことだったと思います。ここに、これは滋賀県日野町の町の公共交通再活性化に向けたビッグデータ活用分析実証実験事業、令和4年3月22日の資料なんですけど、こういったふうに既にいろんな行政区で、自治体で、データを利用した取組がもう既に行われています。今回、TSMC進出により交通渋滞が顕著になったとはいえ、そもそも菊陽町ではそれ以前から交通渋滞の問題はしばしば町民の皆さんからも声が上がっていたことですので、平成6年度の計画というお話でしたが、若干遅いのかなという感じもあります。滋賀県日野町の実験では、例えば町内にどの道路からどれだけの車が流入し、どの経路でどこに向かったのかということまでGPS情報によるビッグデータを活用すれば、様々な詳細なデータが取られています。もうこれ既存の技術ということを見ると、ソフト面という対策がちょっと後回しになったんじゃないかなという感じを受けます。ソフト面の対策が実際後回しになってるんですけど、これ何か理由があればお聞かせください。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） ソフト面については、今まで商工振興課のほうからもありましたが、セミコンバスとかで対応してきているところです、交通渋滞に対しては。それ以外にも、今まで本町のほうでも巡回バスとか乗合タクシー、それ以外のJRとか一般路線バスと何とか連結をさせて、効率的な運営を考えてきたところですが、今回、そういった今までしてきた分でも足りないというところで、今回新たに地域公共交通計画のほうにもどういった連結をさせたら交通渋滞にも効果があるかというのを今回見直しの中で考えていくところです。

AIの活用についてですが、藤本議員がおっしゃるように、前回見直したときにはちょっとそこまでは活用はできてなかったと思います。ただ、今回、AIの技術も進化してきております。今までは、分析できなかった部分も、例えばどんな用事で行かれてるのかとか、どんな場所に行かれてるのかとか、どんな時間帯にどの地域が多く外出されてるのかとか、そういった部分も見えてくるようになってきております。

今、AIの活用についても、道路の交通渋滞対策として、私もちょっと調べてはみましたが、どちらかというと、例えば警察のAIによる信号の抑制、調整ですね、それが最近になって多分実験をされてるかと思います。あとカーナビのほうでも、いろんな技術を、GPSも車だけじゃなくてほかのGPS情報も活用して、できるだけ効果が上がるような渋滞回避ルートを示すようなナビゲーションのソフトも開発されております。

一方で、いろんなモビリティの話もあるかと思います。そちらについても、町のほうでは

いろいろ事業者さんのほうが提案には来られてますけど、新たなモビリティを入れるに当たっては、新たなルートの新設とかも必要ですし、道路交通法とかの規制もいろいろ関係してきます。そういった中で、菊陽町でも今すぐというのはなかなかモビリティの導入は難しいかもしれませんが、今後考えていく中で、そういうのが利用しやすくなってきたときは、もちろん本町のほうでもできるだけそういったのを使って、公共交通への誘導をして、少しでも交通渋滞の緩和に役立つような交通網の、効果的な公共交通網の整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さん。

○3番（藤本昭文さん） 執行部がおっしゃられることはよく理解できました。ソフト面の対策というのは、今日の技術の進歩、そういうことも鑑みましても、非常に有効性のある対策になり得ると考えています。また、技術の進歩というのは、物すごいスピードで進んでいます。町のほうでもしっかり情報収集に努められて、即効性、有効性の高いソフト面での対応については、しっかりと対策していただきたいと思います。

いずれにしても、このTSMCの進出、この大事業が菊陽町の発展、未来、そして今現在住まわれている町民の方の利益、ここに必ずつながる、そのために町のほうでもしっかりと努力をされていると思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 藤本昭文さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時48分

再開 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 皆様こんにちは。参政党の大久保輝です。傍聴にお越しの皆様におかれましては、お忙しい中、誠にありがとうございます。

今年4月の改選におきまして、3期目の議席をいただきました。大変ありがたく思っておりますとともに、しっかりと議員活動に邁進してまいりたいというふうに思っております。

本日の質問は5項目です。ふるさと寄附金について、LGBT理解増進法について、新型コロナウイルスワクチンに関して、マイナンバーカードについて、光の森防災広場隣接地についての5項目です。

新型コロナウイルスワクチンに関しては、私は一昨年9月議会、そして昨年3月議会でも取り上げさせていただいておりましたけども、この秋から7回目の接種が始まるということ

で再度質問させていただきます。

それでは、質問は質問者席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） それでは、まず1番目のふるさと寄附金についての質問をさせていただきます。

ふるさと寄附金につきましては、吉本町長が議員時代にも何回か一般質問等でも取り上げられていたというふうに記憶しております。そして、町長に就任されてからは、ふるさと寄附金の収入を学校給食無償化の財源のほうにも一部充てられるというようなことも含めて、ふるさと寄附金には積極的に取り組まれておられるというふうに思っております。

そのような中、令和4年度のふるさと寄附金による収入は、決算書を見ますと2億6,671万4,000円と記載されておりました。私も以前、一般質問においてふるさと寄附金への取組をもっと行うべきではないかと、これ平成29年9月の議会でしたけども、そのような質問をさせていただきました。私の気持ちといたしましては、ふるさと寄附金によって町の収入を増やすということもありますけども、何よりも私はふるさと寄附金の返礼品によって、町内の中小企業の方や、あるいは農業をされてる方の売上げが少しでも増えればという思いを持っており、そのような質問を当時させていただいております。

そこで、まずはお尋ねの1番目の項目ですけども、令和4年度のふるさと寄附金のうち、農産品、農産加工品の金額、割合はどのようになっているのかということをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

まず、寄附の金額ですけれども、先ほど申されたとおり、令和4年度は総額2億6,671万4,000円の寄附がっており、そのうち肉類を除いた農産品、農産加工品等の金額は1,199万7,000円で、割合としましては全体の約4.5%となっております。

次に、件数ですけれども、総寄附件数が6,141件あっており、そのうち肉類を除いた農産品、農産加工品等の件数は966件で、全体の15.7%となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 私、通告書には農産品、農産加工品としか書いてなかったんですけども、肉類を除いたところというところで今答弁いただきました。詳しく書いてなかったのも、後で私ももう少し自分の言いたいことについて詳細を書いておくべきだったのかなというふうに思っておりましたけども、質問の意図までしっかりと酌み取っていただいて答弁をいただきました。

先ほども申し上げました吉本町長就任されて、ふるさと寄附金への取組の強化によって大幅に寄附金が増えたんじゃないかというふうに思いますが、寄附金が増えた要因として、要因の一つとして、以前、これソニーさんのカメラなどで増えた部分も大きかったというようなこと

をお聞きしたような記憶がございます。令和4年度のふるさと寄附金は、さっきも申し上げましたとおり、大幅に収入増えたかと思えますけども、その要因が何であったのかも分かればお尋ねできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 令和4年度の寄附金が増加した要因としましては、大久保議員がおっしゃるとおり、カメラの部分が大きかったと本町のほうでも認識しているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） それでは、2番目の項目に移ります。

今後、ふるさと寄附金をさらに増やすための取組をどのように考えているのかということをお尋ねさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

ふるさと納税を増やす取組として、令和3年度からふるさと納税の中間業務を委託しているサポート事業者と連携し、町内事業者を中心に返礼品の新規追加登録に向けた働きかけを積極的に行うとともに、販路拡大のための新規ポータルサイトの追加やポータルサイトでの効果的なPR広告の活用を行ってまいりました。ほかにも、職員の名刺の裏面にふるさと納税ポータルサイトのQRコードの印刷の協力を依頼し、PRを行ってまいりました。その結果、寄附額も年々増え、登録した返礼品数は令和2年末時点の約120品から、現在は4倍の約480品に増え、ふるさと納税のポータルサイト数も1サイトから5つのサイトになりました。サイトにつきましては、本年度中も3つのサイトの追加をする予定でございます。

また、令和5年度に入ってから、これらの取組を継続するとともに、新しい取組を始めております。1つは、人気がある農産物の返礼品については、例えばニンジンなどの農産品をこれまで10キロだけで扱っていたものを3キロや5キロなどの返礼品を取り扱うようにしまして、寄附者が用途に合わせて選択しやすいように、同じ返礼品でも別容量のもの追加登録を始めているところでございます。ほかにも、菊陽町PR大使を活用したふるさと納税のPR活動も考えております。

町としましては、制度の厳格化にも留意しながら、引き続き返礼品やサイトの拡大などを進め、寄附額の増加に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） それでは、3番目の項目に移らせていただきます。

農産品、農産加工品を増やすための取組はできないかということについてですけども、農産品、農産加工品の金額、割合は先ほどお聞きさせていただきました。割合として、これが多いのか少ないのかという評価は私にもこれはすぐ分かりませんが、金額としてはまだ増やせる

余地があるのではないかなというふうに思っております。他の近隣市町村がどれぐらいの件数、金額なのか、これ私も詳しくは、インターネットで見ただけではなかなか分かりにくいので、この辺一概に比較はできませんけれども、ただ他の近隣市町村ですね、結構農産品、積極的に前に出している。中には有機農産物を前面に出してPRしていたりとか、様々なことを考えていらっしゃる市町村あられるかというふうに思います。

私、なぜ今回農産品、農産加工品というところでお話しさせていただいておりますのかといえますと、実際農業されてる方から、町のふるさと寄附金での農産品の取組をもっと強化できないのかという声を実際にいただきましたので、今回は特に農産品、農産加工品を増やすための取組ができないかということをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

先ほど答弁いたしましたけれども、これまでの取組を継続するとともに、人気がある農産物の返礼品については、既存の容量に加え、寄附者が用途に合わせ選択しやすいように、同じ返礼品でも別容量のものの追加登録を始めております。ほかにも、農政課、それから商工振興課と連携しながら、農産品、農産加工品を扱う新たな事業者の発掘もしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保輝さん） 今、農政課、商工振興課と連携しながらということもございましたので、産業振興部長のほうから、この件につきまして具体的な取組、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えさせていただきます。

農政課としましても、農産加工品の開発、取組、これはずっと続けてきてるところでございます。しかしながら、一つの商品をつくるとなれば、今代表的なものがカレーなんですけど、これも3年ぐらい前から取り組んで、ようやくいろいろな御意見をいただきながら、ちょっと改良しながらやってきてるところが実情でございます。一つ一つ目標と掲げるところは1年に1個ずつ増やしたいという気持ちはございます。しかしながら、なかなかその一つというのが取り組めていないのが実情でございます。菊陽町の状況からいえば、生鮮野菜がございませうけども、生鮮野菜、なかなか鮮度とか、そういった部分の問題で非常に難しい部分がございます。そういったところも踏まえて、やはり加工品、そういったところを町内の事業者の皆さん方も連携しながら、一つ一つつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保輝さん） 今、特に生鮮関係品については鮮度の問題、これも当然あるかという



ふうに思いますので、時期的にどうしても出せる時期、出せない時期あるかというふうに思います。そこで、私は農産品だけでなく農産加工品というのもちらに書いてたのはそういったところもございまして、ふるさと寄附金という制度によって町内の農産物を町内の事業者で加工などして、安定的に供給、ふるさと寄附金の返礼品としても供給できないのかということも考えていただきたいというふうに思っております。それによって、町内の農業従事者、あるいは中小事業者の売上げ、収入を少しでも増やすことにつながればというふうに思っておりますので、今後も前向きに取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目の項目になりますけれども、LGBT理解増進法についての質問をさせていただきます。

先般の通常国会で成立いたしました性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法は、G7に合わせることを目的に、十分な議論がなされなかったことは私はこれは国民の目から見ても明らかなことであるというふうに思っております。この法律が施行されるに当たり想定される課題に対して、慎重な検討が欠けているのではないかというふうに思っております。

法制化を検討するに当たっては、広く国民の意見を反映させるために、十分な意見の聴取の機会を設けることが重要であり、具体的な問題に焦点を当て、実生活の課題から解決策を見つけるべきです。拙速な法制化の進行により、価値観の押しつけに対する懸念や性犯罪の増加に対する不安、スポーツ界におけるジェンダー問題など、諸外国が直面した社会的混乱が日本でも生じるのではないかという社会的不安が広がっております。これにより、これまで法案の存在がなくとも平穏に暮らされてきていた性的少数者の方々が、逆に不快な目で見られ、かえって社会の分断が生じる懸念もお聞きしております。

また同法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないとありますけれども、どのような声が不当な差別に当たるのかの明示がなく、これもまた個々人の解釈が変わってくるのではないかというふうに思います。具体的な道筋を持たずに法制化が進められたことによって、法律の趣旨から逸脱した過剰な主張や要求が広まって、社会の混乱を引き起こす可能性も懸念されています。現在、世界的にも差別禁止との批判が逆に女性の立場を傷つけるなどとして、様々な問題や混乱が生じており、アメリカなどでは見直しへと方向が転換する動きも見られているようです。

しかし、実際には国会においていわゆるLGBT理解増進法が成立しました。これにより、今現在町としてこの法律ができたことによって、何らかの事業が計画されているのか、あるいは今後何らかの事業が計画される可能性があるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、通称LGBT理解増進法が今年の6月23日に公布施行されました。

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関して、全ての国民が、その性的指向及びジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとの基本理念を定めております。

また、同法第5条では、地方公共団体の役割として、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする規定されております。

さらに、第10条では、国、地方公共団体は、知識の着実な普及等として、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるとされております。

町では、令和3年3月に改定した菊陽町人権教育啓発基本計画の中で、性的マイノリティーに関する人権問題を町民の身近な問題として関心を持ってもらうよう、職員、町民、企業を対象に、当事者や支援団体などによる講演会、研修会等を実施し、多様な性の在り方についての理解促進に向けて教育啓発を図るとしており、今後は法律の規定に基づきながら、この計画の実現に向けて取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する町民の理解を深めるため、町の広報紙やホームページを活用し、周知啓発に努めたいと考えております。

また、今年度は、例年実施しております人権のまち菊陽フェスタにおいて、LGBTに関する講演会を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保輝さん） 既に今後の事業計画があるようですのでお尋ねをさせていただきます。

その前に、申し上げておきますと、私、性的マイノリティーと言われる方々に対して特別な気持ちは全く持っておらず、個々人の性的指向については自由であるべきだというふうに思っておりますし、性的マイノリティーの方々への差別が許されないのは、これは当然のことだと

いうふうに思っております。

そもそもいわゆるLGBT理解増進法の立法趣旨は、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様化を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に資することとなっております。涵養の意味とは、水が自然にしみ込むように無理をしないでゆっくりと養い育てることを指します。精神の涵養とは、決して押しつけであってはならないと思っております。今後、理解増進に向けた教育、啓発事業として行うのであれば、どのような事業を行うのか、町民の皆様の声もしっかりとお聞きしながら行うべきかというふうにも私は思っておりますけども、このような考えに関して、町のほうはどのように考えられますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

この法律につきましては、国会のほうで様々な議論がなされて、法案の、議員立法だったと思いますけれども、3つの修正案が出されて議論されております。様々な考え方があったのだというふうにも思いますけども、私どもはこの法律が成立しましたので、この法律に基づいて粛々行っていくと、計画を行っていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） この法律が成立したことによって、様々今後事業が進められていくということでもございましたけども、では2番目の項目に移らせていただきます。

今後、トラブルなどが起こった際の対応策は検討されているのかということについてですが、これだけだとちょっと分かりにくいので少し細かくお話をさせていただきます。

このトラブルとは何を指すのかということですが、これは先日、実際に国会でいわゆるLGBT理解増進法が審議されている頃だったというふうに思いますけども、とある男性が、自分は女性を自認しているという入浴施設に、心が私は女だから女湯に入るんだというようなことで騒ぎになったということが報道されました。このような問題は、この理念法によって今後この町でも私は起こり得ないことはないんじゃないかというふうに思っております。この一事例に限らず、現在世界的にも差別禁止といった批判が女性の立場を傷つけるなどとして様々な問題や混乱が生じており、先ほども申し上げましたとおり、アメリカなどでは一部見直しの動きも見られていると聞きます。ジェンダーアイデンティティーを根拠に、男性が女性スペースに侵入することが許されれば、犯罪目的の男性と純粋な性的マイノリティーを即座に区別することは外見上困難ですし、また、LGBTに対する差別と言われることを恐れ、こうした男性が女性スペースに侵入しても、それを制止できなくなる事態も懸念されていると思います。本町においても、例えば庁舎内で身体的外見上男性である人物が、心が女であると、女性を自認しているということで女性のトイレを使用したいと言った場合など、今後起こり得るかもしれないトラブルに関して、町として未然に防ぐ方策として何かお考えがあればお尋ねし

たいと思います。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

性的マイノリティーの当事者の中には、カミングアウトすると周囲の人から嫌がられたり避けられたりするのではないかとのおそれ、誰にも相談できなかつたり、家庭にも自分が性的マイノリティーであることを隠して生活している方もいらっしゃいます。

また、性的マイノリティーの当事者が日常生活において抱える不安や悩みとして次のような例がございます。窓口等における対応において、書類上の性別と外見の性別が合わない、名前から想像される性別と外見が異なるため好奇心で見られる、施設を利用するときに男女どちらのトイレにも入れないなどがございます。

このような不安や悩み、またトラブルが起こった際には、庁内の連携はもとより、国や県、民間の支援団体等が行っている人権相談窓口など、関係機関と連携を図りながら対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 私がお尋ねしたのは、実際にトラブルが起こった際にどう対処するのかということについて、関係機関と連携というのは分かるんですけども、現実にも目の前で起こったときにどう対処されるのかということをお尋ねしたいんですけども、こちらについていかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

一番の問題は、トイレではないかというふうに思っております。役場に見えられたお客様が性的マイノリティーの方の場合、トイレ、どちらに入られるのかということがあるかと思えますけれども、町の施設では多目的トイレをかなりの施設で今設置をさせていただいておりますので、そういった多目的トイレの利用、そういったのを相談に応じて支援をして、相談を受けて対応してまいりたいというふうには考えておりますけれども、そのほか様々な、先ほど公衆浴場の問題だとかいろんな問題も数々ありますけれども、そういったことについても、関係機関とどのような対応が一番いいのか、そのあたりも相談しながら今後対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 大変難しい問題かというふうに思いますが、今後起こり得ることを想定して、対応策等検討していただきたいというふうに思います。

それでは、項目3の質問に移らせていただきます。

小・中学校において子どもへのLGBT教育を行うのかということでございますけれども、こちらについても少し補足させていただきます。

いわゆるLGBT理解増進法は、学校に対してLGBT教育の実施を求めています。その教育内容について、子どもへの影響を懸念する声もいただいております。他国の事例でございますけれども、先進的と言われてるところ他国いっぱいありますので、そういった事例でいきますと、子どもに対し、性別を自由に決定できるという教育を行った数年後に性転換手術を受けた18歳以下の子ども、未成年といえますかね、が約30倍以上急増したという事例があるそうです。因果関係は分かりませんが、そういう事例があるということでお聞きしております。未成年という多感な時期に自分自身の性自認ということ意識していない子どもたちにあまりこのような教育を行うことで、逆に性的違和を意識させてしまうことになるのではないかと懸念もお聞きします。LGBTに関する教育は、他国では既に積極的に行っているところもあるようですが、過激になり過ぎないように、例えばアメリカでは州によっては州法で制限をかけているケースもあるようです。LGBTに関する教育については、他国の事例も研究しながら慎重にその影響を見る必要があるのではないかとこのように思っております。

それでこの質問になりますけれども、いわゆるLGBT理解増進法の施行により、小・中学校で過激な性教育が行われるのではないかと懸念の声をお聞きすることもあるため、菊陽町としてどのようなお考えであるかということをお尋ねさせていただきたいと思っております。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えします。

文部科学省は、平成27年に性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等についての通知文を発出しまして、学校における支援体制、医療機関との連携、学校生活における各場面での支援や相談体制など、具体的にきめ細かな対応の実施を求めています。

その背景といたしまして、自殺総合対策大綱において性的マイノリティーについては自殺念慮の割合が高いことが指摘されておまして、無理解や偏見等が社会的要因の一つであると捉えられております。また、性同一性障害に係る児童・生徒だけでなく、いわゆる性的マイノリティーとされる児童・生徒全般の悩みや不安を共通するものとして受け止め、校内研修等で教職員の適切な理解を促進することを求めてきました。

現在、LGBTに関する学習では、中学校の家庭科で多様な人々が暮らす地域の学習や社会科公民分野、人権と共生社会を目指してなどで学習をしております。

さらに、来年度は小学校の教科書が全面的に改訂され、LGBTなど、性の多様性への言及が増えております。例えば、小学校3、4年生の保健の学習では、従来の教科書で思春期には異性が気になるとしていた記述を、異性などほかの人が気になるに変え、異性と話したいけれど恥ずかしいを、異性や好きな人と話したいけれど恥ずかしいとするなど、異性に限定しない表現に変更されています。

また、性と自分らしさのコーナーでは、人には体の性以外にもいろいろな性の物差し、気持ちや考え方があり、体の性、心の性、好きになる性、表現したい性は一人一人違って、それらが組み合わさって自分らしさになると記述されています。教科の学習以外にも性教育講演

会の取組や他者の痛みや感情を共感的に受容できる創造力などを育む人権教育の一環としまして、性自認や性的指向について取り上げることも考えられます。その場合、児童・生徒の発達段階を踏まえた影響等についても配慮しながら、指導の目的や内容、取扱いの方法など、適切なものとしていくことが必要であると考えております。

このようなことを踏まえまして、性に関することを学校全体の中で取り扱う場合は、児童・生徒の発達の段階を踏まえること、また教育の内容について、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ること、また事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別して行うなど、計画性を持って実施するよう指導してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 現在既に様々教育も行われてるということでございました。そして、その教育は児童・生徒の発達の段階を踏まえて行われているということで、こちらについては安心いたしました。

また、保護者の理解を得、計画性を持って実施するよう指導していくということでございましたけども、私の知る町内の保護者さんに、既にこういった教育が始まってらしいよと、知ってましたかとお伝えしたところ、全くそこは知らないということでした。そして、それであればどのような教育が行われたのかを知っておきたいということでありました。LGBTに関する教育については、保護者の理解を得ながら進めていくということでありましたが、こういった内容について、なかなかこういった時期の子どもさんが親子で話すということはなかなかないというふうに思います。ですので、今後どのように保護者の方々への周知、理解を得ていくのかということについてお尋ねできればと思います。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 性に関する指導につきましては、発達段階に応じてそれぞれの子どもの理解を深めるような取組を進めておりますし、それにつきまして、LGBTに特化したというよりも、それぞれの発達段階の性に関する指導の中にLGBTに関わる内容も織り込みながら進めていくということがありますので、そこについてしっかり各学校の中で学習内容をどのように進めていくのか、どういう受け止めとしてののかということも保護者に学級通信とかいろんな形で発信していくような取組をしていくとともに、その理解を深めるようなことについて、教育委員会としても指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 特に、この件に関しましては、心身の発達に応じた教育というものを家庭もしっかりと把握、関与しながら進めていくことが必要であろうかというふうに思っておりますので、そのように取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目の新型コロナウイルスワクチンに関してのほうに移らせていただきます。

1番目の項目ですね。新型コロナウイルスワクチンの町内での副反応についての状況はどうなっているのかということについて、まずお尋ねさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

厚生労働省では、予防接種法第12条に基づき、ワクチン接種後に生じる副反応を疑う事例について、報告基準を定め、因果関係が不明なものについても医療機関に報告を求め収集をしております。

収集した報告は、厚生労働省の審議会において専門家が評価を行い、その結果を公表し、安全性に関する情報提供を行っております。

なお、副反応の報告があったときは、予防接種を行った都道府県知事または市町村長に通知するものとなっております。

町内での副反応の状況は、この報告に基づき把握しておりまして、ワクチン接種が開始されました令和3年2月17日にかから8月末までに、令和2年度に1件、令和3年度に10件と令和4年度に1件の合計12件と報告を受けております。

また、予防接種健康被害救済制度の申請件数は、令和3年度に3件、令和4年度に1件の合計4件となります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 今、件数についてはお伝えいただきましたけども、副反応、様々あると思いますけども、内容についてお答えできればお願いします。これできなければ結構です。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 先ほどの御質問にお答えいたします。

町での副反応報告につきましては、接種後の副反応に対しての接種した後の腫れだったりとか、あと発熱だったりとか、そういったものに関して報告をいただいております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） そうすると、特別の重篤な副反応ではなかったということによろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 御質問にお答えします。

報告については、全て回復ということで報告がっております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 大きな副反応でなくてよかったなというふうに思うところがございますけれども。

それでは、2番目の項目に移らせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの全国での副反応状況についてお尋ねいたします。

これ全国となりますとかなりの副反応件数が報告されてると思いますので、死亡報告数や重篤な副反応の報告数というところをお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチンの全国の副反応状況についてでございますけれども、国の副反応検討合同部会の資料によりますと、新型コロナウイルスワクチン接種開始後の令和3年2月17日から令和5年4月30日の期間において、ファイザー社製の12歳以上用、5歳から11歳の小児用、6か月から4歳の乳幼児用、そしてモデルナ社製とノババックス社とアストラゼネカ社のワクチンごとに報告されておりますが、合計した件数で御説明させていただきます。

総接種回数が3億8,282万1,300回に対しまして、心筋炎疑いの総数は510件で、割合は0.00013%、うち因果関係が否定できないものは1件、因果関係が認められないものはゼロ件、情報不足等因果関係が評価できないものが509件となっております。

心膜炎疑いの総数は150件で、割合は0.00004%、うち因果関係が否定できないものはゼロ件、因果関係が認められないものゼロ件、情報不足等因果関係が評価できないものが150件となっております。

死亡報告総数は2,076件で、割合は0.00054%、うち因果関係が否定できないものは2件、因果関係が認められないものが11件、情報不足等因果関係が評価できないものが2,063件となっております。

また、予防接種健康被害救済制度の申請件数は、令和5年8月31日の時点で進達受理件数は8,667件、認定件数は4,098件、否認件数が587件であることを把握しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 私も調べておまして、同じような数字で把握させていただいておりますけれども、副反応様々ありますが、亡くなられなくても結構重篤な副反応で今も苦しんでいらっしゃる方も多くいらっしゃる場所ではございますけれども、特に死亡報告数について少し述べさせていただきますと、今部長がおっしゃったように2,076件の死亡報告がされていると。その中で、因果関係が否定できないものが2件と。私は、2,076名もの方が死亡報告されていて、その因果関係が否定できないという方が2件しかいないということですね。そして、因果関係が認められないと、逆に完全に否定しているものは11件、残り2,063件は要は分からないということなんですよね、国が言ってることとしては。今、部長答弁の中で、割合として



はもう0.000何%ということでおっしゃいました。もうこれだけでいくとすごい小数点以下です。すので、少なく感じるかもしれませんが、ワクチンというのは基本的に健康な方に対して接種するものですから、通常の治療用の医薬品などよりもまださらに安全性が高くなければならないというふうに私は思っておりますし、そしてこの割合もほかのワクチンと比べたときにどうなのかということについては、私細かく比較しておりませんが、明らかに高いだろうとしか思えないので私ここについて3度目ですね、一般質問させていただいてるわけでありませ

す。そしてまた、今予防接種健康被害救済制度についてもお話ありました。4,098件が認定されているということです。これは、過去45年間の全てのワクチンの予防接種健康被害救済制度の認定件数、これが3,522件だそうなんですけども、これを既にこの2年半の接種で上回っているということですね。予防接種健康被害制度が厳密な医学的因果関係を必要としないとはいえ、接種が始まって2年半でこれだけの数字になるというのは、私はどう考えてもおかしいのではないかと、私は思っておりますので、それを踏まえて3番の項の質問に移らせていただきます。

今後新型コロナウイルスワクチンの接種を推進する必要があるのかについてです。

私は、先ほども申し上げましたとおり、これまでも新型コロナウイルスワクチンについては取り上げてまいりました。その中で、一昨年の9月議会では、町は95%の発症予防効果があると、ワクチンについてですね、答弁されておりましたけども、私はその数字自体がどうなんだと疑問を持ち質問しておりましたが、現在、このワクチンで95%の発症効果があると実際に思われますでしょうか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 御質問にお答えします。

先ほどの発症予防効果94%からワクチンの種類によりますけれども、90%から95%ということで、令和3年9月の議会のときに御報告をさせていただいたかと思えます。その結果は、承認前の発症予防効果ということで報告をさせていただきました。残りの5%については、100%というのはないので、十分やはり注意する必要はあるということで大久保議員さんもお答えされたかと思えます。

その後の、じゃあそれが今もそういうことで実感できるかということなんですけれども、その後、承認後の重症化予防効果、感染予防効果、効果の持続期間ということで、さらに国のほうから報告がっております。様々なデータに基づき報告がされておりますので、国のほうが公開しておりますホームページを基に報告をさせていただきたいと思えます。

まず、感染予防効果につきましては、初回接種、2回目を受けられた方につきましては、接種後88%だったんですが、半年近く過ぎますと47%まで低下したという報告もございます。また、先ほどのデータはファイザー社のものだったんですが、加えてモデルナ社の従来ワクチン、初回接種、2回を接種した方につきましては、4か月までにおおよそ97%であったもの

が、4か月後には8割までに低下しているという報告もございます。ですので、また持続期間につきましても、半年過ぎますと発症予防効果が下がっていくというのが分かっておりますので、今はちょっと流行しているワクチンの、ウイルスの株の状況も違っております。これは、オミクロン株が流行する前のデータとなっておりますので、またちょっとこのデータが下がってくるのかもしれないので、一応そういったところでの今までの評価はなされております。

ちょっと答えになるか分からないんですけど、以上で報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 細かくありがとうございます。ありがとうございますっちゃんいなかったですね、すみません。

今、お話いただきましたけども、当初2回打てば集団免疫が確保できるというようなことを大体言ってたはずなんですね。今もう今回秋で7回目です。私は本当どうかというふうに思ってるんですけども、初め言ってることと違うんで。重症化の予防に役立ってるというふうなお話もございましたけど、明確なデータ、私今のところ見たことがありません。それどころか、このワクチンの接種が開始されると、新型コロナの新規陽性者が増えるという現象が実際に起こっていると。これは細かくデータを見ていくと大体そういうふうになっております。

先ほども確認しました全国の副反応の状況も踏まえて、今後も新型コロナウイルスワクチンの接種を推進する必要があるのかということについて改めてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、特例臨時接種として、令和5年度までの実施とされております。国の方針に基づき、令和5年度は初回接種、生後6か月から4歳までの乳幼児接種、5歳から11歳までの小児接種に加え、12歳以上の令和5年度春開始接種を実施しております。

なお、9月20日からはオミクロン株XBB.1.5対応の1価ワクチンを使用し、令和5年秋開始接種を実施することになっております。

今後の接種につきましては、国は重症者を減らすことを目的とし、初回接種、追加接種のそれぞれについて65歳以上の方、生後6か月から64歳までの基礎疾患を有する方等を予防接種法の規定に基づく接種勧奨、努力義務となる公的関与の対象としております。

それ以外の基礎疾患がない64歳以下の方は、公的関与対象外となりますが、重症化リスクが高くない方でも重症者が一定程度生じていることにより、接種機会を提供することとなっております。

町としましては、国の方針に基づき、公的関与の対象者には接種券を同封した案内通知を送付し、その他の方につきましては、案内はがきを送付し、希望者の申請に基づき、接種券を発行するよう準備をしているところでございます。

今後も国からの情報を随時提供し、実施医療機関等と連携を図りながら、安心・安全な接種体制の確保に努めてまいります。

なお、例年、特に年末年始には新型コロナウイルス感染症が流行時期に入っていることを受け、ワクチン接種以外の感染対策についても、引き続き周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 今、重症化の予防ということだったです。私、本当それに関してそもそも疑問を持っているところなんですけども。その中で、今の答弁の中、今後秋からの接種ワクチンはX B B. 1. 5対応1価ワクチンということでお聞きしました。これにつきましては、9月1日にたしか薬事承認されているものだというふうに思いますけども、その手前から町としてはホームページでこのX B B. 1. 5型ワクチンを接種するということで、もうホームページのほうには掲載されてあったというふうに思います。国がそのようにしろということだったんだというふうに思いますけども、なぜそこまで急ぐのか私は少し疑問に思っております。

その中で、このX B B. 1. 5対応1価ワクチンですね、これについて、これは人での治験は行われず、マウスの治験のみで承認されたワクチンであるというようなことを私聞いたことがありましたので、実際に9月5日に私厚生労働省の新型コロナワクチンコールセンターに問い合わせしてみました。結果、その厚生労働省の新型コロナワクチンコールセンターの返答ですけども、マウスでの治験は確認しているが、このセンターでは人での治験をしたということは確認できないということでありました。私は、新型コロナワクチンに関する窓口、厚生労働省の窓口がマウスでの治験のみしか行っていない状態で薬事承認を行っているワクチンを町民の皆様に進めるべきなのかと私はちょっと疑問に思っているところです。私は、今後もワクチン接種を推進するべきではないと私は思っておりますけども、それが難しいとしても、せめて今述べましたような副反応の現状であったり、あるいはこの治験、人間の治験を行っていない可能性があるワクチンであるというようなことは告知しておくべきではないかというふうに思います。また、ワクチン接種の告知と同時に、予防接種健康被害救済制度についてもしっかりと周知しておくべきだというふうに思いますが、こういったことに対してどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 健康・保険課長。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、9月1日に薬事承認が下りております。その後、このワクチンをオミクロン株X B B. 1. 5を今回の予防接種に最終的に使いますという決定がまだ国のほうから届いてはおりません。それを踏まえて、国のほうから通達が来るかと思っておりますので、住民の皆様には速やかに周知をしてまいりたいと思っております。

また、告知と副反応につきましても、今現在起こっている副反応、国のほうも公開しており

ますので、そういったのも含めて速やかに閲覧できるような工夫もしていきたいと思っております。健康被害についても同じく、そういったのも町のホームページで周知ができるような工夫もしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） ぜひそういった周知もしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

マイナンバーカードについて質問いたします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するよう推進しているが、そのメリットとデメリットは何かということについてお尋ねさせていただきますが、よかったら端的にお願いできればと思います。すみません。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

マイナンバー法等の一部改正法の成立によりまして、令和6年秋以降は健康保険証とマイナンバーカードが一体化されます。この一体化による主なメリット、デメリットについてお答えいたします。

まず、メリットとして1つ目に、医療機関を受診した際に、お薬の情報や特定健診の結果の提供に同意すると、御自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

2つ目に、高額な医療費が発生する場合、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、高額な医療費を一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手续をする必要がなくなります。

3つ目に、医療費控除申請の際、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証の保管や提出が不要となります。

4つ目に、転居等による保険証の切替えや更新が不要となります。なお、新しい保険者への加入手続は、引き続き必要となります。

次に、デメリットと申しますか注意すべき点、注意すべき主な点につきましては、1つ目に、受診する医療機関においてシステムが導入されているか確認する必要があります。導入されていない医療機関を受診する際は、健康保険証が必要となります。

令和5年4月1日より、保険医療機関、薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、順次導入が進められているところでございます。

なお、8月20日現在、町内の医科、歯科、薬局につきましては、78か所中77か所で対応が可能となっております。

2つ目に、転職等により医療保険の資格変更があった場合のオンライン資格確認等システム

に登録される間や、マイナンバーカードの有効期限切れや紛失した場合の再発行までの間、またはシステムに不具合が発生した場合には、一時的にマイナンバーカードが健康保険証として利用できないなどがあります。

なお、カードを紛失した人、更新中の人等も保険診療が受けられるよう、各医療保険者から資格確認書の発行を受ければ受診することが可能となります。

3つ目に、薬剤情報はレセプトに基づくため、閲覧可能になるまで最長1か月半程度かかるため、その間の処方薬の確認は、お薬手帳が必要になる場合があります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 今、メリット、デメリットいろいろ答弁いただきましたけども、私が考えるマイナンバーカードを健康保険証として利用する一番のメリットは、健康保険証の使い回しや不正利用が減らせることだというふうに私は思っております。先日、報道で年間500万件、本人確認と違って医療機関へ差し戻しがされてるということが言われておりました。こういったことがかなり防止できるんじゃないかというふうに思っておりますので、導入のコストがかかったとしても、不正なお金を税金から使われないということがあれば私は大きなメリットだと思っておりますし、導入を推進するべき理由になるというふうに私は思っております。

そこで、私2番の質問に移らせていただきますけども、町民への説明を分かりやすくするべきではないかということについてですが、こういったマイナンバーカードを健康保険証としてぜひお使いくださいという紙を町民の方に一部配布されているかというふうに思いますけども、例えばこの1番、データに基づく最適な医療が受けられるというふうに書いてありましたけども、さっき答弁いただきました一番最後のほうですね。要は、例えば今日病院に行って薬もらいました。明日別の病院に行って、前日の薬の履歴って分からないんですよ、このマイナンバーカードでは。こういったところが問題であるにもかかわらず、データに基づく最適な医療が受けられると言い切っちゃってるわけなんです。それはどうなんだということを、これ実際町民の方から私これ言われたもんですから、このようなことをお話しさせていただいてます。

要は、私はもうこれしっかりと推進していくべきことは推進していくべきではないかというふうに思っておりますけども、そのほかにもマイナンバーカードは安全ですって言い切ってますけども、これは国の問題ですけどね、本当にこれ個人情報の流出大丈夫なんですかというような報道がされてるわけなんですよね。そこについて、もう少し町としてきちんと、この紙だけでなく補足的なことをきちんとしたほうがいいのではないかということではなかったんですけども、これは書き換えることができなかったんですね、町としてはですね。国から言われてますから。それは分かりますけども、であれば、それ以外の補足をきちんとしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

現在、健康保険証とマイナンバーカードの一体化に向けまして、町広報紙において掲載しましたが、さらなる周知のため、今年度の熊本県国民健康保険の被保険者証及び後期高齢者医療保険証の切替えの際に、先ほど言われました国が作成した案内パンフレットを同封したところでございます。

ただし、パンフレットの掲載内容には限りがございますので、先ほど述べさせていただきましたメリットや注意すべき点につきましては、不足している情報もございます。今後も、来年度の導入に向けまして、広報、ホームページ等、様々な機会を活用し、更新された情報を随時周知していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） それでは、しっかりとした周知をお願いできればというふうに思います。

5番目の質問に移ります。

光の森防災広場隣接地につきましてですね。こちら、もう令和2年3月に完成して3年半ほどが経過しておりますけれども、隣接地の残り約1ヘクタールの今後の活用方法などについて、計画があるのかということについて、私自身もこれについて、じゃあ何か提案があるのかということは今申し上げられないんですけども、町として今後の活用方法など、計画があるのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

防災広場の東側に残っております1ヘクタールの（仮称）光の森多目的広場の活用についてでございますけれども、現時点で具体的な計画はございませんけれども、これまで議会答弁で御説明してきたように、防災広場の利用状況や財政状況を見ながら、そして72の政策提言にありますように、町民の意見も集約した上で、町民にとって有効な活用を検討してまいります。

なお、新たな総合計画の策定に着手いたしますので、その中で意見を集約し、その活用について方向性をお示していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 町民の皆様の意見を集約していくということでございましたので、しっかりとお聞きいただいて、よりよい活用方法が出てくることを期待したいというふうに思います。

それでは、これで私の一般質問を終わりますけれども、傍聴席の皆様方におかれましては、お忙しい中の傍聴、誠にありがとうございました。これからも皆様の声をしっかりと町政に届けるべく議員活動に邁進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。あ

ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さんの一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後 2 時58分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和5年9月8日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(令和5年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和5年9月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|----|-----|----|
| 1番 | 鬼塚 | 洋 | さん | 2番 | 吉村 | 恭輔 | さん |
| 3番 | 藤本 | 昭文 | さん | 4番 | 馬場 | 功世 | さん |
| 5番 | 廣瀬 | 英二 | さん | 6番 | 矢野 | 厚子 | さん |
| 7番 | 大久保 | 輝 | さん | 8番 | 西本 | 友春 | さん |
| 9番 | 佐々木 | 理美子 | さん | 10番 | 中岡 | 敏博 | さん |
| 11番 | 布田 | 悟 | さん | 12番 | 佐藤 | 竜巳 | さん |
| 13番 | 甲斐 | 榮治 | さん | 14番 | 岩下 | 和高 | さん |
| 15番 | 上田 | 茂政 | さん | 16番 | 小林 | 久美子 | さん |
| 17番 | 坂本 | 秀則 | さん | 18番 | 福島 | 知雄 | さん |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん

書記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|-----------|----------|----------|
| 町 長 | 吉本 孝寿 さん | 副 町 長 | 小牧 裕明 さん |
| 教 育 長 | 二殿 一身 さん | 総務部長 | 板楠 健次 さん |
| 住民生活部長 | 矢野 和幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂一郎 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山川 和徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 梅原 浩司 さん | 危機管理防災課長 | 阪本 幸昭 さん |
| 総合政策課長 | 吉本 雅和 さん | 環境生活課長 | 野村 瑞樹 さん |
| 介護保険課長 | 和田 征 さん | 福祉課長 | 氏家 良子 さん |
| 子育て支援課長 | 石原 俊明 さん | 農政課長 | 阪本 和彦 さん |
| 商工振興課長 | 今村 太郎 さん | 建設課長 | 矢野 博則 さん |
| 都市計画課長 | 阿久津 友宏 さん | 下水道課長 | 丸山 直樹 さん |
| 教 育 部 長 | 吉永 公紀 さん | 学務課長 | 平 征一郎 さん |
| 生涯学習課長 | 岡本 勇人 さん | 図書館長 | 坂田 悟 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄さん） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 皆さんおはようございます。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。

さきの菊陽町議会議員選挙におきまして、激戦区でもあった西部地区から出馬させていただき、4期目の当選をさせていただきました中岡敏博です。私も、38歳で初当選させていただきましたが、今回の選挙では4人の新人の皆さん、中には10歳の年の差の若い議員も誕生し、刺激になります。何かと勉強させていただきたいと思っております。当然今まで同様、先輩議員の皆さん、町民の皆さんの話もしっかり聞いて議論をしたいと思っております。

また、昨日、二殿教育長がスポーツの力に対するコメント、これは部活動指導者、またスポーツの生きがいについてお話をされましたが、私の父も国立熊本電波工業高等専門学校野球部の監督部長を約30年、私におきましては菊陽町において子どもたちに今27年空手道の指導しており、町長が掲げておりますスポーツの力での生きがいづくりにも大いに期待しているところでございます。

さて、本題に入ります。

今回の質問は、大きく2つの項目を用意しております。

吉本町長の72の政策提言は、安全への投資に関係するものと思います。

1つ目は、交通安全対策についてです。

事故の発生は様々な要因が考えられます。その一つに、TSMCの進出もあろうかと思えます。通学路などの問題は過去に何回もしておりますが、教育長、教育部長も替わり、危機管理防災課長も替わり、再度、町の姿勢や考えをお聞きしたいと思えます。

2つ目は、町民等の見守りについてですが、これは、過去、現在、未来と菊陽町において、いや日本においても重要なものと認識しております。

この2つの項目を、答弁を分かりやすく明確に、関係する法律、条例、概要等は調査しておりますが、誤りがあれば正していただければありがたいです。

この後の質問は、通告に従いまして質問者席で行います。

では、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） それでは、まず1つ目、交通安全対策について御質問いたしますが、

(1)です。

本町における交通事故発生件数と書きましたが、発生状況、その推移についてどのように把握し、原因等をどのように捉えているのか。これは、本町におきまして人身事故、高齢者、子ども、車全体の流れと、体感治安のように町民の皆さんは事故が増加していると感じている、不安であると感じているとの話をお聞きいたしますが、数値化した根拠と原因を菊陽町はどのように捉えているのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

県内における交通事故の発生件数や発生箇所については、熊本県警察本部のホームページで情報が公開をされています。この情報や大津警察署への聞き取りなどにより、本町内における交通事故の発生状況などを把握しております。

熊本県警察本部の交通事故の統計によりますと、令和4年中における本町内での交通事故の発生件数は128件で、前年より12件減少しております。

大津警察署からの情報を基に令和5年中の交通事故発生件数や事故の原因を確認してみますと、今年は6月末現在で既に80件の事故が発生しており、前年同月と比べまして39件増加しており、増加傾向であることがうかがえます。

交通事故の大半は車同士の追突事故で、土曜日と日曜日の休日に集中しております。発生箇所については、大型商業施設の駐車場や周辺道路に集中していることから、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い、買物客などの増加などが事故増加の原因と推測をされます。

国道57号線、通称菊陽バイパスでも事故が多発しており、この多くがバイクのツーリング車による事故です。こちら、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和により、バイクツーリング車が増加したことが要因と考えられます。

一方、住民の生活道路で通勤車両による渋滞が発生しており、朝夕の通勤、退勤時間帯の車同士の追突事故が発生している状況もございます。

今後も人口増加や新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和、企業の進出などにより交通量が増加することが見込まれます。そのため、警察と連携して交通事故防止対策や啓発活動を継続してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 町の把握、状況把握ということでお聞きいたしましたが、一部の地域ではTSMCに関する車両の増加と危険性について、現時点及び今後の操業開始後に危険性を感じていると思います。

渋滞と交通事故の関係性では、漫然運転、信号の見落とし、車両間隔、強引な追い抜き・追い越し、スマホや会話で気を取られるなどによる事故、それを避けるため、部長もおっしゃい

ましたが、通り抜け道路で生活道路に進入、そのためのリスク、同僚議員も何回も質問しておりますが、が考えられます。

この大型企業進出等による危険性、今後の状況についてどのように把握、考えているのか、再度お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

今議員のほうから御質問がありました、企業進出によって今後また渋滞等が発生する可能性についても、私たち危機管理防災課のほうでも承知のほうしておりまして、地域の現状の調査等もしております。

そこで、今議員のほうからも御説明がありました交通渋滞と交通事故との関連性について、町としても関連性について気をつけてるところでございますが、今町としても、渋滞が発生した場合、車は停止状態や低速で移動することが多くなり、このような状況では運転者が不注意になりがちになります。こちらは、先ほど議員のほうからも御説明があったとおりでございます。また、交通渋滞が長引くと、運転者のストレスも増加し、冷静な判断が難しくなり、追突事故や接触事故が増加しやすい状況が発生すると考えております。

また、危険箇所、また住民のほうから、自治会長からも危険箇所等について町のほうにも一度現場を見てくれないかという御相談等もございます。そういった場合には、町としても現地のほうを確認し、必要であれば警察とも現地確認等を今後進めていきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 交通渋滞は、答弁がございましたとおり低速、ゆっくりした車の流れになるんですが、そのところで起きる事故と、あとそれを嫌がり嫌うために生活道路、通り抜け道路に進入し、通学路を危険な状態にするというのは避けなければなりません。その部分で、2番目の質問に移らせていただきます。

今後、交通安全対策についてどのように考えており、関係する機関、国土交通省、熊本県、警察、公安委員会ですね、と接続する近隣自治体との協議はといったいどのように行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

交通事故の未然防止と町民の安全確保のための交通安全対策については、通学路や生活道路の危険箇所に注意喚起の看板や道路の路面標示、カーブミラーの設置などを実施するとともに、町の広報紙やホームページを活用した啓発記事の掲載、地域の見回り隊や交通指導員による街頭啓発活動などが非常に重要な取組と考えております。

特に、道路の路面標示、カーブミラーの設置などを行うには、関係機関との連携が非常に重要でございます。自治会から国道や県道へ横断歩道設置の要望があった場合は、国や県の道路

管理者、警察、自治会長と共に、現地にて要望内容や現状の確認を行っております。

また、要望箇所が近隣自治体との境界であったり、近隣自治体の管理道路である場合には、関係自治体の職員を含めて現地での協議を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 今までも様々な対策を講じていたと思います。また、協議をされていたと思います。今後の菊陽町を想定した安全対策、また菊陽町の特徴を捉えてマッチした対策があればお聞きしたいと思います。

主に過去に答弁いただきました内容と物理的デバイス等において少し疑問を感じております。これは、本町だけで単独でできることもあれば、おっしゃったとおり、その他の交通管理者、道路管理者、道路が接続している国、県、自治体、主に熊本市、合志市、大津町との協議が必要なケースもあると思います。

どのように協議をしているかをお聞きするんですが、例を出します。

2つ出しますが、花立地区、向陽台地区の九州縦貫自動車道の側道に設置している町道におきまして、熊本市立楠小学校児童の安全を確保するために、歩行者横断指導線及び横断旗の設置がされています。

また、子ども議会におきまして、県道49号線、熊本大津線、これは武蔵ヶ丘北小学校付近になりますが、その車道に自転車専用帯やレーンの設置についての提案が中学生からあり、建設課長が、車道の幅員が狭いため困難であるとの答弁をされております。これは、道路管理者は熊本県であります、子どもたちのためと思って県に代わり代弁したと認識しております。

このように、ほかの関係機関と信頼関係からしっかりした協議ができていると感じますが、確認のため、課題など存在しないのか再度お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

今、例のほうで挙げていただきました箇所につきましては、まず1つ目の場所についてですが、高速道路沿いの歩道、こちらのほうに歩行者の横断指導線のほうが設置されております。場所につきましては、こちら、菊陽町の町道で、場所自体は熊本市内のほうにならまされて、菊陽町の町道になりますので町の管理道路になっておるところになっております。こちらについては、協議の課題というところでございますけれども、実際本町でもあるケースだとは思いますが、実際児童・生徒が通学する道路が近隣の自治体の道路、そちらのほうに町また自治会のほうから路面標示等の要望があった場合については、必ず道路管理者のほうとしっかりと協議をするようにいたします。そちらのほうは抜けないようにしなければいけないと思っておりますので、ちょっとお答えにはならないかもしれませんが、実施する場合は他自治体、近隣自治体との協議のほうは必ず進めているところでございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） しっかりした連携協力が必要になってくるのは言うまでもありませんが。

次に、対策、物理的デバイスについて、これは毎回、質問、確認をさせていただいております。

ほかの自治体、他の自治体でも設置を進めています交通安全対策について、本町はどのように考えているのかお尋ねいたします。

先ほどおっしゃった内容ではカーブミラー、法定外の路面標示等々、またスピード落とせの看板設置とおっしゃいましたが、具体的に確認させていただきます。

横浜市のあんしんカラーベルト事業に似た、歩道が設置できない路側帯にカラー舗装、これはカラーベルト、グリーンベルトとかと言ったりしております。次に、歩行者横断指導線、今出てきました。それと、埼玉県の新規事業で、横断歩道の滞留場所を緑の枠で舗装するグリーンスポット、熊本空港にありますスムーズ横断歩道、ハンプについて、交通安全対策、施策について、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

本町では、路側帯のカラー舗装、また歩行者横断指導線の設置、横断歩道のカラー舗装化などは実施のほうを行っております。また、今例のほうで出していただきました熊本空港のスムーズ横断歩道等、またハンプにつきましては、どうしても設置箇所の近隣に家等がありましたら振動等の問題もございまして、今現在菊陽町のほうではハンプ等の設置のほうは検討していないところでございます。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 各自自治体を回ったり研修でいろんな自治体を回ると、子どもたち、また子どもたちのみならず町民、市民の皆さんをしっかり守りたい、交通安全対策としていろんな方法、対策をなされているところでございますが、菊陽町においてもどのような物理的デバイスで子どもたち、また町民の皆さん、市民を守りたいというのを確認すると、今後新たな危険、通学路、道路で危険が発生する可能性もありますので、先にどんな方法が効果的で菊陽町に合った対策であるかをお尋ねしたかったのでお聞きいたしました。

続けて参らせていただきます。

(3)番の質問に参ります。

菊陽町通学路交通安全プログラムに関する対策の実施で、課題についてどのように対応していくのか、また、これは区切ったほうがよかったんですけども、ソフト面での旗振り研修、交通安全教室は行っているのかをお聞きいたします。

この菊陽町通学路交通安全プログラムの策定のきっかけ、緊急合同点検、毎年点検を実施し

ていること、多くの皆さんが協力し、努力していることは存じ上げております。同僚議員も様々な根拠から6月定例会一般質問でも数名が問いただしてしております。そして、報道でもありましたが、8月25日に通学路安全策共有として初めて情報を共有する会議を開催したことは存じ上げております。

それでは、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

本町では、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づき、本年度も7月24日から8月2日にかけて、全小学校区を半日ずつ、6日間にわたり合同点検を実施してございまして、交通量が多い通学路の危険箇所など、全部で71か所を点検いたしました。

当日は、県をはじめ、町、大津警察署、交通指導員、PTA、自治会の皆さんなどの関係者約20名程度で危険箇所を点検しまして、今後の対応を協議いたしました。

また、対策の実施による課題につきましては、これまでそれぞれの関係機関が各対策箇所の実施時期や進捗管理など個別に進めていたため、対策箇所の全体がどのように進んでいるのかなど地域の皆様に伝わりにくかったという課題がありました。

そのため、今年度から、対策の内容や進捗状況など関係者が同じ情報を共有し、同じ情報を提供できるように、道路管理者や交通管理者を主体とした菊陽町通学路交通安全対策会議を新たに設けまして、8月25日に第1回目の会議を開催したところでございます。

今後も関係機関と情報共有いたして連携の強化を図りながら、さらなる安全対策の確保に努めてまいります。

次に、ソフト面においては、毎年、各学校で年度当初に菊陽町出前講座などを活用した交通安全教室を計画し、自転車安全教室や横断歩道の渡り方講座など講習を受講しております。また、今後は、児童・生徒の講習だけではなく、見守り活動等を行っている方々を対象とした適切な誘導等を行うための旗振り講習会もメニューに取り入れながら、交通安全の意識を高める取組を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 私が御質問した内容と重なるところもございましたが、私が通学路交通安全プログラムの71か所、ここの分析ではございませんが、プログラムとその活動について分析させていただきました。その内容が、分析した中で課題と思ったところを言わせていただきます。

1つ目、炎天下の中実施されたこと、また警察の予算要求後に実施されたこと。合同点検実施の時期や日時は適正であったのか。

次です。平成24年緊急合同点検箇所は18か所でした。昨年度は55か所、今年度は6小学校で71か所です。様々な理由があると思いますが、その理由をどのように分析して

いるのか。

次です。危険箇所のソースが曖昧、不確かであるため、対策協議が困難でないのか。

次に、交通安全アドバイザー、大学教授、これは交通工学です、などの有識者を参加させてアドバイスをいただいているかどうか。

次に、学校が取りまとめているのですが、地域の皆さんの同意が必要である箇所はどのような対策を講じているのか。

6番目になります。PDCAサイクルで、事前に対策を講じた危険箇所の効果測定はできているのか。

次です。対策完了の時期、未了の原因、代替の施設を含めて、急ぐべき、緊急性がある対策はどのように行われているのか。

あと2つあります。

警察、公安委員会が設置する施設で必要条件及び択一条件を満たさず、そのまま長期的な対策になっている箇所について、何か方法を考えているのか。

最後になります。小学校の校区でございますが、小学校と中学校が重なる通学路もございましたので、中学校の教員、職員も点検に参加させてはどうかというのを、私のこれはあくまでも分析です。一致しないところもあるかもしれませんが、また、初めの2つは全員協議会で確認いたしました。同様に、課題と直面していると感じている場合、どのように対策を講じているのか、お尋ねいたします。

また、続けてですが、ソフト面ではとても気になる旗振り研修、交通安全教室の実施についてお聞きいたします。

これは、私がスクールパトロール隊隊長のときから熊本県、警視庁で学んできたもの、警察から指導で頼まれていること、さらには図書館ホールで開催されました令和4年の菊陽町青少年健全育成町民会議全体研修会では、大津警察交通課長が、旗振り役は車道に出ないこと、車を止める強制力はないこと、自分を守ること、それと「てまえ運動」の推進を講話されました。こちらを根拠といたします。

しかし、現状では、旗振り役の皆さんは車道に出て車を止めて指示をしている方が多く見られ、とても危険な行為をしていると感じております。そして、子どもたちは左右の確認もせず、手を挙げて渡る意思を上手に伝えることができていないと感じております。

この原因はいろいろあると思いますが、旗振り役をされている方が、手を挙げて渡りましょうと十分に伝えてないことも原因だと考えております。

これらの効果がさらに向上、上がるために、策があれば教えてください。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、御質問にお答えいたします。

まず初めに、交通安全プログラムの課題につきましては、先ほど議員が9つ申されましたけれども、教育委員会が認識している課題につきましては、まず1つ目といたしまして、通学路

合同点検の実施時期についてでございます。このことにつきましては、いろんな方々から御意見をいただいているところでございます。これまで夏休みの期間中に実施してございましたけれども、真夏の暑さ対策、それと対策の改良箇所にする工期、それと予算要求時期などを考慮しまして、次年度以降につきましては、年度早々に実施できるように計画したいというふうに考えております。

また、一番最後に申されました中学校の通学路点検の参加につきましても、こちらにつきましては、先日開催させていただきました菊陽町通学路安全対策会議の中でも御意見がございましたので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、2つ目ですけれども、通学路の点検箇所数が増えたことにつきましては、人口増加や企業進出などによる交通量の増加などが考えられるところでございますけれども、それと併せて、通学路に対する保護者や地域住民などの安全意識や対策への関心が高まってきている、そういったことも要因の一つではないかなというふうに考えております。

それと、3つ目ですけれども、今年度新たに設置しました菊陽町通学路安全対策会議におきまして、点検した箇所がそのまま積み残しになっていかないように、今後は対策の進捗管理のほうをこういった会議を通じて行ってまいりたいと考えております。

また、今回議員のほうからいただきました様々な御意見につきましても、この通学路安全対策会議を活用しながら、関係機関と協議して安全対策の強化に努めたいというふうに考えております。

それと、もう一つソフト面につきましても、現在ボランティア活動を行っている方々の旗振りとか、児童・生徒の交通安全マナーの理解あるいは認識不足に対する対応につきましては、毎年各学校のほうで年度当初に交通安全教室を、恐らく年1回だと思っておりますけれども、実施しております。

今後その効果を上げる取組としては、例えばクラスごとにビデオなどを活用した講習会で、回数を増やして認識を上げていく取組を行うだとか、また子どもが親しみやすく、記憶に残るようなキャラクターを活用した講習内容に見直すなど、そういった取組が考えられると思っておりますけれども、内容につきましては、今後学校とも相談しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） ソフト面につきましては、熊本県警が実施しているのが、くまモンの協力による「てまえ運動」の実施、またさらにテレビではトヨタと熊本県警がコラボして「てまえ運動」の啓発と、熊本県警単独で白バイの女性隊員に出演していただいて「てまえ運動」の啓発をしております。

様々な方法があつて、菊陽町におきましても、大切なキャラクター、キャロッピーもいますので、子どもたちが常に私たち見守り隊がいる、いないに関わらず、手を挙げて自分たちで自

分たちの身を守る横断歩道の渡り方、またそれに加えて子どもたちの大切な命を守ろうとする皆様の熱意が、悲劇にならない、事故に遭わないようにするためにも、旗振りの研修等をしっかりしていただければと思いますので、この質問と提案をさせていただきます。

続けて参らせていただきますが、これはもうできる限りの提案でございますが、(4)番の地図上に交通事故発生箇所、通学路危険箇所、これは大津市、滋賀県です、でありました、未就学児が日常的に集団で移動する経路の危険箇所、後で出しますが、子ども110番の家、不審者出現箇所をマップにマーキングし、安全安心マップの作成、それを周知するためのホームページの掲載について、町はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

具体的に、菊陽町の総合防災マップというのは作られております。これもウェブ版があって、とても見やすく分かりやすくなっていると思います。

また、学校ごとに、これは武蔵ヶ丘北小学校になるんですけど、これも私も監修させていただきました、ヒヤリ・ハットマップというのを、これはヒヤリ、ハット、ハインリッヒの法則に基づいた、私が提案するような内容の安全マップを作成しております。これを町とか教育委員会で作成はできないのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

交通事故発生箇所や不審者出現箇所に関する情報は、熊本県警察本部のホームページで交通事故発生状況マップや犯罪マップが公開されております。

通学路の危険箇所については、菊陽町通学路交通安全プログラムにおいて把握した情報を町のホームページにて公開をしております。

子ども110番の家や未就学児が日常的に集団で移動する経路の危険箇所に関しては、各小学校や保育所が場所の把握を行っております。

現在、町や学校のホームページでの公開は行われておりませんが、学校のPTAが主体となり、子ども110番の家や校区内の危険箇所などを一つにまとめた危険箇所マップを作成している学校もございます。

議員から質問のありました安全安心マップは、町内の危険箇所を町民に周知する資料となりますが、熊本県警察本部で管理されている情報を含むため、全ての情報を1つのマップに統合し、町のホームページに公開することは難しい状況でございます。

しかしながら、熊本県警察本部が公開している交通事故や犯罪発生箇所に関する情報については、町民の皆さんが町のホームページで閲覧できるように対応を行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） この提案におきましては、警察が細かく事故だったり事件が発生した箇所をホームページにアップしているのは存じ上げております。さらに、子どもたちが町探検

だったり、夜間の保護者のパトロールだったり、いろんなところで参考にしたり、そういうのをできないかなという思いと、6小学校ございます、その学校、学校ごとに小さなエリアでみんな気にしよう、危険である、また気をつけようというところを見ながら、今ICT教育も進んでおりますので、タブレットやスマートフォンを利用しながら確認して、自分たちは自分たちでも守るという思いを広げていただきたいと思います、提案をさせていただきました。

ここまでですが、交通安全対策について様々な提案と考えをお聞きいただきましたが、町長、一言に、交通事故防止、子どもたち、また町民を守るためにどのような熱意、思いがあるのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、中岡議員の質問にお答えをいたします。

私も、新学期が始まる日に菊陽中学校と武蔵ヶ丘中学校の登校する生徒に声かけ、そしてまた交通指導も含めて立たせていただきました。2校とも中岡議員もお越しになられて、私もいろんなことを学ばせていただきました。歩道に入るときは一旦停止をしなければいけないですか、やはりいろんなことも学んだ時間でもございました。さらに、住民の方々が、町に言うだけではいけない、自分たちも交通誘導しなければいけないということで手を挙げていただきまして、私も自らその場所に出向いたわけですが、特に感じたのは、中岡議員もおっしゃったように旗振りの講習だというふうに思います。よかれと思って旗振りをされてるんですが、おっしゃったように車道に出られたりだとか、車を強制的に止められたりだとか、私もそこは理解をしてませんでしたので、そういったところで何か危ないなということは感じました。その後でちょっと皆様方とお話をしたところでもございますが、この菊陽町におきましては様々な渋滞、そしてまた通学路の渋滞、子ども議会でもありましたけども、そういった声が多いというのは承知をしているところでもございますので、町としても、これは担当課だけでなく、全庁挙げて取り組まなければいけない、そしてまた問題意識を持っていかなければならないということを改めて認識をしたところでございます。

これからもこの交通渋滞の問題に関しましては、多分終わることはない課題だというふうに思いますので、町としましてもしっかりといろんな情報を収集しながら、やるべきことをしっかりとやっていこうということを考えており、そしてまた全庁挙げての同じ意識を持とうということで、今みんなで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 交通渋滞と交通安全対策、また生活道路における事故、また通学路、一緒に考える部分もありますが、別々に考えないといけない部分もあると思います。

ここで、町の考えと、どのように今後対策を講じているのかを確認するためにも質問させていただきました。

続きまして、大きな項目2番、町民の見守りについてお尋ねいたします。

(1)の本町に子ども110番の家というものがあるが、どこが責任者であり、設置目的、ガイドライン、これはマニュアルでもいいです、子どもたちへの周知はどのように行っているのかお尋ねいたしますが、これは、警察庁がマニュアルを作成しており、子ども110番の家とは、子どもが誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害に遭った、また遭いそうになったと助けを求めてきた時、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などに連絡などとするとして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守っていくボランティア活動としております。また、本町では、平成30年12月定例会一般質問で那須真理子さんが質問をしております。

ここの部分で、この事業は一体いつから開始されており、今後どのように考えているのかも含めてお尋ねいたしますが、本町におきましてはプレートと三角コーンがございます。小学校PTA、警察署、自治体名を表記している自治体もございます。

子ども110番についてお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

子ども110番の家は、今中岡議員も申されましたが、子どもたちが登下校時や公園などで誘拐や暴力、痴漢など何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもたちの安全を守り、犯罪の未然防止の役割を担うボランティア活動の一つでございます。

子ども110番の家の活動は、お子さんをお持ちの保護者や地域住民、事業者等の方々の御協力により地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取組でございまして、各学校のPTAが主体となって、地域にお住まいの住家や店舗などに協力依頼を行っており、現在本町では全部で238か所の登録がございます。

設置協力者へは設置目印のプレートを配付し、警察庁が作成している子ども110番の家対応マニュアルを基に、子どもが助けを求めてきた場合の対応や警察への通報要領などの協力を呼びかけております。

また、子どもたちへの周知につきましては、各学校によって対応が異なりますが、PTAが作成した地図の配布や集会などで看板を見せて紹介するなどして周知を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 1の質問ですが、警察庁だったりほかの自治体、菊陽町がどのように子ども110番を捉えているのかというのを確認です。内容はほぼ私が言ったのと一緒だったんですけども、少し時間がたった、いろんな理由があると思うんですが、子ども110番の家がどこにあるのか、どういう役割なのか、どういうことをしていただけるボランティア活動なのか知らない方と、子どもたちもよく場所が分かってないというところもあるように感じております。

また、ICT教育で子ども110番の家、先ほども出しましたが、子ども110番の家をマップにピンでマークし、そこを確認しながらとか、登校、下校で確認して子ども110番の家をここであるとか、また以前コロナ前に新山地区でスタンプラリーをされていたということを認識しておりますが、子ども110番はどのようなものかというのを十分に理解されているようですので。

これはちょっと嫌なコメントになるかもしれませんが、6月13日、第1回校区青少協各小・中学校連絡協議会におきまして、これは質疑応答がっております。その中で、学校の先生たち、地域の皆さんが、子ども110番の家はどのようなものであるかというお話が出たということで質疑応答があって、回答する方も曖昧な回答をされているようだったので、もう一度徹底するために、再確認するために提言させていただきたいと思います。

さらに、子ども110番の家が活用されないにこしたことはないんですが、いざというときに緊急避難場所となるような考えとかがございましたらお尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 執行部、答弁してください。

教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 今お話がありましたように、子ども110番の家につきましてを含めて、子どもたちの安心・安全を守るための取組というのは、何回も何回も、繰り返し繰り返しやらなければ本当に子どもたちが自分の安全を守るための行動というのはできないと思います。そういうことにつきましては、今後PTAや学校と協力をしながら、子どもたちが自分の安心・安全を守るための行動ができるような取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 子ども110番の家もしかり、防犯ブザーも一緒に、持っているだけ、あるだけでは効果とか、いざというときに機能しないのではないかという思いから御質問させていただきました。

次の(2)の質問に移らせていただきます。

これは、認知症等行方不明者の早期発見、高齢者の見守りなどについてどのように考え、対策を講じているのかというものですが、令和5年6月23日に熊日新聞でも掲載されました。その内容は、認知症行方不明者10年で倍増、これは警察庁のまとめでございます。内容は、認知症やその疑いがあり、行方不明者として2022年に全国の警察に届出があった件数は、延べ1万8,709人だったということが分かっております。また、私も登録しております熊本県警察のゆっぴー安心メールに、行方不明者手配としてメールが送信されることが後を絶ちません。とても多く感じております。

それでは、この質問をいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

認知症等行方不明者の早期発見や高齢者の見守りにつきましては、認知症の人が安心して暮

らせるまちづくりを目指すという考えの下、5つの視点による取組を継続的に進めております。

視点の1つ目は、認知症を自分事として考える啓発活動の取組でございます。

具体的には、地域や職域、学校等において、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支える認知症サポーターを増やすため、研修会を開催し、認知症の人の見守り手を養成しております。

視点の2つ目は、認知症高齢者等が行方不明になる前に家族が事前に備える取組でございます。

具体的には、認知症により行方不明になるおそれがある高齢者を家族等の希望により役場で本人の情報などを事前に登録します。万一行方不明となった際は、警察署と地域包括支援センター等が情報を共有し、早期発見できるよう活用しております。

また、認知症高齢者等を含む一人暮らしの高齢者を対象にした配食見守りネットワーク事業においても、お弁当の配達時に本人の安否確認を行い、行方不明など異常があった場合は、関係機関と連携し、捜索活動などを行っております。

加えて、要介護2から5の認知症高齢者につきましては、介護保険制度の福祉用具貸与において、靴などに装着ができ、位置情報が把握できるGPS端末を貸与しております。

また、GPS端末の貸与に関わりましては、72の政策提言において高齢者向け位置情報サービスの導入を掲げております。同具体策の実現については、貸与対象者を拡大する方向で今後検討を進めてまいります。

視点の3つ目は、認知症サポーターなど地域の人材のつながりを育てる取組でございます。

具体的には、認知症サポーターのフォローアップ研修として、ふだんは個人で活動する認知症サポーター同士をつなげ、見守りのチームを作る研修会を実施しております。

視点の4つ目は、行方不明に備えて関係者が起動力を高める取組でございます。具体的には、実際の行方不明発生時に関係者がうまく動けるように、実際に想定した場面をつくり模擬的に体験をする訓練を行う声かけ見守り訓練を民間の認知症カフェと協力し実施をしております。

視点の5つ目は、ふだんから地域で見守る体制強化の取組でございます。国においては、認知症サポーターなどがチームを組み、地域において1人の認知症高齢者の見守りや外出などの支援を行うチームオレンジの取組を全国の市町村で令和7年までに整備する目標をかけて掲げております。

本町では現在、認知症高齢者に対するふだんから地域で見守る体制強化を目的に、このチームオレンジの設置に向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） 今答弁いただいた内容は、認知症等の人の行方不明への3か条の一つ

だと感じました。これは、リスクマネジメントで言いますと、事前の対策が重要であるということで、ふだんのようにして認知症を防ぐとか、何かあったときに急にみんなで声を掛け合って早期発見につなげたいという思いであったと思いますが、私が伝えたかったのが、通告書の内容がよくなかったのか分かりませんが、緊急時です、もう、急を要するときはどうやって早期発見をするのかというネットワークについてお聞きしたいところもございました。これは、クライスマネジメントの部分ですね。いなくなった場合どうするかという部分で御提案させていただきます。

これは、警察、これは生活安全警察になると思いますが、警察と自治体、交通機関、町内会等の地域の皆さんとの協力、連携が必要不可欠であると思っております。

NHK「プロフェッショナル」、ラジオなどで出演、これは水俣市防災訓練で必ずいらっしゃいます、また菊陽町にある免許センターで訓練を実施されているNPO法人SEA ECH DOG人吉の開田宏さんなどへの警察犬への捜索依頼につなげるとか、あとはQRコードがついたシールやキーホルダーを持っていただく、配布してもらう、配布するとかという自治体もございました。

さらに、町長の政策提言にございましたGPS機能を使用した、重複するところがあるかもしれないですが、高齢者向け位置情報サービスの導入につきましても大いに期待するところがございます。

当然行方不明者は、時間がかかればけがをしたり亡くなったりするリスクが上がり、無事な発見、保護には多くの方の協力が必要であることは言うまでもありません。危機管理のクライスマネジメントにおける菊陽町の早期発見についてのネットワーク構築につきまして、どのように考えているのか再度お尋ねいたします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 今、るる事例が幾つか上がってましたけど、その事例に関して少し御説明させていただきたいと思えます。

まず、SEA ECH DOG人吉の取組についてでございますけれども、その取組につきましては、基本的には警察のほうで御判断されるということであると思えますけれども、私のほうで確認しましたところ、行方不明の事案が発生し、必要性がある場合は本町においても同様の対応がなされるというふうにお聞きしたところでございます。

あと、認知症高齢者に対するQRコード、シールだったですか、の導入であつたりとかについてですけれども、認知症の高齢者の見守り捜索システムの機能につきましては、大きく3つに分かれます。1つ目が位置把握機能、2つ目が身元確認機能、3つ目が捜索依頼機能のこの3つに区分されるんですが、本町で今現在導入しているのが、位置把握機能のあるGPS端末の貸与というところでございます。同機能を持ちます機器の貸与を始めるに当たりましては、認知症の高齢者の御家族の方などに御意見をお聞きしましたんですが、本人の位置情報が分かる同機能、位置把握機能です、のニーズが非常に高かったということから貸与を認めた経緯が

ございます。

また、位置把握機能は、認知症高齢者の行方不明時の早期発見や本人の命を守ることにもつながら、他の機能にも優先されるものでございます。

先ほど答弁しましたとおり、今後は位置把握機能を持つGPS端末の貸与対象者を拡大する方向で検討を進めることにしており、今提案のありましたシールの件につきましては、現時点は導入の考えはございません。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） SEAECH DOG人吉とかGPSとかその内容とどのような活動をされているのかは、私も十分承知な上で聞いております。細かく皆さんに周知するためにも答弁いただいたと感じております。

時間が押してまいりました。(3)番の質問にさせていただきますが、子ども、高齢者、外国にルーツがある方々が困ったとき、緊急時に、立ち寄り駆け込めるなどのみんなを守る家の提案をいたしますが、できる範囲で構いませんのでお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

子どもが救急時などに駆け込める場所については、先ほどからありました子ども110番の家がございまして。高齢者の方や外国の方が緊急時などに駆け込むことのできる場所の設置については、支援体制の構築が不可欠であり、現時点では非常に難しいと考えております。

高齢者の方や外国の方が電話などで解決できない状況に直面した場合には、警察や消防署、役場、または各町民センターなどを駆け込む場所として活用いただければというふうに考えております。

また、外国の方については、菊陽町生活ガイドブックを御利用いただき、各担当窓口にて御相談いただけるようガイドブックの周知や菊陽町外国人相談窓口への案内を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さん。

○10番（中岡敏博さん） これらの取組、各自治体でもされていると思いますので、このところでは町長の見解等聞きたかったんですが、時間がございませんので、また別にしっかりお話をさせていただければと思います。

すいません。時間の配分がうまくいなくて急ぎ足になりました。

菊陽町が、現場を知らずに、また見て見ぬふりをしないように、地域ぐるみで声をかけ合い、助け合うような取組をして、交通事故、防犯、災害に対し危機管理を万全とし、命を守る手段としてこの質問が役立つことを願ひまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 中岡敏博さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き再開します。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。執行部には明確な答弁をお願いいたします。

質問の順番を、大変申し訳ありませんが、3番を1番に変えたいと思いますのでよろしくお願いたします。また、ちょっと足の調子が悪いので、座ったまま質問をさせていただきます。本当は立ったほうが気合が入ると思うんですけど、申し訳ありません。

9月6日の議会で吉本町長は、JASMの第1工場の隣接地に第2工場の誘致を進めると明らかにされました。また、原水工業団地を含めその周辺の農地も企業の誘致を進める産業ゾーンに指定していること、熊日では交通渋滞緩和や教育環境などの整備を推進すると報道をされています。

しかし、町民にとりましては、交通渋滞の問題が一層深刻になるのではないかと、また第1工場だけでも大量の地下水をくみ上げるため地下水の枯渇や汚染への不安がある中、第2工場の誘致には懸念があります。本当に交通渋滞の対策がそれまでにできるのか、また地下水はどれほどくみ上げるのかと心配は尽きません。

そこで、第3番目の質問を先に行います。

TSMCをはじめ半導体関連企業、一連の開発に伴う事業所、住民の地下水の取水総量は、今後どう変化していくと予測されているのか。

白川中流域への企業の立地、誘致計画による地下水涵養の減少はどうかお聞きします。

特に第2工場の誘致になりますと、地下水のくみ上げが出てきますし、開発に伴う農地の減少が課題になります。この間の答弁では、守るべき農地、開発すべき土地、バランス豊かなまちづくりと言われますが、これだけ開発が続くと、農業にも大きな影響が出てきます。もちろんそこが行政にとっても悩みどころだと思いますが、また地下水の保全も大きな影響が懸念されます。この点について、町の見解をまずお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） まず、1番目の御質問にお答えします。

地下水につきましては、県民をはじめ事業者や行政も含め、熊本県全体で共有する貴重な財産であり、公共性の高いものです。地下水の保全と持続可能な利用は大変重要なことであり、地下水の利用について総合的に注視していく必要があります。

熊本地域地下水総合保全管理計画は、平成20年9月に、住民、事業者、行政が一体となって取り組む地下水保全について、地域全体で地下水を管理していくための指針として、熊本地域の14市町村と県が共同で策定したものです。

管理計画策定後の平成24年に、熊本県の地下水保全条例の改正と地下水涵養指針が策定されました。具体的には、その条例と指針により、地下水涵養が進められています。

地下水の採取量につきましては、甲斐議員の質問にも答弁しましたとおり、減少傾向にあります。これは、農業用水の利用減と住民の節水効果の影響と考えられます。

今後の見込みにつきましては、人口の増加及び減少、地下水を多く利用する企業の立地状況などにより大きく変わるもので、現時点では正確な予測は難しいと考えております。

今後、半導体関連企業の進出があった場合、新たに運用が開始される見込みの県の地下水涵養の促進に関する指針に基づき、採取量の100%以上の地下水涵養が前提になることから、大きく地下水の水位が減少することはないと想定しております。

また、生活用水としての地下水採取量につきましても、熊本都市圏における大きな人口増加の可能性は低く、これまでの節水対策や節水機能のある製品の導入により、大きく増加することはないというふうに考えております。

併せて、地下水水位のモニタリングを関係機関が行いますので、万が一にも地下水水位の急激な低下が見られる場合などは、周辺地域への影響を及ぼさないよう関係者と連携し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今答弁いただきましたけれども、町の答弁では、地下水の摂取量は減少傾向であると認識をしているということで、これは農業用水の利用減と住民の節水効果の影響と考えているという答弁でした。

ただ、今後の見込み、第2工場ができるかがあったとしても、予測は今のところできないという答弁をいただいたんですけど、熊本地域総合地下水保全計画では、地下水の水位の低下や湧水量の減少が観測されるなど長期的に地下水の減少傾向が続いていると指摘をされています。

8月31日の熊日新聞でも、熊本市の地下水の減少が報道されていまして、かなりこれも皆さんにすごく関心を持たれています。

その要因としては、市街化の進展や宅地の造成などにより、雨水が地下に浸透しやすい涵養域、水田、畑地が減少していること、特に涵養力が高い水田の水稻作付面積は大幅に減少し、地下水涵養量も減少傾向にあるとしています。

涵養域の減少がこのまま続けば、2024年、地下水の涵養は、平成19年、2007年と比べて年間約3万700万立米、6.2%減少すると予測をされています。

地下水の減少は、流入量、涵養量と流出量のバランスが崩れている結果で、地下水の収支と

も言われてるんですけど、そういう状況です。

菊陽町、大津町など地下水涵養域での企業立地開発は、地下水涵養量の減少や汚染要因になるのは明らかで、国、県と連携して無制限な企業立地、開発計画は私は見直すべきではないかと思いますが、この点について町長の見解を後でお尋ねしたいと思います。

また、J A S M、100%涵養すると、100%以上を涵養すると言われますが、なかなかこれが、湛水事業にどのように企業が関わってくるのかが、私はおおきく土地改良区の方に聞いてもよく分かりません。

今、ソニーとかどんなふうな関わりをしているのか、金額なども教えてもらえないんですが、その点について、以前部長にお尋ねしたときはまだ具体化はできていなかったんですけども、同僚の藤本議員が町民にしっかり科学的に説明してほしいと昨日もおっしゃってましたが、やはり100%をどんなふうな事業として関わるのか、お金を出すのか、それとも実際田畑を借りてそこをするのか、それとも生産したお米をどう販売するのとかいろいろな関わりがありますけれども、今の時点での町の見解をお尋ねしたいと思います。

まず、山川部長にお尋ねして、その後町長のほうで、私は無制限な企業立地開発計画、この地下水保全地域では慎重に考えるべきではないかと思いますが、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、私のほうからはJ A S Mの関わりということで御回答させていただきたいと思います。

もちろんさきにJ A S Mと県をはじめ関係機関との間に締結を結ばせていただきました。これは熊本地域における地下水の涵養に関する協定ということで、この第3条の中で、具体的な湛水等の事業の手法及びJ A S Mの費用負担については別途定めるという項目がございます。こういった部分につきまして、きちっと関与した場合、その部分についてJ A S Mからの協礼金というのをお願いをしたいというふうに思っているところです。これは水稻栽培もしかりです。今までの冬期湛水もしかりでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、小林議員の質問にお答えをいたします。

このままで菊陽町の農業が守れるのかというところというふうに思います。無制限で無秩序で、そういった開発をやって、当然農家も守れるのかというところというふうに思います。

地下水の件に関しましても、県や国が一体となって竜門ダムというところも考えていただいております。ただ、小林議員がおっしゃるような問題があるというのは、私どもも理解をしているところでございます。そのために、先日もお話をしましたように、第7期の町の総合計画というのをしっかりと考えて、そういった中でも取り組んでいながらやってまいりたいというふうに思いますし、都市計画のマスタープランも見直すというところで、様々な視点

からこの農業を守っていかなければならないということを盛り込みながら、新しい計画に反映をしていきたいというふうに思っているとでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 山川部長の答弁で、J A S Mと協定を結んで今後どのように湛水事業に関わってもらうのかは今後の課題ということでしたが、今ソニーは実際協力金だけなんですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、湛水事業、水循環が行えます湛水事業にソニーさんは加盟してらっしゃいまして、この部分について協力金ということでお支払いをされてらっしゃるといってございます。今現在、数字は、すいません、定かではございませんけども、採取量の同等以上のやつを結果として関与されてらっしゃるといふふうに伺っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 恐らく協力金はくみ上げた料、プラス幾らというのが入ってると思うんですが、そしたらJ A S Mは1万2,000トンが今度少し減ると、8,000幾ら、8,500立米ですか、そういうになるということなんですが、金額を聞いても今ちょっと分からないと思うのでまた後でお尋ねしますけども、そういうふうに、実際J A S Mもその協力金という形に今のところ考えてるといって理解してよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） はい。そのようになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） それでは、次の1番の水循環型営農事業についてお聞きします。

現在の取組状況はどうなっているのか、それから取組状況は私のほうもおおよそ把握してるので、概略で結構です。

それから、稲作農家、今補助対象にはなっていないんです。もう一緒に質問します。稲作農家は、補助対象にならないのか、この点についてお聞きします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、私のほうから御質問にお答え申し上げます。

これは、今までの生まれた経緯から御説明申し上げたいと思います。

水循環型営農事業は、平成15年10月に白川中流域土地改良区協議会、熊本市、熊本市農業協同組合東部支所、大津町、菊池地域農業協同組合大津中央支所、菊陽中央支所及び菊陽町で構成する水循環型営農推進協議会が設置されました。白川中流域における水田湛水、これ水張り

事業でございますけども、が土壌病虫害駆除や連作障害防止効果を発揮するなどの営農効果及び熊本地域の地下水保全を目的とする事業であり、営農の中で作物の作付前後に水張りを実施する事業でございます。

令和4年度の実績としましては、協力農家数は、熊本市206名、大津町143名、菊陽町83名、合計の295名でございます。実質面積は、熊本市が約43ヘクタール、大津町が約180ヘクタール、菊陽町が約107ヘクタール、合計の約330ヘクタールの水田で水張りが実施され、推定涵養量が1,592万トンの地下水涵養につなげているところでございます。

現在の水張り実施期間は5月1日から10月10日までとなっておりますが、このたびJAS Mの立地を機に慣行水利権が取得されまして、今後は11月1日から4月30日までの冬期湛水も含め、年間を通した事業展開が可能となったことから、湛水事業を一層推進し、地下水涵養につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、なぜ稲作農家は対象にならないのかという御質問でございます。

これまでの水循環型営農事業につきまして稲作及び稲作農家が対象にはなっていない要因としましては、水循環型営農事業が開始された当時、主食用米の過剰生産を抑え、生産される米価格を維持させるため、営農の安定化を図るための国策の下、主食用米の生産調整が行われてまいりました。この制度は、稲作に代えて麦や大豆などの転作作物を作付した場合に交付金を支払うもので、水循環型営農事業において稲作へ助成金を支払うことは、国の農業政策との整合性が取れなくなるとの判断から、助成の対象から外れたという経緯がございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 一つが一番最初の稲作農家は補助対象にならないのかというところでは、結局この水田湛水が土壌病虫害駆除やいろんな連作障害とかそういうのを防止を発揮するというので、地下水保全を目的で営農の中で作物の作付前後に水張りを実施するというので、このときは要するに減反政策とかというのがあって、その水張り事業に参加できてないという答弁だったと思います。

それで、水張り事業なんですけど、3番目に行きますが、水張り涵養水田への補助を稲作農家全体に拡充し、農業を守ることが必要と考えるかどうかという質問なんですけど、私は非常に農業のことで水問題を考えてびっくりした、危機感を持っていることがあるので、ちょっと時間を取りますけどそのことを先にお話をさせていただきます。

この「農を守って水を守る」という本があります。これは、まさに私はそのとおりだと思います。中を開けていきますと、白川中流域から臨む大津方面の写真とか入ってるんですけど、一番最初のほうを紹介します。

熊本の地下には大きな川が流れている、白川地下水バイパスと呼ばれるこの地下の川は、阿蘇山から流れ出る白川の水を中流から飲み込み、熊本の飲み水と生活を潤してきた。この地下の川の水は、白川の中流の田んぼから流れ込み、下流の水田地や江津湖の湧き水となって市民

の憩いの場をつくってきた。この地下の川には多くの農民の汗によってつくられた歴史がある。現在、この地下の川は大きな難局を抱えている。この清らかな水を守ることが、我々に課された大きな使命であるという本です。

その中で、皆さんも御存じの加藤清正は白川から農業用水を引くための堰や用水路を数多く整備をしました。加藤清正によって開田された白川中流域にある約1,500ヘクタールの水田、これらの水田は、100から200ミリもの大きな、減水深というんですよね、水の減る深さというんですか、減水、深は深いという字を書くんですけど、持つざる田。現在の私たちは、清正公並びに農家の方々の絶え間ない努力のおかげで、豊富でかつ清らかな生活用水を得ることができています。

つまりこの湧水は、自然でできたのではなくて、先人の人たちが造った人工の流れといってもよい。水田の多面的機能を活用した人工の地下水量と紹介されています。

熊本市のいろいろ中を見てもみると、これはもう地下水は代え難いものというか、ほかに代えることができないということです。

それで、農を守るということでは、私は、山川部長は工業、工場を誘致する仕事もされてるし、農業関係も長いんですけど、守るべき農地、開発すべき土地、バランス豊かなまちづくりと言われますが、これが非常に難しいのではないかと改めて思っています。

どうしてかと言いますと、農家数は、菊陽町ですよ、20年前と比べて約半分に減少しています。坂本議員の質問にもありましたように、主食米の作付は、私が危機感を持つてるのはここなんですけど、農家の方、農家の議員さんもいらっしゃるのではほかの議員さんのほうが詳しいと思いますが、十四、五年と比べて令和5年度は約4分の1なんです。これだけ減っている今の農業を私たちはどう考えたらいいのかというのが、私がこの質問を出した理由です。

主食米を作っても1反当たり6万円しかならず、経費のほうが上回り、お金にならない。農業の後継者もない。こういう危機的状況を行政としてどんなふうこれから、TSMCは置いといたにしても、農家をどういうふう育成していくというか、農業を守っていくにはどんなふうにしていくのかというのは、しっかりと私たちが考えないといけないところではないかと思えます。

ここは吉本町長、もう一番長年農家に携わられて実情もよく御存じだと思いますが、私は非常に危機感を持っているんですけど、吉本町長の今の認識もまずお尋ねして、その後、その水張り、涵養水田への補助を稲作農家全体に拡充して農業を守ることが必要だと考えるがどうかということは、担当のほうからお願いしたいと思えます。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

今後の菊陽町の農業をどうやっていくかという御質問だというふうに思います。

議員がおっしゃったように、この地下には大きな川が流れているということでございます。先人の方々の御苦勞があって、この今のすばらしいこの地下水が生まれているというふうなと

こだというふうに思います。堰も用水路もいろんところで先人の方々が考えられた結果、今の状況にあるというふうに私も理解をしているところでございます。農家数に至りましても、20年前からすると約半分というお話もございました。当然私も農業をしますのでそのところは理解をしております。稲作農家におきましては、14年、5年前からすると4分の1なんだというお話をされておられます。

ただ、その要因といたしましては、やはり国の政策も多少はあるのかなというふうには思います。それと同時に、もうけられる農家という仕組みも必要になってくるというふうに思います。お米を、昔は私の先輩方が作ってらっしゃったときには、物すごいお米を作ればもうかるんだというお話を聞きました。今は、お米を作るよりもニンジンを作ったほうがもうかるんだという話もところどころで聞くようなところであります。表作がニンジンで裏作もニンジンなんていう若い方々の話も多少は聞くところでございますけども、そういった方々を支えるのが役目だというふうには思います。

企業がいろんところで進出をされてこられます。そういった企業の方々にも、この菊陽町の農産物を使っていただくとか、そういったところも必要になってくるというふうに思います。

特に担い手の問題でございます。この担い手をどのように確保していくのかというの、非常に大きなこの問題の解決策になるかというふうに思います。皆様御存じのように、東海大学の臨空キャンパスというのが益城町にできました。そういった学生さん方をこの菊陽町にお呼びをして、そして農家の方々と触れ合っていていただき、まずはアルバイトから始めていただきながら菊陽町の農家に興味を持っていただき、そしてその先でうまい形でマッチングをすれば、新しい農家の担い手としてそういった若い方々にこの菊陽町で農家として頑張っていていただきたいなというふうに思います。

なぜこういったことを言うかと申しますと、非常に申し上げにくいところでございますが、私が実はそうしてます。東海大学の卒業の生徒、まずは2年間、外に出させていただいて研修を受けていただきました。そして、今私の家の後継者というところでございます。全く地縁、血縁ない他人の方を後継者に入れている。ただ後継者にするためだけではなくて、消防団にも入らせてます。そしてまた、農協の青壮年部にも入れさせています。そういったところで地域にも貢献をしながら、菊陽町の農家を全く赤の他人がやっているということでございますので、成功か失敗か分かりませんが、そういったエビデンスもございますので、そういったところを考えながら、東海大学、そして農業大学、様々な関係機関と連携をしながら農業の後継者を守っていこうというところで進んでいるところでもございますので、小林議員が、小林議員も当然いろん農家の方々がお知り合いだということでございます、そういったところで本当に御心配をしてでの質問だというふうには思いますので、ぜひともそういったところも少しでも問題の解決につながるように、いろんところでアンテナを張りながら、この農家、そしてまた地下水の問題には取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 議員おっしゃるとおり、農業は本当に守っていかなければならないというふうに思っております。農業を守ることは、水を守りながら、またなおさら自然環境を守るといことで認識をしておりますので、しっかりと農業については守っていききたいというふうに考えております。

また、追加で報告させていただきますけども、先日、議員さんの質問で水稲の作付面積が88ヘクタールということで申し上げました。これは主食用米でございます。今現在、令和4年度の主食用米の面積は96ヘクタール、減少しております。しかしながら、WCSという飼料用米ですね、これは上田議員さんからもありましたように、WCS、これが212ヘクタールございます。飼料用米、これが6.8ヘクタール、合計の315ヘクタールは水稲系の作物でございますということを頭の片隅に置いて答えさせていただきたいというふうに思うところでございます。

若干は減ってはおりますけども、水稲系がそのまままだ少しは残っていると。急激に減っているという部分ではなくて、徐々には減ってますけども、ある程度の面積はまだカバーしているということでございます。

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

地下水涵養においては、稲作は最も自然で効果が高く、最も有効な手段であると認識しております。先日の坂本議員の一般質問において答弁させていただきましたように、主食用米の作付面積の拡大を図るには、生産者が意欲を持って生産できる安定した所得確保が必要であるため、生産される米価格に一定の協力金を交付することが必要であるというふうに考えております。

御質問の全稲作農家への支援につきましては、これまでの減反政策や現在の経営所得安定対策事業との整合を図ることも農業施策上必要であるというふうに考えており、全体への支援は困難であるというふうに考えております。

しかしながら、企業が求める涵養量に相当する面積、または生産量については、企業が主食用米を買い上げるなどの仕組みも含め、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私は、先ほど町長からも答弁いただきましたけど、この20年間でこの菊陽町を見ても農家数が半減しているんだということは、私たち一人一人が考えないといけないと強く思っています。隣の天津町を見ましても、天津のほうが多分農家数は多かったんですけれども、やはり半減していました。

主食用米の作付は、WCSとかがあって315ヘクタールは確保してるということだったんですけど、でも私たちが食べるお米はこの約15年で4分の1の状況なんですね。私も長く議員をし

てますけど、改めてこれでは私たちの、今安全保障とかいっぱい言っていますが、食が守れないのではないかと非常に強く感じます。

自給率が上がらないのは、農家の収入が再生産を可能にする水準にないこと、米の生産費が60キロ当たり1万5,000円かかるというふうに私はお聞きしていますが、販売価格は1万2,000円台で、これでは全く採算が取れないですよ。もう作れば作るほど赤字になるという状況で、本当に日本の農業がこれでいいのか。菊陽町の議会で議論するのはどうかと思うんですけど、大きく言えば、日本の低過ぎる食料自給率がこのままでいいのかという問題だと思います。

この間の新型コロナの影響やロシアのウクライナ侵略による物流の停滞で、私たちは食料はいつでも好きなだけお金を払えば手に入る、輸入できる、そういうものではないということがこの間明らかになったと思います。そして、食料自給率は38%に落ち込んでいます。食料をどう守っていくか、大きな課題だと思います。国の減反政策がどうだったのかとか、そういうことも考えていかなければならないのではないかと考えています。

すいません、先ほど山川部長が主食米用の作付面積の拡大を図るには、生産者の安定した所得確保が必要であると、生産される米価格に一定の協力金を交付する必要があると考えているということでしたが、これをもう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 昨日の上田議員の一般質問の中で、上田議員から仮渡金が1万400円程度と、もう実際的には1万2,000円というふうなお話ございました。これは承知しております。これは、農協出荷の場合の部分で、そして出荷料、手数料とか乾燥調整料、こういった部分が多分差し引いてあるんじゃないかというふうに思っております。具体的な金額は、私が認識してますのは大体1万4,000円から1万5,000円、これは生産者の販売価格ですね、1万5,000円ぐらいだろうというふうに認識をしております。これは、すいません、正確な数字じゃありませんので。それに対しまして、大体生産者に対しましてどのくらいの金額だったら植えていただけるのという立ち話程度の話の中で、生産者の皆さん方とお話しする機会がございます。こういった部分については、片や1人の方は1万8,000円ありゃあと、片や1人の方は2万円という方もいらっしゃいます。片や3万円じゃないとしたらもう植えんぞというふうな方々もいらっしゃいますので、これはいろいろな意見を聞きながら、まず生産に関わるコスト、こういったところを整理しながら金額をはじめていきたいと。これも、もちろんただ単に事務レベルではじくわけですから、協議会を通じてそこへ意見を調整しながら金額を定めていきたいというふうに思っているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 生産される米価格に一定の協力金を交付するというのは、これは町ですか、行政が対応できるんでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 先ほども申し上げましたとおり、協定締結の際にこの負担についても今後検討するというふうなところで申し上げたかと思えます。もちろん町の支出、これが必要であればまた御相談させていただくような形になると思えますけど、あくまでも涵養という部分の考え方でいきますので、あとは今現在この原資につきましても、熊本県あるいは関係市町、関係団体と協議を重ねているところがございますので、今のところ具体的な回答は差し控えさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今のところは回答ができないということでしたけども、これはいつぐらいまでに、どういうふうに進めていくのかお尋ねします。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 坂本議員にも回答させていただいたと思えますけども、これは希望的観測の部分です。非常に我々としては令和6年度産からの作付をお願いをしたいと思っております。これは実現するか、もう期間がございませんので非常にタイトな時間の中で進めていきますので、頑張ってはまいりますけども、一応私の希望、指標としましては10月中旬までにはある程度取りまとめをしていきたい、そして11月には農家の皆様方にアナウンスしていければというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） ぜひ11月までぐらいには決定をしていただきたいということを述べておきます。

それで、そのため今稲作農家への補助をはじめとした農家の支援がこれだけ農業環境が厳しい中で必要だと提案しているんですけども、地下水と同時に農業を守る施策がもっと必要ではないかと思っています。国は半導体工場には4,760億円の補助を出しています。ただ、農業を守るためにも県や国に働きかけが必要だと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、小林議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるように働きかけというのは非常に重要になってこようかというふうに思います。それなくしていろいろな問題、課題は解決をしないというふうに思いますので、そういったところは町としてどのようなところをどういったスタンスでいくのかということを考えながら、そのようにしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） なかなか農業の問題は、国の施策もあるので非常に難しいと思いますが、やはりとても大事なことではないかと思って提案をさせていただきました。

また、菊陽町は町政運営の最上位計画である町の総合計画を第6期を第7期見直すということなんですけれども、先ほどやはり守るべき土地、開発すべき土地、バランス豊かなまちづくりをどう実践していくのかが非常に問われていると思います。もちろん議員としても町民の皆さんの声を聞いてしっかりと提案をしていきますが、私は先人がたゆまなく築いてきた菊陽町の農業を守り、水を守る、そのことが今後の後世にとってとても大切ではないかと思ってこの質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

次に、4番です、地下水保全のために竜門ダムの水を利用すると報道されているが、その後の進捗状況はどうか、もっと説明が必要ではないかとしています。

藤本議員からもTSMCの進出に伴うメリット、デメリットを科学的に住民に提供をという趣旨の質問がありました。私も大賛成です。

身近な農業関係者であっても、竜門ダムの水の利用については熊日の報道で知るだけ、工場を誘致してどれだけ開発するのか、農業（農地）や地下水はどうやって守るのか、熊本県もちろん工場誘致する担当者、そしてまた農業サイドそれぞれの立場で話が違ふし、もっと熊本県全体で考えてほしい、また町会議員にもしっかりと考えてほしいという要望いただきました。

町も、この方はとても身近な方、農業関係者だと思いますけれども、県からしっかりと説明を受けて、今どういう状況にあるのか、私たちが熊日の報道ではどれだけの予算がつくとか聞きますがもっと今町としてはどういうふうに考えているのかという情報提供が必要だと思いますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、4番目の質問にお答えさせていただきます。

甲斐議員の御質問でも答弁させていただいたとおり、竜門ダムの水資源活用は熊本県において現在検討されております。竜門ダムは、主に菊池市、大津町、合志市に農業用水を供給するだけではなく、有明地域の工業用水としても利用されております。今後、具体的な事業化については、竜門ダムから取得可能な水の量をはじめ、既存施設の利用の可否などと並行して、農業関係者などをはじめとする地域との調整が進められた上で判断されると承知しております。

事業化の判断に必要な施設等の活用の検討を進める中で、営農されている菊池市、大津町、合志市の農家の方をはじめとする地域関係者に対しても、検討の進捗状況に合わせて適切に説明が行われるものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今営農されている菊池市、大津町、合志市の農家の方などをはじめとする地域関係者に対しても適切に説明が行われると認識しているということなんですけど、結局今のところは県も町もどこもどういうふうにするかというのは関係者には全くないわけです。

よね。だから、情報が無いということで、これは、町はしないのか、県が主体的にするのか、町は私はもっと主体的に県から情報を得て関わるべきではないかと思っていますが、その点はどうか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 今我々に伝わっている情報は、今調査を実施しているというだけでございます、具体的な情報は入っておりません。また、これは新聞にも載りましたが、国の補助事業によりまして県が実施するというふうな形でございますので、もちろん我々ができることがあればきちっと対応していきたいというに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 地下水の問題、それと今竜門ダムのお話をしましたが、なかなか関係者であっても自分たちの意見を言うところもないし、もう熊日で知るだけというのが実際なので、本当にそれではいけないのではないかと私は思ってこの質問をしています。

また、今日はもうここにとどめたいと思いますが、次に有機フッ素化合物検査については、今までも議会で取り上げてきました。町の検査についてはまだ結果が出てないということで、1か所を検査したとお聞きしていますが、いつぐらいになったら出るのでしょうか。お聞きします。

○議長（福島知雄さん） 住民生活部長。

○住民生活部長（矢野和幸さん） 御質問にお答えいたします。

地下水調査は、熊本県のほうで実施されておりますので確認しましたところ、分析に時間を要する項目であることから、現時点で結果が判明しておりません。今後、分析結果が判明次第速やかに公表し、周辺地区の追加調査を実施すると伺っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） これはたしか県は7月に検査をしたということで、合志市なんか割と1か月ちょっとぐらいで出てるというふうにお聞きしてますので、また県にしっかり問合せをお願いしたいと思います。

それから、有機フッ素化合物については、また検査が出た時点で改めて取り上げたいと思います。

水道企業団のほうでも令和6年度は、ちょっと箇所数ははっきり覚えてませんが、大体100万円ぐらいの予算を使って委託をして、数か所で検査をするというふうに聞いていますが、また次の議会でも取り上げたいと思います。

平成5年に制定された環境基本法というのがありますが、これでは第1条に、環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に

関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とするとうたっています。

環境基本法というのが、今地下水の議論とか有機フッ素議論をしていますが、この中には、第7条に地方公共団体の責務、第8条には事業者の責務があります。結局有機フッ素化合物などは、要するに事業者が外に出さない、環境を悪くしないということがうたってある環境基本法で、行政の方は十分御存じだと思いますが、そういうふうな法律にもものをもって会社がしっかりと厳守していく、そういうことを県と一緒に企業に求めて対応していただくよう要望したいと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 御質問にお答えをいたします。

この有機フッ素の件でございますが、非常にデリケートな部分でございます。そういったところを考えますと、これは町もそうですけども、県や、そしてまた市や近隣の方々ともお話をしながら、協議をしながら進めなければいけない、そしてまた調査結果が出たら、小林議員がおっしゃるように皆様方にお示しをしなければいけないという思いでございますので、そういったところも含めまして進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 私は、この間、TSMC進出に伴いまして、交通渋滞の問題、地下水の問題などを繰り返し取り上げてきました。もちろんTSMCが進出することでの雇用の確保や経済の発展を否定するものではありません。しかし、町民の皆さんの例えば交通渋滞では、家から出れない、何とかしてほしい、このままでは長年住んでいた家に住み続けられないという切実な御意見があり、この問題を取り上げてきました。

その後も、町の報告では、時差出勤なりフレックスタイムなどで交通渋滞は緩和したという報告がありましたが、実際町民の方の状況を聞きたいと思ひまして、町民アンケートをまたお願いして、御意見が寄せられています。ちょっと今日はそのアンケートを持ってこなかったんですけども、原水駅、最近きれいになったところの状況の問題や、なかなか渡れないということだったと思いますが、ちょっとまとめてまた次のときに報告をさせていただきたいと思いますが、そういう意見も寄せられています。TSMCが本格稼働すれば、こうした事態はさらに深刻になると私は懸念をします。さらに第2工場が加われば、なかなかもっと深刻になるのではないかと思います。もちろん吉本町長や副町長はじめ議長が国や県に対して交通渋滞解消のための要望活動をしっかりと行っておられることは理解をしていますが、なかなか私たちがオンラインで国のそういう担当の方とお話ししますと、あんまり伝わってないというか、それはもう県の仕事でしょうみたいな答弁もいただいたりして、なかなか地域のことは国のそういう官僚の方には伝わらないんだなという思いも実際したんですけども、ぜひ町長、副町長はじめ議長や副議長、交通渋滞解消のための予算措置、道路だけではなくて、ソフト面も含めて

予算措置をしっかりと求めていただきたいということを要望して質問を終わります。

席で大変失礼でしたけれども、これで終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さんの一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時0分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 皆さんこんにちは。昼下がりの一番退屈な時間だと思いますが、精いっぱい進めてまいりますので、よろしく願いをしたいと思います。

今日は傍聴の皆さんには、残暑厳しい中においでいただきまして感謝申し上げます。季節は秋であります。昨日かおとといぐらい季節の色を表すとに、秋の色は白というふうに言われております。それによって、北原白秋も秋に生まれたのかなというような感じでもおりますけれども、色はそういうふうに表示をされてます。また、今日はバスを2台ぐらいチャーターしたところですが、運転手が足りなくて若干名になりましたが、本当に忙しい中にお集まりいただきまして感謝申し上げます。

今回の質問につきましては、地域の皆さんからのいろんな要望や質問等もありまして、これは絶対議会で言うてくれという要望がありまして、中には区長さんで済むのではないかというようなものもありました。しかし、区長にもお願いしたけども議会でも言わんと効果がないというような話もありましたけれども、今回はそういうのは入れております。それと、私自身が体験した問題を、その中でもこれだけは言っておきたいというような分を吟味して取り入れております。県の指針とか図書館ホールとか、それから白川の堤防、4番目にキャロットサービス、5番目に上津久礼の道路の問題、地域の皆さんからいろんな話を伺いまして、これを基に執行部の皆さん、あるいは町長に伺っていきたいというふうに思いますのでよろしく願いをしまして、もう一つは議長にお願いであります。4番の菊陽町の社会福祉協議会のキャロットサービスについての質問の(2)のファミリー・サポート・センターの活動に町からの補助もあっているがという続きを、キャロットサービス補助がついてないのはなぜかという形で付け加えさせていただきたいと思います。議長についてはよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） はい、許可します。

○4番（馬場功世さん） それでは、後は質問席のほうで質問をしてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） それでは、質問の1に移ってまいりたいと思いますが、質問の趣旨を述べさせていただきますので、ちょっと長くなりますがよろしくお願いをしたいと思います。

質問事項の1番の県の指針に即して南小学校区に集住ゾーンの設定についてということで質問をしていきたいと思ひます。

まず、質問の背景について申し上げていきたいと思ひます。原稿を書いてきましたので、読み上げるという形でお願ひをします。

九州フィナンシャルグループは、22年9月、TSMCの進出に伴って10年間の経済波及効果額を4兆2,900億円と発表しました。そして、23年8月30日に6兆8,500億円に上るということで、新たな試算を発表しました。なお、県内での第2工場の分については、この中に考慮されていません。

8月28日には、TSMCなど半導体産業の進出に伴い、2025年から始まる菊陽町が計画する土地区画整理事業の環境への影響を調査することが判明しました。この事業は原水駅周辺の約69万平方メートルが対象です。この事業に伴い、現在、水田の場所が住宅や道路になる見込みです。地下水の涵養量の変化と環境の影響が調査されることになりました。

TSMCの進出に伴い、熊本市が我が道明地区に隣接する熊本市戸島町の2か所に計32ヘクタールの産業用地を整備することに決まっています。我が道明地区やほかの南小学校区においても、住宅の需要が見込まれると思ひます。その住宅需要に対するためにも、南小校区に既存の集落を中心とした集住ゾーンの設定を要望するところでもあります。

集住ゾーンという言葉については、皆さんもあんまり聞き慣れないと思ひますが、県の指針によって市街化調整区域において町が開発する、許容するゾーンの一つとして、集住ゾーンは市街化調整区域に散在する集落のうち、小学校や公民館などの地域の核になる施設が立地している地区において、住宅の集約や小さな拠点の形成を促し、郊外部の既存集落の生活環境及び地域活力の維持向上を図る区域として定義しているところです。

集住ゾーンの必要性につきましては、今から述べていきますが、南小校区の現状は市街化調整区域に位置づけられております。集落内開発区域内にしか住宅は建設できません。その区域内は、2世代、3世代の世帯が減少し、集落の衰退により限界集落へと毎年近づいているところです。

この現状は、私ども南校区に居住してない人でないと理解できないと思ひます。

よって、県道瀬田熊本線沿いには、コンビニすら一店舗もないという状態です。そのために、既存集落を中心に集住ゾーンを設定し、新たな住民の受入れを容易にし、既存集落の衰退を防ぎ、生活環境及び地域活力の維持向上を図るべきだと思ひます。

集住ゾーンの設定範囲は、既存集落を中心とした空き地や山林が主な対象です。原水駅周辺の土地区画整理事業とは異なるというふうに感じております。優良農地の保護にもつながっていくというふうに思っております。

先ほど申しましたが、我が地区道明に隣接する熊本市戸島町には、熊本市が約32ヘクタール

の産業用地を整備することから、道明地区を中心とする南小校区にも住宅の需要が見込めるといふふうに思っていますし、また近くであり、自転車通学、通勤も可能と、そしてCO₂の削減にもつながるといふふうに思っております。

南小校区に集住ゾーンを設定することは、吉本町長の政策提言、町の均衡ある発展の推進にも合致すると思っております。TSMCの経済的波及効果を南小校区にも及ぼすためには必要であると確信をしております。

以上の背景を基に質問を行いますので、この集住ゾーンの設定について町のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

市街化調整区域における地区計画制度の運用、集住ゾーンの設定についての質問ですが、町では6月議会の答弁でもお答えしたとおり、集落内開発区域に空きがあることから、道路や下水道などインフラ整備の問題などから、まずは集落内開発制度による対応を進めたい考えです。

その上で、町の指針に集住ゾーンを設定するかについては、今後取り組む都市計画マスタープランの改訂に向けた土地利用の見直しに関する議論の中で併せて検討してまいります。

なお、店舗に関しましては、現在の開発制度の中でも、規模に制限はありますが、市街化調整区域においてコンビニなどの一定の店舗の建築は可能な場合があります。

加えて、質問の趣旨にあるような、市街化調整区域内で買物のための一定の店舗を許容するような制度改正や柔軟な運用について、菊陽町と合志市、益城町、嘉島町で構成します市街化調整区域活性化連絡協議会の活動を通じ、要望活動を行ってきています。

なお、住居系地区計画の区域内での店舗の立地については、最終的に事業者の出店意思によることから、思うように出店が進まないなど調整に難しさや課題もあるようです。

いずれにせよ、町としましては、制度を最大限に活用し、既存集落の活性化につなげたい考えであることから、都市計画制度の趣旨に反しないこと、農業的土地利用との調整が図られることなどを前提とした上で、制度の効果的な運用について引き続き検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 今お答えをいただきましたけれども、やはり6月も質問をしておりますが、集落内の開発区域内に空きがあるといふふうに言われてます。ただ、私が考えるに、この集落内に空きがあって埋まっていくかといふと、もうずっと前私も町から聞いたときに、まず集落内から穴を埋めるべきじゃないかという答えはいただきました。しかし、集落内の内部を見てみますと、いかがでしょうか。その実態が、私は曲手では成功しているといふような答弁もあったかと思いますが、中心部の空き地には全然入ってないわけですね。外から、外側の地

域からその家を建てられて今60戸入っていると、中のほうに入っていない、あんこの部分に来てないわけです。空き地があると言うけれどもなかなかそこには入れないというのは、集落の中心地には新しい人は入りづらいということでもありますので、そこが外堀になってるといふふうに私は思っております。そういう人たちを外堀から埋める、これは集住ゾーンというふうに私は解釈をしております。

飛躍して言うならば、九州新幹線も博多から熊本につなぐんじゃなくて、鹿児島から造ってきたんですね。だから外から造ってくると中のほうもだんだん埋まっていくんじゃないかなというふうに思うわけであります。

それで、第7次総合計画には、町長の政策提言の72具体策が盛り込まれるというふうに思いますが、今後、南校区の集住ゾーンの設定、これを第7次計画の中でぜひ入れていただきたいというふうに思っていますので、町長におかれては、私は今回の町長選では、もうこのままの状態です。菊陽のアフガンと言われておるわけですが、私としては菊陽町の六本木ヒルズぐらいにはしていきたいというふうに思っておりますので、その辺も加えて、町長のほうからの均衡あるまちづくりという政策を出されてます、そういう旨を加味して、私は町長選については支持をしてきたわけですので、その辺も考慮してぜひ希望ある答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 気を取り直して質問にお答えさせていただきます。

今、馬場議員がおっしゃったように、菊陽町の均衡ある発展というのは重要な課題でございます。その中で、南小校区というところで今回御質問をいただきました。

集住ゾーンを設定をしというところでございますが、この方向性といたしましては、今、担当部長が御説明をさせていただいたとおりのスタンスでございます。ただ、そういった中でも、今後いろんなところで、時代も当然流れていきます。この菊陽町に対しましてはいろんな発展性が望まれる地域でもございますので、今回はこのような答弁、そしてまたこれがまた続くかもしれませんけども、これはまた情勢を見ながらということでございます。

ただ、今現在どうなのかと言われると、答弁をしたような形になってまいりますが、そういったところを俯瞰して見ながらやっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 全体的になかなか構想と現実結びつけない部分もあるかと思います。

また、店舗についても、南校区で店舗が一つもない、瀬田線のほうでないというところで、ほかのところには私は調査に行きましたが、市街化調整区域の中で店舗は必要だといふようなことで柔軟な対応されて、建設されて店舗を構えられてるところもあります。ところが、なかなかそれも、後の人口とか、あるいは利用する人たち、そういうものが少なくなれば経営が存続し

ないというような状況も見てまいりました。

なかなかこの集住ゾーンについても、ガードが固いというか、事例を言いますと、私の屋敷も半分ぐらい売らんですかというふうな不動産屋の動きもありましたけれども、前回の衆議院で金ば使うてたきわったんじゃないかなろうかと思われまので、その辺はちょっと待っててくださいというなことも言いましたが、集落内は非常にガードが固いというか、なかなか今までお互いに何十年と一緒に暮らしてる中に新しい人が来るというのは少し抵抗があるのかなというふうに思っております。

そういうところで、外堀から埋めるというなことで、重ねて申し上げておきますが、集落内の空きという部分がありますけれども、集住ゾーンという形で外堀から埋めるようなことでお願いをして、1番目の質問については終わりたいというふうに思います。

続きまして、図書館ホールの改装についてということで、立ったままそのまま質問を続けますが、図書館ホールの改装についてということで、1番に、図書館ホールの改装でどういうふうに改装されるのか。そして、どんちょうの上下の操作についてMC側に移せないかということとあります。出演者の終了とどんちょうの開閉のタイミングがずれるというか、私も何度か出演をしておりますけれども、決めポーズの中でなかなかどんちょうが閉まらんとじりじりしてきて引っ込んでしまうというか、そういう体験をしますし、いろんな出演者もそういう目に遭ってるような感じがします。

それから、図書館ホール、図書館、この全体を新築したほうが早いんですけども、今の町の財政、あるいは計画段階というのもあって、新築はちょっと後になるだろうということで、この改修に合わせてこのどんちょうについてもMC側に移せばいいんじゃないかなというふうなことを思っております。

順序が逆になりますが、建設当時は斬新な建物だったんじゃないかというふうに思いますが、今の状況は、造ってくれ、建ててくれと言われたが建てましたというたふうで、機能性というものについては非常に落ちてるといふふうに思います。図書館と図書館ホール、図書館のフロアで騒ぐと図書館の利用者の方からは静かにしてと言われますし、こっちはいろいろ打合せもあってばたばたして、わいわいロビーでやってるといふことで、図書館の皆さんにも迷惑かけてる、そういう一緒くたんの施設というのは非常に使いにくいというふうなことも思いまして、今回MC側というと、そのMCの人も陰に隠れて、今舞台でというか演台で、あるいはステージで何がどう動いてるかというのを把握できない状況で放送をされてるような感じで、非常にお互いのタイミングがずれているということで、その辺の改善ができないかということで質問をいたします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

図書館ホールにつきましては、平成15年の開館以来、今年度で20年となり、空調設備などの

機械設備が老朽化しておりますので、今後耐用年数を超える機械設備などをメインとして更新を行っていく予定です。

今年度は音響設備の更新を行う予定であり、舞台用のスピーカーやアンプなどの機器を更新するための準備を行っております。今回の音響設備の更新は、他のホールでも主流となっている形式のスピーカーへと更新し、デジタルミキサーも更新することでデジタルネットワークによる音響システムを構築する予定です。これによりまして、ソフトウェアによる設定調整が可能となり、今の音響システムと比べて全ての席の方が音を聞き取りやすいものになり、音質と音圧も今までよりも優れたものになる予定でございます。

更新工事の期間につきましては、約2か月程度かかる見込みです。時期につきましては、工事期間中はホールを休館としなければなりませんので、できる限り利用を予定されている方への影響が最小限となるように、年間を通して利用頻度の少ない時期をホールの休館期間とさせていただきますと考えております。

そのため、今回一般会計補正予算（第4号）におきまして繰越明許費の設定を上程させていただいており、議決をいただきましたら、機器調達に時間を要することもあり、令和6年5月から6月の2か月間を工事期間に伴うホールの休館期間としたいと考えております。

次に、先ほどのどんちょうの上下操作につきまして、操作位置を移動させることは技術的には可能でございますが、出演者の方とステージスタッフとの綿密な打合せにより問題点の解消ができるかと聞いております。この件につきましては、費用対効果の観点から、委託している業者への指導により改善を図らせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 今回はどんちょうの上下についてはしないということではありますが、将来にわたってやっぱりここは改善してほしいなというふうに思っております。ただ、そのどんちょうの上げ下げだけではなくて、マイク、司会というか、ミキサーの人とその司会とそれとどんちょうの連絡はレシーバーでやり取りをされているわけで、そうすると音楽を調整する人はあと何秒で終わるとというのが目に入るわけで、そこでタイミングよく指示を出せば解決はできるだろうし、そのタイミングを見て司会の方も見てその判断はできるかというふうに思いますけれども、この1か所に集めることによってコミュニケーションも取れるわけで、そうなるとうまく解するというふうに私は解釈をしたもんですから、今回この質問をさせていただいたわけです。だから、今でも、しょっちゅう使う人は分かると思いますが、司会の方はほとんどステージの動きは分かりません。ここの横に立つといて、はい、スタート、はいというような指示を出すような状況なんです。だから、そういう感じじゃなくお互いにスムーズに運営ができるように、今後検討していただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、2番目の質問ですが、楽屋が狭くて2部屋しかないんですね、楽屋が。それ

と、着替えとか音合わせに2つの部屋しか使えない。あとはどこですかということで、裏の駐車場といいますか、職員の専用の駐車場にはなっていないと思うんですが、そこにテントを張って急場をしのいでいる状況であります。私も、11月3日が文化祭ということで町と文化協会と共催というような形で毎年開催をしているところですが、11月3日というのは非常にもう寒いですね。その中で着替える。そして、先ほど申しましたように音合わせとかをいろんなところであると、図書館のほうからうるさいと言われるし、なかなか工夫しているところですが、緊急避難的に駐車場にテントを張ってやっとなるわけですが、このテントも、皆さんはあまり想像ができないでしょうけど、田舎芝居の楽屋じゃあるまいしとテントを建てるたんびに思っておりますので、この辺も改善をしていただきたい。ただもうその場でテントを張るというんじゃないかと、何とかならんでしょうかというような気持ちでこの辺については訴えておりますので、このテントの急場しのぎの状況について改善ができないかということで質問をしてるところです。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 御質問にお答えいたします。

図書館ホールにおきまして出演者が多数に及ぶ町の文化祭など楽屋が不足することから、簡易テントによる対応をお願いしているため大変御不便をおかけしているということは承知しておりますが、実績といたしましては年間を通して文化祭の1回程度でございます。

また、今回の議会で答弁しておりますように、新庁舎の建設を含めた町全体の事業から見て優先的に進めなければならない事業が多くある状況にありますので、図書館に関して当面は改修、増築の考えはございません。

そのため現状できる改善策といたしまして、今年度から毎年11月に開催される町文化祭につきまして、出演者の方が着替えなどを行いやすい横幕と床を装備したイベント用テントを町で設置するよう検討いたします。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 今回質問に合わせて非常に改善をしていただくということで感謝申し上げますけれども、年に1回というふうに言われますけれども、いろんな方が利用しやすいように今後とも考えていただきたいと思っておりますし、また当面改修や増築は考えていないということでもありますけれども、もしそういうふうになった場合というのは、推定で物を言うとなんでございますけれども、利用者の意見を聞くとか、いろんな先進地の建物を見るとか、そういう形で改善をしていっていただきたいと思っております。

私も健軍の文化ホールとか県立劇場でも出演した経緯がありますが、県立劇場ほどにはいきませんけれども、使い勝手を考慮し、利用者のことを考えて今後とも対応していただければということをお願いしまして、この質問については終わりたいというふうに思います。

続きまして、質問の3のほうに移ってまいります。

質問の3でございますけれども、令和3年ですか、白川の堤防について甲斐議員のほうからも質問をされております。これを持ち出したのは、平成24年7月12日に白川の水害がっております。私の友達の田んぼには阿蘇の赤牛が流れ着いたというような状況もあって、大変被害が大きかったなというふうに思っております。それから、球磨川の水害についても現地を見に行ってきましたけれども、屋根の上に流木が引っかかっているというようなところもありますし、もう建物自体が形をなしていないというような水害もっております。また、先月ですか、木山川の洪水で赤井地区の水害も現地を見てまいりました。本当に水の力というものはすごいものだというふうに思っております。平成24年といいますと2012年で、今23年ですので11年を経過し、地元からも黒い土のうが置いてありますが、草が生い茂って、そして共同作業で刈り払い機で傷をつけたりして、本当に補強ができていのかというふうなことも言われてきて、水の恐ろしさ、今回、11年の中で平成24年からしますと幸いにして水害は起きていないわけですが、毎年、地域の皆さん、農家の皆さんにおいては不安でいっぱいだろうというふうに思うわけで、そういうところで、この地域の皆さんの心情を思って、今回本格的な堤防のかさ上げ、それと早急な着工というものを県に要望してほしいというところから質問をしているところですので、水の力というのは大変なものがあるということで、皆さんの不安もあるということで、この解消に向けて県あたりに早急に着工してほしいということをお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

白川中流域の河川改修事業については、令和2年1月に国土交通省により策定されました白川水系河川整備計画において、菊陽町を含む白川中流域の流下能力は毎秒1,500立方メートルが整備目標として定められております。本町においては、津久礼区間と久保田区間の整備が予定されております。

現在、河川管理者である熊本県においては、津久礼区間となるみらい大橋下流から津白橋上流までの約2,500メートルの区間において整備を進められております。

整備の進捗状況は、令和3年度に測量設計業務も完了し、令和4年度には上津久礼区、下津久礼区に整備計画についての説明会を行い、用地測量業務を完了しておられます。

今年度から用地買収を行い、令和6年度から工事着手予定と伺っております。

御質問の津久礼区間の改修工法は、まず、護岸の高さが計画より不足している区間については、計画高水位より余裕を持った計画堤防高で整備されます。

次に、川幅が将来計画に対して不足している区間については、川幅を拡幅するとともに、護岸の高さについても計画高水位より余裕を持った計画堤防高で整備されると伺っております。

具体的には、既存パラペット高以上を確保されるため、整備後は安全度が向上されるものと期待しております。

白川改修事業については、沿川自治体である熊本市、大津町、本町としましても、白川の治水安全度向上のためには重要な役割を果たすこととなるため、改修事業を強力に推進していただくよう熊本県に対して合同で要望活動を継続して行っているところです。

本町としましては、引き続き、沿川の地域の皆様が安心して生活できるよう、関係する沿川自治体と一緒に白川改修事業の推進に取り組むとともに、事業を進めていただいている熊本県ともしっかりと連携して円滑な事業推進を図ってまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 今、取組についてはるる話をさせていただきましたが、この水害の起こる前から河川の、土木的にはどういふか分かりませんが、川の中の土砂の堆積についての、平たく言えば川をさらえるというか、砂利とか砂をさらえることも併用して、大事な事業だろうというふうに思っております。2年ばかり前のときに、衆議院に出るときにはほかの議員にいっぱい言うたばってん何も聞いちゃうくれんという人がおまして、あんたが代議士になったら言うちゅくれって言われましたけども、その願いはかないませんが、河川の改修というか、甲斐議員も質問されておりますけれども、下の広い海に近いほうからずっとさらえていくというのが工法の一つだというふうに伺いました。

そういう中で、堤防のかさ上げというのも大事だろうと思います。特に、この川をさらえるというのは、下からずっと行くと、ここの地域まで来るのには30年ぐらいかかるという話も伺いましたので、かさ上げというののほうが早いかなと思いますが、その中でもそういう水害を防ぐためには、一つの川底をさらえるというのも重要な作業だろうというふうに思います。

それで、定期的に川底をさらえるというふうなことについても、県あるいは国に要望していただければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 今、議員からいただきました土砂の堆積した部分をさらえるということで、これは熊本県におかれましても維持管理業務ということで昨年もやられましたし、今年も予定されるというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 農家の皆さん、あるいは地域に住んでる皆さんが安心して暮らせるということが大事だろうと思いますし、今年についても白川沿岸に住まれる、対応されてる区長さんにおいては、ずっと1時間置きぐらいに見張りに行きよったという話も聞きます。そういう中で、この地域の人も安心して暮らせるというか、安心した生活ができるような形、あるいは農業が安心してできると、農作業が安心してできる。1回つかると、赤井のところも見てきましたけれども、稲が一番実りの時期に水につかるということは、本当に自分の子どもが犠牲になつてるような感じで農家の皆さんも思われてますし、生産農家としてはこの残念さ

は、赤井の皆さんたちも大変だったろうというふうに思っております。

津久礼のほうについても、そういうことがあってはなりませんけども、安心して暮らせるような形で今後とも対応をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、質問の4番に移ってまいりたいというふうに思います。

これは、実際に対応されてるボランティアの方からぜひ言ってくださいと言われた部分もありますが、私もどういう状況かということでインターネットで菊陽町の社会福祉協議会のファミリー・サポート・センターの仕組み、あるいはキャロットサービスの仕組み、そういうものを見ましたし、また実際対応されてるボランティアの方の話も聞いてまいりました。その中で、菊陽町のボランティアセンターが主体になって活動されているわけでありまして、その行動については本当に感謝、敬意を表するところでありましてけれども、その中でキャロットサービスについては協力会に支払われる料金が30分400円となっておりますというようなことで、ここにも料金を書いてありますが、そういう中でこの30分400円ということは最低賃金の水準にも満たないわけでありまして。ただただボランティア精神にのっかってやられているということについては感謝するわけですが、せめて最低賃金、今回898円に10月からなるというふうなことを聞いてますが、その前の賃金でもそれを下回っているというようなことで、私としては1時間1,000円あるいは1,500円ぐらいに奮発してもいいんじゃないかというふうに思うわけです。ただ、控え目に今回最低賃金というふうに言わせていただいておりますけれども、お互いに気持ちよくというか、いろんな形で、ボランティア精神というのは代え難いものがあるとは思いますが、最低賃金よりも水準、控え目に言ってますけれども、将来は1,000円あるいは1,500円ぐらいに引き上げるというような形でできないかということで質問をします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

キャロットサービスにつきましては、菊陽町社会福祉協議会が住民参加型在宅福祉サービスとして行っているボランティア活動の事業であります。その活動費、謝礼として、依頼会員から協力会員に対して現在30分400円の利用料金を活動利用料として支払っていただいております。

厚生労働省では、ボランティアの位置づけを、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為を指し、活動の性格として自主性、社会性、無償性等が上げられるものとしております。

この中の、無償性につきましては、ボランティア活動における実費や交通費等は無給の範囲内になり、非営利有償として扱われます。

このため、最低賃金については労働者に適用されるものであるため、労働者ではないボランティアには適用されないものと認識しております。

よって、キャロットサービスの利用料金引上げにつきましては、社会福祉協議会が実施する

ボランティア活動として県内の各社会福祉協議会の動向や依頼会員、協力隊員の意見等により、菊陽町社会福祉協議会で検討されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） ボランティアの趣旨は十分私も理解をしております。自主性や社会性、それと無償ということがボランティアの精神かというふうに思っております。しかし、サービスを受ける側もサービスを行う側も気持ちよく対応できる、対応してもらいたいという気持ちでありますので、労働者じゃないと、労働者ではないけれどもというようなことなんですが、労働者でなければ逆に下げなくても上げてもいいんじゃないかなと、労働者だったら賃金水準があるけれども、労働者でなければそれ以上に出してもいいんじゃないですかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） あくまでもこのキャロットサービスはボランティア事業という形になっておりますので、労働者ではないというふうに私のほうは考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 十分その辺は重々理解しながらの質問でございますので、先ほども言いましたように、今400円という部分についてはもう少し引上げをしていただきたいということ要望しておきます。

それで、2番目のファミリー・サポート・センターの活動に町から補助があつてるわけですが、キャロットサービスについては補助がついてないというようなこともこれの中に書いてありましたものですから、その辺の違いはどこにあるのかなというふうに思いますし、同じようにこのボランティアセンターの中で対応されている内容ですので、その辺について補助がついてないというのはちょっと変だなというふうに思ひまして、仕組みもあるというふうに思ひますけれども、この補助がついてないのはなぜかということで質問したいと思ひます。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、本町では平成25年度より事業を開始しております。子育て支援課の事業として、補助率、国3分の1、県3分の1、町3分の1の補助事業により、社会福祉協議会へ委託をして実施をしております。

御質問いただいております補助の内容としましては、ファミリー・サポート・センターへ子どもを預けるための利用料金の支払いが依頼会員の負担にならないようにすることを目的に補助を行っているものとなります。

また、キャロットサービスは、社会福祉協議会が独自に行っている事業であり、その分の補助としましては、町から社会福祉協議会へ毎年町単独で補助を行っている社会福祉協議会補助

金の中のボランティア活動事業運営に関する補助分が含まれております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 仕組みについては分かってきましたけれども、子どもを預ける、安心して預けられる、あるいは買物とかいろんな部分について利用される方、あるいはそれに対応される方、この人たちが、ボランティア精神と言えればそれまでなんですけれども、今の時代、非常に崇高な方もいらっしゃいますけれども、両方ともスムーズに対応できるようなことが大事かというふうに思いますし、その辺について今後とも利用料金についての考慮をしていただきたいと思いますし、また交通費とか、交通費というかガソリン代というか、そういうもの等についても、ボランティアの対応される方も時間を割いてされてるというふうに聞いておりますので、その辺の対応についてもしっかり考慮していただきたいというふうに思いますし、30分400円、あるいは前後しますけれども、ファミリー・サポートとキャロットサービス、両方とも社会福祉協議会のボランティアセンターで対応されているということで、今後とも支援についてはよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それで、最後になりますけれども、上津久礼の狭い道路の部分なんですけど、県道の辛川鹿本線と県道瀬田線、これが交わるところから量販店に利用していく人たちが生活道路を歩いていくということでもありますし、地域の皆さんからどうにかならんかいというふうなことで私に要望がありまして、できるなら交通規制とか、あるいはこの道路を拡幅するというようなことで改善ができないもんだらうかということでも話がありましてこの問題を出したところなんですけれども、私も利用しているからあんまり規制はかけてほしくないんですけども、拡幅もある面じゃあ厳しいなあと思いつつも、ここの狭さというのは、しゃんむんでん通る人いっぱいありますし、狭いがゆえに皆お互い用心して通るからある面ではいいかなと思ったり、あるいはもうちょっと拡幅せんと、これはもう接触事故はしょっちゅう起きてるなというふうに思います。いろんな接触も起きているというふうにも聞いておりますので、いろんな道路があつて、狭いところは菊陽町もいっぱいあるわけですけども、その中でもこの利用者が多い道路というものについては優先的にというか、改善を図っていくべきじゃないかということで、ここの道路についてお年寄りや子どもたちの通行に危険な状態であるということで地域の人から伺いましたので、この改善について、道路の拡幅等について改善ができないか伺いたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

御質問の道路は、町道横道合志線であり、県道瀬田竜田線の横道交差点から国道57号のケーズデンキのある交差点の区間となります。

この区間は、横道交差点から横道ひばりヶ丘線の交差点までの区間においては、幅員が3.7メートルから5メートルまでとなり、一部の区間では狭小であるため車の離合が困難であ

るところがあります。

また、朝夕の通勤時間帯では、通行車両も多く、混雑している状況であり、町もこのことについては把握しているところです。

本町としましては、地元である上津久礼区から過去この道路の拡幅要望はいただいておりますが、道路の拡幅ができれば、この地域の安全性の向上につながると認識しているところです。

しかしながら、議員も御承知のとおり、道路沿線には家屋等が立ち並んでおり、道路の拡幅は地域で暮らされている方への影響が非常に大きいため、現時点では拡幅の予定はありません。

次に、交通規制についてですが、交通規制を行うには、この地域で暮らされている方への影響が非常に大きいため、地域の方の意見を聞き、同意を得ながら慎重に進める必要があります。

このことから、まずは地域の意向を確認してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） 現状では非常に難しいことは重々承知をしているところなんですけれども、生活道路というか、なかなかこの沿線は南小校区の区長の一部に聞いたんですが、いろんな形で、北の今度体育館もできるわけですが、いろんな行事が開催される中で、何となくこの道路が狭いということで行くのがおっくうでたまらん、もう端的に言えば行かんでおこうというようなことと言われる区長もいるわけです。そういうところで、この道路の部分については、白川を越えて、そしてこの山を越えて集会に行く、あるいは行事に参加するというふうなことが行われているわけですが、それがネックになってちょっと行きづらいなという話もありましたので、この話を持ち出した次第であります。

非常にやりにくい場所ではあるというふうに思いますが、あそこの道路については電柱もえらい出張っておりますね。そういうのも、それ一つでも改善できないかと伺いたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） ありがとうございます。先ほど申し上げたように、まず通行規制について地域の方の意見を聞くということで取り組んでまいります。それと、今おっしゃった電柱に関しましては、調査させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） もう電柱がちょうどカーブのところに出っ張るとるわけです。それで、非常に向こうから来ようるのはカーブミラーで分かるけども、こっちの左側の電柱も用心しないと来るか来んか分からんというふうな感じで離合をやりくりしてる場所ですので、ぜひ調

査をされて、この電柱あたりの色も考えていただきたいというふうに思います。

一般的に質問しましたので、今後壇上でちょっとしゃべらせていただきたいというふうに思います。

5項目にわたって質問をさせていただきましたが、あと6分程度ありますが、少し壇上でしゃべらせていただきたいというふうに思います。

私、今回1番から県の指針のこの南校区の集住ゾーン、あるいは図書館ホールの改装、そして白川堤防のかさ上げ、菊陽町の社会福祉協議会のサービス、それから上津久礼の道路の問題等を取り上げさせてもらいました。その中で、いろんな形で答弁をしていただいて本当に感謝するところですけども、スムーズに、もう少し何かしゃべりたかったんですが、答えのほうもスムーズに出していただいて本当によかったなというふうに思います。

それで、問題点があるときとか、私は今回地域住民の皆さんの要望等を代弁をさせていただきましたが、まだまだ未熟な面もあって言い足りない部分もあったかというふうに思います。しかし、地域に住んでる皆さんからすれば切実な要望だったというふうに思っております。また、次回につきましては、またいろんなことがまだ幾つか、今回出しておりませんが、鳥獣害とか、あるいは地域の開発とかいろんな形でまた質問をしてまいりたいというふうに考えております。

今回はスムーズに答えをいただいて、そして希望も持てる答えもあったというふうに思っておりますので、敬意を表して今日の質問については終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 馬場功世さんの一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時54分

再開 午後2時3分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 皆さんこんにちは。議席番号1番新人議員の鬼塚洋と申します。

本日はお忙しい中このように皆様に議会傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。今日は2回目の一般質問になりますが、前回よりは十分緊張もほぐれておりますので、頑張ります。

早いもので、5月4日に議員の職に就かせていただき、既に4か月が経過いたしました。本当にあつという間です。人生とは今日一日のことである。人を動かすという本の著者デー・カーネギーさんの言葉です。人生、そして時間はあつという間に過ぎていきます。今日できること、今できることに一生懸命取り組み、少しずつでも菊陽町の発展に尽くしていけるよう、

議員活動にこれからもしっかりと取り組んでまいります。

お手元の資料でございますとおり、今回私が質問させていただく事項は2つになります。

以下、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 1つ目は、ふるさと納税についてです。

まず、質問の趣旨を申し上げます。

この制度は、2006年10月、福井県の西川知事が地方自治体間の税収の格差是正を推進する取組として、故郷寄附金控除の導入を提案したことがきっかけと言われております。その後、総務省がふるさと納税研究会を立ち上げ、国会での審議の下、平成20年4月に法案が成立し、現在に至っております。

本制度については、総務省のホームページを見ますと、3つの大きな意義が掲げられております。まず第1に、納税者が寄附先を選択することで税金の使われ方を考えるきっかけになる制度であること、2つ目に、生まれ故郷やお世話になった地域を応援し、力になれる制度であること、3つ目に、自治体が国民にその取組をアピールすることで自治体間の競争が進み、地域の在り方を考えるきっかけになること。これはまさに、住民の寄附という行為を通じて地方の自治体に光を当てる、地方自治の在り方の一つであると考えます。

しかしながら、この制度は、次第に寄附に対する返礼品に焦点が移り、寄附をする住民の側からしても、どこの自治体を応援したいかではなく、どこの自治体に寄附をすればお得であるかといった形に、当初の制度の目的と乖離しつつあります。

ただ一方で、各自治体において返礼品の多くは当該自治体で生み出された農産品や畜産品などであり、地場産業の強化に資するという点においては、返礼品こそふるさと納税の要であるとの考えもあります。

この点、本年10月からは、ふるさと納税を募集する際の基準について返礼品を含む全ての経費の合計額が寄附額の5割以下となるよう見直しがあります。また、地場産品を返礼する際の基準についても、熟成肉や精米について、原材料が当該自治体と同じ県内で生産されたものに限り返礼品として認めるとして、過度な返礼品競争に歯止めをかける制度改正も行われております。

以上を踏まえ、このように変遷しておりますふるさと納税制度について、町の考え方を問うべく質問をさせていただきます。

まず1について、町のふるさと納税額はどのように推移しておられますか。

先ほど説明させていただきました本年10月の制度改正を踏まえ、今後の納税額の見通しなど、どのように考えているか御回答ください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

まず、本町への寄附の状況ですけれども、返礼品やポータルサイトの拡大など寄附額を増や

すための取組を進め、令和2年度は寄附件数1,512件の2,055万1,000円、令和3年度は寄附件数5,311件の8,068万9,000円、令和4年度は寄附件数5,987件の2億6,671万4,000円と年々増加しております。なお、今年度においても、前年を上回るペースで寄附があっている状況でございます。

次に、議員が申された10月の制度改正を踏まえた今後の納税額の見通しですが、改正の内容は主に2つございまして、一つはふるさと納税の経費について、これまで返礼品代を含めた募集前に係る経費の合計額が寄附額の5割を超えなければよかったものが、10月以降は募集後の経費を含めた全ての経費の合計額が5割を超えないように改正されました。もう一つは、返礼品における原材料の占める割合や製造工程等の割合を定量的に示すことが必要となるなど、返礼品の地場産品基準が厳格化されました。

本町においては、引き続き改正内容にも留意しながら、寄附額の増加に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 総務省の資料によれば、全国のふるさと納税の寄附の総額は、令和2年度が約6,724億円、令和3年度が8,302億円、令和4年度が約9,654億円と、令和2年度から令和4年の2年間で約1.4倍に増加しております。

一方で本町では、同じ2年間で約2,555万円から2億6,671万円と13倍にも増加しております。これは、大変な伸び率であると考えます。

ところで、この本議会で上程されております令和5年の予算案においては、ふるさと納税を含む町の寄附金総額を約2億100万円と計上されておられますが、この金額の根拠についてはどのような根拠で計算をされたのでしょうか。ふるさと納税に関する計算根拠だけでも構いませんので、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

ふるさと納税の歳入は、こちらは、寄附者の志向に大きく左右されます。そのため、税金などと比較してどこまで確実な収入が見込めるのかが難しいものになっております。一方で、これまでの寄附の実績から、ある程度の見込みの想定は可能と考えております。

本町としましては、もちろん今年度は昨年度よりも多い寄附額を目標に日々努めているところですが、今回の2億円の予算の計上につきましては、当初予算の編成時期のときはまだこの実績の2億6,000万円というのはちょっとまだ分からない状況でしたが、しかしながら、その当時、平成3年度の、前年度の実績やまた推移と、あと新たなサポート事業者との新たな取組を進めていたため、財政課のほうと協議しながら、この大体2億円ぐらいは見込めるだろうというところで当初予算のほうを計上させていただいたところでございます。

また、今後上回ってくれば、今後の補正予算などで計上していくところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） これまでの寄附総額の推移を踏まえれば、私としては今年、翌年に至って3億円、4億円と寄附額が増加するようにも考えられるのですが、その点について町長の御認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

この現在のペースでいきますと、議員の御指摘のように3億円、4億円といったようなところでございます。また、前年以上の寄附額が十分期待できるということでございますが、制度改正の状況を見極める必要があるという難しい局面にあるということでもございます。そして、私といたしましては、引き続き制度改正に留意をしながら、返礼品の拡大やサイトの拡充、そしてまたPRの強化を図り、寄附額の増加につなげ、それを活用して住民サービスを充実してまいりたいというふうに考えているでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ぜひとも今後も寄附額の増加に向けての取組をよろしく願います。

ところで、本町へのふるさと納税ですが、100%町の収入というか利益になるわけではなく、当然返礼品などの経費がかかります。

そこで、(2)の質問ですが、先ほど答弁いただいた本町へのふるさと納税に占める経費、返礼品代や事務手数料などの内訳と割合はどのようになっていますか。また、経費を減らすための取組をどのように行っているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

令和4年度実績で申しますと、寄附総額2億6,671万4,000円に対し、返礼品代金が7,796万7,000円、募集に要する経費、いわゆる募集前経費が4,517万6,000円、募集外経費が1,405万1,000円となっております。

経費の割合については、返礼品と募集前経費を合わせると46.2%で、改正前の条件をクリアしております。なお、これが仮に改正後の条件だった場合は、経費率51.4%となります。

今年度については、全経費が判明している4月から6月を改正後の条件で試算した場合、約52%となります。このことから、経費を減らす取組が必要であります。

取組としましては、返礼品を送付する場合に、事業者との契約により宅急便の利用を基本としておりますが、宅急便より安いレターパックなどの郵便で送付できるものは、できる限り郵便で送るよう取り組んでいるところでございます。

また、経費率の基準をクリアするため、そもそもの寄附額の設定の見直しについても検討を

始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今回の答弁を要約させていただきますと、今後は返礼品代などを含む経費の全てを寄附額の5割以下に納めなければならないので、現時点で本町では改正後の基準をオーバーしているのです。例えば返礼の割合を下げるとか、ふるさと納税サイトの手数料や広告代を下げるとか、返礼品の送料を下げるとか、そういう取組をしないといけないということですよ。

先ほど送料を下げる方策について答弁いただきましたが、燃料代も高騰しておりますし、例えばサイトの手数料や広告代については、運営しているのが楽天やJAL、auなどの大手企業が全国一律に運営しておりますので、そう簡単には下がらないと思います。となると、やはり目を向けるべきは、返礼品、もしくは返礼の割合ではないかと。

そこで質問なんですけれども、本町において、例えばある返礼品を業者の方から仕入れる場合に、その仕入れる代金は、その返礼品が例えば市場で売っている価格と比較して高い金額で買っているのか、同じ金額で買っているのか、低い金額で買っているのか、その点についてはいかがでしょうか。おおよそで構いませんので御回答ください。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

返礼品の費用については、定価の、その事業者さんの扱われてる金額でしております。現在のところ、割引価格とかそういったものでは扱っておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） そうなりますと、事業者にとってはありがたいというか、自社でPRとかしなくても、町のほうでまとめて買っていただけるってことになります。

例えば、広告費や送料などを町が負担しておりますので、なかなか話しづらいと思うんですけれども、返礼品を時価額より低く仕入れることなどはできないのでしょうか。ただ、この制度の目的が地場産業の推進もございますので、例えば地場産業からの仕入れ金額は時価のとおりとして、その他の県外の業者とか大手の業者とかから仕入れる金額については値下げの交渉をするとか、そういう取組については検討されておられますか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 御質問にお答えします。

現在、寄附額の設定をする際には、返礼品の価格を基に設定しております。返礼品は寄附額の3割以内ということになっておりますので、それに合わせて設定しているところです。例えば、3,000円の商品であれば1万円、ぎりぎりの金額にしております。ぎりぎりというのは、できるだけ菊陽町のほうを選んでいただくようにお得感を出すことが目的です。ただ、ちょう

ど3倍の寄附額にすると、送料とかいろいろな手数料も発生しますので、そちらのほうがり足りなくなりしますので、そちらのほうも考慮した上で寄附額のほうは設定しているところです。

議員が御提案されている返礼品の代金のほうを下げると、業者さんに相談した上で下げるといふところの御提案ですが、こちらにつきましては、多分3つぐらいの条件が必要になってくるかと思ひます。

1つは、事業者の理解が1番だと思ひます。安く提供しといて、あまり返礼品として扱われなくなった場合は、事業者さんのただのデメリットだけになってしまひます。それと、議員がおっしゃったように、人気がある商品のほうだけがそういった取扱ひはできることにはなるかと思ひます。これも、ある程度、売ればもちろん事業者さんのPRになりますので事業者さんのメリットにはなるかと思ひますが、また採算ベースで事業者さんがちゃんと納得できるような個数が売れて、価格になる必要があるかと思ひておひます。

また、寄附をされる方の目線に立つと、今までの金額に対して、やはり同じ量で同じ質で、できるだけお徳感が他の町村と比べて出るようにしないと、ちょっと他の自治体のほうに寄附が集中してしまひますので、そういったバランスのほうも考える必要が出てくるかと思ひます。

あと、品物ですけど、品物も量を調整できるものとできないものがあります。というのも、既に事業者さんが扱われている既製品を使っているものもありますので、そこら辺は価格が変更できるのが難しいかと思ひておひます。

なので、どちらかというとも、先ほど言ひました、町としましては寄附額を上げるほうを考えやすいのかなと思ひておひますが、検討する中で議員が御提案のそういったこともできないかというところも研究しながら、今後寄附額の設定にも検討していきたくと思ひておひます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 令和4年度の本町の返礼割合を見てみますと、2億6,671万4,000円のうち7,796万7,000円がその返礼品代となっており、割合は約29%となっております。

結局、さっき御答弁いただきましたように、寄附する側からすると、返礼割合を下げるとお徳感がなくなってしまうので、その結果本町への寄附を控えたりとか、他の自治体のほうに行ってしまう危険もあるのはあるんではないかと思ひます。その点について、町長はどのようにお悩みになられておられますか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 御質問にお答ひします。

お悩みと言われると、今課長が答弁したようなところでございます。寄附額を考えると、希望される方々の悩みもまた増えてしまうというところで、これは課長が今答弁したとおひであります。運用をしていくなから、どういった形で町の寄附額を上げていくかというの、これからまた試行錯誤していかなければいけないというふうにご思ひているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） この点については、本町だけでなく他の自治体も当然悩まれていると思います。

ところで、最近ではガバメントクラウドファンディング、すなわち返礼品を目的に寄附を募るわけではなく、自治体の取組に対して寄附を募るという手法が浸透しつつあります。

例えば佐賀県では、子どもの貧困の連鎖を断ち切り、子どもの未来応援するプラットフォーム、居場所をつくろうと、県が地元の企業やNPOと連携し、ふるさと納税を利用して寄附を募りました。結果、募集期間の4か月を待たずして目標の1,000万円を超える1,480万円もの寄附が集まり、事業の実現ができております。

そこで、本町においても、このような、ガバメントクラウドファンディングの手法を採用し、町の抱える諸問題への解決に取り組みつつ、ふるさと納税の獲得に努めるべきと考えますが、この点についても町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

今、議員がお話いただいたように、ガバメントクラウドファンディングというところは企業版ふるさと納税にも少し関わってくるのかなというふうに考えてるところでございます。

これらの寄附は、議員御指摘のとおり、町が抱える様々な課題、解決に活用していきたいというふうに考えているところでございます。具体的に申しますと、現在この菊陽町におきましては、JRと協議を進めております新駅の設置、そしてまたこの新駅を活用しました市街化整備、さらには交通渋滞対策などが想定をされるというふうに思います。さらには、私が政策提言に掲げておりますスポーツ施設を整備、誘致する場合も、このおっしゃったようなガバメントクラウドファンディングが活用できるのかなというふうに考えているところでもございます。

いずれにしても、議員御指摘のように、非常に有効な活用の仕方をしていかなければならないというふうに思っておりますし、私自身もトップセールスを十分に発揮をしながら、町としてそのような金額の増加に努めてまいろうというふうに考えておりますし、これを活用した取組の強化、加速につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 近年、物の消費から事の消費へ人々の行動様式も変容しつつあります。ガバメントクラウドファンディングは、自治体の取組に共感してもらい寄附を募るというふるさと納税本来の制度趣旨にもかなう手法です。ぜひとも、先ほど答弁いただいた事業を含め、喫緊の課題である渋滞対策、水資源の保全などいろんな取組に対してこの手法を採用いただきますよう提言させていただきます。

では、次の質問に移ります。

本町へのふるさと納税があるということは、当然、本町の町民から他の自治体へのふるさと納税もあるということになります。その場合、本来町に入るはずだった税金、町民税などが下がることになります。

そこで、(3)の質問ですが、町民のほかの自治体へのふるさと納税額、実質的な町の減収額はどのように推移しているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町民の皆様がほかの自治体にふるさと納税した額と、実質的な町の減収額であります町民税控除額の推移ですが、令和2年中の他自治体への寄附総額は1億5,721万7,763円で、これによって令和3年度に控除された町民税の額は7,194万4,412円でした。

次に、令和3年中の他自治体への寄附総額は2億1,671万2,999円で、これによって令和4年度に控除された町民税の額は9,881万6,485円でした。

最後に、令和4年中の他自治体への寄附総額は3億275万2,347円で、これによって令和5年度に控除された町民税の額は1億3,101万2,314円となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の答弁を要約させていただきますと、本町へのふるさと納税も増加していますが、町外に出ていった税金も増加しているということではよろしいですか。令和4年度では、ふるさと納税の金額から経費を差し引いた金額、すなわち町の実績的な収入は約1億2,953万円、一方で同じ年度に町外に出ていた税金は約1億3,101万円、これを差し引くと150万程度の赤字であるということになると思います。

ただ、さきに御説明いただきました本町への寄附額の推移を見ますと、赤字額は次第にどうか、急激に下がってますので、間もなく黒字に転化しつつあるということだと思います。

昨年12月の朝日新聞の報道によれば、東京23区と20の政令指定市を除いた全国の1,698市町村のうち、約25%に当たる428市町村が赤字だったとのこと。そうした中において、本町では間もなく黒字に転化しつつあり、町長はじめ職員の皆様は大変努力されてるものだと思います。

しかしながら、町長の提言におかれましても、ふるさと納税の財源をもって給食費の無償化等を実現するということですので、今後はより一層ふるさと納税による利益を出していく必要がございます。

そこで、(4)の質問ですが、これまでの質問を踏まえ、今後黒字を継続していく取組についてどのようにお考えかお答えください。

○議長（福島知雄さん） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

昨日の大久保議員の御質問でも答弁しているところですが、ふるさと納税を増やす取組として、積極的な返礼品の開拓やポータルサイトの追加による販路拡大、効果的なPR広告、職員の名刺の裏面へQRコードを印刷するなどを行ってきており、これらの取組に加え、本年度は人気返礼品がさらに売れるような取組や、寄附額の見直し、菊陽町PR大使の活用などを新たに進めているところです。

また、職員には町外にいる知り合いの方などへのPRもお願いしているところですので、議員の皆様方におかれてもぜひ町外のお知り合いの方々に本町へのふるさと納税のPRをしていただければというふうに思います。

本町としましては、制度の厳格化の見直しにも留意しながら、引き続き、返礼品やサイトの拡大などを進め、寄附額増加に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 本町へのふるさと納税がある以上、本町の町民が他の自治体にふるさと納税するのは当然避けられないですし、さすがに町長が町民の皆様ふるさと納税しないというのも無理だと思います。ただ、町外に出ていった税金を取り戻すというか、その分回収する方法はあるのではないかと思います。

例えば、本町は鹿児島県の屋久島町と姉妹都市盟約を締結し、町のホームページにおいても、屋久島町の紹介、PRをしております。そこで、そちらのホームページにおいて屋久島町の返礼品を紹介し、例えば一方で屋久島町のホームページにおいて本町の返礼品を紹介して、お互いのふるさと納税を推進し合うというとか、そういう取組については検討されますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 今の議員の御提案の件ですが、先ほど議員もおっしゃられましたように、菊陽町のホームページに、姉妹提携を結んでる自治体ではありますが、ほかの自治体のふるさと納税の宣伝をすることで、本町から流れ出る寄附される額も増えてくるかと思えますので、そこら辺は微妙なところにはなりますが、今のところそういうことですので、担当部署としては考えていないところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 私としては、例えば屋久島町に関わらず、本町の近隣の自治体との間で、互いの自治体の特産物、返礼品を紹介し合って、互いのお金が行ったり来たりとかという形で確保する手段もやる価値はあるのではないかと思います。

各自治体におきましても、ふるさと納税の寄附額を増加させるべく様々な取組を行っております。この制度の是非はともかくとして、この制度が今後も続く以上、他の自治体に負けるこ

とはできません。

本町におかれましても、この業務に関わるマンパワーの問題や、他の政策との優先順位の関係もあるかとは思いますが、ぜひとも新たな取組を積極的に御活用いただきますよう改めて提言させていただきますし、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、2番の子どもの貧困対策についてです。

同じく、質問の趣旨を簡単に申し上げます。

厚生労働省の令和4年の国民生活基礎調査によれば、我が国で中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合、いわゆる子どもの貧困率は、令和3年度に11.5%であり、ピークであった平成24年の16.3%からは改善しておりますが、新型コロナウイルスの蔓延やウクライナ危機による資源価格の高騰を踏まえれば、今後その割合は再び悪化していく可能性も否定できません。

現在も子どもの9人に1人の割合で満足に食事ができず、十分に学用品が買えず、大学に進学したくてもできないなどの状況にあります。そうした子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、その後の人生に大きな影響を及ぼします。そして、このような貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするわけではなく、地域や行政の力を共に合わせて解決していくことが不可欠です。

そこで、(1)の質問ですが、本町の18歳未満の子どものいる世帯数と、これに占める生活困窮世帯数、独り親世帯数の割合はどうなっているのか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

初めに、御存じかとは思いますが、生活困窮者の定義について申し上げます。

生活困窮者自立支援法第3条に、生活困窮者とは就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事業により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいうとされております。

次に、18歳未満の子どものいる世帯数は、本年4月1日現在4,924世帯で、そのうち生活困窮世帯数は町では把握はできませんが、県菊池福祉事務所が認定している生活保護世帯数で申しますと15世帯で割合は0.3%、町教育委員会が小・中学校における就学援助の認定をしている準要保護世帯数で申しますと283世帯で割合が5.7%、住民税非課税世帯で申しますと314世帯で割合は6.4%になります。最後に、独り親世帯数では426世帯で割合は8.7%となっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今御答弁いただきました生活困窮者自立支援法の条文の定義を踏まえますと、生活困窮世帯については、生活保護の世帯や準要保護世帯はもちろん、経済的に困窮するおそれのある者も含まれておりますから、住民税非課税世帯まで広く含むべきであると考え

ます。となると、18歳未満の子どものいる本町の4,924世帯中、住民税非課税世帯が314世帯ですから、割合で言うと6.4%になります。

これを例えば小学校で言うと、現在1学級は約35人ですから、1学級に2人程度は生活困窮世帯の子どもさんがいらっしゃるということになります。

このような現状について、本町や学校の教育の現場ではどのような問題認識を持っておられるのか、簡単でも構いませんので御回答ください。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） 今、鬼塚議員のほうから言われましたように、学級の中に一定数の子どもたちの中で生活で困っているというような子どもたちがいるということは、我々認識しております。そういうことに関しまして、例えば就学援助とかという形で、いろんな形で子どもたちの状況が分かるような取組がありますので、その御案内をしていくような形でしていくというのが一つあります。そのほかにも、いろんな形で子どもたちの生活の状況を把握する方法というのはいろいろありますので、それを学校だけではなくていろんな形で力を借りながら進めていかなければならないというように思っているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 大事なことですので、教育長も御答弁いただくことはできますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今、部長のほうで答えましたけども、重なるところもあるかと思えます。今、議員がおっしゃったとおり、これは聞き方、時には難しいんですが、ある一定数いることは事実ですし、私も4年前まで現場におりました。昨年まではスクールアドバイザーをしておりましたので、そういう家庭があるのではないかと、また子どもたちも困っているのではないかと感じていたところです。

そこで、私がアドバイザーをしているときには、校長先生または担当の先生方、またはスクールソーシャルワーカー等も使いながら、学校の子どもの現状、親の現状をしっかりと見ながら対応していこうということをお話ししましたし、現在もそのような取組を進めているところです。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今、御答弁いただきましたとおり、町におかれましても、教育現場におかれましても少なからぬ問題意識をお持ちであることと思えます。

そこで、(2)の質問ですが、本町においては地域全体で子どもや子育て家庭を支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるべく、第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画、計画年度、令和2年度から令和6年度、を策定し、子どもの貧困問題については、子どもの貧困

対策プロジェクトを立ち上げておられます。

本事業計画における子どもの貧困対策プロジェクトは、現在どのように実施されているのでしょうか。また、本事業計画も既に計画の半ばを過ぎておりますが、子どもの貧困の解消にどのような影響が現れているのでしょうか、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

子どもの貧困対策プロジェクトの基本方針としましては、基本施策を4つ定め、1つ目は教育の支援、2つ目は生活の安定に資するための支援、3つ目は保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、4つ目は経済的支援とし、それぞれに課題と施策の方向性を定めております。

各施策においては、全体で38項目の取組を掲げ、健康福祉部局及び教育委員会部局の複数の所管課において、おおむね計画どおり実施をしてきております。

例えば、子育て支援課が所管する独り親家庭等への就労支援として、生活の安定を図るために資格取得を目指す独り親の方への就業支援講習会の受講支援や、教育委員会が所管する英検チャレンジ・プロジェクト事業として、英語に対する学習意欲及び学力向上を目的に、小学校6年生、中学校2年生及び3年生の英語検定受検料の全額補助、地域未来塾として学習塾に通っていない中学校3年生の基礎的な学習支援など、様々な取組を実施してきております。

なお、子どもの貧困の解消にどのような影響が現れているかにつきましては、今後、第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画のフォローアップを行う予定としており、令和6年度中に次期計画を策定していく中で、現在実施している各個別事業の進捗状況の把握と点検、評価を行い、取組の内容の改善等を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ただいまプロジェクトの概要について御説明いただきましたが、4つの施策を柱に38項目、かなり多いですけれども、取組をなされていると伺いました。

例えば、この中で特に本町として力を入れている施策、力を入れている取組等はございますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

本町で特に取り組んでる取組としましては、今部長答弁でもありましたように、健康福祉部局だけではなくて教育委員会部局も入っております。

そういった中で、まずは子どもの相談支援の体制というのは非常に町としては大変重要な位置づけをしております。今、福祉部局のほうではこども総合相談室を設けまして、18歳までのお子さんのいろんな相談に対応しておるといふところと、また教育委員会のほうでは、先ほど教育部長からもありましたように、スクールソーシャルワーカーを町で独自に配置してござい

す。スクールカウンセラーもおりますけども、そういった専門職の配置をしております、小・中学校のほうではまたいろんな支援をしております。

さらには、町のうちの子育て支援課のほうになりますけども、児童虐待関係、そのあたりの専門員とかも配属しております。さらに、健康・保険課、こちらのほうでは、子ども・子育て世代の包括支援センター、母子保健分にはなりますけども、そういった中でも保健師も入って、庁舎内の中で非常に連携をして相談支援をやっているということが一番の町の今の取組の重要な施策であると思っております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 複数の機関が連携協力して取り組まれているということですが、38もの多数の取組がございます。こうした取組を実施するに当たって、本町や関係機関のマンパワーは実際に足りているのでしょうか。結構もういっぱいいっぱいなのか、割とまだ現状余裕なのか。肌感覚で構いませんので、お答えください。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 今の御質問にお答えします。

今申し上げたとおり、全庁的に支援をしているようなところでございますので、先ほど申し上げた専門職を町では配置しながらやっております。ただ、相談件数も年々増えてきております。児童・生徒数もどんどん増えてきております。そういった中で、マンパワー不足と言われましたら、当然そういったことにも考えられる要因ではないかと思っておりますので、一つは、今後町としては、国のほうでこども家庭庁ができました、町のほうではその国のほうの政策を基にこども家庭センター、こちらのほうの設置に向けて今準備をしております。

今申し上げたとおり、いろんな相談機関がある程度集約できて、さらにまた専門職の配置であったりとか、そのあたりの配置のほうについても、これはまた人事のほうにもなってきますけども、総務部局と一緒にまた体制を整備していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 私のただいまの質問の趣旨ですが、様々な取組を実施していただくに当たって、本町におかれましてはもっと地域の力を頼ってほしいという思いでございます。冒頭に述べましたとおり、この事業計画の目指すところは、地域全体で子どもや子育て家庭を支援することにあります。

菊陽町においては、様々な個人や企業、NPO等の団体が子どもの貧困問題に取り組んでおられます。また、今後子どもの貧困問題に取り組みたいと考えておられる個人や団体も、私が知る限りでも多数いらっしゃいますが、本町との連携方法が分からず、また資金確保の問題から二の足を踏んでいる状況です。

本町におかれましては、そうした個人や団体とこれまで以上に密に連携し、またそうした個

人や団体を御支援いただける体制を整えていただきますよう提言いたします。

ところで、今後、第2期計画のフォローアップを行うと御答弁いただきましたが、もう第3期計画の策定期限、もう1年半後に迫っております。第2期計画のフォローアップの時期については、どのように考えられておりますか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

第2期の子ども・子育て支援計画、これは令和6年度末までとなっておりますけれども、今の国のほうでは、先ほど申し上げたとおりこども家庭庁が発足しまして、今現在こども家庭審議会というのが立ち上がっております。そういった中で、今年度末には国のほうからこども大綱というのが策定されて、各都道府県から市町村のほうにまたその大綱が下りてくると思われまます。その中で非常に新たな国のほうの子ども・子育ての施策も新規で幾つか上がってくると思われまますので、そういったのを踏まえて、町としては今年度末からこの次期の計画について策定をしていきたいというふうに思っております。そういった中で、また住民の方のニーズ調査も踏まえて策定をしていきたいということで、早ければ今年度末から策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ちょっと時間が迫っておりますので、(3)の質問に移らせていただきます。

①から③の取組について町はどのように実施をし、また協力団体の支援をしておられますか。現時点で実施や支援ができていない場合は、今後行っていくことができないのかお答えください。

①から③までありますが、まず①の子ども食堂についてお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

①の子ども食堂につきましては、現在、町から団体等への支援は行っておりませんが、今回、9月の補正予算に県の補助事業を活用するための必要な予算額を計上しており、御承認いただければ、団体等が行っている子ども食堂に対し、運営支援を行っていくとともに、子ども食堂の支援に取り組みます一般社団法人熊本県こども食堂ネットワークと連携及び協力を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 本町における子ども食堂の実態ですが、私も先日町内のあるNPO団体の方に話を伺いました。

当該団体では、町内の人々が町内の食材で手作りの温かい御飯を振る舞うことをモットー

に、月に1回、社会福祉協議会の関連施設をお借りして子どもたちに食事を提供しております。

食堂を開始してから既に1年間が経過しているとのことですが、当初は実施先の自治会からも、うちの地域はそんなに貧困な地域でないなどと批判的なお声もいただいていたようです。ですが、次第に自治会の方々も食堂の趣旨に御賛同いただき、最近では野菜や肉、お米などの食材を提供いただいたり、調理のボランティアをしてもらったり、大人食堂も開いてほしいなどのお声をいただいたり、良好な関係を築き上げておられるそうです。

そして、現在は、毎回約80名を超える子どもや保護者の方々が食堂に温かい御飯を食べに来られております。また、互いに生活の悩みを話し合うなど交流も図れております。

また、当該団体によれば、参加者の中にはヤングケアラーだろうと考えられるお子様もおり、この食堂の実施により、そうした子どもたちの食育や教育の機会も図られているということでした。

私としても、子ども食堂は単にそこで食事をする場所ではなく、子どもの学習面や生活面、心理面のケアができる重要な場所であると考えております。

一方で、こうした当該団体の最近の悩みについては、多くの方々より様々な寄附はいただいているんですけども、その保管場所や毎回の運搬費用、調理器具の購入費用などに金銭的な負担が多く伴うということでした。

先ほど補助金の話も御答弁いただきましたが、本町におかれましては、ぜひともそうした状況を御理解いただき、1回当たり5,000円でも1万円でも構いませんので、予算が承認されましたら、積極的な御支援をお願いいたします。

また、新たに子ども食堂を行いたいと考える個人や事業者様については、なかなか実施のノウハウというのがないので、例えば町が協力いただいて運営マニュアルの策定に御協力いただくとか、そこら辺についても御検討いただければと思います。

次に、②の学用品のリサイクルの実施や支援について本町の状況をお答えください。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 質問にお答えします。

②の学用品のリサイクルにつきましては、現在、町が実施や支援などはしておりませんが、今後、当該活動を実施する団体等がありましたら、町から実施可能な支援策などを検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 学用品のリサイクルについては、就学費用援助制度によって学用品をいただくこともありますけれども、その段階に至らないお子さんたちもいらっしゃいますし、広くリサイクルに努めるべきだと考えております。また、これは昨今のSDGsの理念にも適合するものだと考えております。

例えば、やはり昔と比べて地域のつながりが希薄というか、昔のほうが兄弟が多かったし、兄弟間で学用品を融通し合ったり隣近所に譲り合うみたいなのはあったと思うんですけども、なかなか最近はまだそういうのもなくて、例えばメルカリなどで売ったりとか、場合によっては捨てたりとか、そういうのもあると思います。

そうしたことについて、例えば学校の現場でそうした取組を行う可能性についてはどのように考えられておりますでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 教育部長。

○教育部長（吉永公紀さん） これまでも家庭の貧困というところで、例えば制服とかいろんなことがないってときに、先生たち同士で小学校と中学校をつなぎながら、連携をしながらそういうふうなサポートをしていくという例はありました。でも、これが、いろんな形に、今先ほどおっしゃられたように、地域のつながりとか、いろんな形でこれを実現できるようになれば、子どもたちの安心とか安全とか、保護者のそういうふうな経済不安を解消することにつながっていくと思います。そういうことを学校が家庭や地域の方と連携しながら進めれる仕組みができれば非常にありがたいと思いますので、そのことについても今後検討していけたらと思っています。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） ぜひとも御検討お願いします。

前、教育部長からお話を伺ったところによれば、過去にPTAの方も主体でやられていたということです。PTAの方々とも協力して事業実施について御検討いただければと思います。

では次に、③養育費の確保、文書での取組支援等の実施時期や支援についてお答えいただきたいのですが、これについて少し説明をさせていただきます。

離婚する場合にお子さんがある場合には、子どもと離れた親御さんは子どもを看護する親御さんに対してその子どもの養育費を支払う義務がございます。

しかしながら、離婚してしまうと、子どもと離れたり、会う場合もあるんですけども、なかなか会わないと子どもに対する愛情というの薄れることもあるようでして、養育費の支払いがなくなることが多いです。現に、私も弁護士として仕事をさせていただいておりますが、養育費を最近払ってもらえないとの相談も多数受けておられます。

一方で、離婚に際してある程度の形を整えてちゃんと養育費を払うよという、これは法律上債務名義と言って、分かりやすくいうと遺言みたいなのを役場で作るんですけど、それを離婚の調書をそういう役場で作った場合には、仮に養育費の不払いがなかった場合には、その調書に基づいて、あまりやるべきじゃないですけど、給与の差押えとか預金の差押えとかができます。そうしたものを作ることはできるんですけども、そういう書面をつくるに当たっても、当然数万円程度の費用がかかります。

その点について、他の市町村においては、そういう公正証書、書面の作成費用を援助する自治体もあるんですけども、これについて本町の取組をお伺いしたく質問させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（東 桂一郎さん） 御質問にお答えします。

③養育費の確保における町で実施している取組は、養育費取決めの促進策として、戸籍担当部署である町民課の窓口では離婚届出時に法務省が作成した養育費に関するパンフレットを配布し、独り親家庭等の支援担当部署である子育て支援課の窓口では養育費等相談支援センターのリーフレットを設置し、情報提供を行っております。

さらに、熊本県では、独り親家庭の生活の安定を図ることを目的として、令和4年度から養育費支払いの履行確保を支援する取組として、県内町村在住者を対象に公正証書作成及び養育費保証契約に必要な経費の助成を行っており、住民から独り親家庭の各種手続などの際に相談があった場合は、当該事業の情報提供を行ってまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今の御答弁からすると、町としての事業は行っていないけれども、県の事業をお伝えするようにされてるということです。例えばその事業についてはリーフレット等もあると思うんですけども、先ほど窓口で配布するといった資料の中に、この費用を助成するよといった制度の紙も一緒に渡して、内容の御説明等は、先ほどの話だと聞かればするみたいな感じにちょっと受け取ってしまったんですけども、こちらのほうから積極的な情報提供はどの程度なされているのでしょうか。

○議長（福島知雄さん） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えします。

先ほど今、部長が答弁しましたとおりなんですけども、県のほうの補助事業については県のほうからも各町村のほうに通知で来ておりますけども、相談があったら情報提供お願いしたいというような文書が来ております。

町としても積極的にこれを各相談に来られた窓口で、当然そういった御相談があればこういった県のホームページにも載っておりますので、そういった御案内のほうをさせていただきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 本来当たり前ですけど、養育費を支払う義務があるのは離れていった親御さんでございます。町が別に支払えというわけではございません。ただ、せっかく県でこのようにいい制度をつくられておりますので、町としては例えばホームページに載せるなど、求められなくても積極的な情報の周知はしていただきたいと思っております。

ほかの例に例えますと、町でも交通事故で交通災害共済見舞金という制度があります。簡単に説明しますと、交通事故に遭った場合には、自分の方が交通事故に遭った場合には、その通院の期間、入院の期間において町から幾らか、最高6万円だったと思いますけどお金をあげるという制度、この制度についても、私も仕事柄交通事故の相談とかよく受けてるんですけど、ほとんどの方が知ってないです。

役に立つ制度も、情報提供を知らなければ絵に描いた餅ということですし、せっかくいい制度があるんであれば積極的な御周知をいただきたいと思います。

質問も終わらせていただきましたので、最後に前で少しお話しさせていただきます。

本議会においては、私を含め13名の議員が一般質問をさせていただきました。私が調べました限り、ここ10年を遡っても一番多い人数です。

一般質問については、菊陽町議会会議規則第61条に、議員は町の一般事務について議長の許可を得て質問することができる」と規定されており、その趣旨は、議員が町の一般事務について執行部に所見を求め、疑義を正すこと、あるいは政策を提言することにあります。

議員の一般質問は、法令上の義務ではございません。

しかしながら、住民の皆様の負託を受け、町政に物を申す立場にある議員としては、この与えられた権限を余すことなく活用するべきであると考えます。また、一般質問に向けて情報の収集をし、質問事項を精査することで、議員自身の自己研さんにもつながるものと考えます。

新人議員の立場でありますけれども、今後も欠かすことなく一般質問に臨ませていただきますので、町長はじめ執行部の皆様におかれましては、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

本日は議会傍聴にお越しいただき誠にありがとうございました。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さんの一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時2分

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和5年9月11日（月）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和5年9月12日（火）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和5年9月15日（金）再開

（ 第 7 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(令和5年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和5年9月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第43号 菊陽町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第44号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第45号 菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第47号 令和5年度菊陽町土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 議案第48号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第7 議案第49号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第8 議案第50号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第51号 令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第52号 工事請負契約の変更について(杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事)
- 日程第11 議案第53号 財産の無償譲渡について
- 日程第12 議案第54号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第55号 町道路線の認定について
- 日程第14 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 報告第13号 令和4年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足率について
- 日程第16 報告第14号 有限会社さんふれあの経営状況について
- 日程第17 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

- |     |            |     |           |
|-----|------------|-----|-----------|
| 1番  | 鬼塚 洋 さん    | 2番  | 吉村 恭輔 さん  |
| 3番  | 藤本 昭文 さん   | 4番  | 馬場 功世 さん  |
| 5番  | 廣瀬 英二 さん   | 6番  | 矢野 厚子 さん  |
| 7番  | 大久保 輝 さん   | 8番  | 西本 友春 さん  |
| 9番  | 佐々木 理美子 さん | 10番 | 中岡 敏博 さん  |
| 11番 | 布田 悟 さん    | 12番 | 佐藤 竜巳 さん  |
| 13番 | 甲斐 榮治 さん   | 14番 | 岩下 和高 さん  |
| 15番 | 上田 茂政 さん   | 16番 | 小林 久美子 さん |
| 17番 | 坂本 秀則 さん   | 18番 | 福島 知雄 さん  |



3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤優誠さん

書記 吉本香奈さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 吉本孝寿さん

副町長 小牧裕明さん

教育長 二殿一身さん

総務部長 板楠健次さん

住民生活部長 矢野和幸さん

健康福祉部長 東桂一郎さん

産業振興部長兼  
農業委員会事務局長

都市整備部長 井芹渡さん

総務課長兼選挙  
管理委員会書記長

総合政策課長 吉本雅和さん

財政課長 澤田一臣さん

人権教育・啓発課長 弓削浩昭さん

町民課長兼  
光の森町民センター所長

健康・保険課長兼  
新型コロナウイルス対策推進課長

介護保険課長 和田征さん

子育て支援課長 石原俊明さん

農政課長 阪本和彦さん

建設課長 矢野博則さん

都市計画課長 阿久津友宏さん

下水道課長 丸山直樹さん

総務課総務法制係長 高山智裕さん

教育部長 吉永公紀さん

学務課長 平征一郎さん

施設整備課長 荒牧栄治さん

スポーツ振興課長 鍋島二郎さん

図書館長 坂田悟さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時59分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第43号 菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第1、議案第43号菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） おはようございます。

それでは、議案第43号菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

提案理由は、三里木町民センターに併設されている働く婦人の家及び西部町民センターに併設されている勤労青少年ホームを用途廃止するため、関連する菊陽町町民センター設置条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

議案を3枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっています。

まず、第3条第1項で西部町民センターの施設から勤労青少年ホームに関する部分と、第2項で三里木町民センターの施設から働く婦人の家に関する部分を削除するものです。

次に、第5条第1項で勤労青少年ホームの事業と、次のページの第4項で働く婦人の家の事業に関する文言を削除するものです。

次に、第6条第1項で勤労青少年ホームの使用者の範囲、次のページの第4項で働く婦人の家の使用者の範囲に関する文言を削除するものです。

次に、第9条第1項で勤労青少年ホームの使用料と、第4項で働く婦人の家の使用料に関する文言を削除するものです。

次のページを御覧ください。

第12条第1項で勤労青少年ホーム運営委員会と、第3項で働く婦人の家運営委員会に関する文言を削除するものです。

次に、別表1、別表2、別表3については個別の部屋の使用料を明記したのですが、勤労青少年ホームと働く婦人の家の廃止により両施設に関する部分の削除等を行ったものです。

最後に、施行日についてですが、議案書の3ページに戻っていただき、附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） どこかで説明があったかもしれませんが、この廃止の理由について知らせていただきたい。

○議長（福島知雄さん） 人権教育・啓発課長。

○人権教育・啓発課長（弓削浩昭さん） まず、働く婦人の家について御説明いたします。

こちらの施設というか併設されております働く婦人の家につきましては、昭和47年に施行された勤労婦人福祉法、昭和61年には男女雇用機会均等法に改正されましたが、この法律に基づき女性労働者等の福祉の増進と地位向上を図る施設として平成2年3月に設置されたものでございます。女性労働者の休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等、福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置されたもので、33年が経過しております。その間、根拠法である男女雇用機会均等法が平成9年に改正されまして、その中で婦人の家に関する条項も削除されております。平成11年に男女共同参画社会基本法が成立しまして、女性の取り巻く社会情勢は勤労婦人の福祉から性別に関わりなく様々な分野で個性と能力を發揮できる男女共同参画社会へと変化いたしましたものですから、今回廃止するということになっております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

（町民課長兼光の森町民センター所長中村康幸さん「光の森町民センター所長です」の声あり）

どうぞ。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 次に、勤労青少年ホームの用途廃止の理由について説明をさせていただきます。

勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進を図るため勤労青少年福祉法に基づき設置されたものでございますが、平成27年に青少年の雇用の促進に関する法律に名称を改正し、併せて勤労青少年ホームに関する条項は削除されました。近隣市町村においても、ここ数十年にかけて用途変更の動きが既におあり、本町においても今回提案するものでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第44号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第2、議案第44号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 皆様おはようございます。

議案第44号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）が令和5年6月16日に公布されたことに伴い、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容について説明をいたします。

議案を1枚めくっていただきまして、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、そちらに沿って説明をさせていただきます。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

改正の内容は、第15条第1項第2号中、「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。これは、指定都市及び中核市並びに都道府県の事務に係るもので、そのほかの市町村の事務に係るものではないでございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が繰り上げられることに伴い、同項の規定を引用している箇所を改めるものでございます。

以上が改正の内容の説明でございますが、1枚目に戻っていただきまして附則を御覧ください。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第45号 菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄さん） 日程第3、議案第45号菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（阪本和彦さん） 皆さんおはようございます。

それでは、議案第45号菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和5年3月議会で菊陽町議会委員会条例が改正され、議会の常任委員会の名称が変更になったことに伴い、菊陽町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、条例の改正内容について御説明いたします。

議案書を1枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第3条第2項第1号中、「産業建設委員会」を「経済産業建設常任委員会」に改めるものです。

施行日につきましてですが、議案書の1ページに戻っていただき、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第46号 令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第4、議案第46号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第46号令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和5年度も5か月が過ぎ、歳入歳出予算の区分ごとの増減があり、新たに支出すべき事案などが発生したため補正をお願いするものです。内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に10億2,433万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億940万6,000円と定めるものです。次に、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為の補正を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上しているところであります。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費は、3件の事業について年度内の完了が見込めないため計上しております。

8ページをお開きください。第3表の債務負担行為補正は、1の追加で、5件の事業について複数年度にわたって実施する予定のため追加しています。

下のページを御覧ください。第4表の地方債補正は、1の変更で、事業費の変更等に伴い6件の地方債について増減しています。

14ページをお開きください。2の歳入について、補正額の大きなものを御説明いたします。

款の13地方交付税は、説明欄の普通交付税を交付決定により1億9,663万1,000円増額しています。

下の15ページを御覧ください。款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、コロナ禍における物価高騰対策として実施する事業に係る補助金として9,356万5,000円増額しています。

16ページをお開きください。款の18県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金、節区分の7新型コロナ対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応生活者支援交付金は、町が物価高騰対策として実施する事業に対する補助金として2,308万6,000円計上しています。

18ページをお開きください。款の22繰越金は、令和4年度からの繰越金を5億5,593万円増額し、計を7億593万円としております。

款の24町債、項の7土木債、説明欄の地方道路等整備事業は、道路改良工事で4,170万円増額しています。

下の19ページを御覧ください。項の9教育債、説明欄の菊陽南小学校施設整備事業は、プール改修工事で5,670万円計上しています。

次からは、3の歳出になります。補正額の大きなものを説明いたします。

22ページをお開きください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費、節区分の17備品購入費、説明欄の事務用備品は、本館1階のホール改修に係る備品や老朽化している事務用椅子の購入などで1,002万4,000円増額しています。

下の23ページを御覧ください。目の8財政調整基金等費は、地方財政法第7条第1項の規定に基づき令和4年度剰余金の2分の1以上を積み立てるもので、2億8,500万円増額しています。

26ページをお開きください。項の1総務管理費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の省エネ家電製品購入促進補助金は、1世帯当たり2品目を上限としまして対象家電の金額や申請方法により補助金を交付するもので、4,200万円計上しています。

28ページをお開きください。項の3戸籍住民基本台帳費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金は、個人番号カードの関連事務を担っているJ-LISに対し国の補助を受けて交付していたところですが、直接国がJ-LISへ交付することとなったため減額しております。

34ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の病院群輪番制病院運営事業補助金は、2市2町で休日や夜間の重症救急患者に対応するため病院が輪番制で対応しているものになりますが、令和5年度は菊陽町が事務局となるため1,024万3,000円計上しております。

40ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の20新型コロナ対策事

業費、説明欄の菊陽町肥料・飼料等高騰対策支援金は、高騰している肥料、飼料等の費用の10分の3を助成するもので、4,044万9,000円計上しています。

下の41ページを御覧ください。款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の工場等立地促進補助金は、誘致企業の設備投資等に対する補助として7,194万8,000円増額しています。

43ページをお開きください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、節区分の14工事請負費、説明欄の道路維持工事は、道路の舗装打ち換えや側溝整備に対するもので、2,600万円計上しています。

目の3道路新設改良費、節区分の12委託料、説明欄の調査等委託料は、菊陽空港線延伸計画道路の整備工事等により損傷を与える可能性のある建物を事前に調査するもので、1,031万3,000円計上しています。

節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、菊陽空港線延伸計画道路工事や南方大人足線交差点改良工事などで1億7,696万1,000円増額しています。

次のページの節区分21補償、補填及び賠償金、説明欄の支障物件移設補償費は、菊陽空港線延伸計画道路に係る移転補償費を減額し、工事請負等へ予算を組み替えたものなどで2,658万円減額しています。

下の45ページを御覧ください。項の3都市計画費、目の4公園管理費、節区分の14工事請負費、説明欄の施設改修工事は、公園のトイレ改築工事などで1,557万5,000円増額しています。

48ページをお開きください。款の10教育費、項の1教育総務費、目の4新型コロナ対策事業費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄の学校給食補助金は、食材等の物価高騰が続いているため各小・中学校の学校給食に対して補助するもので、2,489万8,000円計上しています。

項の2小学校費、目の1学校管理費は、節区分の14工事請負費で、説明欄の各小学校改修工事は、菊陽南小学校のプール改修工事で7,106万円増額しています。

最後に、54ページをお開きください。項の6保健体育費、節区分の18負担金、補助及び交付金、説明欄のイベント等負担金は、総合体育館の落成記念事業に係る負担金として1,012万円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） では、質問いたします。

まず、3点ありまして、一番最初に先ほど説明がありました19ページの南小のプールの改修、5,690万円かな。まず、最近熊本市内のほうでも老朽化のプールで改修費用に1億円とか

かかるから、近隣のスイミングクラブ辺りで授業をやっとうまくいっているような、サンプルでやっているようなところもありましたけれども、南小も古いんですけども、それ以外に今後、老朽化で改修が必要などところがあるのかどうなのかが1点目の質問でございます。

それから、2点目は、ページ40ページの農業対策の物価高騰対策ということで4,044万9,000円ですかね、と書いてありましたけれども、これは対象をどのような形で、件数等を含めてどのように見込んでいるのかを教えてくださいたいと。

それから、46ページの住宅の改修工事で410万円となっておりますが、町営住宅老朽してるところもありますけれども、大体年間の推移として住宅の改修に伴うのは、ほぼ古い住宅が主なのかどうなのかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） おはようございます。

まず、1点目のプール改修工事について御説明いたします。

菊陽南小学校は、昭和48年にプールのほうができておまして、平成元年に1度、ろ過器と循環の配管のほうの改修を行っております。このたび、またろ過器のほうの不具合が生じまして、ろ過器と循環配管、あとトイレ関係とか更衣室関係も一緒に今回改修工事を行うものでございます。あと、その他のプールにつきましても、ほとんどもう平成25年以降改修のほうを行っております、直近ですぐさま触らなきゃいけないような学校等は今のところございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 2点目の御質問にお答えいたします。

事業の対象者とはということですが、対象者につきましては町内の農業者または町内に事業所を置く法人、合わせて135件の経営体を想定しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（矢野博則さん） それでは、46ページの施設修繕工事について御説明いたします。

こちらの工事につきましては、まず光団地の修繕のほうになります。これは、部屋の全体的な復旧工事と修繕という形になりまして取り組んでまいります。それから、下原北団地のジャンクルジムの撤去及び新設工事になりますけれども、こちらのほうは予算のほう当初予算から物価高騰等により増えましたので、補正予算をお願いしたところでございます。それから、修繕関係の推移ということで御質問がありましたけれども、古い団地ほど修繕費というのはここ数年増加傾向でございます。そのため、本町といたしましては長寿命化計画を今年度策定する計画としておまして、計画的な管理のほうを進めてまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） まずは、ページ8ページの債務負担行為の補正なんですけど、1つはグループウェアの機器更新と資産管理システムの機器更新、令和6年度から5年間で計上されていますが、この内容について説明をお願いしたいと思います。

それから、ページ41ページの企業誘致費の中の工場等立地促進補助金の内容について、もう少し詳しくお願いします。

それから、学校給食費の国と県の補助というふうになっていますが、この割合と、これから補助については引き続き行われるのかどうかについてお願いします。

○議長（福島知雄さん） 総務課長。

○総務課長（梅原浩司さん） それでは、まず1点目のグループウェア機器更新の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、今、職員が使っております情報系の端末に入っておりますメールやスケジュール管理、また会議室の管理などを行っておりますシステムのライセンス及びサーバー等の機器のリースが切れますので、令和6年度からまた新しくしたいというふうに考えております。今回、債務負担行為を設定しまして、来年、6年度からの導入に向けて事業のほうを進めたいと思っておりますので、今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 施設整備補助金につきましては、私のほうから回答させていただきたいと存じます。

この補助金につきましては、設備投資に関する分、それと土地の取得に対する分ということで、今回2件ほど上げさせていただいております。当初予算が5,000万円に対しまして、施設整備補助金としまして7,803万3,000円、これはソニーとSUS分でございます。それと、もう一つは用地取得補助金でございますけども、これはナカヤマ精密株式会社に対しまして4,391万5,000円ということでございます。当初予算が5,000万円でございますので、差引き7,194万8,000円を計上させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） それでは、3点目の学校給食ということでございますけれども、こちらの財源としましては地方創生の臨時交付金のほうを充てさせていただいております。それと、物価高騰に対する補助でございますけれども、昨年度も補正予算で補助をさせていただきましたけれども、この物価高騰に対する補助につきましては保護者の負担をなるべく減らしたいというふうに考えておりますので、引き続き教育委員会としましては続けていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質問。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 議案書の54ページですけど、総合体育館運営費につきまして、節の18で負担金の備考欄で説明してありますイベント等負担金1,012万円ですかね。これの具体的な内容、イベントの、分かってる範囲内で結構です。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） おはようございます。

御質問にお答えいたします。

総合体育館の落成後に実施される福幸SPORTSフェス、ヴォルターズの公式戦、大相撲菊陽場所については、全て体育館の落成事業として位置づけ、事業名の前に菊陽町総合体育館落成記念を冠していただくこととしております。町も開催する者の一員として事業の実施に参画することとしており、また事業の実施に際しては適正かつ円滑に運営できるよう責任の範囲、役割分担、経費の負担等について主催者側と協定書を締結して取り組もうとしておるところでございます。

中身につきましては、6月補正で大相撲菊陽場所に係る費用、事業費、役員費、委託料、借り上げ料の合計420万円を負担金へ組替えしとるところでございます。さらに、300万円を追加して大相撲に係る費用を712万円とするとともに、総合体育館落成後翌々日に開催する福幸SPORTSフェスに対する負担金300万円を加えているもので、合計1,012万円となります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 大相撲関係、ここが一番お金がかかっているようですけれど、合計の720万円ですかね。これはいわゆる花相撲ですよ。巡業を兼ねた花相撲ですけれど、財団法人の日本相撲協会、このほうからも当然場所を借りて興行をするわけですから使用料負担というか、そういったのも発生していると思いますけど、その辺のところはどれぐらい相撲協会から出るわけですかね。

○議長（福島知雄さん） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（鍋島二郎さん） 会場の使用料というところでよろしいですか。そちらのほうは、先ほど申し上げましたとおり落成事業の一環というところで考えておりますので、そこは町の事業という捉え方で免除というところで考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

西本友春さん。

○8番（西本友春さん） 質問ではございませんが、前回コロナ対策等で総合政策課さんのほうで全体像を示したやつ、歳入と歳出みたいな、全体で2年ぐらい前に作っていただいたのがあるんですけど、今回また物価高騰対策ということで地方創生臨時交付金、いろいろ出ていまし

て、それがこういうふうに使われてますよというのがあると非常に助かるので、その作成をお願いします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 質問じゃないですね。

（8番西本友春さん「質問ではございません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治さん。

○13番（甲斐榮治さん） 1つだけ教えていただきたいので、質問をいたします。

23ページで、総務費の中の財政調整基金が今年度は2億8,500万円積み立てられておりますが、たしか私の記憶では現在の積立額が25億円程度じゃなかったかと思っていますけれども、この財政調整基金が本町の財政規模の場合にどの程度保持しておれば理想かという、その1点だけ教えてほしいと思います。

○議長（福島知雄さん） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、財政調整基金の残高の見込みでございますけれども、一応令和4年度末の残高で約22億円の見込みでございます。令和5年度の予算の中で取り崩して活用させていただいている部分もございますので、現在における令和5年度の補正後の残高見込みが18億円ぐらいとなっております。町としましては、今、中期財政計画等の中で標準財政規模の20%以上を確保するという目標を立てておりますので、それでいきますと年度末の残高で19億6,000万円以上を確保するというのをめどにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑ありませんか。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 26ページの節区分18の負担金、補助金のうち省エネ家電購入促進補助金について、先日の全員協議会の際にこちらの補助金の振込に関してマイナンバーカードの口座とひもづけるというふうに御説明いただいたんですけども、そこら辺の趣旨について、もう少し詳しく御説明いただいてもよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉本雅和さん） 今の御質問の趣旨ですが、先日の全協のほうでも対象のほうをマイナンバーカードの所有者だけを対象とした理由について、併せてマイナンバーカードの普及と利活用を促進するためというふうに御説明させていただいております。結果的なことを述べるとそのような表現になりますが、実際はもっと詳細な理由がございます。

まず、なぜマイナンバーカードを普及させたいのかということですが、今現在、国がデジタル田園都市国家構想というものを掲げております。この構想は、単なる構想ではなく、話は少し大きくなりますが、現在の日本では地方を中心に人口減少、少子・高齢化、過疎化、東京圏

への一極集中、地域産業の空洞化といった課題に直面しております。こうした課題を解決するためには、地方活性化を図っていくことが求められております。その中で、デジタル技術を活用することで社会問題を解決する必要があります。このデジタル実装を通じ、地域の社会課題の解決と魅力の向上を図っていくことが重要とされております。マイナンバーカードは、これらを進め、実現するための大事な基盤の一つとなっております。

また、国は誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を目指すべきデジタル社会のビジョンとして示しております。このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を行う市区町村の役割は極めて重要でございます。現在、マイナンバーカードの取得は義務づけられておりませんが、これが普及しなければ、国内全体のデジタル化が進む中、将来、お持ちでない方はデジタル技術によってもたらされるメリットが受けられないこととなります。結果的に、お持ちの方と比較して不便を生じることになり、デジタル化が進めば進むほどその格差が広がってまいります。そうならないためにも、本町としましてもマイナンバーカードの普及は必要であると認識しているところでございます。

また、既に県、市区町村の地方公共団体もデジタル化に向けて積極的に動き始めております。それが自治体DXの推進でございます。現在、全自治体において、デジタルデータの標準化や住民サービスにつながる各自自治体のシステムの共通化と行政手続の電子申請の対応などを進めているところです。そうすることで、住民サービスについて利便性を向上させるとともに、行政事務においてもデジタル技術の活用により業務効率化を図り、労働人口不足による限られた人的資源を有効活用し、行政サービスのさらなる向上につなげていくことができると考えております。

マイナンバーカードを持っている、持っていないにかかわらずデジタル化は進んでいきます。先ほども申し上げましたように、結果、お持ちの方と比較して不便を生じることになります。デジタル化が進めば進むほど、その格差が広がってまいります。行政にとっても、マイナンバーカードを活用した電子申請を活用することで業務も効率化し、事務に係る人件費や諸経費も削減され、その浮いた分のマンパワーや経費を新たな事業に充てることができるようになります。

なお、今回の事業費の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しており、4,200万円を事業費として計上しているところです。対象世帯が、一応1,400世帯ぐらいを考えております。今現在、町の世帯数は1万9,070世帯となっております。この限られた予算の中で最大の効果を狙うために、本町としましてはマイナンバーカードの所有者を条件とすることで、エネルギー価格、物価高騰対策に加え、マイナンバーカードの普及と、カードを活用することでの便利さの周知を図りたいと考えているところでございます。

ほかにも、マイナンバーカードの交付率が平均以上でないと受けられないでデジ田交付金というものもございます。そのためにも、本町ではこの交付金を活用して、そのような取組をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第47号 令和5年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第5、議案第47号令和5年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 議案第47号令和5年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に18万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39万2,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明いたします。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金は、繰越金の増により全額を減するものです。

款の3繰越金は、令和4年度からの繰越金を38万9,000円計上するものです。

下の9ページを御覧ください。3の歳出になります。

款の4予備費は、歳入歳出差額分を18万4,000円計上しています。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第48号 令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第6、議案第48号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） おはようございます。

議案第48号令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に5,294万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8,909万6,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明いたします。

款の10繰入金、項の2基金繰入金、目の1基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金繰入金を955万5,000円減額し、計を0としています。

次に、款の11繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和4年度からの繰越金を6,250万円増額し、計を7,250万円としています。

続いて、9ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。

款の3国民健康保険事業費納付金、項の1医療給付費分、目の1一般被保険者医療給付費分は、一般被保険者医療給付費分の負担金を474万6,000円増額し、計を6億2,667万2,000円としています。

次に、款の10予備費は、今後感染症の拡大等による急な医療費の増加に対応するため4,819万9,000円を増額し、計を5,901万5,000円としています。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第48号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第49号 令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第7、議案第49号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長（岩下美穂さん） 議案第49号令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に233万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,809万3,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明申し上げます。

款の5繰越金、項の1繰越金、目の1繰越金は、令和4年度からの繰越金を233万9,000円増額し、計を1,763万9,000円としております。

続きまして、9ページを御覧ください。3の歳出について御説明いたします。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金、項の1後期高齢者医療広域連合納付金、目の1後期高齢者医療広域連合納付金は、令和4年度後期高齢者医療保険料の収納結果による納付金の精算分として233万9,000円増額し、計を5億3,472万2,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。



これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第49号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第50号 令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第8、議案第50号令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第50号令和5年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に8,693万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億1,267万4,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。歳入について、主なものを御説明いたします。

款の4国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6保険者機能強化推進交付金及び目の7保険者努力支援交付金は、国からの交付金の内示額を基に、合わせて945万4,000円を増額しております。

款の10繰越金は、令和4年度の決算額が確定したことにより繰越金を7,746万7,000円増額し、8,665万円としております。

9ページをお開きください。歳出について、主なものを御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の22償還金、利子及び割引料は、令和4年度の補助事業などの実績額が確定したことにより国、県などに対し補助金などの返還金が生じたことから、補正額2,423万3,000円を計上しています。

10ページを御覧ください。款の2保険給付費、項の5市町村特別給付費、目の1市町村特別給付費、節の19扶助費は、家族介護用品購入費助成事業の助成対象者を別居の家族介護者に拡

大するため保険者機能強化推進交付金を財源で活用し、補正額44万円を計上しております。

11ページをお開きください。款の9 予備費は、調整のため、補正額6,148万1,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 今、説明がありました10ページの市町村特別給付費の中の家族介護用品の対象者拡大分で44万円とありますが、これはいつから実施をされるのか、お尋ねをします。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） 10月からの実施を計画しております。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第50号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第51号 令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、議案第51号令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） おはようございます。

議案第51号令和5年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後、補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、下段の支出の第1款事業費用を588万8,000円増額し、13億6,532万3,000円としております。

続いて、2ページをお開きください。

第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、収入の第1款資本的収入を2,830万円増額し、7億2,970万8,000円としております。また、下段の支出の第1款資本的支出を2,896万円増額し、11億4,056万6,000円としております。御覧のように、資本的収入額が資本的支出額に対し4億1,085万8,000円不足しておりますので、その補填財源についての内容を上段に記載しております。

続いて、3ページを御覧ください。

第4条、企業債の補正につきましては、流域関連公共下水道事業分の限度額を2,830万円増額し、2億3,670万円としております。

続いて、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費を95万9,000円増額し、6,241万9,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画をお開きください。

ここからは附属書類になりますが、主なものを御説明いたします。

まず、収益的収入及び支出で、次の7ページの支出を御覧ください。項の1営業費用、目の6減価償却費につきましては、令和4年度の決算により確定した資産の額に合わせて本年度の減価償却費の補正を行うもので、492万9,000円増額し、7億111万5,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。資本的収入及び支出で、収入の項の1企業債、目の1企業債は、支出の増額に伴い備考欄の公共下水道事業債を2,830万円増額し、3億8,610万円とするものです。

次に、9ページを御覧ください。資本的支出の項の1建設改良費、目の1施設費、備考欄の公共下水道事業の主な増額は、菊陽空港線延伸工事の熊本県施工区間であるJR豊肥本線南側の跨線橋の建設や道路拡幅により既設の污水管の移設工事が必要になったため、1,800万円を増額するものです。また、下水道区域内で以前から住民より整備要望がありました未整備区域で、このほど関係者の同意がまとまったことから来年度の工事に向けて本年度に委託業務を実施するため、1,030万円を増額するものです。施設費の合計で2,896万円を増額し、5億9,136万2,000円とするものです。

次の10ページから、補正後の令和5年度予定キャッシュフロー計算書等の予算関連資料を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第51号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第52号 工事請負契約の変更について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事）

○議長（福島知雄さん） 日程第10、議案第52号工事請負契約の変更について（杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） それでは、議案第52号工事請負契約の変更について説明いたします。

令和4年第2回臨時会、議案第41号で議決をいただきましたJR光の森駅前横断歩道橋整備事業で取り組んでおります杉並木線横断歩道橋屋根高欄工事の請負契約について、契約金額を、1億389万5,000円を1億2,864万8,776円には変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

それでは、工事請負契約に変更が必要になった理由及び内容について説明いたします。

2枚めくっていただいて、参考資料A3判の変更概要図をお開きください。

変更金額は、2,475万3,776円の増額です。図面上部の側面図で緑色に表示している箇所が本工事の施工箇所でございます。赤色で表示している箇所が変更増の施工箇所でございます。

変更の概要は、まず鉄骨工事及び鉄骨仕上げ塗装については、図面上部側面図及び下段左側断面図の赤色で表示した箇所となります。これらの工事は、当初設計時の計上漏れがありまし

たことから本工事に新たに追加するものでございます。鉄骨工事は12.4トン、鉄骨仕上げ塗装は120平方メートルの追加となります。

次に、鋼床版の防水工事については、図面下部の右側横断図の赤色で表示した箇所となります。当初、別工事での施工としておりましたが、作業効率を考慮し、本工事での施工に変更するものでございます。橋面塗膜系防水は、当初、歩道橋架設工事での施工としておりましたが、橋面塗膜系防水の施工後は速やかに舗装工事を行う必要があるため、本工事に橋面塗膜系防水156平方メートルの追加となります。

次に、仮設工事につきましては、図面中段の足場縦断側面図の赤色で表示した箇所となります。当初、仮設工においては歩道橋架設工事での足場を流用し、歩道橋桁下までの足場及び橋脚周りの足場のみとしておりましたが、屋根高欄の設置に伴い足場設置計画を見直したため、足場の追加を行うものです。本工事では、鉄骨の建て方や屋根部材の設置作業となるため歩道橋の桁上から屋根までの作業となり、当初足場で対応できないため、屋根まで作業可能な側面枠組み足場726平方メートル及びつり足場105平方メートルの追加となります。

また、本工事の工期につきましては令和5年12月20日までとしておりましたが、今回の変更に伴い、令和6年1月31日まで工期を延長することとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第53号 財産の無償譲渡について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、議案第53号財産の無償譲渡についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（和田 征さん） 議案第53号財産の無償譲渡について御説明いたします。

提案理由は、旧武蔵ヶ丘第二保育園の跡地を高齢者福祉施設として活用するため、施設の整備、運営を行う事業者を公募しておりましたが、当該事業者を決定したことから、旧園舎を取り壊し施設を新築するため、当該事業者に旧園舎を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、園舎の無償譲渡後は、当該事業者が旧園舎の解体工事を行い、高齢者福祉施設の新築工事と一体的に整備を行う計画としております。

議案を御覧ください。

1の無償譲渡する財産の内容は、旧武蔵ヶ丘第二保育園です。所在地は、熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1丁目3600番の161。種類及び数量は、建物が鉄筋コンクリート造り平家建て、延べ床面積が540平米、建築は昭和53年です。その他、工作物、立木についても一式無償譲渡します。

2の譲渡の相手方は、当該高齢者福祉施設の整備、運営を行います熊本県熊本市東区錦ヶ丘26番11号、医療法人伸生紀、瀬井圭起であります。

3の譲渡年月日は、令和5年10月1日です。

参考資料には、1枚目に旧武蔵ヶ丘第二保育園の位置図、2枚目に旧武蔵ヶ丘第二保育園の平面図をおつけしております。

譲渡後のスケジュールとしましては、遅くとも令和6年12月に建物を完成し、令和7年3月までには看護小規模多機能型居宅介護事業を開始する予定としています。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐々木理美子さん。

○9番（佐々木理美子さん） 議案第53号について質問をいたします。

この第二保育園を譲渡するに当たって、地域の説明が行われました。この施設を公募するに当たって、地域の方が集えるような施設を造るということをおっしゃってました。それについて説明と、あと建て壊すようになった場合に、地域への工事の情報はどうなって、広報についてはどうなるかというのをお聞きしたい。それと、この譲渡の相手方、熊本市の医療法人伸生紀になっておりますが、この事業者の事業及びどんな施設を持ってらっしゃるかをお聞きしたい。それと、1者になっておりますが、ほかに手を挙げる事業者はなかったのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 介護保険課長。

○介護保険課長（和田 征さん） まず、1つ目の質問ですが、地域の方が交流できる場所ということの話だだと思うんですけども、そもそも今回の高齢者福祉施設については地域密着型施設サービス事業と呼ばれるものでして、施設を整備する際に交流スペースを必ず造るとい

ところの条件があります。その交流スペースを使って地域の方を集めた、いろいろ交流の場となるという感じになっているんですけども、先日住民の方に事業所の方が説明されているんですが、その中で、住民の方からもぜひ、例えば避難所であるとかそういったものでも活用できないかというような御意見があっただけで、法人のほうとしましても前向きに検討したいというようなことでお話を聞いているところです。

それと、2番目の広報につきましては、それについてはこれから建設業者とか解体方法とか、そういったところも含めて事業者が主となって決めていくということになりますので、今の段階ではどういう内容かというのは説明できません。

あと、法人の概要についてですけども、こちらについては、主に熊本市のほうで既に事業をされてるんですけども、老健施設でありますとか認知症のグループホームとかを既に運営されている比較的規模の大きい法人さんになります。菊陽町についても、予定では今年の12月に認知症のグループホームを新たに開設するというのがありますが、それと同じ法人さんということになります。

最後に、事業者の応募につきましては2者から応募がありました。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第54号 指定管理者の指定について

○議長（福島知雄さん） 日程第12、議案第54号指定管理者の指定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（阪本和彦さん） 議案第54号は、指定管理者の指定についてでございます。

本件は、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理期間が令和6年3月31日をもって満了いたします。菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例第9条第1項及び菊陽町ふれあい農園の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により指定

管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容について説明いたします。

1、管理を行わせる公の施設の名称、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園。
2、指定管理者となる団体、名称、有限会社さんふれあ、所在、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5359番地。3、指定の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でありませ

それでは、有限会社さんふれあを指定管理者として指定する理由について説明いたします。

現在、菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園については、有限会社さんふれあを指定管理者として指定しており、指定期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間としております。

これまでの指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号において、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときは、公募によらず指定管理者を選定できると規定しております。

総合交流ターミナルは、その設置目的を都市部住民と農村部住民との交流を通して農業の振興及び活性化に資する施設としており、地域特産物の展示販売、地域食材の加工及び提供、温泉の利用や町民の健康維持及び増進に関する事業を行うこととしており、公共性、公益性の高い施設運営を行っております。

一方、これまで施設の管理運営を担当してきました有限会社さんふれあは、平成15年4月に総合交流ターミナルの管理運営を目的として町の直営時代を支えてこられた菊池地域農業協同組合、菊陽町商工会、菊陽町畜産分区、当時の熊本市酪農農業協同組合、さん彩出荷協議会の5つの団体と町とが出資して設立しました。菊陽町の農業と商業を牽引する団体等で組織され、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理運営が図られると考えております。

令和6年4月からの指定管理につきましては、公募または非公募による指定管理者の選定について検討してまいりました。「さんふれあ」の運営は、コロナ化を経て入湯者数及び売上げも着実にコロナ前に戻ってきております。経済活動が活発化していることに加え、「さんふれあ」の独自のイベントの開催やレストランでの温泉、定食セット券の販売といった販売促進活動の効果であると認識しております。今後も安定的な運営が期待でき、電気、ガスといったエネルギーの高騰はあるものの、公共性と企業性を併せ持つ組織体であり、地域施策を展開する上でメリットの多い第三セクターでの運営が理想であると考えております。よって、非公募により有限会社さんふれあを指定するものであります。指定期間については、5年間とするものです。

次に、ふれあい農園についてです。

ふれあい農園は、総合交流ターミナル施設の北側に位置する農園であります。総合交流ターミナルの附帯施設として同じ指定管理者が同時に管理することが管理経営面においても合理的であり、利用者ニーズにも適切に対応できるものと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

廣瀬英二さん。

○5番（廣瀬英二さん） 議案第54号指定管理者については、5年間ということで、私はこれはよしとします。ただ、指定管理についてはいろんな施設がございます。総合体育館とか図書館とか、それからさんさん公園とかありますけど、今後はそれを一緒にこことここは抱き合わせたほうがいいのか、いろんな指定管理の方向はあると思います。そういう中で、来年の4月から5年間というふうに一応期間は区切ってございますけれども、今からずっと進んでいく中でそういう抱き合わせの議論が出てきた場合には、その期日は変更になる場合もあつとですか。

○議長（福島知雄さん） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えします。

もちろん5年間というやつの、例えば変更かということになると思います。それは、状況状況によって、もちろん変更していく必要があると思います。おっしゃられましたとおり、公園を抱えています、総合体育館を抱えています、そしてまた「さんふれあ」があるということで、一元管理というのが一番好ましいんじゃないかということは思いますけれども、ただ用途用途が全然違うわけですね。そういったところを踏まえまして、関係課と協議をしまして、改めて方針とかそういった部分がありましたら、ある程度方向性が固まりましたら、皆様方の御意見を賜りまして、きちっと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

（5番廣瀬英二さん「分かりました」の声あり）

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第54号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第55号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄さん） 日程第13、議案第55号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（矢野博則さん） 議案第55号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由でございますが、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、位置図(1)を御覧ください。赤い線で示しました番号①及び②の路線は長塚地区の北側に位置し、番号①は長塚1号線、番号②は長塚2号線であります。この2路線は、現在県と進めております菊陽空港線延伸道路事業において、町の事業区間のうち長塚地区地権者の代替地開発に伴い新たな道路を整備するため町道と認定するものでございます。番号①の長塚1号線は、町道上堀川馬場線を起点として、長塚団地内の町所有道路を終点とする道路でございます。延長は90メートル、幅員は5メートルで、既設道路の拡幅による整備を行います。番号②の長塚2号線は、町道上堀川馬場線を起点として、番号①の長塚1号線を終点とする道路であります。延長は96メートル、幅員は5メートルで、新たな道路として整備を行います。

次のページをお開きください。位置図(2)を御覧ください。赤い線で示しました番号③の路線は、新町22号線であります。新町区のJR原水駅西側に位置し、県道熊本菊陽線を起点とし、JR豊肥本線の大原踏切を通り、町道十一軒五軒屋線を終点とする道路であります。この道路は、今後、改良工事を予定しているため、新たに町道認定するものでございます。延長は162メートル、幅員は6.5メートルから9メートルで整備を行います。なお、踏切の幅員は2.5メートルから9メートルに拡幅することとしております。

次のページをお開きください。位置図(3)を御覧ください。赤い線で示しました番号④の路線は、曲手9号線でございます。曲手区の菊陽南小学校の東側に位置し、町道曲手4号線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でございます。延長は139メートル、幅員は6メートルの路線でございます。それから、当路線の北側に記載しております県道瀬田竜田線と記載しておりますけれども、県道瀬田熊本線の誤りでございます。大変申し訳ありませんが修正のほうをお願いいたします。

次のページをお開きください。位置図(4)を御覧ください。赤い線で示しました番号⑤の路線は、中尾9号線でございます。中尾地区にある菊池広域連合消防本部南消防署の南側に位置し、町道中尾線を起点として民間住宅地開発により築造され、町に帰属された道路でありま

す。延長は122メートル、幅員は6メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第55号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 同意第4号 菊陽町教育委員会委員の任命について

○議長（福島知雄さん） 日程第14、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、同意第4号菊陽町教育委員会委員の任命について御説明いたします。

現菊陽町教育委員会委員の天野智子様（あまの ちこ）の任期が、来る9月30日をもって満了となります。つきましては、新たに菊陽町教育委員会委員に山崎華子様（やまざき けい）を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

山崎華子様の住所、生年月日は記載のとおりであります。学歴、職歴については、お配りしております関連資料のとおりでございます。山崎様は、大学卒業と同時に民間の会社に就職され、平成15年5月から保育園の事務職員として勤務、令和元年4月からは本町の臨時職員、会計年度任用職員として勤務されています。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項において、教育委員には保護者である者が含まれるよう義務づけられています。このようなことから、山崎様を任命するものでございます。

山崎様は、温厚、誠実な人柄であるとともに、識見、経験とも豊かであり、教育委員として適任でありますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は4年でございます、本年10月1日から令和9年9月30日までとなります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第4号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 報告第13号 令和4年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（福島知雄さん） 日程第15、報告第13号令和4年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 報告第13号令和4年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて御報告いたします。

1枚めくっていただき、健全化判断比率の報告書を御覧ください。報告書には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率があり、上段の数値が実際の比率で、下段の括弧書きの数値が早期健全化基準で、実際の比率が早期健全化基準を下回ってれば健全であるということになります。

まず、実質赤字比率です。実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計の実質収支額について分析するものですが、決算では7億631万9,000円の黒字となったため、赤字比率として数値に表すことができないという結果になりました。

次の連結実質赤字比率は、一般会計と土地取得特別会計を合わせた普通会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、決算では13億6,488万7,000円の黒字となったため、赤字比率

として数値に表すことができないという結果になりました。

次に、実質公債費比率は、実質的な公債費に充当した一般財源の額の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、健全化基準25%に対し、5.9%という結果になりました。

最後は、将来負担比率です。将来負担比率は、自治体全体の実質的負債と償還能力を比較するため、第三セクターなどを含めた負債の標準財政規模を基本とした額に占める比率で、早期健全化基準350%に対し、20.1%という結果になりました。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますので、菊陽町の財政状況は健全段階にあるということになります。

1枚めくっていただき、次は資金不足比率報告書です。資金不足比率は、公営企業である下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計に関するものです。下水道事業会計及び工業団地造成事業特別会計どちらも、公営企業の資金不足額より公営企業の事業規模である料金収入などの規模が大きいため、資金不足比率として数値に表すことができないという結果になりました。したがって、下水道事業会計、工業団地造成事業特別会計は経営状況は安定していると言えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第13号令和4年度決算に基づく菊陽町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第14号 有限会社さんふれあの経営状況について

○議長（福島知雄さん） 日程第16、報告第14号有限会社さんふれあの経営状況についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○農政課長（阪本和彦さん） 報告第14号有限会社さんふれあの経営状況について御説明いたします。

有限会社さんふれあは町が出資している法人でありますので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度決算に関する書類及び令和5年度予算に関して報告するものであります。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。令和4年度の決算報告書になります。

2ページの貸借対照表を御覧ください。左側が資産の部、右側が負債の部と純資産の部とな

っております。

左側、資産の部を御覧ください。流動資産の計6,195万3,678円に固定資産の計213万8,592円を加えた資産の部の合計が6,409万2,270円となっております。右側の負債の部では、合計3,509万5,884円となっております。その下の純資産の部の合計が2,899万6,386円であり、負債及び純資産の部の合計が6,409万2,270円となっております。

次に、3ページの損益計算書を御覧ください。売上高は、温泉売上げ、ジム売上げ、大広間売上げ、直売所売上げ、直売所委託料収入、指定管理委託料収入、ジム委託料収入、その他収入を合わせた売上高の合計が1億7,336万1,877円となっております。次に、売上高から仕入れなどの売上原価2,877万1,071円を減じた売上総利益は1億4,459万806円となっております。その下段の販売費及び一般管理費は1億5,529万7,435円となっております。

なお、販売費及び一般管理費の内訳につきましては、次の4ページを御覧ください。職員の給与手当、水道光熱費、賃借料、衛生管理費、燃料費などに要した内訳が記載されております。

それでは、3ページに戻っていただき、中段の売上総利益1億4,459万806円から販売費及び一般管理費1億5,529万7,435円を減じると、営業利益はマイナスの1,070万6,629円となります。この営業利益に営業外収益618万1,278円を加え、営業外費用80万1,419円を減じた経常利益はマイナス532万6,770円となります。なお、営業外収益には、保険解約返戻金300万円、事業復活支援金90万円、カレー販売負担金50万円等が含まれております。次に、経常利益に法人税、住民税及び事業税18万2,500円を減じた当期利益はマイナス550万9,270円となります。

7ページをお開きください。5月19日に監査が実施され、5月29日の総会を経て、7月20日付で有限会社さんふれあから報告されたものであります。

交流ターミナルの管理運営に当たり、町と有限会社さんふれあとの間に締結されました菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する基本協定第7条では、年間売上げの2%に相当する営業利益を計上したときは、それを超える額に対し半額以上の額を町へ納付すると規定しております。しかしながら、令和4年度は営業利益が赤字決算となったため、町へ寄附金として納付することはできなかったという結果となっております。

次に、参考資料の次のページをお開きください。収支予算に関する令和4年度計画とその実績及び令和5年度計画を添付しております。

令和5年度の計画は、昨年度の実績を勘案して計画されております。総売上げは、温泉、ジム、大広間、直売所等の売上げに町からの委託料2,696万7,000円を加えた4,812万円増の1億9,908万5,000円とされております。一般管理費の上から3項目めの水道光熱費では、昨年計画比886万8,000円増の2,801万8,000円、下から2項目めの燃料費では昨年計画比1,467万7,000円増の3,418万5,000円で、一般管理費の総計では約3,383万5,000円の増で計画され、営業利益マイナス707万5,000円を想定されております。

なお、コロナ禍前へ回復傾向にある中、電気代及び燃料費の高騰により全体の営業利益は赤

字決算となることが予想されますので、経営状況を勘案し、指定委託料としまして2,696万7,000円を支出することとしたところでございます。

世界情勢は深刻な状況が続いており、電力及び燃料価格の高騰は予測が困難な状況で計画を上回る経費増となることも懸念され、経営を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますので、一層の御支援を賜りますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 2ページ目の貸借対照表について質問をいたします。

負債の部の未払金のところ、1,071万円、未払い費用437万円、この説明をお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） こちらにおきましては、直売所等と売掛金とかそういったものと、あとは町からのカレーの製造委託料、こういったものをあらかじめ「さんふれあ」さんのほうで負担していただきまして、その実績に応じて町のほうから精算して支払うというような形で、そういったものが未払金と、あとは未払い費用と、そういったものに計上されているところでございます。

○議長（福島知雄さん） 布田悟さん。

○11番（布田 悟さん） 今の説明は未払金ですかね。未払い費用も今、言葉が出ましたけど。未払金と未払い費用。今の説明は未払金。

（「未払金」の声あり）

未払い費用というのは何ですかね。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） すいません。一応、今、未払金と未払い費用併せて御説明させていただいたところでございます。申し訳ありません。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 最後のページの令和5年度収支予算計画におきまして、温泉の売上げが令和4年度の予算7,143万円から令和5年度8,953万円と、かなり1,800万円、大きな金額で上げた上で予算計上されておりますけれども、この数値を上げた根拠について町として御存じのことがあればお答えください。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 温泉の収益の増につきましては、5月から温泉料金の値上げというものを考えており、そういったものを踏まえたところで増額を計画しております。
以上です。

○議長（福島知雄さん） 鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 今のお答えからすると、温泉料金が上がることを、主にこれが上がる根拠でして、人数が増えるという予想の下にこれを立てたわけじゃないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（福島知雄さん） 農政課長。

○農政課長（阪本和彦さん） 大変失礼いたしました。温泉料金も値上げも想定しておりますけれども、入湯者数も年々、コロナ禍中でも増えてきております。昨年と比較しても、前年比から入湯者数は増えておりますので、そういった増えるところを計画に入れたところで見積りをしているところであります。

以上でございます。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第14号有限会社さんふれあの経営状況についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第17 研修報告

○議長（福島知雄さん） 日程第17、研修報告を行います。

これから閉会中の継続調査で議会広報調査特別委員会で研修をされました件について報告をお願いします。

議会広報調査特別委員会委員長西本友春さん。

○議会広報調査特別委員会委員長（西本友春さん） 皆さんこんにちは。

それでは、広報調査特別委員会で8月29日に全国町村議員会館で議会広報のクリニックの研修を受けてきましたので、御報告をさせていただきます。

今回、クリニックは8町村、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本は多くて美里、小国、錦町と8町村の方がエントリーをされておりました。菊陽町は、昨年熊本で開催されましたクリニックにエントリーし、そこでいろんな評価を受けておりました。今回は、メンバーも替わり新たなスタートでしたので、そういう中では実績として今つくってるやつで提出するものがないということで今回のクリニックは受けてはきませんでしたけれども、いろんなところで勉強にはなりました。今回受けたクリニックの8町村の中で、一般質問にQRコードがついているところは1か所、菊陽町は現在つけておりますので、そういうのは必要性があるというふうに感じております。

また、菊陽町の議会だよりは16ページ構成ですが、今回エントリーされたところは少ないと



こは12ページで、これはあまりにも少ないなという、から22ページ。全国的には、優良町村は大体が20ページ以上ということで、今後菊陽町の議会だよりに関しましても紙面割り等を考えながら、その16ページでいいのか、それともあと4ページ増やした20ページ構成で内容の充実をしたほうがいいのかというところで、再度紙面割りについても考える必要があるなというふうに感じました。

それから、誰に何をどのように伝えたらいいのかということで、そのことの大事さというのを非常に学ばさせていただくことができました。あとは、グラフの表し方とか簡単な写真の表示の仕方というので少し変わってくる。それから、記事そのものに見出しをつけたほうがいいのかということで、その見出しの合った構成をつくる必要性も、またこれは広報委員会の中でしっかり皆さんで話し合いをしながら、今後しっかりと議会広報紙作りに努めてまいりたいと思います。

以上で研修報告を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄さん） 議会広報調査特別委員会委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時55分

第3回菊陽町議会9月定例会会議録

令和5年9月19日（火）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6 日 目)

(令和5年第3回菊陽町議会9月定例会)

令和5年9月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 発議第8号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書(案)

日程第3 発議第9号 L G B T理解増進法の廃止を求める意見書(案)

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|--------------|------|------------|
| 1 番 | 鬼 塚 洋 さん | 2 番 | 吉 村 恭 輔 さん |
| 3 番 | 藤 本 昭 文 さん | 4 番 | 馬 場 功 世 さん |
| 5 番 | 廣 瀬 英 二 さん | 6 番 | 矢 野 厚 子 さん |
| 7 番 | 大久保 輝 さん | 8 番 | 西 本 友 春 さん |
| 10 番 | 中 岡 敏 博 さん | 11 番 | 布 田 悟 さん |
| 12 番 | 佐 藤 竜 巳 さん | 13 番 | 甲 斐 榮 治 さん |
| 14 番 | 岩 下 和 高 さん | 15 番 | 上 田 茂 政 さん |
| 16 番 | 小 林 久 美 子 さん | 17 番 | 坂 本 秀 則 さん |
| 18 番 | 福 島 知 雄 さん | | |

3. 欠席議員

9 番 佐々木 理美子 さん

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 吉 本 香 奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------|------------|-----------|------------|
| 町 長 | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長 | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長 | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長 | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長 | 矢 野 和 幸 さん | 健康福祉部長 | 東 桂 一 郎 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 梅 原 浩 司 さん | 財 政 課 長 | 澤 田 一 臣 さん |
| 健康・保険課長兼
新型コロナウイルス感染症対策課長 | 岩 下 美 穂 さん | 介護保険課長 | 和 田 征 さん |
| 商工振興課長 | 今 村 太 郎 さん | 下水道課長 | 丸 山 直 樹 さん |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 渡 辺 博 和 さん | 総務課総務法制係長 | 高 山 智 裕 さん |

教育部長 吉永公紀さん

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時57分

○議長（福島知雄さん） おはようございます。

今日は、佐々木理美子さんから忌引のために欠席届が出ておりますのでお知らせします。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（福島知雄さん） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審査の経過と結果について各委員長に報告を求めます。

順序は、経済産業建設常任委員会、次が文教厚生常任委員会、最後に総務住民生活常任委員会の順とします。

まず初めに、経済産業建設常任委員長矢野厚子さん。

○経済産業建設常任委員長（矢野厚子さん） 皆様おはようございます。経済産業建設常任委員長の矢野です。

ただいまより委員長報告を行います。

9月11日、12日の1日半で審議を行いました。

まず初めに、商工振興課です。

認定第1号の一般会計歳入歳出決算の認定では、4億円の税収を生み出しているたばこ税に関連する肥後大津たばこ販売協同組合補助金の用途について質問があり、イベント時の喫煙マナー啓発などに使われているとの説明がありました。

商工会育成補助金950万円については、町内の増加する商工会会員に対応するために増やされた職員の人件費として活用しているとのことでした。

認定第3号の拠出金については、一般会計に戻し、今後の企業誘致のための環境整備に支出するとのことでした。なお、原水工業団地、第二原水工業団地ともに完売しています。

次に、農業委員会から、現地調査用のタブレット5台購入の説明がありました。全国で数万台購入したことにより、アプリも含めてかなり安価に購入できたとの説明がありました。現地調査アプリによって現在地と農基台帳情報がその場で確認できるようになったと報告があり、これにより管理がスムーズとなりました。

また、現在の菊陽町の現状を考えると、農業委員や農地利用最適化推進委員に対して、農地法、農振法について、今まで以上に細かい研修が必要になると認識しているとの発言がありました。

次は、農政課です。

土地改良区工事等助成金については、花立地区土地改良組合の畑かんの漏水修繕の費用との説明がありました。

また、農業の担い手の集積を図るため、貸手と借手にそれぞれに補助金を出しています。令和2年度は貸手136名、借手86名、令和3年度は貸手105名、借手80名、令和4年度は貸手99名、借手77名となっております。若干減ってはおりますが、続いております。

森林環境譲与税については、基金として積み立てていますが、アンケートを基に将来町に施業委託を希望する場合の森林整備に活用していく方向とのことです。また、森林カルテも今年度から作成されます。

次、建設課からは、橋梁長寿命化計画策定業務は終わり、60橋が対象であるが、早急に補修、架け替えが必要な橋梁はなかったとの報告がありました。

次に、町営住宅の家賃についてです。

滞納者が令和4年度末の46名から38名に減少、職員が小まめな対応と対策を行った結果で、今後も町の顧問弁護士と対応について相談しながら、また近隣市町の対応を参考に職員も対応について研修していくとのことです。

道路沿線緑化業務委託料は、除草作業が主で、県の積算した内容により行っており、各地区の区長の下承を得て契約を行っております。高齢化などで参加者が減り、委託が困難になれば、区の総意を確認の上、県に事業を戻して管理してもらうとのことです。

下水道課からは、熊本北部流域下水道グリーン電力価値売却収入は、処理場で発生するメタンガスを利用した発電の売電収入です。

また、令和4年度のマンホールトイレの設置について質問があり、ふれあいの森は4基、鼻ぐり公園は4基を設置しました。今後は総合地震対策変更計画を反映し事業を進めるとのことです。

都市計画課は、大規模盛土造成地変動予測調査事業について、対象地の現地調査を行い、宅地カルテを作成しました。その結果として、いずれも緊急性が低く、経過観察対応をすることです。

環境アセスメント原水駅周辺土地区画整理事業の今後のスケジュールについては、令和7年度中に確定する見込みとのこと。令和10年度の着工を目指します。また、令和7年度に都市計画の決定を行う予定です。

ひばりヶ丘公園のトイレについては、設置をしたら、その管理の一部を区または自治会に委託することになります。関係のある自治会から、今は必要がないという意見があり、その意見を尊重しますとの説明がありました。

以上で委員会内容の報告を終わります。詳細については、お手元に配付された議事録をお読みください。

なお、経済産業建設常任委員会に付託を受けました認定第1号の一般会計歳入歳出決算の認定について、経済産業建設常任委員会に関する決算については、委員会で賛成多数で可決するものとして決しました。

認定第3号の令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についても、

委員会で賛成多数で可決するものとして決しました。

また、議案第42号の令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についても、賛成多数で可決するものとして決しました。

以上で委員長報告を終わります。

なお、質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄さん） 経済産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

なお、認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員会に関連していますので、各委員長の報告が終わってから質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、認定第3号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第3号令和4年度菊陽町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、議案第42号令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第42号令和4年度菊陽町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、委員長の報告は可決及び認定とするものです。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、議案第42号は可決及び認定とすることに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長大久保輝さん。

○文教厚生常任委員長（大久保 輝さん） 皆さんおはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会の審査の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事件は、認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項、認定第4号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4件であります。

9月11日、12日の2日間にわたり、認定第1号、認定第4号、認定第5号、認定第6号について各担当課に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

審査の経過、結果につきましては、要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告いたします。

まず、教育委員会の学務課から参ります。

小学校の給食調理員は現状足りているのかという質問がありました。各学校によって違いはあるが、9月の採用で正職の調理員が3名増えた。現状では、菊陽南小学校以外の学校は正職員を2名ずつ配置しており、菊陽南小学校においても今後2名体制にしたいと考えている。

教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育アドバイザーなど、どのような業務内容なのか。教育相談員はすぎなみ教室の4名のことです。スクールカウンセラーは、子どもたちの悩みなどの相談を受けており、臨床心理士の資格を持っている。スクールソーシャルワーカーは、児童の相談業務だけでなく、不登校やいじめ、特別支援教育の家庭とつながって支援を行い、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っている。学校教育アドバイザーは、学力向上のため、職員の授業力向上のサポートや若手職員のサポートなど、基本的に教職員を対象に対応している。

小学校と中学校で要保護と準要保護はどれくらいいるのか。令和4年度は、小学校が要保護14名、準要保護275名、中学校が要保護8名、準要保護181名になる。

施設整備課に行きます。

施設整備課では特に質疑はございませんでしたが、菊陽杉並木公園拡張工事など年度をまたぐ工事などは決算書を見ても全体でどの程度の費用がかかったのか分かりにくいので、決算書とは別に年度ごとに分けた一覧表を作成し説明してほしいというところでの要望がありまし

た。

次に、生涯学習課です。

社会教育施設使用料の件で、町外料金は町内料金の3倍になっているが、町外と町内の割合は。ふれあいの森研修センターについては町内の利用がほとんど、中央公民館と南部町民センターは町内利用者が多く、武蔵ヶ丘コミュニティセンターは熊本市や合志市が近いので町外の利用も多いということでした。

地域学校協働活動推進員は何名か。また、どんな方がなっているのか。各中学校校区に1名と、全体を取りまとめる統括1名の計3名で、社会教育指導員も兼務してもらっている方で、地域とのつながりをとても大切にされている。ボランティアや地域活動にも積極的に取り組んでいる方ですので、学校と地域を結ぶ役割を十分果たしていただいているということでした。

次に、スポーツ振興課です。

全国大会等出場激励金は、九州大会1万円、全国大会2万円を支給しており、令和4年は107件の申請となっています。これに関して、どんなスポーツでも全国大会というものに出場すれば激励金が出るのか。予選を勝ち抜き、または推薦を受け全国大会に出場される場合、また九州大会でも会場が沖縄県である場合には1人2万円の激励金を出していますということでした。

図書館に移ります。

ホールの稼働率はどれぐらいか。令和4年度の開館日に対する稼働率は63.4%、9月から3月の時期は稼働率が高く、80%を超えているということでした。

次に、健康福祉部に移ります。

健康福祉部介護保険課の一般会計歳入歳出決算の認定に関する事項について。

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の内容は、新たな施設の整備を行ったものであったか。既存施設の建て替えであり、新たな施設を整備したものではありません。

菊陽町福祉事業者等一時支援金のうち、介護保険課で支給を行った事業者数、補助単価、助成内容はどのようなものであったか。事業者数は35で、439万円を支給しました。補助単価は、施設の定員数による区分で、一律に異なり、補助内容は新型コロナウイルスの影響による物価高騰対策に係る経費であれば対象としているということでした。

認定第6号介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

社会福祉士出向負担金、主任ケアマネジャー出向負担金、介護支援専門員出向負担金とあるが、内容はどのようなものか。菊陽町社会福祉協議会からの出向職員4名分の給料等に充てる負担金になります。

令和4年度の介護保険料の収納率は98.4%とあるが、未納となった残りの1.6%はどのような事情で未納となっているのか。介護保険料の徴収方法は、年金天引きが行われる特別徴収と、納付書等で支払いとなる普通徴収に分かれますが、未収納となったのは普通徴収のほうです。65歳になると年金天引きになりますが、切替えに約6か月程度期間がかかるため、その期

間、普通徴収になり、その期間に未納となる人が多い状況ということでした。

次に、健康・保険課新型コロナウイルスワクチン接種対策室の一般会計歳入歳出決算の認定についての部分です。

きくよう健康倶楽部加入者の推移は、令和3年度末は2,472人、令和4年度末は2,660人と年々増加しています。

きくよう健康倶楽部の健康ポイントの報償費約640万円とあるが、これに対する目に見えた効果はあるか。会員の8割以上が入会前に比べ、歩く機会が増えている状況で、男女ともに平均歩数が毎月8,500歩以上となっているということでした。

次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

全体的な歳入歳出が令和3年度より5%以上減少している原因は、国民健康保険の被保険者は74歳までで、75歳から後期高齢者医療保険へ移行しますが、国民健康保険に加入する人数より75歳に到達して後期高齢者医療保険へ移行する人数のほうが多いためです。団塊の世代が75歳に達して後期高齢者医療保険加入者が多くなり、国民健康保険加入者が減っているという状況がありますということです。

歳出全体について、不用額が約4億3,100万円と大きいですが、例年こうなっているのか。保険給付費に関しましては、今、県が国保の財政運営をされていて、当初予算の時期にこれぐらいの保険給付費で組むように言われ予算を組ませていただいている。しかし、実際はコロナなどで病院へ行かなかった、インフルエンザが流行しなかったなど様々な条件が重なり、見込みより実績が少なかったために不用額が出ているということでした。

認定第5号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑はありませんでした。

次に、子育て支援課です。

私立保育所保育委託料、施設型給付費及び地域型保育給付費を支給している施設数はどれぐらいあるのか。町内の施設数は、私立保育所が11施設、認定こども園が3施設、地域型保育事業として小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育室の7施設です。

児童手当の支給漏れはないか。また、支給に当たっては、新し続を必要とせず、町が支給認定をしているのか。以前は児童手当の支給認定に当たっては毎年6月に現況届の提出が必須であったが、令和4年度からは原則提出不要となり、町が調査、認定後に支給しており、支給漏れはありません。ただし、転入者や夫婦間で所得が逆転したなどの場合は別途手続きが必要となります。

福祉課です。

民生児童委員協議会補助金について、民生・児童委員の成り手が不足している状況だと思うが、成り手を探するために町としての取組や考えはあるか。まず、定数67名に対して現人数は56名です。成り手不足の要因として、定年後も働く方が増えたことや共働き世帯の増加が要因と思います。民生委員は、民生委員法で無給となっておりますが、町の支援として活動費用等

を協議会に助成しております。また、成り手不足の対策としましては、職員の退職説明会等でお願いするなど検討しております。

地域福祉計画策定委託料について、どのような形で、どの業者に委託したのか。プロポーザルにて業者選定を行っており、6者応募があり、その中でジャパンインターナショナル総合研究所に委託しました。

地域活動支援センター委託料の内容と内訳を教えてください。本事業は、社会医療法人芳和会菊陽病院に託しており、菊陽病院内にございます。内容としては、障がいがある方に身近な地域で通所において創作的活動または生産活動の機会を提供したり、障がいのある方が社会との交流などを行う施設で生きがいづくりなどを行っておられます。委託料内訳は、主に人件費となっており、その他、燃料費や通信費、運搬費、消耗品費などです。

以上が審査の経過です。

なお、付託されました4件につきましては、採決を行いました結果、認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項は、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第4号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第5号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

認定第6号令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数により認定すべきものと決しました。

文教厚生常任委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑については自席から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（福島知雄さん） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これから質疑、討論、採決を行います。

認定第4号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第4号令和4年度菊陽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第5号令和4年度菊陽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第6号令和4年度菊陽町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、総務住民生活常任委員長廣瀬英二さん。

○総務住民生活常任委員長（廣瀬英二さん） 皆さん、改めましておはようございます。

総務住民生活常任委員会の審査の経過と結果を報告します。

総務住民生活常任委員会に付託されました付議事件は、認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち総務住民生活常任委員会に属する事項、認定第2号令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についての2件でございました。

9月11、12日の2日間にわたり、各担当課長及び係長等に詳細な説明を求め、質疑を行い、慎重に審査をしました。

なお、12日の午後には菊陽町の最大の指定避難場所である総合体育館を危機防災の観点から視察を行いました。

審査の経過につきましては、お手元に要点を記録した資料を配付しておりますので、主なものを報告させていただきます。

まず、三里木町民センターです。

条例改正で、働く婦人の家についての質問がありました。関係法令等も女性の福祉向上から男女共同参画へと変わってきているので、男女共同参画事業は今後も推進していくとの回答でございました。

次に、人権教育・啓発課です。

団体活動助成金について、2つの団体に例年金額を補助しているが、いつ頃まで続くのかの質問があり、回答として、部落差別の解消を進めていくために必要な補助は続けていくということでした。また、団体への活動助成金事業が町の判断で実施されていることは、責任が変わると判断も変わるのかの質問に、予算案を議会に提出し承認をいただいて執行しており、町の判断として続けていくとのことでした。

財政係です。

大津町は、平成17年度から平成20年まで不交付団体であったが、リーマン・ショックの影響を受けて平成21年から交付団体になったと聞いている。菊陽町が今後不交付団体となった場合、その後、交付団体になる可能性があるのかの質問に、大津町は本田技研熊本製作所の業績が好調な時期に不交付団体になり、その後、法人住民税が大きく減った時期に交付団体になったと聞いている。菊陽町の企業が稼働後に法人住民税がどうなるか分からないが、固定資産税の税収が伸びて不交付団体になる可能性はある。その場合は、不交付団体が長期間継続することが考えられるということでした。

また、企業進出の本社が菊陽町になると法人住民税はどうかの質問に、法人住民税の納

税義務は事務所等の所在する市町村で発生し、法人税の割合から成る法人税割と、資本金等の額や町内の従業員数から成る均等割がある。菊陽町に工場があり従業員が存在すると、本社の位置にかかわらず、法人住民税の法人税割は従業員で案分され、本町に納付されるとのことでございました。

それから、管財係です。

公用車の車検や点検等、自賠責保険の依頼方法はどのようにしているのかの質問に、町内で営業している業者に車検と自賠責保険を合わせて依頼をしているとのことでございました。

それと、総合政策課の地域振興係でございます。

ふるさと納税寄附金は本町で作られている農産品や農産加工品を返礼品とすることが本来の在り方ではないのかの質問に、現在、約480品目の登録があり、その半数以上が農産品や農産加工品である。地場産品の基準に従って町で作られているものを返礼品としている。また、ソニーのカメラであれば何でもいいというわけではない。本町にある工場で生産されているイメージセンサーが使われているカメラのみを返礼品として取り扱っているということでもございました。

次に、会計課です。

窓口払い、口座振替、コンビニ納付等の割合はどのようにしているのかの質問に、令和4年度の実績は、窓口収納が7万5,405件、口座振替が5万7,101件、コンビニ収納が4万8,936件となっている。納付方法の傾向としては、令和2年にコンビニ収納が開始されて以降は、窓口での件数が14万件弱から約8万件近くに減り、コンビニの納付は年々増加傾向にあるということでもございました。

それから、議会事務局です。

議会にタブレット端末を導入したことにより事務局の業務はようになったのかの質問に、各種案内通知や研修資料等をSide Booksに掲載するためのファイルの変換や入替え等、複雑な処理が必要である。しかし、議案等、大量に紙を使っていたものが、9月議会では議員はほとんど紙を使わずにSide Booksにファイルとして掲載したため、かなりのペーパーレス化の効果があった。今後は執行部もタブレット端末を導入するため、議会の際の議案のペーパーレス化には大きな効果があると思われるという回答でもございました。

それから、危機管理防災課の消防交通係です。

防犯カメラの使用料はどこに支出しているのかの質問に、現在、光の森駅、三里木駅、原水駅に設置しており、株式会社キューネットへ使用料を支払っている。また、区や事業所が申請して設置された防犯カメラは町内に何か所あるかの問いに、設置台数は約30か所、50台であるとのことでございました。

それから、交通指導員は現在何人いるのか、どのような課題があるのかの質問に、交通指導員は現在15名である。課題としては高齢化である。令和4年度の交通指導員の平均年齢は75.5歳で、定年は定めていないということでもございました。

免許証返納に伴うタクシー利用券の実績について質問がありました。タクシー利用券は、500円と100円券があり、合計で6,673枚が使用されており、令和4年度に使用された合計額は184万900円となっているということでした。

次に、防災安全係です。

自主防災組織が設立されていない地域は何地域あるのかの質問に、64行政区のうち52団体が設置され、12行政区が設置されていないとのことでした。

空き家対策について、空き家は何件で、どう対策していくのかの質問に、町内の空き家件数については153件、対策は菊陽町空家等対策計画に沿って進めているということでした。

それから、総務課の総務法制係です。

自治会長が町議員を兼ねることは可能かの質問がありました。回答としては、法律上は可能であるということでした。

税務課です。

町たばこ税が3億7,000万円ほどあるが、ここ数年の増減はの質問に、昨年より3,500万円ほど増えている。この数年は増加傾向にあるということでした。

また、固定資産税の個人と法人の割合についての質問に、個人が35%、法人が65%ということでした。

それから、町民課です。

マイナンバーカードの交付率と外国籍人口についての質問がありました。8月末現在で、マイナンバーカードが76.1%、外国籍人口が709人ということでした。

マイナンバーカードの取得について、来庁できない高齢者等にはどう対応しているのかの質問に、代理交付の方法があり、代理人と申請者の本人確認書類と、入院、入所している施設長から来庁できない理由を示した証明書を作成してもらい、交付をしているということでした。

西部町民センターです。

9月6日、西部町民センター付近で火災の誤報があったが、同センターの夜間における緊急連絡体制はどうなっているのかの質問がございました。非常事態が発生した場合、西部町民センター長に連絡することになっている。重大な事案が発生した場合には西部町民センター長から西部町民センター所長に連絡する体制を取っているということでした。

それから、環境生活課です。

菊陽の赤ごみ袋が非常に弱い、庭の枝とか草とかを入れて出すとすぐに破れる、苦情はないのかの質問に、苦情等はあまりあってない。ただ、熊本市や益城町などの情報も得ながら、今後、詳細も考えていく。ただ、金額にも反映されていくものと思われるということでした。

それから、2年前の一般質問で、生ごみの70%が水分を含んでいるということ、生ごみ処

理機の推奨を提案したが増えているのかの質問に、年々増えてきている。令和4年度の実績は17件で、37万5,400円の実績となっているということです。

それから、役場の前や光の森ゆめタウンの中にある段ボールや新聞の資源回収は町と関係があるのかの質問に、これは民間でやっている。町としては、このような業者さんがいると損をするという考え方になるが、違法ではないことから、私どもが周知を頑張ってリサイクル活動を積極的に推進する必要があると思っているとの回答でございました。

それから最後に、総合体育館の視察についての報告です。

メインアリーナ、サブアリーナ、大会議室合わせて850名収容できる菊陽町最大の指定避難場所である。駐車台数は300台、最終的には約400台に整備をするとのことでお話でございました。また、簡易トイレについては、今、設置中ということでございました。また、備蓄倉庫には、9月中旬に毛布、食料品などを完備する予定であるということでもございました。それから、周辺環境整備については、今後照明などの改善が図られていくと思うが、菊陽町のシンボルとして、町民の憩いの場、スポーツの拠点としての施設を誇らしく思い、10月6日のこけら落とし、12月4日の大相撲観戦を楽しみに委員は体育館を後にしました。

認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算のうち総務住民生活常任委員会に属する事項については、賛成多数で認定すべきものと決しました。

認定第2号令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で認定すべきものと決定をしました。

これで総務住民生活常任委員会に付託されました案件についての経過と報告を終わります。

なお、質疑については自席で答弁をいたします。

○議長（福島知雄さん） 総務住民生活常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 一般会計の反対討論を行います。

反対の理由は、1つは同和団体助成金の支出についてです。

任意の運動団体の支出は問題であるとしてこれまでも削減を求めてきましたが、変わらず支出がされており、問題だと思います。

2つ目は、マイナンバー関連事業への支出です。

マイナンバーカードについては、本人以外の公的給付金の受取口座の誤登録をはじめ、トラ

ブルは多方面で多数に及んでいます。個人情報漏えいという重大な問題が起きています。さらに、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化するという方向が出されていますが、任意であるマイナンバーカードを普及させるための施策が行われていることも問題だと思います。

菊陽町は、T S M C の進出に伴い、交通渋滞が日常の生活に深刻な影響を及ぼしていること、また地下水の枯渇、汚染への懸念など問題が山積みしています。さらに、今後、第2工場の進出が予想される中、町民の安心・安全な暮らしを守るための施策が今後もっと必要になることを述べて反対討論とします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

上田茂政さん。

○15番（上田茂政さん） 小林久美子さんの同和助成金について、いつも言われますので、私も何も考えておりませんでした。この問題は百年って続いてきて、今も差別があるんですけども、学校関係なんかは特にあるんですけども、一般の大人の方、そしてまた同和問題ではなくて全ての方々のためにも、この助成金、その他のことはぜひ必要と思い、私はこの認定第1号に対しまして賛成討論といたします。よろしくをお願いします。

○議長（福島知雄さん） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第1号令和4年度菊陽町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する各委員長報告は認定とするものです。この決算は各委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

認定第2号令和4年度菊陽町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 発議第8号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第2、発議第8号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、西本友春さん外3人の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本友春さん、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春さん） では、皆さんおはようございます。

発議第8号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書（案）の提出議案について説明をさせていただきます。

別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

提案理由を説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するためにも、また新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランスを全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

内閣官房が令和4年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業でも、その結果報告において、将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性があると明記されたところであるが、国におかれては早急に措置を講じることを求めます。

なお、質疑は自席にて行わせていただきます。各議員の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福島知雄さん） 起立多数です。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第9号 L G B T理解増進法の廃止を求める意見書（案）

○議長（福島知雄さん） 日程第3、発議第9号L G B T理解増進法の廃止を求める意見書（案）についてを議題とします。

この議案は、大久保輝さん外2人の議員から提出されました。

提出者を代表して、大久保輝さん、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保 輝さん） 発議第9号L G B T理解増進法の廃止を求める意見書（案）について、議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきます。

すみませんが、お手元の意見書案の本文の一番下の「廃案」というふうに書いておりますけれども、これ「廃止」の間違いでございますので、すみませんが訂正をお願いいたします。提案理由のほうも同じく「廃止」ですので、そのように提案理由のほうを述べさせていただきます。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるL G B T理解増進法は、拙速な法制化の進行により、価値観の押しつけに対する懸念や性犯罪の増加に対する不安、スポーツ界におけるジェンダー問題など諸外国が直面してきた社会的混乱が日本でも生じるのではないかという社会的不安が広がっています。

私は、憲法14条の法の下での平等により、あらゆる差別に対応できると思っておりますので、このように社会的少数者に対してそれぞれの理解を増進する法律をつくって対応しようとする、今後切りがなく、社会が様々な場面で分断されてしまうことが多くなるというふうを考えております。

また、L G B Tと一くくりに言っておりますけれども、Tで表されているトランスジェンダーの方については外面的に分かりにくいということが問題となっています。L G Bにつきましても、誰を好きになるのかということで、それは自由であり、何の問題もないと思いますが、トランスジェンダーの方については、体は男性なのに心は女性であるというふうに言われても、他者にはその内面は分からないわけです。そして、このような見分けがつかない中で、海外では女性や子どもが性犯罪などに巻き込まれていることが起こっており、このようなことへの議論がまだ不十分であるというふうを考えております。

また、ほかにもこの法律はL G B Tに関する課題が抱える多くの論点について慎重な検討が欠けており、このまま運用されていけば、法律の趣旨から逸脱した過剰な主張や要求が広まって社会の混乱を引き起こす可能性が懸念されています。

大きな価値観につながる理念法を制定するのであれば、慎重に時間をかけて練り上げ、国民に対する十分な説明を行い、女性の権利侵害などの懸念、危惧に正面から応えとともに、国民的な合意を得る必要があると考えます。

よって、政府及び国会に対し、いわゆるLGBT理解増進法について廃止するよう強く要望し、意見書を提出させていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

質問は自席にて対応させていただきます。

○議長（福島知雄さん） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

馬場功世さん。

○4番（馬場功世さん） この法律に対する廃止ということで求められていますが、今の法律自体は不足している部分があるということを趣旨にしてこれを廃止するのか、あるいはこの増進法自体に異議を唱えて廃止を言われているのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（福島知雄さん） 大久保輝さん。

○7番（大久保 輝さん） 私は、この法律自体がまだ議論が十分に行われていない状態で成立したという、この過程が一番問題であるというふうに思っております、この法案の廃止を求めております。

以上です。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福島知雄さん） 起立少数です。したがって、発議第9号は否決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議員派遣について

○議長（福島知雄さん） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に配付のとおり議員派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については配付のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定されました議員派遣で、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄さん） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

すみません、しばらくお待ちください。すみません、暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄さん） すみません、再開します。

発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いますということで、起立少数でした。

したがって、発議第9号は否決と決定されました。

(「議長言わんだつたろ」の声あり)

言いましたよ、はい。

(「否決って言うたよ」の声あり)

じゃあ、次に進めます。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について**

○議長（福島知雄さん） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題としま

す。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和5年第3回菊陽町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時1分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 大久保 輝

菊陽町議会議員 西 本 友 春

菊陽町議会会議録
令和5年第3回9月定例会

令和5年9月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話(代)(096) 232-2111
議会事務局TEL(096) 232-4919